

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 28 年 6 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1
証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線3021
FAX：03-5251-2151

○情報提供窓口 情報処理係 内線3091、3093
直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

（※一部のIP電話等からは03-3581-9909におかけください。）
FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

○メールマガジン配信サービス

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 28 年 6 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 28 年 6 月

証券取引等監視委員会

委 員 長 佐 渡 賢 一

目 次

【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 証券監視委の概要	4
第1 証券監視委	4
1 委員会	4
2 事務局	4
第2 地方の事務処理組織	4
第2章 監視活動の機能強化への横断的な取組みと今後の課題	6
第1 市場規律の強化に向けた取組み	6
1 証券監視委としての取組み	6
2 自主規制機関等との連携	7
3 関係当局等との連携	8
4 情報発信の強化	8
第2 市場監視体制の充実・強化	9
1 組織の充実	9
2 情報収集・分析能力の向上	10
3 監視を支えるシステムインフラの強化	10
4 市場監視の実効性向上に向けた証券監視委内横断的な取組み	10
第3 市場のグローバル化への対応に向けた取組み	12
1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視	12
2 体制整備及び人材育成	14
第4 建議	15
1 建議の目的及び権限	15
2 建議に基づき平成27年度に執られた措置	15
3 その他の措置	16
第5 今後の課題と取組み方針	16
第3章 市場分析審査	19
第1 概説	19
1 市場分析審査の目的	19
2 平成27年度における活動状況	19
第2 一般投資家等からの情報の受付	19
1 効果的な情報処理態勢の構築	19
2 情報提供件数増加のための対応等	20
3 情報の受付状況	21
4 情報の活用	21
5 今後の対応	22

6	証券監視委の職員を装った悪質な電話について	22
第3	市場動向分析	22
1	発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	22
2	市場構造の変化と市場動向分析	24
3	今後の対応	26
第4	取引審査	26
1	取引審査に係る重点的取組み	26
2	法令上の根拠	26
3	取引審査の実績	26
4	今後の対応	28
第5	関係機関との連携	28
1	財務局等との連携	28
2	自主規制機関との緊密な連携	28
第6	今後の課題と取組み方針	29
第4章	証券検査	31
第1	概説	31
1	証券検査の目的	31
2	証券検査の権限	31
3	平成27年度における活動状況	33
第2	証券検査基本方針及び証券検査基本計画	34
第3	検査実績	44
第4	検査結果の概要	46
1	第一種金融商品取引業者に対する検査	46
2	第二種金融商品取引業者に対する検査	46
3	投資助言・代理業者に対する検査	46
4	投資運用業者等に対する検査	47
5	金融商品仲介業者に対する検査	47
6	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	47
第5	証券検査の結果に基づく勧告等	47
1	第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	47
2	第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告	53
3	投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	53
4	金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告	54
5	適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表	55
第6	証券検査の結果認められたその他の主な問題点	61
1	第一種金融商品取引業者における問題点	61
2	第二種金融商品取引業者における問題点	62

3	投資助言・代理業者における問題点	62
4	投資運用業者における問題点	63
第7	無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	63
第8	今後の課題と取組み方針	65
第5章	取引調査	67
第1	概説	67
1	取引調査の目的	67
2	取引調査の権限	67
3	課徴金の対象となる行為及び課徴金額	67
4	平成27年度における活動状況	68
第2	取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	69
1	勧告の状況	69
2	勧告事案の概要	70
3	平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	80
第3	今後の課題と取組み方針	81
第6章	国際取引等調査	83
第1	概説	83
1	国際取引等調査の目的・権限等	83
2	平成27年度における活動状況	83
第2	国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	84
1	勧告の状況	84
2	勧告事案の概要	84
3	平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	85
第3	今後の課題と取組み方針	87
第7章	開示検査	88
第1	概説	88
1	開示検査の目的	88
2	開示検査の権限	88
3	開示検査結果に基づく勧告	89
4	平成27年度における活動状況	91
第2	開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等	92
1	勧告の状況	92
2	勧告事案の概要	92
3	平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	94
第3	開示検査の結果行われた自発的訂正等	94
第4	内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行った事例	95
第5	今後の課題と取組み方針	96

第8章 犯則事件の調査・告発	97
第1 概説	97
1 犯則事件の調査の目的	97
2 犯則事件の調査権限及び範囲等	97
3 平成27年度における活動状況	97
第2 犯則事件の調査・告発実績	97
1 告発の状況	97
2 告発事案の概要	98
第3 平成26年度以前の告発事案に係る判決等の概要	106
第4 今後の課題と取組み方針	110
おわりに	112

【附属資料】

1 証券監視委の組織・事務概要	117
1－1 組織及び事務概要	117
1－2 証券取引等の監視体制の概念図	120
1－3 証券監視委の機能強化	121
1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	122
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	123
1－6 機構図	124
1－7 組織・事務に係る法令の概要	126
1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	140
2－1 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	141
2－2 証券検査に関する基本指針	144
2－3 取引調査に関する基本指針	171
2－4 開示検査に関する基本指針	175
3 証券監視委の活動実績等	182
3－1 証券監視委の活動状況	182
3－2 市場分析審査実施状況	183
3－3 証券検査実施状況	186
3－4 励告等実施状況	194
3－5 申立て実施状況	300
3－6 告発実施状況	314
3－7 建議実施状況等	356
3－8 市場のグローバル化への対応状況	364
3－9 平成27年度 主な講演会等の開催状況	367
3－10 平成27年度 各種広報媒体への寄稿	369
4－1 一般投資家等からの情報の受付について ～皆様からの情報提供が、市場を守ります！～	372
4－2 年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～	373
4－3 証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	375
4－4 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての最近の事例	377

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「金融商品取引法」に改題）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
保 証 金 府 令	金融商品取引法第百六十二条に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令第 75 号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第8期体制は、平成25年12月に発足し、平成26年1月に、当期の中長期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。附属資料2-1参照）を公表しました。この活動方針では、「機動性・戦略性の高い市場監視」、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」及び「市場規律の強化に向けた取組み」の3つの基本的な考え方に基づき、重点施策として、①情報力に支えられた機動的な市場監視、②重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施、④不公正取引等に対する課徴金制度の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応、⑦情報発信の充実、⑧自主規制機関等との連携の8つの項目を掲げ、引き続き実効性のある効率的な市場監視に取り組んでいるところです。

1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、平成27事務年度金融行政方針を踏まえ、与えられた権限・人的資源を戦略的に活用し、以下のとおり市場監視に取り組みました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みを促進するため、市場参加者との対話を強化し、市場への情報発信を引き続き積極的に行っていました。また、首都圏以外では初めて近畿財務局で証券取引等監視委員会を開催し、あわせて近畿に所在する関係機関と意見交換を行うなどプレゼンスを高めることで証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上に努めました。各種広報媒体への寄稿のほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識等のタイムリーな発信を行っておりますが、告発・勧告した事案について、それらの意義・特徴や発生原因等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めました。

日常的な市場監視については、引き続き、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、アルゴリズム取引等のIT技術を駆使した取引に係る実態把握等の取組みを進めました。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為等の問題が把握された場合には、証券監視委内の担当部門において調査・検査を行い、行政処分を求める勧告や刑事告発等につなげました。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、社債の販売を継続していた問題、アナリストが取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた問題、適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドに対する適格機関投資家としての出資が、実質的に当該届出業者の負担により実態のない出資となっていた問題等が認められました。また、投資助言・代理業者については、顧客に対し特別の利益を提供する問題や、無登録で投資一任業を行っている状況等の問題等が認められ、金融商品仲介業者については、金融商品仲介業以外の業務で取得した法人関係情報を利用して顧客に勧誘する問題等が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為等が認められた金融商品取引業者に対して行政処分を求める勧告を行いました。

さらに、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行ったり、無登録で株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎを行うなど金商法違反行為が認められた者に対して、金商法第192条に基づく違法行為の禁止・停止命令の裁判所への申立てを行いました。また、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行ってファンドを勧誘する行為といった法令違反行為のほか、出資・運用のずさんな管理、他のファンドへの配当・償還金や当社の経費にファンド出資金を流用するなど投資者保護上問題のある状況が認められたことから、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、内部者取引、相場操縦及び偽計に関し、勧告を行いました。新たに、会社関係者が第三者に利益を得させる目的をもって重要事実や公開買付けの実施に関する情報を伝達していた行為に対し情報伝達行為に係る規制を適用して課徴金納付命令の勧告を行ったほか、P T S（私設取引システム）を利用して相場操縦を行っていた事案、上場維持のために株価を高値形成させた偽計事案についてそれぞれ勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した海外投資家による不公正取引に関しては、契約の締結交渉に際し、重要事実を知った海外の個人投資家による内部者取引や、海外の機関投資家が取引所市場とP T Sの稼動時間の差異等を利用し、両市場を跨る形で相場操縦を行った事案や、高値に約定させる意思のない売り注文を発注するなどして、株価を下げた上で買い戻しをするなどして相場操縦を行った事案について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進め、課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、大幅な業績下落からの回復を急ぐ余り、利益の前倒しや費用の繰延べ、引当金の過少計上等の手法を用いた不適正な会計処理が広範に継続されていた事案や、有価証券届出書における記述部分に虚偽記載が行われた事案等について、課徴金納付命令勧告を行いました。

また、機動的な開示検査の実施のため、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目した情報収集・分析を開始したほか、虚偽記載等を行った上場企業等に対しては、早期の自発的な訂正を促すことに加えて、事案の内容に応じ、その根本原因を究明し、適正な開示体制を確立するよう促すなどの取組みを強化しました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、市場全体に目を向け、幅広く、悪質な犯罪行為を摘発しました。

具体的な事例としては、上場企業の代表取締役及び取締役が、自分たちが保有する同社の株券を売却して利益を得ようと考へ、売上高及び経常利益等を上方修正する旨の虚偽の内容を含むIR情報を公表するとともに、この虚偽に更に別の虚偽を加えた内容の有価証券報告書を提出したという事案について、偽計と虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で告発しました。なお、本件に関連し、告発した犯則行為以外の事実について、同社と取引のあった会社の実質経営者が詐欺罪等や関税法等違反でも起訴されており、経済事件としての広がりがみられました。

また、個人の投資家らが、2銘柄の上場株式について、ウェブサイトに虚偽の文章を掲載し、不特定かつ多数の者が閲覧可能な状態にさせて、株価を上昇させ、保有している同銘柄の株式を大量に売却したという事案では、風説の流布及び偽計とこの2銘柄の大量保有報告書の不提出の嫌疑で告発しました。その内の1銘柄については、立会時間の開始前に大量の成行買い注文等を発注して株価を上昇させる等の相場操縦を行った嫌疑でも告発しています。

さらに、上場企業の代表取締役が、当該企業の純資産額の大半を架空資産により計上していた事案について、警察と連携しつつ調査を進め、虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で告発しました。

市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた「金融商品取引法における課徴金事例集」（不公正取引編及び開示規制違反編）を平成27年8月に公表しました。

2 今後の課題と取組み方針

以上のとおり、証券監視委はこの一年実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。

一方、金商法の累次の改正やITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展等、我が国市場はダイナミックに変化しており、市場監視もこのような変化に適切に対応していく必要があります。IT技術の発展に伴いアルゴリズム取引などの新しい手法が増加、インサイダー取引に関する重要事実も多様化しており、上場企業の開示規制違反に関しては、日本を代表するグローバルな上場企業で大規模な不適正会計事案が発覚し、グローバル化に対応した企業の海外子会社の管理態勢の不備等に起因する事例などもみられます。

このような現状から、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視を強化、事案の多様化、複雑化、巧妙化に対応するため、検査・調査手法の一層の向上、また、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性等の検証を実施していく必要があります。

金融商品取引業者等に対する検査においては、多様な金融商品取引業者等の業態、顧客及び複雑化・多様化する金融商品・取引それぞれの特性を踏まえ、リスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。

加えて、クロスボーダー取引による違反行為に対しては、海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引にも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、引き続き、こうした課題に適切に対応し、より実効性のある効率的な市場監視を行い、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者保護の確保に取り組んでいきます。

第1章 証券監視委の概要

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成25年12月13日から第8期目に入っています。委員長に佐渡賢一、委員には吉田正之及び園マリがそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成27年度4人、平成28年度4人）が認められ、平成28年度末で合計411人の体制となっている。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注1）平成19年7月1日に、従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、総務検査課及び特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に拡充され、さらに平成23年7月1日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の6課体制に拡充された。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が

設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成 27 年度 11 人、平成 28 年度 10 人）が認められ、この結果、平成 28 年度末の定員は、合計で 352 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任（注）を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の収取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 監視活動の機能強化への横断的な取組みと今後の課題

第1 市場規律の強化に向けた取組み

1 証券監視委としての取組み

(1) 証券取引等監視委員会の開催

証券取引等監視委員会は、委員長・両委員及び事務局長以下の事務局幹部が出席し、原則として毎週火曜日、金曜日に開催しており、平成27年度においては、合計82回開催された。委員会においては、主に、金融商品取引業者等に対する検査、インサイダー取引や相場操縦といった不公正取引に対する調査、上場会社のディスクロージャー違反等に対する開示検査、市場における悪質な犯則行為に対する刑事告発等について審議を行っており、平成27年度においては、

- | | |
|---------------------------|-----|
| ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告 | 18件 |
| ・無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て | 3件 |
| ・不公正取引に係る課徴金納付命令勧告 | 35件 |
| ・開示規制違反に係る課徴金納付命令等の勧告 | 6件 |
| ・刑事告発 | 8件 |

を行ったところである。また、上記審議の他、最近の金融・資本市場における課題や国際的な金融・資本市場の動向、規制当局の動向、その時々に応じたトピック等に関する報告を受け、議論を行うことにより、委員会の議論の活性化を図っている。

(2) 市場関係者等との意見交換の実施

国内外を含めた現在の金融・資本市場を取り巻く環境について幅広く情報を収集・把握し、今後証券監視委が活動していくための参考とする観点から、金融に関連する分野を中心とした各分野のアナリスト等から、最近の我が国金融・資本市場を巡る動向や海外金融・資本市場の状況、資源エネルギー価格の下落に伴う各セクターの動向やリスク要因等について、ヒアリングを行うと共に、意見交換を行った。

また、平成28年1月に日本銀行が導入したマイナス金利政策に関して、マイナス金利が金融・資本市場や証券会社をはじめとした金融商品取引業者に与える影響等について、市場関係者からヒアリングを行った。これらの活動を通じて、証券監視委における、現在の金融・資本市場の動向等に対する現状認識が深まったものと考えられる。

(3) 証券会社等からのヒアリング

大手証券会社を中心として、各証券会社の社長等を委員会に招き、内外の証券市場に関するリスク認識や最近のビジネス上の優先課題、経営戦略、今後の課題等（個別の検査・調査に関する内容を除く）について直接ヒアリングを行った。

これらの活動を通じて、各証券会社が置かれている現在の状況、それに対する社長等の認識や今後の課題について相互に共有することにより、今後の証券監視委の活動に寄与したものと考えられる。

(4) 近畿財務局における証券取引等監視委員会の開催

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向け、市場規律の強化を図っていく上で、証券監視委が市場を「監視していること」について市場参加者の認識度を高めていくことは重要である。また、無登録業者の全国的な広がりや、インターネットの普及により不公

正取引が全国的に起こりうる状況を鑑みると、全国的に証券監視委のプレゼンスを高めていく必要がある。

こうした観点から、証券監視委は、これまでにも不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、日本証券業協会の全国の地方地区協会や、取引所等での講演等を通じて、市場参加者に対して証券監視委が有する問題意識の浸透に努めてきたところであるが、証券監視委の更なるプレゼンスの向上を目的として、平成 27 年 11 月 6 日に、近畿財務局において、首都圏以外では初となる証券取引等監視委員会を開催した。

併せて、大阪高検・地検、大阪国税局、大阪府警、大阪弁護士会及び日本公認会計士協会近畿会等、近畿に所在する関係機関を訪問し、意見交換を実施するなど、関係機関との連携強化を図るとともに、問題意識の共有を行った。

また、これら取組みについての趣旨や、証券監視委の業務の概要について、同日、近畿財務局において地元記者向けに記者レクを実施することにより、近畿地区に在住する投資家等に対して、証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上を図った。

引き続きこれら取組みを通じて、証券監視委が「監視していること」についての認識度の向上を図っていく。平成 28 年 6 月には、東海財務局にて開催予定である。

2 自主規制機関等との連携

(1) 投資者保護に係る連携対象の拡大

投資者保護を図るためにには、違法行為の未然防止が最も効果的であり、自主規制機関を含む市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化を通じて、こうした効果が得られるよう、証券監視委は市場関係者との対話・認識の共有をプロアクティブに実施している。

こうした取組みの一環として、証券監視委は、これまでにも自主規制機関等の市場関係者と日常的な情報交換や定期的な意見交換を実施するなど、緊密な連携を図ってきたところであるが、平成 27 年度において、更なる連携対象の拡大に努めるなど、より幅広い市場関係者との連携強化を図っているところである。

具体的には、平成 27 年度には、上場企業による不適切な会計処理に伴う有価証券報告書等の虚偽記載等の根本原因として、監査役監査機能を含むコーポレート・ガバナンスの問題が考えられることから、日本監査役協会と意見交換等を実施したほか、証券監視委が行う監視活動に関する各分野に知見を有する弁護士と意見交換等を実施するなど、投資者保護等の観点から、広く市場関係者との問題意識や情報の共有に努めているところである。

(2) 自主規制機関との連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向けて一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関から定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、広範なテーマについて意見交換会を開催している。

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修

を実施しており、証券監視委はこれらの研修に講師として職員を派遣している。また、証券監視委の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の共有化を図るため、自主規制機関の職員が参加している。

(3) 日本取引所における証券取引等監視委員会の開催

上記のとおり、証券監視委と自主規制機関とはこれまで緊密な連携を図ってきたところであるが、こうした連携を更に密にするため、上記の取組みに加え、平成27年11月27日には、外部機関においては初となる証券取引等監視委員会を、日本取引所において開催した。当該委員会では、日本取引所自主規制法人と意見交換を実施し、同法人の活動状況の報告を受けるとともに、市場監視に係る双方の問題意識や情報の共有を行った。

こうした取組みは、証券監視委と自主規制機関との対話・認識の共有を促進し、自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化に資するものと考えられることから、今後、他の自主規制機関等においても委員会の開催を検討し、市場関係者とのより緊密な連携体制を構築していく。

3 関係当局等との連携

(1) 金融庁、財務局監視官部門等関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、わが国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委と金融庁は、日常的な意見交換のほか、種々の機会を通じ、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有している。また、証券監視委は市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の証券取引等監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行している。証券監視委では、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催しているほか、証券監視委内各課室レベルにおいても、日常的な情報交換や定期的な意見交換等を行っている。

(2) 関係当局との連携の拡大・深化

証券監視委は、検査等により、詐欺的な金融商品の販売を行う無登録業者等、悪質な業者が判明した場合や、偽計事案等の調査において反社会的勢力の存在が窺われる場合は、警察当局と情報共有を行う等連携して対応している（なお、金融商品に係る悪質・詐欺的な勧誘については、消費者庁とも情報共有を行っている）。また、犯則事件に係る告発先である検察当局と日々連携して調査等を行っているほか、税務当局とも意見交換を行うなど関係強化に努めている。

これら関係当局とは、これまでも、日常的な情報交換や、意見交換会の実施などにより、連携を図ってきたが、平成27年度においては、これら関係当局内のより多くの部局と意見交換を実施するなど、連携の拡大・深化を図り、幅広い観点からの問題意識の共有・情報交換等とともに、調査に関するノウハウの共有に努めた。

また、証券監視委幹部や職員が地方出張を行う場合などを活用し、各地域の検察庁、国税局、都道府県警察等と、幹部レベル又は実務者レベルでの意見交換の実施に努めている。

4 情報発信の強化

(1) 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、違反行為の未然防止に資する観点から事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、事案の意義・特徴や発生原因等を分かりやすく説明することで、事案の正確な理解と報道を促し効果的な情報発信に努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応している。

また、28年3月には証券監視委パンフレットについて、メッセージの明確化を図り、利用者に届きやすい内容となるよう構成・内容について大幅な見直しを行った。

(2) ウェブサイトの充実

証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに発信し、証券監視委の監視活動に関する市場参加者の理解の向上に努めている。また、「メール配信サービス」として、ウェブサイトに新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報（新着情報）を配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」（＊）を毎月配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成27年度末時点における登録数は約4,400件となっている。

当該メルマガについては、勧告・告発した事案について、それらの意義・特徴や発生原因等を盛り込み、事案の内容や問題点等が的確に伝わるよう広報内容の拡充に努めた。

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、その掲載に努めている。

（＊）証券監視委メールマガジン <http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>

第2 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初は総務検査課及び特別調査課の2課体制であったが、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に伴い、証券監視委の有する機能毎に6課に体制を拡充するなど組織の充実を図っている。

平成28年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の強化及びクロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引事案に対する審判・訴訟対応体制の整備について増員要求を行った結果、4人の増員が認められ、証券監視委の平成28年度末の定員は411人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の整備として10人の増員が認められ、平成28年度末の定員は352人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で763人となっている。

(2) 民間専門家等の採用を通じた市場監視機能の強化

証券監視委は、平成27年度において、効果的な市場監視及び職員の専門性向上を図る観点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計8名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の

採用は、平成 12 年から実施しており、平成 27 年度末現在 109 名が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システムの活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成 5 年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な情報システムである。インサイダー取引、相場操縦等審査の基礎資料の作成や証券会社検査に係る資料作成、有価証券報告書等の財務内容の分析、一般から寄せられる各種証券取引情報の迅速な処理など、業務の効率化に寄与している。

なお、証券総合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 28 日付金融庁行政情報化推進会議決定)に基づき、その機能を平成 27 年 3 月に金融庁業務支援統合システムへ統合した。今後も引き続き、サブシステムとして有効に活用していくこととしており、平成 27 年度においては、平成 27 年 9 月に稼動を開始した東京証券取引所の新株式売買システムから出力されるデータを取り込み可能とする改修や、HFT (High Frequency Trading) への対応強化として取引審査機能の追加開発を行った。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについて OJT や研修等を実施しているほか、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義を行うなど、職員の資質向上に努めている。具体的には、職員の視野を広げることを目的として、アナリストや機関投資家の視点に立った市場情報の収集及び分析手法に関する講義や、検査・調査等の対象者からより正確な情報を引き出す対話能力向上のための研修などを実施した。

さらに、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、取引の高速化等の新たな状況に的確に対応するため、職員に対し新たな金融商品・取引やクロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法等の専門的な知識や技術を習得するための研修を実施している。

3 監視を支えるシステムインフラの強化

検査・調査における電磁的記録の保全・証拠化、分析技術の高度化を目的として、平成 20 年度よりデジタルフォレンジック技術の導入についての検討を開始し、平成 22 年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備した。平成 23 年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行うことで分析技術の高度化を図り、その後も、高度化、大容量化が進む IT 機器に対応するために資機材の追加調達を行っており、今後とも効果的な監視活動に向けて更なるシステム整備を図っていく予定である。

4 市場監視の実効性向上に向けた証券監視委内横断的な取組み

内外を取り巻く環境の変化に的確に対応し、実効性のある市場監視を行うため、証券監視委は、その重要課題について、プロジェクトチーム等の設置を含め、各課室横断的に議論・検討を行っている。具体的には、平成 27 年度においては、以下のような検討を行った。

(1) IT 技術の進展等への対応 (デジタルフォレンジック体制の強化、FinTech への対応)

IT 技術の進展に対応するため、証券監視委が行う検査・調査において、デジタルフォ

レンジック技術の活用は必要不可欠となっている。こうした中、より実効性のあるデジタルフォレンジックの活用に向け、平成 27 年度に設置された情報解析室を中心に、各課室横断的なプロジェクトチームを設置し、人材育成を含めたデジタルフォレンジック運用体制の強化や、システム環境の整備・高度化等について検討を行っている。

また、人工知能（A I）による投資アドバイスや資産運用、プログラムによる高速取引等、F i n T e c h の進展に伴う最先端の金融技術・手法の動向について、証券監視委内横断的に外部の市場関係者等から情報収集を行い、証券市場や市場仲介者等への潜在的な影響等について調査を行っている。

今後とも、F i n T e c h 等、I T 技術の進展に伴う市場構造の変化等を的確に見極め、証券監視委の行う市場監視について、柔軟な対応を行っていく。

(2) 企業不祥事における第三者委員会のあり方に係る検討

上場企業等において不祥事が発生した場合には、当該企業等から独立した委員で構成される第三者委員会が設置され、同委員会において、事実の解明や原因の究明等が行われる場合がある。第三者委員会については、その性格上、独立性・中立性・専門性等が求められるところ、そのあるべき姿を示すものとして、平成 22 年 7 月に日本弁護士連合会より、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が公表されている。

上場企業の不祥事は、当該上場企業の価値の毀損だけでなく、資本市場全体の信頼性にも影響を及ぼしかねないことから、不祥事発生時の第三者委員会による厳正な原因究明と、それを受けた上場企業による適切な再発防止策の策定等をより確かなものとするため、日本弁護士連合会のガイドラインに加え、更に採り得る対応策等について、証券監視委内の横断的な検討のほか、自主規制機関等関係者も交えて検討を行った。

なお、上場企業による不祥事への対応については、平成 28 年 2 月 24 日付で、日本取引所自主規制法人より、「上場会社における不祥事対応のプリンシブル～確かな企業価値の再生のために～」が公表され、不祥事に直面した上場会社に強く期待される対応や行動に関する 4 つの原則（プリンシブル）が示されている。証券監視委としても、市場の公正性・透明性の確保のため、当該プリンシブルを念頭に置きながら市場監視活動を行っていく。

(3) 訴訟等への対応

課徴金納付命令決定に対する取消し訴訟や情報公開請求等に対して、証券監視委として整合的で一貫性のある対応を図るため、証券監視委内の法曹関係者を中心とした連絡協議会を設け、個別の訴訟等に関する問題意識や情報の共有のほか、証券監視委内横断的に検討すべき事項について、法曹関係者の視点から議論を行う場として、機動的に活動している。

(4) 偽計・開示事案発見のための実効的な監視体制の整備に係る検討

不公正ファイナンス等の偽計事案や開示書類の虚偽記載等の事案を迅速かつ効率的に発見し、適切な対応を行うためには、発行市場に対する実効的な監視が重要である。こうした観点から、証券監視委内の関係各課室において横断的なプロジェクトチームを設置し、偽計や開示事案の効率的な発見のための体制のあり方等について検討を行った。

当該検討を踏まえ、偽計や開示事案の発見に当たっては、個別企業の開示内容や各種情報を分析し、問題を抽出するというアプローチに加え、経済情勢や経営環境の変化による企業への影響等を分析し、問題のある企業を抽出するというマクロ的観点からのアプローチも有用であるため、当該マクロ的観点からのアプローチを効果的に実施するべく、体制の強化等について検討を行っている。

(5) 証券監視委内横断的な情報活用等

以上のほか、金融・資本市場における反社会的勢力等やマネー・ローンダリングへの対応について、各課室横断的な検討チームを設置し、情報共有等に努めているほか、金融商品取引業者を含めた上場企業等のコーポレート・ガバナンスの状況等の把握を行うための検討チームを設置し、金融商品取引業者等の内部監査担当役員等と証券監視委幹部との面会時に得られた情報等の蓄積に努めるなど、様々なチャネルを通じて得られる情報を総合的に管理・分析するとともに、市場における問題を前広に把握し、機動的な市場監視に努めている。

第3 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成26年1月に策定した第8期活動方針において、基本的な考え方の柱の1つとして、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、その中で、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成、海外当局とのネットワークの強化を図っていくとしたところである。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券規制当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

(1) 証券監督者国際機構（IOSCO）における活動

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から210機関が加盟している（うち普通会員126、準会員20、協力会員64）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：わが国からは金融庁が普通会員として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップ等が集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、わが国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。平成27年6月に、ロンドンにおいて年次総会が開催され、証券監視委からは吉田委員及び事務局職員が参加し、世界各国各地域の証券規制当局が集うこの機会を捉え、主要な証券監視当局と個別に意見交換を行った。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から委員や事務局幹部が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会（Policy Committee）等が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会（C4：Committee 4）に参加している。

C 4 では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成 27 年度は、不公正取引に対する各国の制裁制度の中で信頼できる抑止力となる要素や、情報交換に関して非協力的な国・地域の当局との対話に係る議論が行われた。また、証券市場におけるサイバー犯罪等最近の動向について情報収集を行い、法執行上の課題を探っている。また、各会合において、各国より規制・法執行上の最近の動向について紹介がなされ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

証券監視委は、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み (MMOU : Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and the Exchange of Information) へ署名を申請した当局により IOSCO 事務局に提出された申請書類の審査等を行う審査グループ (SG : Screening Group) にも参加している。SGにおいては、MMOUが採択されてから 10 年以上が経過し、市場の状況も変化していることから、平成 25 年 5 月より、MMOU の機能強化に係る検討も行っている。

(2) 情報交換枠組みの活用

① 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為への対応において、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠となっている。海外証券規制当局との情報交換の枠組みの構築については、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会 (CSRC)、シンガポール通貨監督庁 (MAS)、米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC)、豪州証券投資委員会 (ASIC)、香港証券先物委員会 (SFC) 並びにニュージーランド証券委員会 (SC) (現・ニュージーランド金融市場機構 (FMA)) との間で二国間の情報の交換枠組みが構築されている。

② MMOUについては、平成 17 年 4 月、IOSCO コロンボ総会において、IOSCO 加盟当局は遅くとも平成 22 年 1 月 1 日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する旨の公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成 22 年のモントリオール総会において、平成 25 年 1 月 1 日までに全ての IOSCO 加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められ、未署名当局に対しては、IOSCO が署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置が取られた。平成 25 年 9 月からは、未署名当局の代表者が代表理事会メンバー、地域委員会委員長、政策委員会の議長・副議長といった重要な役職に就くことについての制限、平成 26 年 3 月以降は、すでに上記役職にある未署名当局の代表者に対する辞任の要求、同年 6 月からは未署名当局の各政策委員会への参加の停止、同年 9 月からは未署名当局の議決権の停止等、段階的な措置が取られることになっている。

なお、平成 28 年 3 月までにMMOUに署名を行った当局 (A 署名) 数は 109、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局 (B 署名) 数は 17 となっている。

わが国においても、金融庁が平成 18 年 5 月に IOSCO に署名を申請し、SG での審査を受けた後、平成 20 年 2 月にMMOUへの署名が承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通して、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となった。

③ 平成 27 年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、わが国市場に

おけるクロスボーダーの違反行為及び不公正取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った。その主なものは以下のとおり。

○ 内部者取引（2件）

海外に居住する個人投資家が、契約締結交渉に際して重要事実等を知り、内部者取引に及んだ事案について勧告している。具体的には、①株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員である海外在住の個人が、同社との契約締結交渉に際し、同社の業務執行決定機関が業務上の提携を行うことについての決定を行った旨の重要事実を知りながら、同社株式の取引を行った事案、②海外に居住する個人投資家が、株式会社ゲームオン株式の公開買付者との契約締結交渉に際し、同公開買付者が同株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、同株式を買い付けた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-(1)、(2)参照）

○ 相場操縦（2件）

英國領ケイマン諸島に登記住所を置くEvo Investment Advisors Ltd. 及びオーストラリア連邦籍のBlue Sky Capital Management Pty Ltdが、日本の証券市場に上場する事業会社の株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-(3)、(4)参照）

○ 有価証券報告書等の虚偽記載（1件）

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループが海外の霊園事業を取得するに当たり、当該霊園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした有価証券報告書等を提出し、また、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第7章第2-2①参照）

④ 以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料3-8参照）。

(3) 意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成27年10月にシドニーで開催された、アジアの市場監視当局が実務レベルの諸問題について意見交換を行うアジア太平洋市場監視当局者対話に参加した。また、米国・欧州・アジアの海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

2 体制整備及び人材育成

(1) 市場のグローバル化に対応した体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）を新設したほか、各課に、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、

情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年、わが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきた。さらに、平成28年4月には、上記の状況の中、審判・訴訟対応体制の整備として証券調査審理官の設置を予定している。

(2) 海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国金融サービス機構(FSA)(現:英国金融行為監督機構(FCA))、香港SFC、タイ証券取引委員会及びシンガポールMASに対して職員を派遣してきた。また、IOSCOや各国当局が主催する短期研修にも、職員を積極的に派遣してきた。

加えて、平成26年4月に金融庁に設置されたアジア金融連携センター(AFPAC:Asia Financial Partnership Center)に招聘されたアジア諸国等の金融当局者に対し、証券市場の監視や不公正取引の調査等に係る研修を継続的に提供している。

こうした海外当局への職員派遣及び海外当局職員との意見交換等、さらには幹部レベル職員の海外当局訪問等を通じ、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めているところである。

第4 建 議

1 建議の目的及び権限

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

なお、証券監視委では、平成4年の発足以来、平成27年度までに24件の建議を行っている(附属資料3-7参照)。

2 建議に基づき平成27年度に執られた措置

- 適格機関投資家等特例業務に関する特例に係る建議(平成26年度実施)に対する措置
集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適

格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、検査において、顧客に対する虚偽の告知、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用、出資金の流用・使途不明など、多数の金商法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。こうしたことから、平成26年度に、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある旨の建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面交付や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年6月3日に公布、平成28年3月1日に施行された。

3 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないものについても、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

第5 今後の課題と取組み方針

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、証券監視委は全体として以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1) 組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、違法行為の手法が多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く環境は大きく変化していることから、証券監視委は、監視手法の多面的・複線的活用による機動的な市場監視の実施、市場のグローバル化への対応、不公正取引等に対する厳正かつ適切な対応、市場規律の強化、IT技術の進展等への対応、根本原因を追究するための検査・調査の高度化といった様々な課題に取り組む必要がある。

こうした状況の変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実が必要となるとともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き、必要な人員の能力・育成方針を吟味したうえで、幹部主導の戦略的研修の継続的な実施、他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等を行っていく。また、海外証券規制当局や国際機関の行う短期研修への職員の派遣や部内研修の強化等を通して、国際的な事案に対する対応力を備えた人材の育成を一層進めていく。

(2) 情報収集・分析能力の拡大

IT技術の発展に伴いアルゴリズム取引などの新しい手法が増加、インサイダー取引に関する重要事実も多様化しており、上場企業の開示規制違反に関しては、日本を代表するグローバルな上場企業で大規模な不適正会計事案が発覚し、グローバル化に対応した企業の海外子会社の管理態勢の不備等に起因する事例なども見られる。

このような現状から、マクロ経済情報の収集・分析を踏まえた、フォワードルッキングな観点からの市場監視を強化、事案の多様化、複雑化、巧妙化に対応するため、検査・調査手法の一層の向上、また、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開

示の適正性等の検証を実施していく。さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

加えて、情報解析室を中心として、デジタルフォレンジックの運用体制を強化し、より迅速・効率的な調査・検査を実施していくなど、IT技術の進展に伴う市場構造の変化等を的確に見極め、証券監視委の行う市場監視について、柔軟な対応を行っていく。

クロスボーダー取引による不公正取引に関しては、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、海外証券規制当局を通して、積極的に情報収集を行い、効果的な対応を行う。

(3) 情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不公正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を充実強化していく。事案の意義・特徴や発生原因等を分かりやすく説明することで、事案の正確な理解と報道を促し、違反行為の未然防止に資するよう効果的な情報発信に努める。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、積極的に金融庁や自主規制機関に伝え、市場ルールの改善に向けた貢献を行う。

(4) 関係当局等との一層の連携

詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な業者や無登録業者は全国的に広がっており、また、ネット取引の進展により証券取引に係る地域的制約が解消され、不公正取引の地域的な広がりへの対応も必要となっている中で、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある市場監視を証券監視委・財務局等全体として実施していく必要がある。このため、これまで財務局等とは日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図ってきたが、今後は複数の財務局をまたがる案件等において、より一層緊密に連携してその総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいくとともに、金融庁、自主規制機関及び関係当局とも更に連携を強化し、積極的に情報交換等を行うことにより、問題意識の共有を図り、総体としての市場監視活動の強化に取り組んでいく必要がある。

海外当局との連携に関しては、国際会議等における当局間の意見交換等に積極的に参加するとともに、証券監視委の活動に関する海外に向けた情報発信の充実を図る等、国際的な協力関係の強化に努める。加えて、アジアを中心とした新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、証券検査や法執行のノウハウを提供する等、市場監視体制の整備を支援していく。

また、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に向けた市場規律の強化のため、首都圏以外での証券取引等監視委員会の開催等を検討するなど、引き続き証券監視委が市場を「監視していること」についての市場参加者の認識度の更なる向上を図っていく。

(5) 建議機能の積極的な活用

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握した問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることしたい。

第3章 市場分析審査

第1 概説

1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。

そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。これら情報受付、市場動向分析、取引審査の相互連携及び証券監視委各課との連携により、効果的な市場監視を行っている。

2 平成27年度における活動状況

金融・資本市場では、HFT（High Frequency Trading（高頻度取引））やアルゴリズム取引といったIT技術を駆使した取引による取引の複雑化・高度化の拡大、クロスボーダー取引等による市場のグローバル化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面している。このような状況に対応するため、市場分析審査課では、平成27年度、審査の質を確保しながらスピードアップを図るとともに、自主規制機関等及び財務局等との連携強化に取り組み、包括的かつ機動的な市場監視の実現に努めた。

具体的には、情報の入口担当として幅広く多数の情報を提供してもらうため情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを活用するなど、有用性の高い情報の収集に努めたところ、証券監視委発足以来最高となる7,758件の情報提供を受けた。また、HFT、アルゴリズム取引等の実態把握や東京証券取引所マザーズ市場に上場後10年経過した銘柄の市場選択に係る課題、新株予約権の第三者割当の現状分析など、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行った。

こうした情報をもとに、取引審査の一層の充実にも努め、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について、迅速に分析を行い、平成27年度には、計1,097件（価格形成95件、内部者取引992件、その他10件）の取引審査を行った。

第2 一般投資家等からの情報の受付

1 効果的な情報処理態勢の構築

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。一方で、提供された情報の中には内容に具体性が乏しく、

直ちに活用することが難しい情報も多数寄せられていることも課題として認識しており、一般投資家等が情報を提供しやすい環境づくりを含め、より効果的に情報を活用する態勢を構築するための対応策を検討しているところである。

2 情報提供件数増加のための対応等

証券監視委では、以下のとおり情報提供窓口を設置し、電話、文書、来訪、インターネット等の方法により情報を受け付けており、電話での受付けにおいては、平成26年10月より、遠方からの情報提供者の負担を考慮し、ナビダイヤル（全国一律料金）を導入し、利便性の向上を図っている（附属資料4-1参照）。

《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

直通電話：0570-00-3581（ナビダイヤル） ※一部のIP電話等は03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

また、有用な情報を多数寄せていただくために、各機関・団体等に対して証券監視委の情報収集の取組み内容をウェブサイト上に掲載していただくことを依頼するとともに、金融商品取引業者等に対しては、各ウェブサイト上に、証券監視委の情報提供窓口へのリンクを貼るよう依頼している。

さらに、情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットについては、一般投資家等の目に触れやすい場所や機関・団体等を選定し、当該機関等に対して配布しているほか、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を依頼している。

加えて、証券監視委では、前述のような一般的な情報のほか、以下のような情報の受付も実施している。

- ・ 年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている（附属資料4-2参照）。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

《年金運用ホットライン》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

[提供いただきたい情報の例]

- ①投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- ②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
- ③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
- ④契約や説明を遵守しない運用に関する情報

[情報提供に当たっての留意事項]

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

- ・ 公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料4－3参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしている。

公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3－2－1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話：03-3581-9854（注）

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

FAX：03-5251-2198

（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、FAX）により受け付けており、電話は相談用である。

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している。

また、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別の紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

3 情報の受付状況

証券監視委が平成27年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は7,758件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット5,510件、電話1,689件、文書451件、来訪32件、財務局等から回付を受けたものが76件となっており、全受付件数の7割強をインターネットが占めている（附属資料3－2－2参照）。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが5,448件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが441件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが1,032件、その他の意見等が837件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが3,147件と最も多く、風説の流布・偽計の疑いに関するものが80件、インサイダー取引の疑いに関するものが283件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものが191件、ファイナンスに関するものが13件、適時開示に関するものが47件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が38件、無断売買に関するものが36件など、多様な情報が寄せられている（附属資料3－2－3参照）。

4 情報の活用

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査したうえで速やかに関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、平成27年度から、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思わ

れる情報については、積極的に各取引所に対して情報提供を実施することとし、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

5 今後の対応

証券監視委においては、質の高い情報を提供していただくために、引き続き情報受付件数の増加を図るとともに、インターネットによる情報提供の割合が高まっていることを考慮し、今後、証券監視委ウェブサイト上の受付フォームについて、情報内容をより具体的に記載してもらうフォームにする等の改善を進める。

6 証券監視委の職員を装った悪質な電話について

金融庁と証券監視委では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から一般の方に対し、投資詐欺等に繋がる電話があった旨の複数の情報が寄せられていることから、ウェブサイトを通じて注意喚起を行っている。(附属資料4-4参照)。

なお、金融庁と証券監視委は、職員を装った悪質な電話について、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

第3 市場動向分析

1 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

国内市場においては、いわゆる「不公正ファイナンス」事案に対する監視を強化し、社内のガバナンスが著しく欠如している懸念のある上場企業に対するモニタリングや、第三者割当によるファイナンスの分析を進めてきた。その結果、不公正取引に対する告発や課徴金に至る事例が増加するとともに、不適切な会計処理や開示の状況が顕在化することにより、問題と思われる複数の企業が上場廃止となって市場から退出した。しかしながら、未だに問題企業が一掃されたとはいはず、ファイナンススキームの複雑化や国外の割当先又は委託者の活用等によって、不公正取引の発覚を免れようとする事例が散見されている。

(1) 不公正ファイナンスへの対応

近年、金融・資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や、資金使途が不透明な投融資となっている第三者割当増資、あるいは債務の株式化（Debt Equity Swap）の悪用等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るという行為が散見される。

このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、一般投資家や証券会社などの市場関係者等からの提供情報のほか、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

平成27年度においては、収集・分析した情報を有効に活用できるよう、情報の蓄積・管理体制の見直しに取り組み、異なるルートから収集した情報を一元的に閲覧できる体制の

構築を進めた。また、審査部門と調査・検査部門との情報連携を密にして、事案の端緒となる情報を隨時調査・検査部門へ提供するとともに、調査・検査部門から要請があった場合は審査部門が窓口となって関係各所から当該事案に関する情報を適宜収集した。その結果、不公正ファイナンス事案の発見・摘発の早期化が実現している。

不公正ファイナンスの摘発において、証券監視委は、一連の不公正ファイナンス行為全体をとらえ、金商法第158条の偽計を適用して対応しており、平成27年度においては1事案の刑事告発を行っている。

(2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。平成27年度における主な取組みは以下のとおりである。

① 第三者割当増資の動向

イ 第三者割当増資の件数

証券監視委では、市場監視の一環として、適時開示情報をもとに、平成21年以降、「第三者割当増資の件数及びそのうちの現物出資の件数」を独自に集計している。

(注) なお、集計にあたっては、第三者割当増資の形態ではあるものの、不公正ファイナンスの可能性が乏しいと考えられるもの（第三者割当による自己株処分、公募増資と同時に実施される主幹事証券会社に対するオーバークロットメントの第三者割当増資、ストックオプションを目的とした新株予約権の発行等）は除外している。

上記集計に基づく第三者割当増資の件数は、平成25年の130件（対前年比25.0%増加）、平成26年の161件（同23.8%増加）と増加傾向にあったが、平成27年8月下旬からの世界的な株式市場の下落が影響し、平成27年は139件と対前年比14.9%の減少に転じた。

前年までの件数増加の背景には、証券会社の自己勘定による新株予約権の引受事案が堅調に推移していた点があげられたが、平成27年は9月以降の当該事案が減少し、通年では対前年比で8件の減少となった。

一方、経営不振企業を対象とした、投資会社やファンドによる新株予約権等への投資事案は、前年に引き継いで増加した（前年比+4件）。

ロ 発行中止または失権が生じた第三者割当増資の状況

上記集計の対象とした第三者割当増資のうち、発行決議後に発行中止となった事例が9件（うち4件は同一銘柄の包括発行決議に基づく事例）、払込みに際して一部失権が生じた事例が1件あった。

発行中止に至った要因として、株式市場の下落によるファイナンス環境の悪化が挙げられる一方で、新規事業に対する事業計画の甘さや経営権の移行に伴う意思決定の不一致等、企業統治体制（ガバナンス）の不備に起因すると思われる事例も散見された。

② 東京証券取引所マザーズ市場に上場後10年経過した銘柄の市場選択

東京証券取引所は、平成23年3月に有価証券上場規程を改正し、マザーズ市場に上場して10年経過した銘柄について、市場選択制度を導入した。これにより、平成26年7月以降、改正後の新制度適用対象となるマザーズ上場銘柄が出現し、平成27年8月末現在でそ

の数は 59 銘柄に達している。

制度導入の目的は、マザーズ市場を本則市場第一部へのステップアップを視野に入れた成長企業向けの市場と位置づけ、新規上場予定企業に対してマザーズ市場への上場を促すことにあった。我が国の新興市場は、マザーズ市場のほかに JASDAQ 市場、ヘラクレス市場等複数存在していたが、金融商品取引所の合併や制度変更等を通じて、現在ではマザーズ市場が中心的な市場となっている。(平成 27 年に新規上場した 98 銘柄のうち、マザーズ市場は 61 銘柄となり、全体の 62% の比率)

一方、本制度改正では、上場後 10 年経過した銘柄が継続してマザーズ市場に残りたい場合は、「高い成長性に関する確認書」等の書類を提出することが求められ、成長可能性のある事業を有していない銘柄は、本則市場第二部へ市場変更されることとなる。マザーズ市場においては上場廃止基準の中に業績基準として「売上高 1 億円未満」が規定されているところ、本則市場第二部では当該規定が設けられていないため、マザーズ市場に上場していた場合には上場廃止の業績基準に抵触したと思われる業績不振企業が、本制度による市場変更で当該基準への抵触を免れている状況が見受けられた。

2 市場構造の変化と市場動向分析

証券監視委では、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について迅速に分析し、取引審査を行っているところであるが、近年の金融取引のグローバル化や IT 技術の進展に伴い、我が国資本市場においても市場構造の変化や取引手法の高度化が進んできていることから、これらの変化に的確に対応するため、国内外の市場において、現時点において影響を及ぼしている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性がある金融商品又は取引形態等に注目し、平成 27 年度において以下の実態把握や分析等を行った。これらの結果については、証券監視委内で共有し、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行うことにより、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めるとともに、不公正取引に係る審査・調査に役立てている。

(1) アルゴリズム取引等の実態把握

平成 27 年 8 月下旬の株価急落の原因としてアルゴリズムを利用した HFT が挙げられたことから、証券監視委としてはアルゴリズム取引等の IT 技術を駆使した取引が、市場の公正性・透明性・安定性にもたらす影響、特に不公正取引に関し、証券会社及び機関投資家に対し、アルゴリズム取引及び HFT 特有のリスクなどについて質問調査及びヒアリングを行い、実態把握を行った。

また、先行する欧米の法執行事例を調査し、レイヤリング、スプーフィング及び終値関与などの不公正取引並びにダークプールでの不公平なアクセスなどの事例を挙げ、どのような特徴や課題があるかなどについて考察を行った。

その結果、アルゴリズム取引、HFT については、様々な意見が存在することが判明したことから、さらにヒアリング対象を広げるなどして不公正取引の防止や法令適用の観点からの課題について整理を行うこととした。

(2) JPX 日経 400 の銘柄入替の取扱いに係る実態把握

平成 26 年 12 月に日経 225 の構成銘柄の入替に際して海外ファンドが行った相場操縦に対する課徴金勧告事案が発生したこと等を受け、平成 26 年から新たに算出が開始された JPX 日経 400 の銘柄入替の取扱いを調査し、実態把握を行った。

その結果、指數の銘柄入替に際し、ファンド運用者が「引値保証取引」により新規組入れ銘柄をファンドに組み入れる場合、「引値保証取引」の受託者にとって事前ヘッジ取引の買付平均価格と終値との価格差がディーリング益となるなど、終値を意図的に操作するイン

センティブが働くことが予想されることから、引き続き取引所や証券会社と連携して売買監視を行っていくこととした。

(3) 米国におけるハッカーによるインサイダー取引摘発事例に関する考察

平成 27 年 8 月、米司法当局が未公表の企業情報をコンピュータを通じて不正にニュース配信会社から入手しインサイダー取引で利益を得ていた疑いがあるハッカーらのグループを摘発したとの発表があった。これを受け、当該事案に対する米国と日本の法規制の現状及び我が国におけるコンピュータを利用した会社情報の適時開示の現況などについて考察を行った。

その結果、我が国では米国と異なり、未公表の会社情報が大規模にハッキングされるおそれは殆どないと考えられるものの、仮に同様の事象が発生した場合には現行法の中で対応していくこととした。

(4) 新株予約権の第三者割当に係る事例分析

平成 26 年 10 月の制度改正に伴いノンコミットメント型ライツ・オファリングの発行条件が厳しくなったこと及び新株予約権は株式とは異なり有利発行かどうかの判断基準が明確でないこと等から、経営不振企業に用いられることも多い新株予約権の第三者割当に関して、その発行価格の算定及び新株予約権の権利行使等の状況について事例分析を行った。

その結果、現状における新株予約権の第三者割当は、特定の引受先が比較的少ないリスクで利益を得るとともに、業績不振企業を存続させる手法の一つとして利用されている可能性が高いと考えられるため、新株予約権の第三者割当については、発行会社だけでなく、引受先や第三者評価機関についても注視していくこととした。

(5) レバレッジ型・インバース型 E T F の実態把握

平成 24 年 4 月に初めて上場されたレバレッジ型・インバース型 E T F は、平成 27 年 8 月下旬の相場急変動の時期に純資産額が急増したことにより、先物相場のボラティリティーを高めている一因になっているのではないかとの見方もでてきたことから、レバレッジ型・インバース型 E T F の商品性及び流通市場における状況を調査するとともに、発行者であるアセットマネジメント会社へのヒアリングを通じて各社のリスク管理体制等について実態把握を行った。

その結果、現時点において、レバレッジ型・インバース型 E T F が相場に与えるインパクトは、アセットマネジメント会社各社の対応もあり限定的であると思われるものの、純資産が過度に大きくなっている場合には先物価格を歪めるおそれもあることから、今後も取引所と連携して注視していくこととした。

(6) 平成 26 年 10 月 15 日の米国債市場の相場急変動に係る考察

平成 27 年 7 月、米国の S E C ・ F R B ・ N Y F e d ・ T r e a s u r y ・ C F T C の 5 当局は、共同して平成 26 年 10 月に発生した米国債の利回り急低下に関するレポートを公表したことから、当該レポートの内容を分析し、米国債市場の構造変化等についての考察を行った。当該レポートでは、米国債市場において、アルゴリズム等の自動取引を利用して低レイテンシーで注文を行う自己売買業者が流動性の供給者としてのシェアを伸ばしており、大きな価格の変動が起こった際に極端に流動性の供給を減少させたことが利回り低下を引き起こした要因の一つとして挙げられている。我が国株式市場でも H F T がシェアを大きく伸ばしているといわれていることから、(1)記載のとおり今後もアルゴリズム取引及び H F T 等の実態把握を行っていくこととした。

3 今後の対応

前述のとおり未だ問題企業においては、スキームを複雑化したうえで不公正ファイナンス等を行うなど資本市場における問題が解決された訳ではないので、今後も引き続き情報の蓄積・分析や市場関係者との情報連携をより強化し、不公正取引の実態把握に取り組んでいく。

また、急速な資本市場の変化に的確かつ適切に対応するため、今後も市場動向を注視し、関係部署、関係機関とも連携し、実態把握・分析を行うこととする。

第4 取引審査

1 取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、適時・適切な不公正取引の疑いのある取引等の端緒を把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

このため、平成27年度においては、審査事務の効率化により審査期間の短縮化を図るとともに、自主規制機関、証券会社との連携や証券監視委内の情報の活用を一層進めること等により、効果的な審査の実施を図った。また、価格形成に関する審査において、情報ツールを新規導入し、より的確かつ迅速に審査対象銘柄の選定を行うための選定方法の見直しを行うとともに、財務局審査との一体的運用を実施することとした。さらに、東京証券取引所の売買システムであるアローヘッドが平成27年9月に更新されたことに対応するため、証券監視委の業務支援システムの更新も実施している。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適當であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1－7－2参照）。

3 取引審査の実績

(1) 実績

平成27年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおりとなつた。

審査実施件数	平成27年度	(参考) 平成26年度
合 計	1,097	1,084
証券監視委	481	447
財務局等	616	637
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	95	94
内 部 者 取 引	992	978
そ の 他	10	12

迅速な審査実施の取組みの結果、審査実施件数は前年より13件増加した。しかしながら、財務局等における件数は、今年度途中の段階から前年を下回っている状況が把握されたため、財務局等において事務の見直し等審査の迅速化を行ったものの、結果としては前年より減少となつた。財務局等における審査は、審査実施件数の過半数を占めており、広範な市場監視の実現のためには重要な意義があることから、引き続き証券監視委と財務局等の間の連携を強化し、

財務局等における審査について迅速化及び質の確保を図っていく必要がある。

証券監視委における審査についても、1記載の取組みを継続し、包括的かつ機動的な市場監視を実現していく。

(2) 審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を収集している。

- ① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ② 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ A社が、B社株式をT.O.B（株式公開買付け）する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。
- ロ C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。
- ホ F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

② 價格形成に関して審査を行った事例

- イ G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。
- ニ J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書き込みを多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められることから、風説の流布等の観点から審査を行った。
- ロ L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ニ インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほのめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

(3) クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割程度（平成27年）を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集するとともに、MMOUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている（第2章参照）。平成27年度においては、クロスボーダー取引に係る不公正取引が疑われる事例が増加傾向にあることから、MMOUを活用して海外当局に情報提供を依頼した件数も増加傾向にある。また、平成27年9月に設置された日本取引所自主規制法人の国際審査室との間でも連携を行っている。

クロスボーダー取引は、我が国株式市場において高い割合を占める状況が続くと見込まれることから、今後も的確にクロスボーダー取引に係る市場監視を行っていく。

4 今後の対応

我が国の市場においては、HFTやアルゴリズム取引といったIT技術を駆使した取引による取引の複雑化・高度化の拡大、クロスボーダー取引等による市場のグローバル化が進んでおり、不公正取引についても手法の複雑化が見られることから、今後も引き続き自主規制機関、証券会社等との連携を一層強化し、的確かつ迅速な審査を行うこととする。

第5 関係機関との連携

1 財務局等との連携

日常的な市場監視は、「第4 取引審査 3 取引審査の実績」に記載のとおり財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高めるためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に関する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。また、価格形成に関する取引審査について、取引の多様化等を背景に証券監視委において審査対象選定方法の見直しを行っているところ、証券監視委で選定した銘柄の審査を財務局等が実施するといった形で、証券監視委と財務局等の一層の連携を図り、一体的運用等の取組を行っている。

財務局等における審査は、第4記載のとおり審査件数の過半数を占めており、広範な市場監視の実現のために重要であることから、引き続き連携強化を図っていく。

2 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これまでこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきたところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、隨時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報の共有化が図られる体制となっている。

また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との間で意見交換が行われている。平成27年度からは、証券監視委が入手した情報の中で各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報提供を実施している（再掲）。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

さらに、平成27年度においては、更なる市場監視の実効性を高めるため、証券監視委が実施する研修への自主規制機関の職員の参加やそれが実施する研修への講師の相互派遣を行うなどして市場監視職員の能力の向上、問題意識の共有化を図っているほか、従来から行っていた証券監視委と自主規制機関による定期意見交換会に加え、新たに取引審査・売買審査部門における相互のトップ同士の定期意見交換会を行うことにより、更なる連携強化を図ったところである。

第6 今後の課題と取組み方針

市場分析審査は、証券監視委における「情報の入口」としての機能を果たしており、市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

近年の市場の動向を見ると、我が国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、HFTにみられるように取引が高速化・複雑化し、新たな金融商品・取引の開発も続いている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、違法行為の端緒を発見するためには、より幅広く情報を収集し、それらを分析・活用していく必要がある。

市場分析審査においては、こうした状況を踏まえ、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

(1) 機動的な市場監視への取組み

様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析、個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的な市場監視を行うとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行う。

また、不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にあ

る問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも留意した監視を行う。

(2) 自主規制機関との連携強化

近年のHFTやアルゴリズム取引の拡大、市場のグローバル化、取引所とPTSを跨いだ不公正事案の発生といった状況を踏まえ、リアルタイム監視を行っている取引所自主規制法人と引き続き密に連携することにより、不公正取引等が疑われる取引に関する情報を適時に把握するとともに、市場に関する問題意識の共有化を引き続き図るなど、自主規制機関と更なる連携強化を図り、的確な市場監視を行っていく。

(3) より効果的な情報の収集・分析態勢の確立

外部からの情報収集ルートの拡大・多様化については、より有用な情報を引き出せる態勢づくりに努める。また、情報の分析強化に関しては、インターネットによる情報提供の割合が高まっていることから、証券監視委ウェブサイト上の受付フォームについて、情報内容をより具体的に記載してもらうフォームにする等の改善を進める。

(4) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に努める。

(5) アルゴリズム取引等の実態把握

アルゴリズム取引等のIT技術を駆使した取引が市場の公正性・透明性・安定性にもたらす影響について、実態調査を進めているが、様々な意見等もあることから、引き続き更なる調査を実施し、現実に即した市場監視態勢を検討していくこととする。

また、アルゴリズム取引に限らず非対面のインターネット取引を通じた取引の中には、未だ不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、引き続き、自主規制機関等との間で連携をしつつ、このような不公正取引の把握に努める。

(6) 上場企業に係るマクロ的観点からの分析

証券監視委における企業不正監視のため、上場企業についてマクロ的な観点からのアプローチ（グローバルに活動する企業に関する経済情勢等について分析を行い、経済情勢等の影響を受けやすい個別企業を選定）を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有するとともに、選定企業について横展開の分析を実施し、検査、調査の参考となる情報提供を行う態勢を構築する。

併せて、マクロ経済環境の変化（例えば、現下では中国経済の減速、資源価格の下落等）により、上場企業の業績や株価に影響することが不公正取引等のリスクとなり得るという点にも注視し、フォワードルッキングな市場監視を実施していく。

第4章 証券検査

第1 概説

1 証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

2 証券検査の権限

(1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等 (金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項
なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項を含む)
- ② 金融商品取引業者の主要株主等 (金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- ③ 特別金融商品取引業者の子会社等 (金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項)
- ④ 指定親会社 (金商法第57条の23、第194条の7第3項)
- ⑤ 指定親会社の主要株主 (金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項)
- ⑥ 取引所取引許可業者 (金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及

び第3項)

- ⑦ 電子店頭デリバティブ取引等許可業者
(金商法第60条の14第2項において準用する第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項)
- ⑧ 特例業務届出者
(金商法第63条の6、第194条の7第2項第2号の2及び第3項)
- ⑨ 金融商品仲介業者
(金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項)
- ⑩ 信用格付業者
(金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項)
- ⑪ 認可金融商品取引業協会
(金商法第75条、第194条の7第2項第4号及び第3項)
- ⑫ 認定金融商品取引業協会
(金商法第79条の4、第194条の7第2項第5号及び第3項)
- ⑬ 投資者保護基金
(金商法第79条の77、第194条の7第3項)
- ⑭ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者
(金商法第103条の4、第194条の7第3項)
- ⑮ 株式会社金融商品取引所の主要株主
(金商法第106条の6、第194条の7第3項)
- ⑯ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者
(金商法第106条の16、第194条の7第3項)
- ⑰ 金融商品取引所持株会社の主要株主
(金商法第106条の20、第194条の7第3項)
- ⑱ 金融商品取引所持株会社
(金商法第106条の27、第194条の7第3項)
- ⑲ 金融商品取引所
(金商法第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- ⑳ 自主規制法人
(金商法第153条の4において準用する第151条、第194条の7第2項第6号及び第3項)
- ㉑ 外国金融商品取引所
(金商法第155条の9、第194条の7第2項第7号及び第3項)
- ㉒ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者
(金商法第156条の5の4、第194条の7第3項)
- ㉓ 金融商品取引清算機関の主要株主
(金商法第156条の5の8、第194条の7第3項)
- ㉔ 金融商品取引清算機関
(金商法第156条の15、第194条の7第3項)
- ㉕ 外国金融商品取引清算機関
(金商法第156条の20の12、第194条の7第3項)
- ㉖ 証券金融会社
(金商法第156条の34、第194条の7第3項)
- ㉗ 指定紛争解決機関
(金商法第156条の58、第194条の7第3項)
- ㉘ 取引情報蓄積機関
(金商法第156条の80、第194条の7第3項)
- ㉙ 特定金融指標算出者等
(金商法第156条の89、第194条の7第3項)
- ㉚ 投資信託委託会社等
(投信法第22条第1項、第225条第3項)
- ㉛ 設立中の投資法人の設立企画人等
(投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
- ㉜ 投資法人
(投信法第213条第2項、第225条第3項)
- ㉝ 投資法人の資産保管会社等
(投信法第213条第3項、第225条第3項)
- ㉞ 投資法人の執行役員等
(投信法第213条第4項、第225条第3項)
- ㉟ 特定譲渡人
(S P C 法第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)

- ⑯ 特定目的会社 (S P C法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
 - ⑰ 特定目的信託の原委託者 (S P C法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
 - ⑲ 振替機関 (社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
 - ⑳ その他、上記⑯から⑲までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- (2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダーリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。具体的な検査の対象は、以下のとおりである。
- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
 - ② 登録金融機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
 - ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)
- (注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3 平成 27 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、引き続き、①検査対象業者の多様化・増加（全体で延べ約 8,000 社）、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえた金融グループ全体の状況を把握する取組みの進展、④取引インフラをなす I T システムの信頼性確保の重要性増大、⑤無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等によるファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害の拡大等が見られた。

こうした中、平成 27 年度においては、監督部局等との連携を一層強化し、オン・オフ一体のモニタリングを推進するなど、効率的・効果的かつ実効性ある検査の実施に努めた。

また、無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、

証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査（金商法第 187 条）の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行った。

こうした取組みの結果、平成 27 年度においては、185 件（着手ベース）（延べ 258 件）の検査を実施し、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 72 業者に対して問題点を通知するとともに、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま社債の販売を継続していた事案やアナリストが取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた 18 件について、行政処分を求める勧告を行った。

裁判所への禁止命令等の申立てについては、それに係る調査を実施し、金商法違反行為が認められた無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者のうち、違法行為を今後も行う蓋然性の高い 3 件について申立てを行った。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、その適格機関投資家等に着目した検査を行うなど、より効果的・効率的な検査に努める中、重大な法令違反等が認められた 17 件について、検査結果の公表を行った。

第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 27 年 4 月 3 日に公表した。

平成 27 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 証券検査を巡る環境と課題

証券検査については、その対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした環境の下、現下の証券検査においては、主に以下の課題に対応していくことが求められている。

- ① 大規模証券会社グループ等については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要であり、常日頃からグループ全体の状況を把握すること。
- ② 昨今の A I J 問題、MR I 問題、公募増資に関連したインサイダー取引の問題などを踏まえ、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していくこと。
- ③ インターネット取引や HFT (高頻度取引)、DMA (ダイレクト・マーケット・アクセス) 等が拡大し、取引のインフラをなすシステムの信頼性の確保はその重要性を増しており、顧客の取引や市場に大きな影響を与えないよう、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力すること。
- ④ ファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を

踏まえ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対し、投資者保護の観点から、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用するとともに、必要に応じて検査結果を公表するなど、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行うこと。

（3）効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

こうした状況の下、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行い、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく。

このため、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③多様化・複雑化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

また、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題・事項に関する検証が必要な場合には、必要に応じ、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施する。

さらに、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方面の議論を行い、必要に応じて、業務運営の改善を行うよう促していく。

（4）金融モニタリング基本方針を踏まえた証券検査の実施

金融庁との間で、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化などの連携を図る。その際には平成26事務年度金融モニタリング基本方針（平成26年9月）において、資産運用市場の中長期的な発展とともに、金融商品取引業者等の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指すという観点から、金融商品取引業者等に関する主な重点施策及び監督上の着眼点として、

- ・顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）
- ・成長資金の供給に向けた機能の発揮
- ・顧客の信頼・安心感の確保等
- ・大規模証券会社グループ等に対するフォワードルッキングなリスク管理及びグローバルな視点からの監督
- ・中小の証券会社、投資運用会社等の経営リスクへの対応

といった項目が掲げられていることを踏まえ、証券検査では、こうした重点施策及び監督上の着眼点により示されている項目にも着目して検査を実施していく。

例えば、投資運用業者について、顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）という観点からは、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティー（注1）を踏まえた商品開発・運用が行われているか、また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか、証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれる

ことなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか、といった点についても監督部局と連携の上、実態の把握、より優れた業務運営に向けた検査対象先との双方向の対話を通じた認識の共有に努める。

(注1) 他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称。

(注2) 本基本方針については、金融庁が策定する金融モニタリング基本方針等を受けて、機動的に見直すことがあり得る。

2. 証券検査における検証事項

(1) 業態等に応じた重点検証事項

① 大規模証券会社グループ等

大規模証券会社グループ等については、金融モニタリング基本方針等を踏まえて、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、②に示す第一種金融商品取引業者に係る重点検証事項に加え、グローバルな市場の変化に機動的に対応できる経営管理態勢・リスク管理態勢を構築しているか、市場動向の変化に対する財務面の耐性を含めて、損益や自己資本への影響を適切に管理しているか、グループ全体の統合的リスク管理態勢・管理手法の妥当性について検証する。また、海外・クロスボーダー業務の拡大や、その中で金融機関が外国当局から多額の罰金を科される事例が国際的に発生していること等を踏まえ、オペレーション・リスク、コンプライアンス・リスクの管理態勢の向上に向けた取組みが適切に行われているか検証する。

検査に際しては、オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化などを通じて、監督部局と切れ目のない連携を図り、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効率的・効果的に実施する。

② 第一種金融商品取引業者

イ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて引き続き重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ロ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等について引き続き重点的に検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社

等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制(空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り(naked short selling)の禁止)に係る管理態勢(フェイルの発生に係る管理態勢を含む。)について検証する。

ハ. DMA等に対する実効性ある売買管理態勢の構築状況の検証

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について引き続き重点的に検証する。

二. 有価証券の引受業務の適切性に係る検証

第一種金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について引き続き重点的に検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ホ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係る検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について引き続き重点的に検証する。

ヘ. 資金洗浄対策及びテロ資金対策に係る検証

改正犯罪収益移転防止法の施行を踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて引き続き重点的に検証する。

ト. 外国為替証拠金取引業者（FX業者）に係る検証

第一種金融商品取引業者等のうち外国為替証拠金取引業者（FX業者）については、特に自動売買ソフトを利用した取引について適切な対応が行われているか、スリッページについて監督指針や自主規制規則を踏まえた適切な対応が行われているか等について重点的に検証する。また、経済金融情勢の急変等の可能性も踏まえ、為替変動に対するリスク管理の状況についても重点的

に検証する。

③ 第二種金融商品取引業者等（ファンド業者）

第二種金融商品取引業者、自己運用を行う投資運用業者、適格機関投資家等特例業務届出者等の集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（ファンド業者）については、出資金の分別管理の状況（出資金の流用・使途不明等の有無）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し等を行っていないか等の業務運営の適切性を含む法令等遵守状況について、引き続き重点的に検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則をはじめとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証を行う。

④ 投資運用業者等

多くの投資運用業者等において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

こうした中、特に、投資一任業者に対する検査において、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を引き続き重点的に検証する。

⑤ 信用格付業者

信用格付業者については、各国金融行政当局との連携等を通じて得られた情報を活用しつつ、利益相反防止、格付プロセスの公正性確保、信用格付行為に関する事務処理の誤りの防止といった観点から業務管理態勢が整備されているか、付与した信用格付や自社の格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

⑥ 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする等の法令違反行為等が認められ、中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等について引き続き重点的に検証する。

⑦ 自主規制機関等

自主規制機関については、会員等に対する規則の制定、監査・考查、処分等を行う業務、上場審

査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

⑧ 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、③で掲げた虚偽の告知・説明、出資金の流用の有無といった点に加えて、特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行っていないか、顧客の出資状況や運用委託先の運用状況を適切に把握・管理しているか、顧客に運用内容等に関する情報を適切に提供しているか、当局への虚偽報告その他の問題のある業務運営等を行っていないか、といった点についても検証を行い、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。また、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、必要に応じ、禁止命令等の申立てを行う。

⑨ 無登録業者に対する対応

無登録業者によるファンドの販売等といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

(2) 業態横断的な重点検証事項

① 金融商品の勧誘・販売の状況に係る重点検証事項

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応が行われているかについて、引き続き重点的に検証する。

金融商品の勧誘・販売状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（NISA）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状

況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

② システムリスク管理態勢に係る検証

近年の金融取引において、ITシステムは必要不可欠なインフラとなっており、投資者の保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点からも、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について引き続き重点的に検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ITシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

③ 反社会的勢力との関係の遮断に係る検証

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて引き続き重点的に検証する。

(3) 一般検証事項

上記の重点検証事項のほか、金融商品取引業者等検査マニュアル等を活用して、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、リスク管理態勢、監査態勢、危機管理態勢等（以下「内部管理態勢等」という。）に係る検証を行う。

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

第2 証券検査基本計画

- (1) 平成 27 年度においては、計 270 社（うち財務局等が行うもの 220 社）を目途として証券検査を実施する。
- (2) 第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者については、引き続き継続的な検査の対象とする。
投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等については、業態、規模その他の特性及び証券監視委・財務局等の人的資源に比し検査対象業者が多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断し、引き続き、隨時に検査を実施する。
自主規制機関については、必要に応じて実施する。
- (3) 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（登録事項検査）を、引き続き実施する。
- (4) 登録金融機関に対する検査については、平成 27 年度は、検査局・監督部局からの情報、外部から寄せられる情報、オフサイト・モニタリングの結果等を踏まえて、オンラインでの検証が必要と認められた対象先に対して実施する。
- (5) 適格機関投資家等特例業務届出者については、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、引き続き、適切に検査を実施する。また、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、検査対象先のカバレッジの向上を目指し、検査の実施方法等についてより一層の工夫を行う。
- (6) 平成 26 年の金商法改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、自主規制機関とも連携しつつクラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する。
- (7) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等の間で、検査官の相互派遣等により、引き続き、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。
なお、証券監視委及び財務局等の間での、主に第一種金融商品取引業者の本店・支店等に対する共同検査については、平成 27 年度は、検査対象先に対する負担も勘案しつつ、オフサイト・モニタリング等の結果を踏まえて、オンラインでの検証が必要と認められた場合に実施する。
- (8) 無登録業者に対する調査については、外部から寄せられる情報等を活用し、引き続き、適切に実施する。
- (9) 検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られた場合には、証券監視委の使命を十分果たしていくため、厳正に対処していく。

(注) 市場環境の変化や個別業者に関する要因等に応じて、上記の証券検査基本計画によらない機動的な対応が必要となることがあり得る。

第3 検査実績

(1) 平成 27 年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

① 金融商品取引業者等

平成 27 年度においては、金融商品取引業者等に対する検査の実績としては、149 業者（第一種金融商品取引業者 61 業者、登録金融機関 1 業者、第二種金融商品取引業者 32 業者（うち、10 業者については登録事項検査）、投資運用業者 7 業者、投資法人 1 法人、投資助言・代理業者 28 業者（うち、5 業者については登録事項検査）及び金融商品仲介業者 19 業者）に対し検査に着手した。

平成 27 年度に検査着手したもののうち、第一種金融商品取引業者 39 業者、第二種金融商品取引業者 23 業者（うち、10 業者については登録事項検査）、投資運用業者 3 業者、投資法人 1 法人、投資助言・代理業者 19 業者（うち、5 業者については登録事項検査）及び金融商品仲介業者 15 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第一種金融商品取引業者 19 業者、第二種金融商品取引業者 10 業者（うち、3 業者については登録事項検査）、投資運用業者 3 業者、投資法人 1 法人、信用格付業者 2 業者、投資助言・代理業者 12 業者（うち、3 業者については登録事項検査）及び金融商品仲介業者 3 業者については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

なお、平成 26 年度より引き続き、第一種金融商品取引業者 3 業者及び指定親会社 2 社は、監督部局と連携を図り、オフサイト及びオンラインのモニタリングを実施している。

② 適格機関投資家等特例業務届出者

平成 27 年度においては、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査の実績としては、30 業者に対し検査に着手し、そのうち 18 業者については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった 17 業者については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

③ 自主規制機関等

平成 27 年度においては、金融商品取引所 1 社、金融商品取引所持株会社 1 社及び自主規制法人 1 法人に對し検査に着手している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった金融商品取引所 1 社、金融商品取引所持株会社 1 社及び自主規制法人 1 社については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

④ その他

平成 27 年度においては、第一種金融商品取引業者の主要株主 1 社、指定親会社 2 社に對し検査に着手し、そのうち 1 社については、同年度中に検査が終了している。

また、平成 26 年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった指定親会社 2 社については、同 27 年度末までに全ての検査が終了している。

(注) 検査が終了したものとは、検査対象先に對し検査終了通知書を交付したものという（ただし、検査対象先の事情等により検査終了通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 27 年度に検査が終了した 191 件のうち、132 件について、臨店検査終了後、3 月以内に検査終了通知書の交付を行っている。

また、上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な観点からの審理を行うこととなっている。

平成 27 年度に検査が終了した 191 件（同 26 年度に検査着手したものも含む。）のうち、意見申出制度に基づく意見申出書の提出が 6 件行われた。

(2) 平成 27 年度に検査が終了した金融商品取引業者等（同 26 年度に検査着手したものも含む。）のうち、重大な法令違反等が認められた 18 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成 27 年度の検査実施状況

業務の種別	計画 [検査先数]	実績		検査対象 業者数 (注3) [延べ数] (注2) (着手ベース)	実績 [検査先数] (注1) (検査終了ベース) (うち 26 年度着 手分)
		[検査先数] (注1) (着手ベース)	[延べ数] (注2) (着手ベース)		
第一種金融商品取引業者	270	61	61	280	58 19
登録金融機関		1	1	1,080	0 0
第二種金融商品取引業者		32	63	1,150	33 10
投資運用業者		7	15	345	6 3
投資法人		1	1	77	2 1
信用格付業者		0	0	7	2 2
投資助言・代理業者		28	54	987	31 12
金融商品仲介業者		19	20	828	18 3
適格機関投資家等特例業 務届出者		30	37	3,429	35 17
自主規制機関等		3	3	13	3 3
その他		3	3	—	3 2
合計		270	185	258	191 72

(注 1) 「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づき分類・計上している。

(注 2) 「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

(注 3) 検査対象業者数は、平成 28 年 3 月末時点のものである。

(3) 平成 27 年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 141 人日、第二種金融商品取引業者 28 人日、投資助言・代理業者 29 人日、投資運用業者 108 人日、適格機関投資家等特例業務届出者 66 人日、金融商品仲介業者 19 人日、その他 28 人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は 25 人日、最多検査投入人員は 475 人日となっている。

第 4 検査結果の概要

1 第一種金融商品取引業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者は計 58 業者であり、このうち 26 業者において問題点が認められた。これら 26 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 2 業者、投資者保護に関するものが 16 業者、財産・経理等に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 13 業者となっている。このうち 11 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、社債の販売を継続していた問題、アナリストが取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた問題、適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドに対する適格機関投資家としての出資が、実質的に当該届出者の負担により実態のない出資となっていた問題が認められた。

また、日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数者から大量に受託し、その反対の引値保証取引を他者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与える可能性を十分に想定できたにもかかわらず、必要な対応を講じていない事例が認められた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計 33 業者であり、このうち 9 業者（第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 9 業者の問題点は、投資者保護に関するものが 6 業者、財産・経理等に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 5 業者となっている。このうち 1 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、ファンド等に係る取引について、分別管理を適切に行っておらず、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を顧客に交付している等の問題が認められた。

3 投資助言・代理業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計 31 業者であり、このうち 11 業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 11 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 1 業者、投資者保護に関するものが 11 業者、その他業務運営に関するものが 3 業者となっている。このうち 5 業者については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、顧客に対し特別の利益を提供する問題や、無登録で投資一任業を行っている状況等の問題が認められた。

4 投資運用業者等に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した投資運用業者等（投資運用業者及び投資法人をいう。）は計 8 業者であり、このうち 1 業者において問題点が認められた。この 1 業者の問題点は、その他業務運営に関するものとなっている。

5 金融商品仲介業者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 18 業者であり、このうち 3 業者（金融商品仲介業以外の業務を主に行う業者において、金融商品仲介業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら 3 業者の問題点は、不公正取引に関するものが 1 業者、投資者保護に関するものが 1 業者、その他業務運営に関するものが 1 業者となっている。このうち 1 業者について内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行った。

平成 27 年度においては、金融商品仲介業以外の業務で取得した法人関係情報を利用して顧客に勧誘する等の問題が認められた。

6 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 27 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 35 業者であり、このうち 22 業者において問題点が認められた。なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしており、平成 27 年度においては、適格機関投資家等に着目した検査を行うなど、より効率的・効果的な検査に努める中、重大な法令違反等が認められた 17 業者について検査結果の公表を行った。

具体的には、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、運用方法や運用実績などについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いて虚偽の告知を行ってファンドを勧誘する行為等の金商法違反行為や、出資・運用の杜撰な管理、他のファンドへの配当・償還金や当社の経費にファンド出資金を流用するなど、投資者保護上問題のある行為が認められた。

第 5 証券検査の結果に基づく勧告等

平成 27 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) カブドットコム証券株式会社

〔勧告日：平成 27 年 5 月 15 日〕【附属資料 3－4－3(1)①(番号 1) 参照】

- システム管理が十分でない状況

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕

当社のシステム障害の管理の状況は、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止策などの実施状況を正確に把握できていない状況になっており、また、発生した障害の原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることができる態勢とは認められない状況となっている。さらに当局にシステム障害が報告されていない事例や適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められ

たほか、システム開発の管理不備、システムに関する内部監査が機能していない状況が認められた。

(2) 日本クラウド証券株式会社

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 4) 参照】

- ① 分別管理を適切に行っていない状況

[金商法第 43 条の 2 第 2 項]

当社は、非上場株式等の売買等に係る業務及びファンドの取得勧誘に係る業務に関し、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して両業務に係る当該金銭の管理を行うとしていたが、当該金銭を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま両業務を運営していたため、当該金銭を正確に把握できおらず、当該金銭について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

- ② 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 8 号]

当社は、成立した未上場株式等やファンドに係る取引について、業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことによって、3 四半期分において、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付していた。

(3) ドイツ証券株式会社

(勧告日：平成 27 年 12 月 8 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 7) 参照】

- ① 法人関係情報の管理に不備がある状況

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号]

当社は、アナリストが上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、アナリストレポートとして提供しているほか、アナリストから直接又は営業員を介して電子メール等によつても提供しているが、いずれの提供方法においても、法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されていない状況が認められた。

- ② 法人関係情報を提供した勧誘

[平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号]

当社の A アナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報を取得した当日に、当社職員 21 名及び 1 顧客に対し、電子メール等によって当該法人関係情報を伝達していた。そして、上記職員のうち 2 営業員が同日に、少なくとも上記 1 顧客を含む 3 顧客に対し、当該法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。

(4) アーツ証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 1 月 29 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 8) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
[金商法第 38 条第 1 号]

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とした 3 社債について、上光証券株式会社、共和証券株式会社、竹松証券株式会社、田原証券株式会社、六和証券株式会社及びおきなわ証券株式会社（以下「関連販売会社」という。）に対して販売支援等を行うとともに、そのうち 2 社債について自ら販売を行っているところ、当社の代表取締役は、当該 3 社債の発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、

毀損されていったこと等の事実を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員等をして、上記事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を継続した（参考：本章第5－1－(5)～(10)）。

② 関連販売会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為

〔金商法第52条第1項第9号〕

当社の代表取締役は、上記①の関連販売会社に対しても、発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書等を送付し続けるとともに、上記①と同様の勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、上記①の3社債の販売を継続させた（参考：本章第5－1－(5)～(10)）。

③ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、中小企業の売掛債権を裏付資産とするとしたA社債において、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(7)、(8)）。

また、当社は、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとしたB社債の販売を行っているところ、B社債の発行会社は、同社の子会社の発行するC社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国LLCの発行するD社債を取得しているが、上記LLCについて、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(7)、(8)、(10)）。

（5）上光証券株式会社

〔勧告日：平成28年2月19日〕【附属資料3－4－3(1)①（番号9）参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とするとした1社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつたことから、当該1社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、上記①の1社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、上記①の勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

（6）共和証券株式会社

〔勧告日：平成28年2月19日〕【附属資料3－4－3(1)①（番号10）参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とした1社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつたことから、当社は、当該1社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、上記①の1社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、上記①の勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

（7）竹松証券株式会社

（勧告日：平成28年2月19日）【附属資料3－4－3(1)①（番号11）参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とした2社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつたことから、当該2社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(4)①・②）。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、中小企業の売掛債権を裏付資産としたA社債の販売を行っているところ、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

また、当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとしたB社債の販売を行っているところ、B社債の発行会社は、同社の子会社の発行するC社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国L L Cの発行するD社債を取得しているが、上記L L Cについて、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記L L Cの実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記L L Cの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(4)③）。

（8）田原証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3－4－3(1)①(番号 12) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

[金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等]

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とした 2 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該 2 社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5－1－(4)①・②）。

- ② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

[金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等]

当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、中小企業の売掛債権を裏付資産とした A 社債の販売を行っているところ、その発行会社の財務状況について、中小企業の売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じていることを認識していたにもかかわらず、勧誘資料等に当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

また、当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとした B 社債の販売を行っているところ、B 社債の発行会社は、同社の子会社の発行する C 社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国 L L C の発行する D 社債を取得しているが、上記 L L C について、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記 L L C の実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記 L L C の実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5－1－(4)③）。

(9) 六和証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3－4－3(1)①(番号 13) 参照】

- 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

[金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等]

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とした 2 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該 2 社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第 5－1－(4)①・②）。

(10) おきなわ証券株式会社

(勧告日：平成 28 年 2 月 19 日)【附属資料 3－4－3(1)①(番号 14) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

[金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等]

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とした 1 社債について、販売支援等を受けていたアーツ証券株式会社等をただ信頼し、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及

びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつたことから、当該1社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実に反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(4)①・②）。

- ② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号等〕

当社は、上記①の1社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、上記①の勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

また、当社は、アーツ証券株式会社から販売支援等を受け、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとしたB社債の販売を行っているところ、B社債の発行会社は、同社の子会社の発行するC社債を取得し、同子会社は、米国不動産の賃料収入を得るとする米国LLCの発行するD社債を取得しているが、上記LLCについて、財務状況等の実態が不明であり、当社も、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、勧誘資料等に当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った（参考：本章第5－1－(4)③）。

（11）プレミア証券株式会社

〔勧告日：平成28年3月18日〕【附属資料3－4－3(1)①（番号17）参照】

- 適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

〔金商法第51条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者（以下「届出業者」という。）6者が運用する8ファンドについて、ファンドに係るモニタリング等を行い、当該届出業者から報酬を受領することを条件に、適格機関投資家として出資を行ったとしているが、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない上に、当該届出業者から当社の出資額以上の金額を報酬として受領しており、当該出資は、実質的に当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められる。

適格機関投資家として出資を行う前後において、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない当社の行為は、届出業者の違法行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる（参考：本章第5－5－(1)、(6)）。

（12）東岳証券株式会社

〔勧告日：平成28年3月18日〕【附属資料3－4－3(1)①（番号18）参照】

- 適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

〔金商法第51条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者（以下「届出業者」という。）2者が運用する3ファンドについて、外国為替証拠金取引に関するレポートの提供を行い、当該届出業者から手数料を受領の上、適格機関投資家として当該手数料と同額を出資したとしているが、当該レポートは一般に無償で公開されている内容であり、有償で提供する価値があるものとは認められず、当該出資は、実質的に当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められる。

また、当社は、適格機関投資家として出資を行う前後において、ファンドに係るモニタリング等をほとんど行っていない状況が認められており、当社の行為が届出業者の違法行

為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

○ 日本クラウド証券株式会社

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 4) 参照】

- 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

[金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 8 号]

(本章第 5－1－(2)②参照)

3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) 株式会社タップジャパン

(勧告日：平成 27 年 6 月 9 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 2) 参照】

- 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況

[金商法第 51 条]

当社は、適格機関投資家等特例業務におけるファンド運営において、出資金の流用等が認められたほか、顧客に対し不公平な配当金の支払いや運用状況等を報告していないなど、投資者保護上の問題が認められた。

(2) 株式会社プログレスマインド

(勧告日：平成 27 年 6 月 16 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 3) 参照】

- 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況

[金商法第 51 条]

当社は、適格機関投資家等特例業務におけるファンド運営において、ア. 出資金の一部流用、イ. 事実と異なる財務諸表を作成し顧客に運用報告を行っていた状況、ウ. 投資事業を事前調査した際、わずかな資料入手したのみで投資をしており、投資後についても、投資事業の収益状況を確認したことを推認させる関連書類が存在していない状況が認められた。また、当社は、出資金の運用を外国為替証拠金取引により行っていたとしているが、これを確認できる資料は保存していないなど、投資者保護上の問題が認められた。

(3) フューチャーストック株式会社

(勧告日：平成 27 年 8 月 4 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 5) 参照】

- 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為

[平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号]

当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち 5 名に対して、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案し、当該提案に応じた顧客 4 名に対して実際に投資顧問料の支払いを免除していた。

(4) 株式会社インベストメントカレッジ

(勧告日：平成 27 年 10 月 6 日) 【附属資料 3－4－3(1)①(番号 6) 参照】

- 無登録で投資運用業（投資一任業）を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、日経 225 先物取引の自動売買システムを利用したサービスに関する契約を顧客

と締結し、当該自動売買システムから直接、顧客口座のある証券会社に対して日経 225 先物取引の発注を行っている。このような行為は、投資判断の一任や発注に係る必要な権限を顧客から受け、顧客資産の運用を行っていることから、投資運用業（投資一任業）に該当するところ、当社は、変更登録を受けることなく、投資運用業（投資一任業）を行っていた。

⑸ 株式会社グローバルレポート

（勧告日：平成 28 年 3 月 11 日）【附属資料 3－4－3(1)①（番号 15）参照】

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに該当することとなったとき）〕

当社の代表取締役及び当社を実質的に支配し業務を全て執行している A 氏は、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如し、実態と異なる内容を記載した登録申請書を基に登録を受け、申請した内容と異なる業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、複数の法令違反行為等を行っていることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

⑹ ファーストメイク・リミテッド株式会社

（勧告日：平成 28 年 3 月 15 日）【附属資料 3－4－3(1)①（番号 16）参照】

- ① 法人関係情報の管理不備

〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号〕

当社は、上場会社の資金調達に関する業務を行っており、法人関係情報を取得する立場にあるところ、法人関係情報の管理に関する社内規程がなく、取扱いが代表取締役の判断に委ねられ、法人関係情報を管理するためのチェック機能等が全く働いていないなど、同業務を通じて取得された法人関係情報がいつでも顧客に提供可能な状態に置かれていた。

- ② 上場会社による虚偽有価証券届出書の提出への加担等

〔金商法第 51 条〕

当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、株式会社オプトロムによる増資に関し、同社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、同社の虚偽の有価証券届出書を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続していた。当社の当該行為は、株式会社オプトロムが行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる（参考：第 7 章第 2－2②）。

4 金融商品仲介業者に対する検査結果に基づく勧告

○ ファーストメイク・リミテッド株式会社

（勧告日：平成 28 年 3 月 15 日）【附属資料 3－4－3(1)①（番号 16）参照】

- ① 法人関係情報を利用した勧誘行為

〔平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 66 条の 14 第 1 号ニ〕

当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社である A 社が増資を行う予定である旨の公表前の法人関係情報を取得し、当該法人関係情報を 2 名の顧客に対して A 社から公表される前に提供し、A 社株式の買付けの勧誘を行っていた。

- ② 法人関係情報の管理不備

〔金商法第 66 条の 15 において準用する同法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 281 条第 3 号〕

（本章第 5－3－(6)①参照）

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果の公表

(1) 株式会社瀬戸内ファンド

(公表日：平成 27 年 4 月 24 日) 【附属資料 3－4－3(1)②(番号 1) 参照】

○ 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、自らを業務執行組合員とするファンドの取得勧誘及び運用を行っていたところ、ファンドの運営・管理を一人で行っていた当社の代表取締役の所在が不明となり、ファン
ドに係る出資状況や運用実態を記録した書類等がほとんど残っていないことから、ファン
ドに係る実際の出資状況や運用実態が確認できない状況にあった。

(2) 株式会社ファミリー

(公表日：平成 27 年 5 月 15 日) 【附属資料 3－4－3(1)②(番号 2) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、自らを営業者とする 4 ファンドについて、その取得勧誘開始以降、運用益が出
ていない状況にあるにもかかわらず、4 ファンドの 1 つである A ファンドの取得勧誘にお
いて、顧客に対し、A ファンド以外の 2 ファンドについて虚偽の配当実績を掲載した書面
を交付して、毎月運用益を計上し配当を実施している旨の虚偽の説明を行っていた。

② 投資者保護上問題のある業務運営

当社の代表取締役は、4 ファンドの出資金を同代表の知人への貸付金等に流用していた。
また、4 ファンドは、いずれも運用益が出ておらず、配当を行えない状況にあったにもか
かわらず、出資金を原資として顧客に対して配当を支払っていた。

(3) 株式会社即一丸ホールディングス

(公表日：平成 27 年 5 月 22 日) 【附属資料 3－4－3(1)②(番号 3) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、自らを営業者とするファンドについて、その取得勧誘開始当初から、出資金を
外国為替証拠金取引で運用する意図も態勢もなかったにもかかわらず、顧客に対し、外
国為替証拠金取引で運用する投資ファンドである旨の虚偽の説明を行った。また、当社は、
ファンドの契約書において、累積損失が生じている場合には配当を行わないと定めている
にもかかわらず、顧客に対し、配当金が毎月必ず支払われる旨の虚偽の説明を行った。

② 投資者保護上問題のある業務運営

当社は、出資金を当社の経費等に流用していたほか、出資対象事業において運用益が
出ておらず、配当を行えない状況にあったにもかかわらず、出資金を原資として顧客に対し
て配当を支払うとともに、虚偽の運用報告書を交付していた。

(4) 株式会社アライドインベストメント

(公表日：平成 27 年 6 月 5 日) 【附属資料 3－4－3(1)②(番号 4) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が 1 名以上の適格機関投資家に対して
取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、同出資を受け入れないま

ま、自らを営業者とするAファンドの取得勧誘を行っていた。

また、当社は、出資対象事業に係る業務執行が全ての出資者の同意を得るものであれば集団投資スキームの適用除外の要件であるところ、適用除外になるとして組成したBファンドにおいて、全ての出資者の同意を得ないまま、Bファンドの業務執行を行っていた。

なお、Bファンドは、適格機関投資家等特例業務の要件も充足していない。

② 当社の業務運営に問題のある状況

当社は、Aファンド及びBファンドの出資金を当社の経費等に流用していたほか、両ファンドの会計帳簿を全く作成していないなど、顧客出資金等の管理が杜撰な状況になっている。また、当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、Bファンドの運用を開始しているにもかかわらず、事業開始に至っていない旨の虚偽の報告を行っていた。

(5) エム・ピー・ジャパン株式会社

(公表日：平成27年6月30日)【附属資料3-4-3(1)②(番号5)参照】

① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

当社は、自らを営業者又は業務執行組合員とするファンドについて、その取得勧誘に当たり、ファンドの運用実績について虚偽の説明を行っていた。

② 投資者保護上問題のある業務運営状況

当社は、出資金のうち、本来の運用目的である外国為替証拠金取引で一部しか運用していない。また、当社は、出資金を本来の運用目的外である株式で運用しているほか、当社の経費、実際の運用に基づかない配当、償還金等に充てていた。なお、当社は、適切に業務を行うという意識が欠如していたことから、出資金等の入出金の状況を正確に把握していない。

③ 報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第63条第7項〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、虚偽の金融機関の取引履歴等を作成し、当該取引履歴等を添付するなどした報告書を提出していた。

④ 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、自らを無限責任組合員とするファンドについて、主として事業者に対する金銭の貸付け等で運用することから、第二種金融商品取引業の登録を受ける必要がないという誤った認識の下、その取得勧説を行っていた。なお、当該ファンドは、適格機関投資家等特例業務の要件も充足していない。

(6) 株式会社明和

(公表日：平成27年6月30日)【附属資料3-4-3(1)②(番号6)参照】

○ 検査忌避及び報告徴取命令違反
〔金商法第63条第7項及び第8項〕

当社は、関東財務局の検査に応じず、検査に応じることができない理由等を求める報告徴取命令に対しても応じていない。

(7) 株式会社アドネット

(公表日：平成27年7月17日)【附属資料3-4-3(1)②(番号7)参照】

○ 当社の業務運営に問題がある状況
当社は、自らを営業者とするファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない

甲社に取得勧誘を依頼し、甲社に対し、報酬を支払っていた。
また、当社は、出資金を代表取締役個人の借入金返済等に流用していた。

(8) 株式会社アンリミテッド

(公表日：平成27年8月4日)【附属資料3－4－3(1)②(番号8)参照】

- ① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

[金商法第29条]

当社は、甲社の代表社員であるA氏と相談の上、49名を超えて一般投資家から出資を受けることを目的として、当社自らを営業者とするファンドに出資する顧客に対し、A氏に貸付けの名目で金銭を支払わせ、複数の顧客からの出資金をまとめた上でA氏の名義でファンドに出資させることにより、適格機関投資家等特例業務の要件である一般投資家からの出資の受入れが49名以下であるかのように偽装していた。

- ② 出資金の管理に不備がある状況

当社は、顧客からA氏を通じて集めた出資金の一部を、出資金として計上せず、匿名組合の出資金管理口座に入金することなく、当社の経費等に費消していた。

(9) 株式会社Jコーレール

(公表日：平成27年8月4日)【附属資料3－4－3(1)②(番号9)参照】

- 業務運営に投資者保護上問題がある状況

当社は、自らを営業者とするファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていないA氏らに取得勧誘を依頼し、A氏らに対し、報酬を支払っていた。

また、当社は、出資金の多くを現金で扱っている上、管理帳簿さえ作成していないことから、出資金の残高等を把握できていないほか、A氏らに行わせた金商法違反行為に対する報酬を出資金から拠出していた。

(10) イー・アセットマネジメント株式会社

(公表日：平成27年8月4日)【附属資料3－4－3(1)②(番号10)参照】

- ① 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況

[金商法第29条]

当社は、自らを営業者とする3ファンドについて、一般投資家からの出資の受入れを49名以下とする適格機関投資家等特例業務の要件を形式上満たすため、一般投資家が49名近くになると新たなファンドを組成し、取得勧誘及び運用を行っていたところ、ファンドごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益等がどのファンドに帰属するのか判別できないことなどから、実質的に1つの集団投資スキームであるものと認められた。したがって、当社は、上記の状況下で、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたことから、適格機関投資家等特例業務の要件を充足していない。

- ② 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況

当社は、ファンドの投資先である甲社への投資金額のうち約4割を投資の見返りとして甲社から受け取り、残りの約6割しか甲社の事業に充てられていない状況にもかかわらず、顧客に対する説明を一切行っていない。

(11) アセットクリエーション株式会社

(公表日：平成27年8月4日)【附属資料3－4－3(1)②(番号11)参照】

- ① 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況

[金商法第29条]

当社は、自らを業務執行組合員とする3つの任意組合及び自らを営業者とする3つの匿

名組合について、一般投資家からの出資の受入れを 49 名以下とする適格機関投資家等特例業務の要件を形式上満たすため、一般投資家が 49 名近くになると新たな組合をそれぞれ組成し、取得勧誘及び運用を行っていたところ、任意組合ごと又は匿名組合ごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益等がどの任意組合又は匿名組合に帰属するのか判別できないことなどから、実質的にそれぞれ 1 つの集団投資スキームであるものと認められた。したがって、当社は、上記の状況下で、出資を受ける一般投資家の人数の合計が 49 名を超えていたことから、適格機関投資家等特例業務の要件を充足していない。

② 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況

当社は、匿名組合の投資先である甲社への投資金額のうち約 4 割を投資の見返りとして甲社から受け取り、残りの約 6 割しか甲社の事業に充てられていない状況にもかかわらず、顧客に対する説明を一切行っていない。

(12) A・J アセットクリエーション株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 4 日)【附属資料 3－4－3 (1)② (番号 12) 参照】

○ 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況

当社は、自らを営業者とするファンドの投資先である甲社への投資金額のうち約 4 割を投資の見返りとして甲社から受け取り、残りの約 6 割しか甲社の事業に充てられていない状況にもかかわらず、顧客に対する説明を一切行っていない。

(13) J PM 株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 7 日)【附属資料 3－4－3 (1)② (番号 13) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、一般投資家からの出資の受入れを 49 名以下とすることが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、自らを営業者とする 4 ファンドのうち 2 ファンドにおいて、49 名を超える一般投資家に取得勧誘を行っていた。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号]

当社は、4 ファンドのうち 1 ファンドについて、虚偽の運用報告書を作成し、顧客に対し、これに基づいて実態と異なる運用状況を説明して取得勧誘を行い、追加出資を受けていた。

③ ファンドの運用及び出資金の管理が極めて不透明、かつ、杜撰な状況

当社は、4 ファンドについて、いずれも会計帳簿等を作成していないことなどから、ファンド財産の状況や、現金の入出金の履歴等を把握できていない。

また、当社は、4 ファンドのうち 2 ファンドについて、出資対象事業への投資額を正確に把握できていないほか、出資金の一部を当社の経費等へ流用したとしているが、その流用額を把握できていない。

(14) ノア・アセットマネジメント株式会社

(公表日：平成 27 年 8 月 7 日)【附属資料 3－4－3 (1)② (番号 14) 参照】

① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

[金商法第 29 条]

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が 1 名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、自らを営業者とする 9 ファンドのうち 7 ファンドについて、同出資を受け入れないまま、7 ファンドの取得勧誘を

行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、9ファンドの出資金について、金融商品取引業の登録を受けていない甲社に運用を委託していたのみならず、委託先が行った投資に係る契約内容を何ら把握していないなど、当社のファンドの運用実態の把握は極めて杜撰な状況にある。

また、当社は、9ファンドのうち1ファンドについて、顧客に返還すべき出資金全額を当社の経費等に流用していた。

(15) 株式会社丸庄

(公表日：平成27年11月10日)【附属資料3-4-3(1)②(番号15)参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等
〔金商法第63条第4項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号〕

当社は、自らを営業者等とするファンド（以下「本件ファンド」という。）について、その取得勧誘開始当初から、出資金を契約内容どおりに運用する意思がなかったにもかかわらず、営業員に対して、国内外の上場株式等に投資すると記載した勧誘資料を用いて勧誘するよう指示し、不適切な勧誘をさせていた。

- ② ファンドの出資金の流用等

当社は、本件ファンドのうち2ファンドについて、甲社のファンドの顧客を引き継いでほしい旨の甲社からの要請を受けて、甲社のファンドの顧客に乗換勧誘を行い、出資金については甲社から受領したものであるところ、当該ファンドの出資相当額を甲社から受け取っておらず、当初から適正に管理する状況になかったほか、本件ファンドの出資金を甲社の代表取締役への資金供与等に流用していた。また、当社は、本件ファンドを契約内容どおりに運用しておらず、配当を行えない状況にあったにもかかわらず、出資金を原資として顧客に対して配当を支払っていた。

- ③ 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が1名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、本件ファンドのうち21ファンドについて、同出資を受け入れないまま、21ファンドの取得勧誘を行っていた。

また、当社は、一般投資家からの出資の受入れを49名以下とすることが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、本件ファンドのうち1ファンドにおいて49名を超える一般投資家に取得勧誘を行っていた。

(16) 株式会社ファインドエッジ

(公表日：平成27年12月14日)【附属資料3-4-3(1)②(番号16)参照】

- ① 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の私募の要件が1名以上の適格機関投資家に対して取得勧誘を行い、その出資を受けることであるにもかかわらず、自らを営業者とする6ファンドについて、同出資を受け入れないまま、取得勧誘を行っていた。

また、当社は、一般投資家からの出資の受入れを49名以下とすることが適格機関投資家等特例業務の要件であるにもかかわらず、6ファンドのうち4ファンドにおいて49名を超える一般投資家に取得勧誘を行っていた。

- ② 無登録の者に対する取得勧誘及び運用の委託等

当社は、6ファンドのうち3ファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない

甲社に取得勧誘及び運用を委託していた。

また、当社は、6ファンドのうち1ファンドについて、金融商品取引業の登録を受けていない乙社に運用を委託していた。

③ ファンド財産の杜撰な管理

当社は、6ファンドについて、当社及び代表取締役の固有財産並びに各ファンドの財産が混在している状況にあるほか、6ファンドの財務諸表等を全く作成していないなど、管理が極めて杜撰な状況において、出資金の一部が本来の運用目的に充てられていることが確認できない。

また、当社は、ファンド財産を当社の経費等に充てているほか、ファンド財産間において、ファンド財産を正当な根拠なく他ファンドの配当金や償還金等に流用していた。

④ 報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第63条第7項〕

当社は、近畿財務局長からの報告徴取命令に対し、運用財産額を過大に記載した虚偽の報告書等を提出していた。

(17) 株式会社ワンプラスワン

(公表日：平成28年3月18日)【附属資料3-4-3(1)②(番号17)参照】

① 組合解散後に出資を行っていた状況

当社は、当社が運用するA投資事業有限責任組合（以下「A組合」という。）について、唯一の有限責任組合員（適格機関投資家）が脱退したことにより、A組合は解散したと認められるにもかかわらず、A組合が解散した日以降もA組合を適格機関投資家として他の適格機関投資家等特例業務の届出者（以下「届出業者」という。）7者が運用する15ファンドに出資を行ったとしているが、A組合は解散した日以降は適格機関投資家ではないことから、当該出資は、適格機関投資家としての出資であるとは認められない。

② 無登録で投資運用業を行っている状況

〔金商法第29条〕

当社は、A組合について、唯一の有限責任組合員が脱退した後に、新たな有限責任組合員（一般投資家）から出資を受け、A組合を適格機関投資家として届出業者13者が運用する24ファンドに対して出資を行っているが、上記①のとおり、A組合は既に解散しているため、新たな有限責任組合員から出資を受けた時点で新たなA組合が組成されたものとして、適格機関投資家等特例業務の要件である適格機関投資家からの出資が必要であるにもかかわらず、同出資を受けていない。

また、当社は、当社が運用するB投資事業有限責任組合（以下「B組合」という。）について、B組合を適格機関投資家として届出業者18者が運用する24ファンドに出資を行ったとしているところ、B組合の唯一の適格機関投資家であるX者の出資は、B組合がX者の出資相当額を実質的に負担することを条件に出資したものであるため、適格機関投資家としての出資とは認められず、B組合は適格機関投資家等特例業務の要件を充足していない。

③ 出資金の管理が杜撰な状況

当社は、A組合及びB組合名義で行った適格機関投資家としての出資について、実際に両組合から出資が行われたかどうかの確認ができない状況や、適格機関投資家として出資を辞退するとしているものの、出資先ファンドからの脱退又は契約の解約が行われたかどうかの確認ができない状況が認められた。

また、当社は、当社が運用するC投資事業有限責任組合（以下「C組合」という。）について、その共同運営者であるY者が出資金の大半を当社に無断でY者の関連会社に貸し付け、流出・毀損させたとしているものの、当該貸し付けの事実を当社が承知していた状

況が認められた。

④ 出資先ファンドにおける投資者被害等

上記①ないし③の当社の行為は、他の多数の届出業者による違法行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる（参考：本章第5－3－(1)、同第5－5－(6)）。

⑤ 適格機関投資家出資の外觀を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況

当社は、C組合について、A組合が唯一の適格機関投資家として出資したとしているが、当該出資は、Y者が拠出した金銭を原資としており、A組合が行った出資は、実態のないものと認められるため、Y者によるC組合に係る取得勧誘は、無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況となるが、当社は、A組合名義で適格機関投資家として出資の外觀を仮装することにより、当該状況に積極的に加担していたと認められる。

第6 証券検査の結果認められたその他の主な問題点

行政処分勧告を行った事案のほかに、平成27年度に検査が終了した金融商品取引業者等に対する検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者における問題点

(1) 不公正取引に関するもの

○ 引値保証取引を行う際の対応が不十分な状況

当社は、顧客から日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数社から大量に受託し、その反対の引値保証取引を主に他の1者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与える取引が行われる可能性を十分に想定できてもかかわらず、注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

(2) その他業務運営に関するもの

① 広告審査態勢の不備

当社は、自社のウェブサイトに広告を掲載するに当たり、広告審査に係る社内規程を定めているものの、当該規程上は広告作成部署による審査で完結し、コンプライアンス担当部署による審査まで要求されていないために適切な職務分掌が図られず、審査方法の手順や審査基準、審査の事跡化又は管理方法が具体的に定められていないことから、正確性に欠ける表示が看過されるなど、広告審査態勢に不備が認められた。

② アナリストレポートの審査態勢が十分でない状況

当社は、アナリストレポート（以下「レポート」という。）の審査について、当社のシニアアナリストによって一部の審査が行われているものの、その他の審査は海外グループ会社で行われており、国内の法令諸規則の遵守を担保する役割を担う当社のコンプライアンス部門がレポートの審査に関与していない状況が認められた。

また、当社は、決算公表を受けて作成したレポートを公表した後、新たな公表情報がないにもかかわらず、一定期間内に業績見通しや目標株価を一定以上変更したレポートを新たに公表する場合に、非公表情報に基づいて作成されたものではないかといった観点からその内容を確認することなく承認が行われており、社内において実効性を伴った審査が行われていない状況が認められた。

③ 投信営業等に係る内部管理態勢の不備

当社は、投資信託の乗換勧誘及び高齢顧客への投資勧誘に係るモニタリング態勢について、社内規則を定めていたにもかかわらず、そのモニタリングの実施部署及び実施者を定めていなかったことから、乗換えにより買い付ける投資信託の分配金が元本払戻金である状況を顧客に説明していない等の不適切な乗換勧誘や、高齢顧客の投資意向を確認することなく営業部長等による承認が行われていた。

また、当社は、顧客にとって合理性のない投資信託の取引を防止するため、社内規則において類似投資信託間の乗換勧誘を禁止していたものの、類似投資信託に係る分類・指定を一切定めていなかった。

④ 高齢顧客への勧誘・販売に係るモニタリング態勢が不十分な状況

当社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の高リスク商品を高齢顧客に勧誘するに際しては、部店長等が、当該顧客と面談を実施した上であらかじめ定めた勧誘開始基準への適合状況を確認の上、営業員が高齢顧客に対して取得勧誘の実施を事前に承認することとしている。しかしながら、当該基準への適合状況を確認するための項目の一部が事前に承認する際の記録様式から漏れていたほか、確認項目の一つとなっている顧客の投資方針について、社内規程が整備されておらず、顧客の投資方針の変更の妥当性の検討を行わないまま変更することが可能な状況となっていた。こうしたことから、高齢顧客に対する高リスク商品の勧誘が当該基準に適合しているかどうかについて、事後的にモニタリングを行うことができないこととなっていた。

2 第二種金融商品取引業者における問題点

○ 財産・経理等に関するもの

○ 分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

〔金商法第40条の3〕

当社は、私募の取扱いを行ったファンドの出資金が、その名義により預金等で管理されていることがファンドの契約書等によりファンド営業者に義務付けられておらず、出資金がファンド営業者の固有財産と分別して管理することが確保されていない状況にあるにもかかわらず、ファンドの私募の取扱いを行っていた。

3 投資助言・代理業者における問題点

○ 投資者保護に関するもの

① 著しく事実に相違する表示等のある広告

〔金商法第37条第2項〕

当社は、無料会員の登録を行った顧客に対し、キャンペーンに関する広告を電子メールにて行っているところ、ア. 当社が独自に銘柄を選定しているにもかかわらず、実在しない投資顧問業者が選定した銘柄について助言を受けられる旨を記載していたほか、イ. 過去に助言した銘柄名と会員数が相違しているなど、助言の内容及び方法に関する事項並びに投資助言業務の実績に関する事項につき著しく事実に相違する表示が認められた。

② 当社の使用人でない外部の者に投資判断を行わせている状況

当社は、投資分析のレポートを会員専用ウェブサイトに掲載する方法により投資助言を行っているところ、投資判断を伴う当該レポートの作成を当社の使用人でない外部の者に依頼するとともに、形式的な確認だけで掲載し、投資助言業務に係る根幹業務たる投資助言を他者に任せている状況が認められた。

4 投資運用業者における問題点

○ その他業務運営に関するもの

○ 鑑定評価を行わせる際の対応が不十分な状況

当社は、投資法人に対して、利害関係人から不動産信託受益権を取得させるに当たって、不動産鑑定業者に対して鑑定評価を依頼する際に、当該利害関係人が不動産鑑定業者と折衝して鑑定評価に係る資料を当初提供していたにもかかわらず、当社は、資産運用会社として、当該利害関係人から不動産鑑定業者に必要な情報が提供されているかを確認せず、情報等の提供状況を適切に管理していない。また、提供された情報等の鑑定評価への反映状況につき必要な検証を行わないまま、当該投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

第7 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等捜査当局への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第192条第1項に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192条申立て」という。）及びそのための同法第187条に基づく調査（以下「187条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料3-5-3参照）。

金商法第192条及び第187条については、米国の法制を参考にして昭和23年に制定された証取法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成20年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも192条申立て及び187条調査の権限が委任された。さらに、平成22年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し3億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が192条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成23年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化
- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（1年以下の懲役、100万円以下の罰金）
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ
　3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正
- ・無登録で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったものが、違反行為の行為地の地方裁判所にも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）
- さらに、平成27年の金商法改正により、裁判所による禁止命令等の対象行為が、金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為のほか、集団投資スキーム持分等に係る権利に関する出資

等された金銭を充てて行われる事業について、業務執行が著しく適正を欠く等の一定の要件を満たす状況下における、これら権利の募集行為等にも拡大された。

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や検査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員に対して192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成24年度からは、192条申立てを行わない場合においても、187条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成27年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

① 株式会社ドリームジャパン

(申立日：平成27年7月3日)【附属資料3-5-2（番号15）参照】

株式会社ドリームジャパン（以下「D社」という。）の代表取締役A（以下、D社と併せて「D社ら」という。）は、自身が代表取締役を務めていた株式会社エリオストレーディングス（以下「E社」という。）において、金商法の登録を受けずに、上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、上場株式の売買の注文を受け付け、入金を受けていた。また、新規公開株式について、E社が割当てを受けたものを売買できるなどと説明して一般投資家を勧誘し、新規公開株式の売買の注文を受け付け、入金を受けていた。

このような中、E社に対して、関東財務局長から警告書の発出等がされたところ、Aは、関東財務局からの追及を免れるために、D社を利用し、D社にE社で取引をしていた一般投資家を引き継がせ、D社において引き続き上記各行為を行っていた。

そして、D社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務及び遊興費やD社の経費等で費消して毀損しているなどの状況にあった。

このため、平成27年7月3日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、D社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年9月8日、D社らに対して、同金商法違反行為の禁止等命令を下した。

② 株式会社SRIブレイン

(申立日：平成27年8月7日)【附属資料3-5-2（番号16）参照】

株式会社SRIブレイン（以下「S社」という。）及びS社の代表取締役A（以下、S社と併せて「S社ら」という。）は、S社の運営する複数のファンド（以下「本件ファンド」という。）の取得勧誘に際して顧客に交付していた重要事項説明書及び契約書に表示し、S社営業員が説明していた手数料等以外にも、顧客の出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。

また、S社らは、本件ファンドのうち複数のファンドの投資先企業について、将来有望な未上場企業、高い成長性が見込まれる国内企業の株式等に投資する旨などを重要事項説明書において表示していたほか、営業員においても同旨の説明を顧客に対して繰り返し行っていたところ、実際には、成長性が高いとは評価できない企業に投資していたものであり、投資先企業の経営実態が上記表示及び説明と著しく相違するものであった。

そして、上記と同様の手数料等にかかる虚偽告知が、S社以前には株式会社リスクマネジ

メントブレインにおけるファンドの取得勧誘の際にS社と同様の関係者により行われていたほか、出資金の大半が既に毀損されているなどの状況にあった。

このため、平成27年8月7日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、S社らを被申立人として、金商法違反行為（金商法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年12月4日、S社らに対して、同金商法違反行為の禁止等命令を下した。

③ 株式会社エフ・サポート

（申立日：平成28年3月11日）【附属資料3-5-2（番号17）参照】

株式会社エフ・サポート（以下「F社」という。）及び実質的経営者A（以下、F社と併せて「F社ら」という。）は、F社に上場株式の売買の注文を行うと、これをF社が顧客に代わって証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。また、新規公開株式について、F社が割当を受けたものを売買できるなどと説明して一般投資家を勧誘し、新規公開株式の売買の注文を受け付け、入金を受けていた。

そして、F社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及びF社経費の支払等で費消して毀損しているなどの状況にあった。

このため、平成28年3月11日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、F社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎを業として行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同年4月14日、F社らに対して、同金商法違反行為の禁止等命令を下した。

第8 今後の課題と取組み方針

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、市場参加者の国際的活動が日常化し、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした状況の下、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、第8期 証券取引等監視委員会の活動方針等を踏まえ、以下のような施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、金融商品取引業者等について、監督当局や自主規制機関等の連携を一層強化するとともに、各社の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オンサイト・オフサイト一体となったモニタリングを実施した上で、必要な検査を実施していく。
- (2) 地場の証券会社については、平成27年度において、社債の発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま社債の販売を継続していた事案等が生じたが、その背景として、顧客の高齢化等を受け、従来のビジネスモデルの持続が困難となっていたことが考えられたところ。こうしたことから、地場の証券会社について、ビジネスモデルの実態やそ

の持続可能性等について、監督当局と連携しつつ検証を進めていく。

- (3) 適格機関投資家等特例業務届出者については、適格機関投資家である投資事業有限責任組合等に着目した検査を行うなど、より効率的・効果的な検査を行った。

平成 27 年に改正された金商法により、適格機関投資家等特例業務届出者における届出事項や行為規制が拡充されるとともに、業務改善・停止・廃止命令の監督権限が整備されたところ、監督局と連携し、今後とも効果的・効率的な検査を実施していく。

また、改正法が施行された後についても、引き続き悪質な業者が無登録で金融商品取引業を行うなどして、重大な投資被害を発生させる可能性も考えられることから、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立て権限の積極的な活用等、引き続き厳正に対処していく。

第5章 取引調査

第1 概説

1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料3-4-4参照）。

2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- (3) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- (4) 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることが可能のこととされている。

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買

付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(注) 金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

(2) 仮装・馴合売買(金商法第174条)

課徴金額: 違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額: 違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)

課徴金額: 違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5) 内部者取引(金商法第175条)

課徴金額: 違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(6) 情報伝達・取引推奨行為(金商法第175条の2)

課徴金額: 違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

(注) 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成26年4月1日以降の違反行為について適用。

(注1) 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2) 上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成27年度における活動状況

平成27年度においては、不公正取引に対し、31件(納付命令対象者数)、金額で1億

7,041万5,000円の課徴金納付命令勧告を行った（第6章に係るものを除く。以下本章第2において同じ。）。

第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

(1) 平成27年度の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告は31件であるが、その内訳は、内部者取引に係る事案が20件、相場操縦に係る事案が10件、偽計に係る事案が1件であり、平成26年度に引き続き内部者取引に係る事案が大半を占めている。また、課徴金額について見ると、内部者取引が合計7,072万円、相場操縦が合計8,745万5,000円、偽計が1,224万円となっている（最高額：相場操縦事案：4,688万円、最低額：内部者取引事案：25万円）。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引212件（個人203件、法人9件）について合計4億3,877万円、相場操縦51件（個人50件、法人1件）について合計2億5,837万5,000円、偽計1件（法人）1,224万円の勧告を行つたこととなる。

平成27年度における内部者取引に係る事案の特徴としては、公開買付けに係る事案の勧告件数が26年度の22件から4件と大きく減少した反面、業績予想等の修正に係る事案の勧告件数が26年度の4件から9件と大きく増加したほか、26年度にはいずれも0件だった業務提携・解消、損害の発生に係る事案の勧告やバスケット条項を適用した事案の勧告が複数みられたことが挙げられる。これらの重要事実の多くは、上場会社の積極的な経営姿勢や変化の早い経済状況に起因するものであり、今後も増加することが考えられるため、証券監視委としても、内部者取引未然防止の観点から、上場会社の関係者等に、より積極的に注意喚起を行うことが必要であると考えている。また、26年4月に施行された情報伝達行為に係る規制が適用された事案の勧告件数が3件みられ、更なる周知徹底が必要と考えている。

相場操縦に係る事案の特徴としては、9事案中6事案で、直前の約定値より高指値の買い注文による買い上がり買付け、及び対当売買を用いた買い上がり買付けが認められているほか、PTS（私設取引システム）を利用した相場操縦行為がみられている。

また、初めて、上場廃止猶予期間に入っていた上場会社が、上場維持を図るために株式の株価を高値形成させた事案を偽計として勧告した。

(2) 平成 27 年度の内部者取引による課徴金納付命令対象となった者の属性を見ると、会社の重要な事実を知った第一次情報受領者が 27 件中 16 件 (59.2%) を占めている。会社関係者の情報伝達者について見ると、発行体の役職員による伝達行為が 12 件中 9 件 (75.0%) であった。

重要事実別の勧告件数の推移

	26年度	27年度
新株等発行	1	1
株式分割	1	1
新製品または新技術の企業化	1	0
業務提携・解消	0	5
損害の発生	0	4
子会社異動を伴う株式譲渡等	2	0
業績予想等の修正	4	9
バスケット条項	0	3
公開買付け	22	4
合計	31	27

(注 1) 「年度」とは 4 月～翌年 3 月の期間をいう（以下、同様）。

(注 2) 重要事実別の勧告件数については、1 人の対象者が、複数の重要事実を知って違反行為を行った場合は、それぞれの違反行為ごとに重要事実を重複計上している。

対象者属性別の勧告件数の推移

	26年度	27年度
会社関係者	5	9
発行体役員等	3	5 (※ 1)
契約締結者等	2	4
公開買付者等関係者	2	1
買付者役員等	1	0
買付者との契約締結者等	1	1 (※ 2)
第一次情報受領者	24	16
会社の重要な事実	4	13
公開買付け事実	20	3
合計	31	26

(注) 対象者属性別の勧告件数については、1 人の対象者が、複数の違反行為を行った場合には、それぞれの違反行為ごとに属性を重複計上している。

(※ 1) うち、2 件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。

(※ 2) うち、1 件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	26年度	27年度
会社関係者	4	12
発行体役員等	3	9 (※ 2)
契約締結者等	1	3
公開買付者等関係者	20	3
買付者役員等	3	0
買付者との契約締結者等	17	3 (※ 3)
うち 買付対象者役員等	10 (※ 1)	0
合計	24	15

(注) 情報伝達者属性別の勧告件数については、1 人の伝達者が 1 人の行為者に複数の重要な事実を伝達した場合には、それぞれの重要な事実ごとに属性を重複計上している。

(※ 1) 26 年度のうち 9 件は、平成 26 年 4 月の改正金商法施行により公開買付けに係る株式の発行者として公開買付者等関係者に該当することになった事案であるが、便宜上、買付者との契約締結者等として掲載した。

(※ 2) うち、2 件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。

(※ 3) うち、1 件は情報伝達行為に対する規制違反として勧告の対象となった者。

2 勧告事案の概要

平成 27 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1) 内部者取引に対する勧告

① 株式会社エナリス役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 5 月 29 日) 【附属資料 3-4-3(2)① (番号 2) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エナリス（以下「エナリス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 26 年 12 月期の売上高及び経常利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要な事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、エナリス株式を買い付けた。（課徴金額：257 万円）

② 株式会社フィスコ役員からの情報受領者による同社株式ほか 1 銘柄に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 5 月 29 日) 【附属資料 3-4-3(2)① (番号 3) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ネクス（以下「ネクス」という。）の親会社である株式会社フィスコ（以下「フィスコ」という。）の役員から、同人がその職務に關し知った、(ア)ネクスの属する企業集団の平成26年11月期の業績予想における売上高について、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実、(イ)フィスコの属する企業集団の平成26年12月期の業績予想における売上高について、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実のいずれも伝達を受けながら、

- (i) ネクスにおける上記事実の公表より前に、自己の計算において、ネクス株式を売り付け
- (ii) フィスコにおける上記事実の公表より前に、自己の計算において、フィスコ株式を売り付けた。（課徴金額：225万円）

③ 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者によるトーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年7月28日）【附属資料3-4-3(2)①（番号6～7）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①及び②は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商株式会社の業務執行を決定する機関が、株式会社トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、

- (i) 課徴金納付命令対象者①については、上記事実の公表より前に、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式を買い付け
 - (ii) 課徴金納付命令対象者②については、上記事実の公表より前に、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式を買い付けた。
- （課徴金額：課徴金納付命令対象者① 459万円、課徴金納付命令対象者② 99万円）

④ パイオニア株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年9月8日）【附属資料3-4-3(2)①（番号9）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、パイオニア株式会社（以下「パイオニア」という。）の社員であったが、その職務に關し、

- (i) パイオニアの属する企業集団の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの会計期間の業績予想における経常利益及び当期純利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、パイオニア株式を売り付け

- (ii) パイオニアの業務執行を決定する機関が、オンキヨー株式会社（以下「オンキヨー」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、パイオニア株式を買い付け
- (iii) パイオニアの役員等が、オンキヨーとの業務提携契約の交渉に関し知った、オンキヨーの業務執行を決定する機関が、パイオニアと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、オンキヨー株式を買い付けた。（課徴金額：96万円）

⑤ スカイマーク株式会社元役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年10月9日）【附属資料3-4-3(2)①（番号11）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、スカイマーク株式会社（以下「スカイマーク」という。）の元役員であるが、その職務に関し、スカイマークの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、上記事実の公表より前に、自己の計算において、スカイマーク株式を売り付けた。（課徴金額：238万円）

⑥ 公開買付者の親会社との契約締結者の社員からの情報受領者によるウェブクルー株式に係る内部者取引違反行為及び当該社員による公開買付けの実施の事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成27年10月23日）【附属資料3-4-3(2)①（番号13～14）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

(i) 課徴金納付命令対象者①は、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「ニュートン」という。）の親会社である株式会社光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人が同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、株式会社ウェブクルー（以下「ウェブクルー」という。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、ウェブクルー株式を買い付けた。

(ii) 課徴金納付命令対象者②は、ニュートンの親会社である株式会社光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であったが、同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実の公表より前にウェブクルー株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。

課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表より前に、自己の計算において、ウェブクルー株式を買い付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 51 万円、課徴金納付命令対象者② 25 万円)

⑦ 株式会社アールテック・ウエノとの契約締結者の職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 11 月 25 日) 【附属資料 3－4－3 (2)① (番号 15) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社アールテック・ウエノ（以下「アールテック」という。）との間で治験契約を締結していた法人に勤務し、同治験に従事していた者であるが、同契約の履行に関し、アールテックが本試験を中止することについて決定した旨の、アールテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、アールテック株式を売り付けた。（課徴金額：60 万円）

⑧ 株式会社エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 12 月 15 日) 【附属資料 3－4－3 (2)① (番号 16) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社エスケーエレクトロニクス（以下「エスケーエレクトロニクス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、

- (i) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの会計期間の業績予想値について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式を買い付け
- (ii) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの会計期間の業績予想値について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式を買い付けた。

(課徴金額：1,563 万円)

⑨ 住友商事株式会社との契約関係者の役員からの情報受領者 2 名による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 12 月 22 日) 【附属資料 3－4－3 (2)① (番号 18～19) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）の契約関係者の役員から、同人が、契約交渉等に関して知った、住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1,700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になった旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、住友商事株式を売り付けた。

課徴金納付命令対象者②は、住友商事の契約関係者の役員から、同人が契約交渉等に関して知った、（ア）住友商事の平成27年3月期第2四半期決算において約1,700億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になった旨の重要事実の伝達、（イ）住友商事の属する企業集団の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの会計期間の業績予想における当期純利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達をそれぞれ受けながら、上記各事実の公表より前に、自己の計算において、住友商事株式を売り付けた。

（課徴金額：課徴金納付命令対象者① 892万円、課徴金納付命令対象者② 50万円）

⑩ 石山Gateway Holdings株式会社の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成28年2月2日）【附属資料3-4-3(2)①（番号21）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、石山Gateway Holdings株式会社（以下「ゲートウェイ」という。）の社員である者から、同人がその職務に関し知った、同社が有価証券報告書の虚偽記載をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券取引等監視委員会の強制調査を受けた旨の、同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、ゲートウェイ株式を売り付けた。

（課徴金額：236万円）

⑪ 株式会社アイロムホールディングス社員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該社員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

（勧告日：平成28年2月9日）【附属資料3-4-3(2)①（番号22～23）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

（i）課徴金納付命令対象者①は、株式会社アイロムホールディングス（以下「アイロム」という。）の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、同社の子会社であるディナベック株式会社の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、アイロム株式を買い付けた。

(ii) 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実が公表される前にアイロム株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。

課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表より前に、自己の計算において、アイロム株式を買い付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 102万円、課徴金納付命令対象者② 51万円)

⑫ 江守グループホールディングス株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年2月16日) 【附属資料3-4-3(2)①(番号24~25) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、江守グループホールディングス株式会社（以下「江守GHD」という。）の連結子会社の社員であるが、江守GHDの役員から、同人が職務に関し知った、江守GHDの平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になった旨の、重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、江守GHD株式を売り付けた。

課徴金納付命令対象者②は、江守GHDの連結子会社の社員であるが、課徴金納付命令対象者①から、江守GHDの平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になった旨の、重要事実をその職務に関し知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、江守GHD株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 107万円、課徴金納付命令対象者② 753万円)

⑬ 株式会社SIFT役員からの情報受領者による内部者取引違反行為及び当該役員による重要事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年3月25日) 【附属資料3-4-3(2)①(番号29~30) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者①は、株式会社SIFT（以下「SIFT」という。）の役員として勤務している課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、

(i) 同社の業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の、重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、SIFT株式を買い付け

(ii) 同社の属する企業集団の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの会計期間の売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益について、投資者の投資判断に

及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、S H I F T 株式を売り付けた。

課徴金納付命令対象者②は、S H I F T の役員として勤務している者であるが、その職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの会計期間の親会社株主に帰属する当期純利益について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、公表がされる前に S H I F T 株式の売付けをさせることにより同人の損失の発生を回避させる目的をもって、伝達した。

課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表より前に、自己の計算において、S H I F T 株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 1,380 万円、課徴金納付命令対象者② 351 万円)

⑭ 日本マニュファクチャリングサービス株式会社との契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 3 月 25 日) 【附属資料 3－4－3(2)① (番号 31) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、兼松株式会社（以下「兼松」という。）の社員であったが、日本マニュファクチャリングサービス株式会社（以下「日本マニュファクチャリングサービス」という。）と兼松との資本業務提携に関する契約締結の交渉に関し、日本マニュファクチャリングサービスの業務執行を決定する機関が、兼松と業務上の提携を行うこと及び同社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表より前に、自己の計算において、日本マニュファクチャリングサービス株式を買い付けた。（課徴金額：77 万円）

(2) 相場操縦に対する勧告

① トラスト株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 4 月 17 日) 【附属資料 3－4－3(2)① (番号 1) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社トランセラムの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。

(課徴金額：170 万円)

② 栄電子株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 4) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、

- (i) 株式会社栄電子の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式を買い付け、
- (ii) 株式会社ベクターの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己、同族会社及び親族の計算において、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。 (課徴金額：4,688 万円)

③ 滋賀銀行株式ほか 4 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 6 月 26 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 5) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、私設取引システム (Proprietary Trading System。以下「PTS」という。) を利用した株式の売買を誘引する目的をもって、いずれも取引所金融市场に上場されている 5 銘柄の株式につき、取引所金融市场及び PTS において、下値売り注文を大量に入れるなどの方法により、株式の売付けの委託を行うとともに、同各株式を買い付けた。 (課徴金額：128 万円)

④ C & G システムズ株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 8 月 4 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 8) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、

- (i) 株式会社 C & G システムズ (以下「C & G システムズ」という。) の株式につき、大口の下値買い注文を入れるなどの方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるなどし、
- (ii) ビリングシステム株式会社の株式につき、前記同様の方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるなどし、
- (iii) C & G システムズの株式につき、前記同様の方法により、同株式の買付けの委託を行うとともに、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるなどした。
(課徴金額：382 万 5,000 円)

⑤ ヤマザキ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 9 月 18 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 10) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ヤマザキの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。 (課徴金額：71 万円)

⑥ 東邦銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 10 月 23 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 12) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社東邦銀行の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。

(課徴金額：1,517 万円)

⑦ 琉球銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 27 年 12 月 15 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 17) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社琉球銀行の株式につき、同株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己及びその親族の計算において、自己による売買の注文を対当させた。 (課徴金額：224 万円)

⑧ M i p o x 株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成 28 年 2 月 2 日) 【附属資料 3－4－3(2)①(番号 20) 参照】

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、M i p o x 株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けるとともに、同株式の買付けの委託を行うなどした。

(課徴金額：58万円)

⑨ ウィズ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年3月15日)【附属資料3-4-3(2)①(番号27~28)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

- (i) 株式会社トレード・ラボ（課徴金納付命令対象者①、以下「トレード・ラボ」という。）は、トレード・ラボ投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）に出資された財産の運用権限を有していたものである。トレード・ラボの役員として組合財産を運用していた課徴金納付命令対象者②は、トレード・ラボの業務に関し、株式会社ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の売り注文及び買い注文を、課徴金納付命令対象者②の買い注文及び売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付け、そのうち、トレード・ラボらの平成26年8月度における組合への出資割合分については自己の計算において、それ以外においては自己以外の者である組合への出資者の計算において売買をした。
- (ii) 課徴金納付命令対象者②は、株式会社ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前の約定値より高指値の買い注文を、課徴金納付命令対象者①の売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付け、そのうち、自己の計算で、同株式を買い付ける一方、同株式を売り付けた。

(課徴金額：課徴金納付命令対象者① 382万円、課徴金納付命令対象者② 1,125万円)

(3) 偽計に対する勧告

① インスペック株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年3月8日)【附属資料3-4-3(2)①(番号26)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

インスペック株式会社の役員甲は、同社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額（以下、両者併せて「時価総額」という。）が平成24年6月に3億円未満となり、同社株式の上場が廃止される状況にあったところ、同社株式の株価を高値形成させることで上場廃止を免れようと企て、同社の業務として、同社社員をして、同社株式につき、買い注文を発注させて約定させ、同社株式の株価を時価総額が3億円を超える株価に引き上げるなどした上、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムであるT D n e tにより、上記事情を秘して、あたかも自然の需給によって同社株式の時価総額が3億円以上になったかのように装う内容の文章を公表した。

(課徴金額：1,224万円)

3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成26年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 日神不動産株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告事案

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件重要事実の伝達を受けたことは否認する旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人は本件重要事実を知りながら、この事実が公表される前に日神不動産株式を買い付けたとして、平成27年6月25日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

② 高田工業所株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告事案

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、株式の相場を変動させるべき売買に該当するものではなく、また、他の投資者の売買を誘引する目的はなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買に当たること、また、被審人は、他の投資者の売買を誘引する目的を有していたと認められるとして、平成27年8月6日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成26年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 岐阜銀行株式に係る相場操縦事案

【平成24年11月16日課徴金納付命令勧告、平成25年4月16日課徴金納付命令決定、平成25年5月15日取消訴訟提起、平成27年1月16日判決（東京地裁）、同月27日控訴（東京高裁）、同年7月10日判決（東京高裁）】

平成27年7月10日、東京高等裁判所は、原告（控訴人）の売買の態様に照らせば、繁盛等誤解目的を有していたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

同年7月25日、原告から上告等がなく上訴期間が経過したことから、控訴審判決及び第一審判決が確定した。

② ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦事案

【平成 25 年 2 月 5 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年 12 月 10 日課徴金納付命令決定、同月 26 日取消訴訟提起（東京地裁）、平成 27 年 5 月 28 日判決（東京地裁）、同年 6 月 25 日控訴（東京高裁）、同年 10 月 28 日判決（東京高裁）】

平成 27 年 10 月 28 日、東京高等裁判所は、原告（控訴人）は、本件当時、誘引目的を有していたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

同年 11 月 14 日、原告から上告等がなく上訴期間が経過したことから、控訴審判決及び第一審判決が確定した。

③ 株式会社ノジマとの契約締結者による内部者取引事案

【平成 26 年 4 月 22 日課徴金納付命令勧告、同年 8 月 21 日課徴金納付命令決定、同年 9 月 19 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

④ 株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引事案

【平成 26 年 2 月 25 日課徴金納付命令勧告、平成 26 年 12 月 4 日課徴金納付命令決定、同月 24 日取消訴訟提起】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

第 3 今後の課題と取組み方針

不公正取引事案は、年々、複雑化、多様化、悪質・巧妙化していることを踏まえ、平成 27 年度の内部者取引の調査においては、

- (1) 平成 26 年 4 月から導入されている「情報伝達・取引推奨規制」に該当するものがないかどうかについても調査・検証を行い、他人に利益を得させる等の目的をもって情報伝達を行ったと認められた事案 3 件について初めて課徴金勧告を行った。同規制の対象となる事案は今後も増加することが予想されることから、的確に対応していく必要がある。
- (2) 近年の経済環境の変化などを背景に、法令上の決定事実・発生事実・決算情報には該当しないものの、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が公表され、株価が大きく変動する事案が認められていることから、バスケット条項の適用が可能な事案 3 件について課徴金勧告を行った。今後も同様に、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が公表される事案が発生することが予想される状況にあることから、的確に対応していく必要がある。

(3) 上場会社においては、内部者取引を未然に防止するための内部管理態勢の整備に努めてきているが、依然として上場会社の役員や契約締結者等が関与する内部者取引が多数認められている。内部者取引が行われた上場会社との間で、問題発生の根本原因と必要な再発防止策について問題認識を共有するとともに、課徴金事例集を公表することにより、市場関係者による市場規律強化にも資するように努めているところであるが、引き続き、こうした対応を継続する必要がある。

また、相場操縦事案の調査においては、証券取引所とPTS（私設取引システム）を跨いだ見せ玉を利用した手法や、自ら株価を引き上げるとともにインターネット上の株式掲示板へ多数の書き込みを行う手法等、新たな相場操縦行為についても課徴金勧告を行ったところであるが、今後とも、新たな取引手法による相場操縦行為が行われる可能性があることから、的確に対応していく必要がある。

このような状況を踏まえ、今後以下の取組みを行っていく。

- (1) 市場関係者による自主的な取組みを通じた市場規律の強化に資するため、調査で把握した具体的な違反事例や上場会社の内部管理態勢の問題点等について適時・的確な情報発信に努めるとともに、証券取引所や証券業協会等の自主規制機関を含む市場関係者との間で必要な意見交換等に努める。
- (2) 不公正取引の複雑化、多様化、悪質・巧妙化に的確に対応するため、調査手法の工夫や研修の充実などを通じ、調査能力の向上を図る。

第6章 国際取引等調査

第1 概説

1 国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第5章第1「1 取引調査の目的」、「2 取引調査の権限」、「3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

2 平成27年度における活動状況

(1) 証券監視委では、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。

第2章参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいるところである。

証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ（この考え方方は、平成26年1月に策定した第8期活動方針においても、引き続き「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」として掲げられている。）、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにした。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成23年8月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

(2) 国際取引等調査室が調査した結果、平成27年度においては、不公正取引に対し、4件、2,142万円の課徴金納付命令勧告を行った（本章第2-2参照）。これら4件については、平成27年6月19日に勧告した株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引事案、平成27年10月23日に勧告した海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引事案、平成28年1月29日に勧告したEvo Investment Advisors Ltd.による相場操縦事案、平成28年3月4日に勧告したBlue Sky Capital Management Pty Ltdによる相場操縦事案となっている。

上記4件は、全てクロスボーダー取引を利用した不公正事案であり、株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による同株式に係る内部者取引事案については台湾金融監督管理委員会（Financial Supervisory Commission）と、海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引事案については韓国金融委員会（Financial Services Commission）及び韓国金融監督院（Finacial Supervisory Service）と、Evo Investment Advisors Ltd.によるディー・ディー・エス株式に係る相場操縦事案については米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）と、Blue Sky Capital Management Pty Ltdによるミクシィ株式に係る相場操縦事案についてはオーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）とそれぞれ緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告に至ったものである。

また、それぞれの事案の特徴として、①極楽湯株式に係る内部者取引事案及び、②ゲー

ムオン株式に係る内部者取引事案については、海外に居住する個人が内部者取引を行った初めて（及び2例目）の勧告事案であったこと、③Evo Investment Advisors Ltd.による相場操縦事案については、取引所の前場の寄り前に取引所と私設取引システム（PTS）を跨いで行われた相場操縦であったこと、④Blue Sky Capital Management Pty Ltdによる相場操縦事案については、課徴金について違反行為者の月額運用報酬額の3倍と算定される平成25年改正金商法の規定^(※)が適用された初めての勧告事案であったことが、それぞれ挙げられる。

なお、上記勧告事案については、発注の一部にアルゴリズムによる自動発注や複数の証券会社を介して発注を行ったものが見受けられているが、調査において、日本取引所自主規制法人の協力を得ることにより、実態把握を行ったものである。

（※）金商法の平成25年改正（平成26年4月1日施行）により、違反行為者が運用財産の運用として、他人の計算により有価証券売買等を行った場合の課徴金の額の計算は、違反行為の属する月の運用報酬額の3倍と算定されるもの。

第2 国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

平成27年度における不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告（4件）は、2件が内部者取引に係る事案、2件が相場操縦に係る事案であり、対象者別の課徴金額の最高額は920万円、最低額は92万円である。

2 勧告事案の概要

平成27年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

（1）株式会社極楽湯との契約締結交渉者の役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告日：平成27年6月19日】 【附属資料3-4-3(2)②（番号1）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

台湾に居住する個人投資家（課徴金納付命令対象者）は、株式会社極楽湯（以下「極楽湯」という。）との契約の締結の交渉に関し、極楽湯の業務執行を決定する機関が業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、当該重要事実が公表される前に自己の計算において、極楽湯株式を買い付けた。（課徴金額：92万円）

（2）海外に居住する個人投資家によるゲームオン株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告日：平成27年10月23日】 【附属資料3-4-3(2)②（番号2）参照】

【勧告の対象となった違反事実】

大韓民国に居住する個人投資家（課徴金納付命令対象者）は、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションとの契約の締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が株式会社ゲームオン（以下「ゲームオン」という。）株式の公開買付けを行うことについての決

定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、当該事実の公表前に自己の計算において、ゲームオン株式を買い付けた。(課徴金額：386万円)

(3) **Evo Investment Advisors Ltd.** による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年1月29日) 【附属資料3-4-3(2)(番号3)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

英國領ケイマン諸島に登記住所を置くEvo Investment Advisors Ltd. (課徴金納付命令対象者) は、そのトレーダーとして株式売買業務に従事していた者において、同社のファンドの運用に係る業務として、東京証券取引所マザーズ市場に上場している株式会社ディー・ディー・エスの株式につき、私設取引システム (Proprietary Trading System。以下「PTS」という。) を利用した同株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年5月15日午前8時20分頃から同日午前8時55分頃までの間、金融商品取引所の午前立会時間開始前の注文受付時間に、株式会社東京証券取引所において、約定させる意思のない大量の成行条件の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、PTSで売り注文を発注し、その売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けの委託及び売付けをした。(課徴金額：920万円)

(4) **Blue Sky Capital Management Pty Ltd** による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

(勧告日：平成28年3月4日) 【附属資料3-4-3(2)(番号4)参照】

【勧告の対象となった違反事実】

オーストラリア連邦に本店を置くBlue Sky Capital Management Pty Ltd (課徴金納付命令対象者) は、その役職員において、同社の業務に関し、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ミクシィの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成26年6月17日午後1時17分03秒から同日午後2時54分16秒までの間、株式会社東京証券取引所において、大量の成行売り注文を連續して発注して株価を引き下げたり、上値に約定させる意思のない大量の売り注文を発注するなどの方法により、自己以外の者の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

(課徴金額：744万円)

3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成26年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

平成25年11月1日に課徴金納付命令勧告を行った、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案については、現在、審判手続中となっている(平成28年4月30日現在)。

② Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

平成 26 年 12 月 5 日に課徴金納付命令勧告を行った、Areion Asset Management Company Limitedによる相場操縦事案については、現在、審判手続中となっている（平成 28 年 4 月 30 日現在）。

※ 平成 27 年 11 月 9 日に、被審人が勧告を公表したことは違法であるとする内容の国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しており、現在、係属中である（平成 28 年 4 月 30 日現在）。

③ Select Vantage Inc. による相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

平成 27 年 3 月 6 日に課徴金納付命令勧告を行った、Select Vantage Inc. による相場操縦事案については、現在、審判手続中となっている（平成 28 年 4 月 30 日現在）。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成 26 年度以前の課徴金納付命令決定に対して取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案のその後の状況は以下のとおりである。

① 東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案

【平成 24 年 6 月 8 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年 6 月 27 日課徴金納付命令決定、平成 25 年 7 月 26 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

② 株式会社スタッフインベストメントマネジメントによる内部者取引事案

【平成 25 年 12 月 2 日課徴金納付命令勧告、平成 26 年 10 月 30 日課徴金納付命令決定、平成 26 年 11 月 28 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

③ MAM PTE. LTD. による内部者取引事案

【平成 25 年 12 月 2 日課徴金納付命令勧告、平成 26 年 12 月 26 日課徴金納付命令決定、平成 27 年 2 月 3 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 28 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

※ このほか、被審人は、審判手続の進行等に不服があるなどとして、平成 26 年 9 月 17 日及び同年 10 月 14 日に、それぞれ東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起しており、前者については、第一審及び控訴審ともに原告敗訴により、平成 27 年 10 月 14 日に上告及び上告受理申立てがなされたが、平成 28 年 2 月 26 日に上告棄却及び上告不受理がなされ、原告敗訴が確定した。後者については、平成 27 年 10 月 15 日に原告敗訴が確定した。また、平成 27 年 8 月 7 日に日本証券業協会が行った外務員職務停止処分を違法として慰謝料請求を求める国家賠償請求訴訟を提起しており、平成 28 年 4 月 30 日現在、係属中である。

第3 今後の課題と取組み方針

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらがわが国市場や投資家へ与える影響が高まっている。また、市場を跨ぐ取引やHFT等の高速取引など、取引形態が複雑化・多様化しているとともに、海外企業が関与するTOBなども増加している。なお、平成27年度においては、新たに台湾、韓国、豪州に居住する者に対して課徴金納付命令勧告を行ったところ、今後も様々な国・地域に居住する者による不公正取引が想定される。このような状況を踏まえ、証券監視委が実効性のある法執行を行っていくには、以下のような取り組み方針の下、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不公正取引の実態解明を効率的・効果的に行い、海外の証券規制当局との協働の下、市場の公正性・透明性の確保に努める態勢の確立を目指す必要がある。

(1) 海外証券規制当局との一層の連携強化

これまでグローバル化する不公正取引に対応するため、証券規制当局間のMMOU(多国間情報交換枠組み)などを活用した海外当局との連携を行ってきたが、近時においても、クロスボーダー取引等、海外の投資家による不公正取引が増加してきている状況を踏まえ、より一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを強化することで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不公正取引の実態解明に取り組んでいく。

(2) 国際的な事案への対応力を備えた人材育成

クロスボーダー取引を利用した不公正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、国際的な事案への対応力を備えた人材育成に取り組んでいく。

(3) 複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあるほか、取引形態を見ても、HFT等の高速取引が増加している。

証券監視委としては、こうした変化に的確に対応していくために、日本取引所自主規制法人等の各自主規制機関と協働して、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不公正取引の調査に取り組んでいく。

第7章 開示検査

第1 概説

1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が公平かつ迅速に市場に提供されること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告するほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告を行っている。また、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

2 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,600社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳

簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徵し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条）
- (8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るもの）。

- ・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・上記（1）～（6）及び（8）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）
- ・上記（7）のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の 7 第 2 項ただし書）

3 開示検査結果に基づく勧告

（1）課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料 3－4－4 参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 86 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

- ① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条）
課徴金額：募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
- ② 虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の2）
課徴金額：募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
- ③ 有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第172条の3）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合は400万円）
(四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)
- ④ 虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第172条の4）
課徴金額：600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額
(四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)
- ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第172条の5）
課徴金額：買付総額の100分の25
- ⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第172条の6）
課徴金額：買付株券等の時価合計額の100分の25
- ⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第172条の7）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
- ⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第172条の8）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1
- ⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の9）
課徴金額：募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
- ⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の10）
課徴金額：イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合
募集・売出総額の100分の4.5（株券等以外は100分の2.25）
ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合
イ) の額に、
$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

(11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第 172 条の 11）

課徴金額：イ) 当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額

ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

(12) 特定関与行為（金商法第 172 条の 12）

課徴金額：特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、
又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

(注) 平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年 9 月 6 日以後に
開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第 185 条の 7 第 14 項）。他方、違反者が過去 5 年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる（金商法第 185 条の 7 第 15 項）。

(2) 訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う（設置法第 20 条）。

4 平成 27 年度における活動状況

(1) 平成 27 年度においては、開示会社 17 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反に対し、6 件、金額で 78 億 12 万円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、自発的な訂正を行うよう促している。

更に、有価証券届出書等を提出せずに有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応している。

検査終了件数	17 件
(うち) 課徴金納付命令勧告を行ったもの	6 件
課徴金納付命令勧告等は行わなかったものの、自発的な訂正等を促したもの	3 件

(2) 平成 27 年度においては、以下の方針の下、実施してきた。

正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、機動的な開示検査の実施に努める。

また、上場企業に関する開示の適正性の確保の観点から、例えば、グローバルに活動する上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、実効的・効率的な開示検査を実施する。

上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、勧告等の厳正な対応をとるとともに、当該企

業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促す等の働きかけを強化する。また、必要に応じて虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し改善を求めるとともに、適正な開示のための取締役、監査役（委員）等に対する働きかけを強化する。

第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

1 勧告の状況

平成27年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書や有価証券報告書等の虚偽記載であった。

開示書類に係る虚偽記載の内容としては、売上の過大計上、売上原価の過少計上、費用の過少計上、減損損失の不計上、たな卸資産の過大計上等があつたほか、新株予約権の割当予定先にかかる反社会的勢力等との関わりについての調査結果等を適切に記載していなかつた事案もあつた。

なお、平成27年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、73億7,350万円（株式会社東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

2 勧告事案の概要

平成27年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行つた事案の概要は次のとおりである。

① 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

（勧告日：平成27年6月19日）【附属資料3-4-3(2)③（番号1）参照】

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（以下①において「当社」という。）は、海外の靈園事業を取得するに当たり、当該靈園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。（課徴金額：1億3,791万円）

② 株式会社オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

（勧告日：平成27年9月18日）【附属資料3-4-3(2)③（番号2）参照】

株式会社オプトロム（以下②において「当社」という。）は、平成26年6月第1四半期から同年12月第3四半期において、衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先である合同会社コンシェルジュのグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていたが、同流出資金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかつたほか、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかつた。

これらの結果、当社は、東北財務局長に対し、金商法第172条の4第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を組込情報とする、金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させたほか、新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘

されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどした金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。(課徴金額: 9,962万円)

③ ジャパンベストレスキューシステム株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日: 平成27年10月16日) 【附属資料3-4-3(2)(3)(番号3)参照】

ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下③において「当社」という。)は、子会社において除染作業等を業としていたところ、除染作業が完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上を計上することにより売上を過大に計上等したほか、損失が見込まれる案件について適切な受注損失引当金の計上をしなかった。

また、当社は、上記子会社に係るのれん等固定資産について適切な減損会計の適用による減損損失の計上等をしなかった。

これらの結果、当社は、東海財務局長に対し、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を参考書類とする金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。(課徴金額: 1億6,509万円)

④ 株式会社東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日: 平成27年12月7日) 【附属資料3-4-3(2)(3)(番号4)参照】

株式会社東芝(以下④において「当社」という。)は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行った。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書等を参考書類とする金商法第172条の2第1項第1号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行登録追補書類に基づく募集により有価証券を取得させた。(課徴金額: 73億7,350万円)

⑤ 新日本建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日: 平成28年3月29日) 【附属資料3-4-3(2)(3)(番号5)参照】

新日本建設株式会社(以下⑤において「当社」という。)は、所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産(販売用不動産)を過大に計上するなどした。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。(課徴金額: 1,800万円)

⑥ 株式会社フード・プラネットに係る有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

(勧告日: 平成28年3月29日) 【附属資料3-4-3(2)(3)(番号6)参照】

株式会社フード・プラネット(以下⑥において「当社」という。)は、当社代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、当社子会

社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上した。

この結果、当社は、関東財務局長に対し、金商法第172条の4第1項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書を提出した。（課徴金額：600万円）

3 平成26年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成25年3月29日課徴金納付命令勧告、平成26年8月28日課徴金納付命令決定、平成26年9月26日取消訴訟提起、平成28年2月26日判決（東京地裁）】

平成28年2月26日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の「本件各風力発電機販売斡旋取引には、収益計上に相当する役務の提供及び対価の実態がある」との主張に対し、自社開発案件における原告の役務提供行為は、原告が当該案件を自ら実施していくために当然に必要となる作業にすぎず、対価の支払を求め得るような斡旋といえるだけの実態はなく、原告の設立する完全子会社が原資を提供する仕組みであったからこそ風力発電機メーカーが受け入れた販売斡旋手数料の支払約束をもって、原告の役務提供に対する対価と評価することもできない、加えて原告が監査法人の指摘を受けて直接販売方式から代理店販売方式を採用するに至った経緯に照らし、本件各販売斡旋契約は、そこに定められた原告の役務提供や対価の実態がないまま、当該役務提供による売上があった形とすることを専らの目的として締結されたものであるとして、原告に、請求棄却の判決を言い渡し、判決は確定した。

(2) 訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟

訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【平成25年3月29日訂正報告書提出命令勧告、平成25年4月12日訂正報告書提出命令決定、平成25年4月12日取消訴訟提起、平成28年2月26日判決（東京地裁）】

平成28年2月26日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の「本件各風力発電機販売斡旋取引には、収益計上に相当する役務の提供及び対価の実態があり、また、本件訂正命令に係る聴聞手続に手続的違法がある」との主張に対し、上記(1)記載の内容のほか、本件提出命令に係る聴聞手続に手続的な違法はなかったというべきであるとして、原告に、請求棄却の判決を言い渡し、判決は確定した。

第3 開示検査の結果行われた自発的訂正等

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項について虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

また、有価証券届出書等を提出せずに有価証券の募集又は売出しを行っている者に対し、財

務局等から、当該行為を取り止めるよう警告書が発出された事案についても、金融庁の関係部局と連携しつつ対応している。

平成 27 年度に開示検査を終了した事案のうち、自発的な訂正等が行われた主な事案の概要是以下のとおりである。

① A社（東京証券取引所マザーズ上場、業種：情報・通信）

- ・ A社は、過去に行われた開示検査により、商取引に仮装したA社役員等への不正な資金流出に対する貸倒引当金の過少計上等を行ったとして、課徴金納付命令の決定がなされている。当該不適正な会計処理の訂正において、流出した資金はA社を退任した当該役員（以下「元役員」という。）等に対する債権（貸付金）とされたが、元役員の資産管理会社が保有する当社株式に対して質権を設定する前提で、貸付金の一部に貸倒引当金を計上することを見送っていた。

しかし、元役員は質権設定手続を行わなかったばかりか、当該株式を売却しており、その売却代金も債務弁済に充てなかつたことから、当社への担保提供の意思がないと認識できた時点での貸倒引当金を追加計上する必要があった。

また、A社は、一部の役員に対して役員報酬等の名目で支出した資金の大部分を、求めに応じて元役員に流出させていたことなどから、実体に即した会計処理をする必要があると認められた。このため、有価証券報告書等の訂正を行うよう懇意した。

- ・ 上記の結果、平成 27 年 1 月、A社は訂正報告書を提出した。

※ 特設注意市場銘柄への指定から 3 年を経過し、内部管理体制等に引き続き問題がある場合に該当するとして、同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止

② B社（非上場、業種：サービス業）

- ・ B社は、平成 26 年 9 月、有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う行為を止めるよう、関東財務局より文書による警告を受けた。

B社は、運転資金を調達するため、知人や既存株主から紹介された者等に対して、複数回に渡り当社の自己株式を処分しており、そのうちの 1 回が、届出を必要とする有価証券の募集であった。

B社は、有価証券届出書等を提出する必要性を認めながらも、作成・提出の目処が立たない状態であったが、開示検査を行ったところ、平成 27 年 6 月、有価証券届出書等を提出した。

第 4 内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行った事例

証券監視委では、上場企業等により開示書類が自発的に訂正された場合でも、必要に応じ、内部統制等に着目した実態把握のため開示検査を行っている。

平成 27 年度においては、以下のような自発的に訂正が行われた事案について、訂正内容、グループ会社の管理態勢などの内部統制上の問題点、再発防止策等の検証等を行った。

① C社（東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部上場、業種：輸送用機器）

- ・ C社の米国子会社は、顧客と自動運賃収受システムの納入に関わる契約を締結し、一部

のハードウェア製品の納入に伴い、当製品に関連する売上を計上したが、その後、当該子会社が提供すべき製品・サービスのスケジュール及び範囲に関する顧客側との協議が合意に至らず、本契約に関わる売上及び利益の取消し等が必要になったとして、平成27年5月、C社は有価証券報告書等の自発的な訂正を行った。

- ② D社（東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部上場、業種：自動車部品）
- D社の持分法非適用のタイ国の関連会社が、無形固定資産として計上していた開発費は、資産性を認められず全額発生時に費用処理すべきであること、有形固定資産として計上していた金型についても、資産性は認められず減損処理すべきであることが判明し、その結果、同社が実質的に債務超過と判断され、これに伴い、改めて持分法適用につき判断すると、同社につき持分法を適用するなどの訂正が必要になったとして、平成27年5月、D社は有価証券報告書等の自発的な訂正を行った。

第5 今後の課題と取組み方針

開示検査の運営に当たっては、以下のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るように努めることとしている。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、簡易的な検査やヒアリング等も活用し、機動的な開示検査を実施する。
- (2) 上場企業における開示の適正性を検証する態勢を強化の上、上場企業の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目したテーマ等を選定し、その情報収集・分析等を行う。
- (3) 開示検査の実施においては、必要に応じ、虚偽記載等の原因についても究明し、検査対象企業と議論の上、改善を求める。
- (4) 開示検査の実施に際しては、上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」や日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシップ」等を踏まえた適切な調査を実施の上、迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の適正な取組みを促す。
- (5) IT化が進展する中で、虚偽記載の証拠についてもサーバーやパソコン等の電子機器に保存されている電磁的記録が多くなっていることを踏まえ、電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）の更なる活用を進める。
- (6) 上場企業等の国境を越えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努める。
- (7) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、課徴金事例集において、事案の内容に応じ、特性や不適正な開示が行われた原因等を記載するなど、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第8章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。金融商品取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として犯則事件の調査権限が付与された。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、機動的に発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えをすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある（附属資料1－7－2(4)参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている（犯収法第30条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する（金商法第223条、犯収法第30条）。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ（金商法第226条、犯収法第30条）。

3 平成27年度における活動状況

証券監視委は、平成27年度において、計8回の告発を行った。8回のうち7回については東京地方検察庁検察官に告発し、1回については千葉地方検察庁検察官に告発した。

特に、グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件については、警視庁と連携して調査を進め、告発した。

第2 犯則事件の調査・告発実績

1 告発の状況

平成27年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で2件・2名、相場操縦の嫌疑で1件・3名、風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出の嫌疑で1件・2名（ただし、1名は風説の流布及び偽計のみ）、偽計の嫌疑で1件・1法人・2

名、虚偽有価証券報告書提出の嫌疑で3件・2法人・4名の合計8件、3法人・13名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発した。なお、告発された法人及び個人数は延べの数字である。(附属資料3-6-2参照)

事件名	告発年月日	告発先
株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件	27年6月2日	千葉地方検察庁 検察官
石山Gateway Holdings株式会社に係る 偽計事件	27年6月15日	東京地方検察庁 検察官
石山Gateway Holdings株式会社に係る 虚偽有価証券報告書提出事件	27年7月3日	東京地方検察庁 検察官
オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4)※	27年10月23日	東京地方検察庁 検察官
新日本理化株式会社株券に係る相場操縦事件	27年12月4日	東京地方検察庁 検察官
石山Gateway Holdings株式会社株券に 係る内部者取引事件	27年12月8日	東京地方検察庁 検察官
新日本理化株式会社及び明和産業株式会社の各株券に 係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件	27年12月24日	東京地方検察庁 検察官
グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚 偽有価証券報告書提出事件	28年3月28日	東京地方検察庁 検察官

※ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(1)は、平成24年3月6日、同事件(2)及び(3)は、同月28日に、いずれも東京地方検察庁検察官に告発を行った。

2 告発事案の概要

平成27年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) 不公正取引に対する告発

① 株式会社ジアース株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-2(事件174)参照》

本件は、株式会社ジアース(以下「ジアース」という。)の新株予約権の引受契約を締結していた会社関係者からの情報受領者である犯則嫌疑者が、第三者割当増資の実施に関する重要事実が公表される前に多数の同社株を買い付けたという内部者取引事件である。犯則嫌疑者は、自己名義の口座だけではなく、借名口座を利用して内部者取引をしていた。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第3項等 情報受領者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成27年6月2日、犯則嫌疑者を千葉地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が開設す

るマザーズ市場に株券を上場していたジアースとの間で、同社が発行していた新株予約権の行使方法などを定める総数引受契約を締結していた会社関係者から、同人が同契約の履行に関して知った、ジアースの業務執行を決定する機関が、株式会社ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした旨のジアースの業務等に関する重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である平成 25 年 1 月 28 日から同年 3 月 1 日までの間、複数の証券会社を介し、東京証券取引所において、犯則嫌疑者らの名義で、ジアースの株券合計 3 万 1,110 株を代金合計 7,418 万 1,482 円で買い付けた。

【告発後の経緯】

平成 27 年 6 月 3 日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成 27 年 9 月 14 日、千葉地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に、懲役 3 年（執行猶予 4 年）、罰金 400 万円、日本アセットマーケティング株式会社（ジアースから商号変更）の株式 7,800 株没収、追徴金約 2 億 5,752 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 複数の他人名義の証券口座を利用し、約 1 か月間に 400 回以上に分散して合計 7,400 万円以上の買付けを行っており、その規模は大きく、証券監視委の監視から免れる意図も窺われる巧妙な犯行である。
- ・ 内部者取引により取得した株式は、過去の事例と比較してもかなり高額であり、そのような規模に照らすと、本件は、証券市場の公正性及び健全性を損ない、一般投資家の信頼を失わせる悪質な犯行であって、厳しい非難に値する。
- ・ 重要事実を知った後に、投資仲間に對してジアース株の買い推奨を出すなどしており、証券市場の公正性等に対する意識の希薄さも顕著である。

② 石山Gateway Holdings 株式会社に係る偽計事件

《附属資料 3-6-2（事件 175）参照》

本件は、石山Gateway Holdings 株式会社（以下「石山ゲートウェイ」という。）の平成 26 年 6 月期第 2 四半期累計期間の業績予想につき、虚偽の業績の上方修正予想を公表したことが、有価証券の取引のため及び相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いたものと認められるとして、石山ゲートウェイ及び役員 2 名を告発した事件である。犯則嫌疑者 2 名は石山ゲートウェイの子会社による、バイオディーゼル発電機の設置等によって、売上及び利益の増加が見込めるとの虚偽の内容を含む投資家情報を公表し、石山ゲートウェイの株価の上昇維持を図ったものである。なお、本件に関連し、上記偽計行為等に係る金商法違反の事実以外について、石山ゲートウェイと取引のあつた会社の実質経営者につき、発電事業に係る補助金詐欺を行ったとして詐欺罪等で起訴されたほか、バイオディーゼル発電機の輸入に際して、価格を偽って申告し、消費税等を免れたという関税法等違反で起訴されるなど、他の経済事件とのつながりが見られた事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第 158 条等 偽計の禁止）として、必要な調査を行い、平成 27 年 6 月 15 日、石山ゲートウェイ及び犯則嫌疑者 2 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

石山ゲートウェイは、その発行する株券をジャスダック市場に上場しているもの、犯則嫌疑者Aは、石山ゲートウェイの代表取締役社長として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Bは、同社の常務取締役及び同社の連結子会社の代表取締役社長として石山ゲートウェイ及び前記連結子会社の業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、虚偽の内容を含む公表を行って、石山ゲートウェイの株価の上昇維持を図った上で、自己らが保有する同社の株券を売却して利益を得ようと考え、共謀の上、同社の業務及び財産に関し、同社の株券の売買のため及びその株価を上昇維持させる目的をもって、真実は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実はなく、これによる売上及び利益の増加見込みがないにもかかわらず、平成25年11月1日、当初予想では見込んでいなかったバイオディーゼル発電機の販売設置等により、平成26年6月期第2四半期におよそ9億円、通期合計15億5,000万円程度の売上が計上される見込みであることなどから、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益の拡大が見込めるため、平成26年6月期第2四半期累計期間の連結業績予想につき、売上高を22億8,500万円、営業利益を3億3,700万円、経常利益を3億2,100万円、四半期純利益を3億400万円に、同期通期の連結業績予想につき、売上高を45億8,800万円、営業利益を4億8,200万円、経常利益を4億4,900万円、当期純利益を4億2,000万円に、それぞれ上方修正する旨の虚偽の内容を含む「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、もって有価証券の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いた。

【告発後の経緯】

(2) ① 石山G a t e w a y H o l d i n g s 株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件を参照。

③ 新日本理化株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-6-2（事件178）参照》

本件は、犯則嫌疑者3名が、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、新日本理化株式会社（以下「新日本理化」という。）株券の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、大量の成行買い注文等の発注等により株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して、下値を支えるなどを行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第159条第2項第1号等 相場操縦行為等の禁止）として、必要な調査を行い、平成27年12月4日、犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者C、D、Eは、共謀の上、財産上の利益を得る目的で、新日本理化の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成24年2月15日から同年3月2日までの間、13取引日にわたり、犯則嫌疑者D、Eほか2名義で、証券会社7社を介し、立会時間の開始前に大量の成行買い注文等を発注して始値を引き上げ、立会時間に高指値の買い注文を発注して株価を引き上げ、又は下値に大量の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、同株券合計296万5,600株を買い付けるとともに、同株券合計279万6,600株の買付けの委託を行う一連の取引をし、その株価を871円から1,297円まで上昇させた上、同年2月17日から同年3月5日まで

の間、4取引日にわたり、当該上昇させた株価により、同株券合計147万5,400株を売り付け、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。

【告発後の経緯】

(1)⑤新日本理化株式会社及び明和産業株式会社の各株券に係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件を参照。

④ 石山Gateway Holdings株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-2（事件179）参照》

本件は、石山ゲートウェイの会社関係者からの情報受領者である犯則嫌疑者が、同社が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委による強制調査を受けたとの重要事実が公表される前に同社株を売り抜け、損失回避を図った内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第166条第3項等 情報受領者の禁止行為）として、必要な調査を行い、平成27年12月8日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、平成26年10月29日、ジャスダック市場に株券を上場していた石山ゲートウェイの従業員から、同人がその職務に関し知った、同日、同社が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の同社の運営、業務及び財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実の伝達を受けたものであるが、同事実の公表前に同社の株券を売り付けて損失を回避しようと考え、法定の除外事由がないのに、前記重要事実の公表前である同月30日、証券会社2社を介し、犯則嫌疑者ほか1名名義の同社株券合計43万5,400株を代金合計4,322万600円で売り付けた。

【告発後の経緯】

平成27年12月8日、犯則嫌疑者が起訴された。

平成28年2月26日、東京地方裁判所は、被告人が株価暴落前に売り抜けた株数、金額は相応の規模といえ、有価証券取引の公正性、健全性及び証券市場に対する投資家の信頼を損ねるものとして、態様は悪質であるなどとして、被告人に、懲役2年（執行猶予4年）、罰金200万円、追徴金約3,649万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

⑤ 新日本理化株式会社及び明和産業株式会社の各株券に係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件

《附属資料3-6-2（事件180）参照》

本件は、犯則嫌疑者C、Dが、共謀の上、有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに、新日本理化及び明和産業株式会社（以下「明和産業」という。）株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変

動させた相場により、有価証券の売買を行った事件である。また、当該風説の流布及び偽計行為に関連して、大量保有報告書の不提出行為が認められたことから、併せて告発した事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第 158 条、第 27 条の 23 第 1 項等 風説の流布、偽計の禁止、大量保有報告書の不提出）として、必要な調査を行い、平成 27 年 12 月 24 日、犯則嫌疑者 2 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第 1 犯則嫌疑者 C、D は、共謀の上、財産上の利益を得る目的で

- 1 真実は、新日本理化が発行した株券につき、空売り残高の増加及び浮動株の減少による出来高の減少に伴い、株券の調達が困難となった売り方が高値で買い戻すことにより株価が上昇するいわゆる「空売りの踏み上げ相場」が形成されて株価が大きく上昇する状況になく、同株券の保有を継続する意思もないにもかかわらず、過去に株価が上昇した銘柄と同様に膨大な空売り残高が存在し、空売りの踏み上げ相場により株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報に加え、自己らが同株券の保有を継続する旨を示唆しつつ、他の投資家に対しても、自己らと同様、同株券の保有を継続するよう推奨する旨の文章を公表して、同株券の株価を上昇させた上、自己らがあらかじめ買い付けていた同株券を売り付けて利益を得ようと企て、同株券の売買のため及び同株券の株価を上昇させる目的をもって、平成 23 年 11 月 1 日から同年 12 月 29 日までの間、3 回にわたり、犯則嫌疑者 C が主宰する「般若の会」名義のインターネット上のウェブサイト「時々の鐘の音」に、前記の内容などを記載した虚偽の文章を掲載し、不特定かつ多数の者が閲覧可能な状態にさせて同株券の株価を上昇させた上、同年 11 月 2 日から同 24 年 2 月 10 日までの間、49 取引日にわたり、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者 D ほか 2 名名義の同株券合計 293 万株を代金合計 16 億 834 万 4,600 円で売り付け
- 2 真実は、前記 1 記載のとおり、新日本理化が発行した株券につき、空売りの踏み上げ相場が形成されて株価が大きく上昇する旨の虚偽の情報を公表するなどしたほか、平成 24 年 2 月 15 日から同年 3 月 2 日までの間、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をして、その株価を上昇させたものであったにもかかわらず、これらの事実を秘して、自己らが前記「時々の鐘の音」に記載したとおり、同株券の株価が 1,297 円まで上昇したかのように装い、かつ、真実は、明和産業が発行した株券につき、空売りの踏み上げ相場が形成されて株価が大きく上昇する状況になく、同株券の保有を継続する意思もないにもかかわらず、過去に株価が上昇した銘柄と同様、空売りの踏み上げ相場により株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報に加え、自己らが同株券の保有を継続する旨を示唆しつつ、他の投資家に対しても、自己らと同様、同株券の保有を継続するよう推奨する旨の文章を公表して、同株券の株価を上昇させた上、自己らがあらかじめ買い付けていた同株券を売り付けて利益を得ようと企て、同株券の売買のため及び同株券の株価を上昇させる目的をもって、同年 4 月 17 日、前記「時々の鐘の音」に、前記の内容などを記載した虚偽の文章を掲載し、不特定かつ多数の者が閲覧可能な状態にさせて同株券の株価を上昇させた上、同月 18 日から同年 5 月 7 日までの間、11 取引日にわたり、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者 D ほか 2 名名義の同株券合計 463 万 4,400 株を代金合計 32 億 5,363 万 400 円で

売り付け

もって、それぞれ、有価証券の売買のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、有価証券の売買を行った

第2 犯則嫌疑者Cは

- 1 平成 23 年 9 月 2 日、新日本理化が発行した株券につき、2名名義で、合計 185 万 6,600 株を保有するに至り、夫婦の関係にある共同保有者が保有していた 28 万 4,600 株を加算した数で除した株券等保有割合が発行済株式総数の 100 分の 5 を超える大量保有者となったにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その提出期限までに、関東財務局長に大量保有報告書を提出しなかった
- 2 平成 24 年 2 月 29 日、新日本理化が発行した株券につき、2名名義で、合計 176 万 5,200 株を保有するに至り、前記共同保有者が保有していた 23 万 5,700 株を加算した数で除した株券等保有割合が発行済株式総数の 100 分の 5 を超える大量保有者となったにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その提出期限までに、関東財務局長に大量保有報告書を提出しなかった
- 3 平成 24 年 3 月 14 日、明和産業が発行した株券につき、2名名義で、合計 223 万 6,900 株を保有するに至り、その株券等保有割合が発行済株式総数の 100 分の 5 を超える大量保有者となったにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、その提出期限までに、関東財務局長に大量保有報告書を提出しなかった

ものである。

【告発後の経緯】

平成 27 年 12 月 7 日、犯則嫌疑者 C、D が、(1)③の事件で起訴され、同月 25 日、両名が本件で追起訴された。東京地方裁判所において公判係属中である。(平成 28 年 4 月 30 日現在)

(2) ディスクロージャー違反に関する告発

① 石山 G a t e w a y H o l d i n g s 株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件 《附属資料 3-6-2 (事件 176) 参照》

本件は、石山ゲートウェイの平成 26 年 6 月期の決算に係る有価証券報告書に虚偽の記載をしたとして、石山ゲートウェイ及びその役員だった犯則嫌疑者 2 名を告発した事件である。犯則嫌疑者 2 名は、共謀の上、架空売上を計上するなどの方法により、売上高、経常利益、税金等調整前当期純利益に虚偽を記載した有価証券報告書を提出した。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第 197 条第 1 項第 1 号等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）として、必要な調査を行い、平成 27 年 7 月 3 日、石山ゲートウェイ及び犯則嫌疑者 A、B を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

石山ゲートウェイは、その発行する株券をジャスダック市場に上場しているもの、犯則嫌疑者 A は、石山ゲートウェイの代表取締役として同社の業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者 B は、石山ゲートウェイの常務取締役並びに同社の連結子会社の代表取締役として業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、共謀の上、石山ゲートウェイの業務に関し、平成 26 年 9 月 29 日、関東財務局長に対し、同社の同 25

年7月1日から同26年6月30日までの連結会計年度につき、売上高が31億2,471万1,000円(1,000円未満切捨て。以下同じ)、経常損失が3億5,250万5,000円、税金等調整前当期純損失が3億4,956万3,000円であったにもかかわらず、架空売上を計上するなどの方法により、売上高を41億2,616万6,000円、経常利益を3,869万4,000円、税金等調整前当期純利益を4,163万6,000円と記載するなどした連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

【告発後の経緯】

平成27年6月16日、石山ゲートウェイ、犯則嫌疑者A、Bが(1)②の事件で起訴され、同年7月6日、石山ゲートウェイ及び犯則嫌疑者Aが本件で追起訴された。

平成28年2月23日、東京地方裁判所は、以下の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 石山ゲートウェイに、罰金1,000万円
- ・ 被告人A(当該会社代表取締役)に、懲役3年(執行猶予4年)、罰金500万円、追徴金約2億3,677万円
- ・ 被告人B(当該会社取締役)に、懲役1年6月(執行猶予4年)、罰金200万円、追徴金約4,811万円

判決理由は以下のようない内容である。

- ・ 偽計行為の内容は、赤字見込みであった石山ゲートウェイの業績予想について、発電事業参入を検討していたとはいえ、発電機の輸入販売取引に関して実際には仲介取引を予定していないにもかかわらず、これを販売設置するなどして売上を上げることが予想されるとして、約9億円の架空売上を前提とし、当期純利益を4億円以上に上方修正する業績予想を発表したというものであり、投資家の判断を誤らせるところの大きい悪質な犯行である。
- ・ 粉飾決算も、被告人Aが、前記の架空売上を前提とした上で、これでは黒字転換に足りないことから、投資家の信頼をつなぎ止めるとともに新たな投資を呼び込み株価を上昇させるために、前記架空売上9億円の計上に加えて、他の架空売上の計上や経費の過少計上を合計約1億円余り行って黒字とした虚偽の有価証券報告書を出したものであって、やはり投資家の判断を誤らせる悪質な犯行である。
- ・ 本件の発覚により石山ゲートウェイは上場廃止となり、投資家が多額の損失を被っているように、投資家に大きな損失を与えるとともに有価証券市場に対する信頼を大きく損なつたのであって被告人らは強く非難されるべきである。
- ・ 石山ゲートウェイは、ジャスダック上場企業として投資家に安心して投資してもらえるよう健全な経営と企業情報の開示に努めるべき立場にありながら、被告人Aによる独断的な経営を制御できず、被告人両名らによる偽計行為、粉飾決算を許したのであり、その犯情は重い。

② オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件(4)

《附属資料3-6-2(事件177)参照》

本件は、既に平成24年3月に共犯者を告発した事案である。当時海外にいた犯則嫌疑者1名が、その後帰国したことを受け、共犯の疑いで調査を行ったところ、犯則の心証を得たため、新たに告発した。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法違反帮助に当たる(第197条第1項第1号等 重要な

事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出)として、必要な調査を行い、平成27年10月23日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、オリンパス株式会社(以下「オリンパス」という。)の代表取締役社長らが共謀の上、同社の業務及び財産に関し

- 1 平成18年4月1日から同19年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月28日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約2,324億5,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,448億7,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 2 平成19年4月1日から同20年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月27日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約2,500億2,900万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に3,678億7,600万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 3 平成20年4月1日から同21年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月26日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約1,208億5,200万円であったにもかかわらず、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に1,687億8,400万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し
- 4 平成21年4月1日から同22年3月31日までの連結会計年度につき、同年6月29日、関東財務局長に対し、同社の連結会計年度における連結純資産額が約1,713億7,100万円であったにもかかわらず、架空ののれん代を計上するなどの方法により、「純資産合計」欄に2,168億9,100万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し

もってそれぞれ重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した際、その情報を知りながら、有価証券の売買等を目的とする会社の取締役であった者と共同して

第1 前記1の事実について、平成19年6月28日までの間、オリンパスの簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどして損失を抱えた金融商品を簿外処理することを可能にするなどし

第2 前記2の事実について、平成20年6月27日までの間、前記ファンド等の維持管理及びファンド間の送金を行い、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目で犯則嫌疑者が経営するA x e s A m e r i c a L L C(以下「アクシーズアメリカ」という。)に対する株式オプションを発行させるなどして、損失を抱えた金融商品を簿外処理することを可能にするとともに同株式オプションの評価額を前記2の有価証券報告書にのれん代として計上することを可能にするなどし

第3 前記3の事実について、平成21年6月26日までの間、前記ファンド等の維持管理及びファンド間の送金を行い、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目でアクシーズアメリカに付与された前記株式オプション及びワント購入権を、A X A M I N V E S T M E N T S L T D. (以下「AXAM」という。)に買い取

らせ、架空ののれん代相当額をオリンパスに還流させる名目を作出するなどする一方、オリンパスに同ワラント購入権を著しく高額で買い取らせるなどして、損失を抱えた金融商品を簿外処理することを可能にするとともに同ワラント購入権の代金額を前記3の有価証券報告書にのれん代として計上することを可能にするなどし
第4 前記4の事実について、平成22年3月下旬頃、オリンパスの企業買収に関する業務の報酬名目でアクシーズアメリカに付与された前記株式オプションの譲渡を受けたAXAMに対し同株式オプションに代えて付与されていた配当優先株を、オリンパスに著しく高額で買い取らせるなどして、その買取額と簿価との差額を前記4の有価証券報告書にのれん代として計上することを可能にするなどし
もってそれぞれ前記1ないし4の各犯行を容易にしてこれを帮助した。

【告発後の経緯】

平成27年10月23日、犯則嫌疑者が起訴され、東京地方裁判所において公判係属中である。(平成28年4月30日現在)

③ グローバルアジアホールディングス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-6-2（事件181）参照》

本件は、グローバルアジアホールディングス株式会社（以下「グローバルアジア」という。）の平成26年3月期の決算に係る有価証券報告書に虚偽の記載をしたとして、同法人及びその役員だった犯則嫌疑者を告発した事件である。犯則嫌疑者は、架空資産を計上する方法により、虚偽の純資産を記載した有価証券報告書を提出した。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する（第197条第1項第1号等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）として、必要な調査を行い、平成28年3月28日、グローバルアジア及び犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

グローバルアジア（平成26年9月12日に株式会社プリンシバル・コーポレーションから商号変更）は、飲食店の運営及び管理等を目的とし、その発行する株券をジャスダック市場に上場していたもの、犯則嫌疑者はグローバルアジアの代表取締役としてその業務全般を統括していたものであるが、犯則嫌疑者は、グローバルアジアの業務に関し、関東財務局長に対し、グローバルアジアの平成25年4月1日から同26年3月31までの連結会計年度につき、営業保証金等合計4億4,500万円の架空資産を計上する方法により、純資産が5,782万7,000円（1,000円未満切捨て。以下同じ。）であったにもかかわらず、純資産を5億216万4,000円と記載するなどした虚偽の連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。

【告発後の経緯】

平成28年3月28日、犯則嫌疑者が起訴され、東京地方裁判所において公判係属中である。(平成28年4月30日現在)

第3 平成26年度以前の告発事案に係る判決等の概要

平成 26 年度以前の告発事案について、同 27 年 5 月から同 28 年 4 月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料 3-6-2 (事件 166) 参照》

【平成 25 年 7 月 12 日告発、平成 27 年 5 月 28 日判決 (東京高裁)】

平成 26 年 7 月 4 日、東京地方裁判所が、被告人に、懲役 3 年 (執行猶予 4 年)、罰金 2,000 万円、追徴金約 8,286 万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成 27 年 5 月 28 日、東京高等裁判所は、原判決に事実誤認はなく、量刑が追徴額の点で重すぎて不当であるともいえないなどの理由から、被告人の控訴を棄却した。

被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。(平成 28 年 4 月 30 日現在)

② オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料 3-6-2 (事件 151、156) 参照》

【平成 24 年 3 月 6 日及び同月 28 日告発、平成 27 年 7 月 1 日判決 (東京地裁)】

平成 27 年 7 月 1 日、東京地方裁判所は、被告人らに虚偽有価証券報告書提出罪の幇助犯が成立すると認定し、以下の判決を言い渡した。

- ・ 被告人 A (会社役員) に、懲役 4 年、罰金 1,000 万円、預金債権約 7 億 2,430 万円の没収
- ・ 被告人 B (会社役員) に、懲役 3 年、罰金 600 万円、預金債権約 4 億 1,149 万円の没収
- ・ 被告人 C (会社役員) に、懲役 2 年 (執行猶予 4 年)、罰金 400 万円、預金債権約 1 億 8,944 万円の没収
- ・ 被告人 3 名から追徴金約 8 億 8,399 万円

判決理由は、以下のような内容である。

- ・ 被告人らは、オリンパスの代表取締役を含む正犯者らにおいて、連結会計年度の連続 2 期にわたり、それぞれ連結純資産額を約 1,178 億円余り過大計上した行為について、同社の事業投資ファンドや簿外ファンドを維持、管理することなどによって幇助した。
- ・ これらは、平成 4 年頃から、組織的、継続的に行われてきた粉飾の一環として敢行されたものである上、損失隠しのために複数の海外ファンドを利用したスキームを構築するなど手口も巧妙であって悪質であり、同社の会社規模等を考慮すると、我が国の証券取引市場の公正に対する信頼を大きく揺るがせた。
- ・ 被告人らは、前記スキームの中核をなす簿外ファンド等の維持、管理等を行うなどして正犯者らの行為を容易にしたもので、関与の程度は相当に大きい上、極めて多額の報酬も得ている。
- ・ しかし、被告人らは同社が抱えている損失の全容は知らされておらず、同社側から利用される立場にあり、簿外ファンドに係る資金の具体的な移動も、同社からの指示によるものであったことなどを被告人らに有利に考慮する必要がある。
- ・ 幹部行為について、被告人 A は被告人 3 名の中心となって関わっており、被告人 B はそれを補佐する形で関わっているが、被告人 C は事務面を中心に関わっているにとどまる。

被告人 3 名は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である。(平成 28 年 4 月 30 日現在)

なお、被告人 3 名は、上記証取法及び金商法違反の事実に加え、本件に関連し、詐欺、

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の事実でも、起訴され、上記判決を受けている。

③ 株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

《附属資料3-6-2（事件164）参照》

【平成24年12月18日告発、平成27年7月7日決定（最高裁）】

平成25年9月12日、大阪地方裁判所が、被告人（会社役員）に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、追徴金約6億2,926万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴した。

平成26年3月25日、大阪高等裁判所は、被告人の控訴を棄却し、被告人が上告していた。

平成27年7月7日、最高裁判所は、被告人の上告を棄却し、上記判決は確定した。

④ 株式会社太陽商会に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-6-2（事件172）参照》

【平成27年2月2日告発、平成27年8月4日判決（東京地裁）及び同年12月9日判決（東京高裁）】

平成27年8月4日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人A（当該会社代表取締役）に懲役2年6月（執行猶予4年）、被告人B（当該会社取締役）に懲役4年6月の判決を言い渡し、被告人Aに対する同判決は確定し、被告人Bは控訴した。

- ・ 被告人両名は、同社が上場廃止になるのを回避するために、架空の売上を計上し、債務超過が解消したと偽った有価証券報告書を提出した。
- ・ このような虚偽の情報により同社は上場廃止の猶予期間入り銘柄から解除され、一時的には株価が急騰し、その後、証券監視委の調査が行われるなどして本件が発覚すると株価は急落し、結局上場廃止となっている。
- ・ 株式市場や投資家らに与えた影響は少なくなく、株式市場の信頼をも損ないかねない。

平成27年12月9日、東京高等裁判所は、原判決の量刑が重過ぎて不当であるとはいえないなどの理由から、被告人Bの控訴を棄却し、上記判決は確定した。

なお、被告人A及びBは、上記金商法違反の事実に加え、本件に関連し、強制執行妨害目的財産損壊等の事実、さらに、被告人Bは業務上横領の事実でも、起訴され、上記判決を受けている。

⑤ 株式会社トーメンエレクトロニクス株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-6-2（事件173）参照》

【平成27年3月24日告発、平成27年8月18日及び同年11月25日判決（東京地裁）】

東京地方裁判所は、以下のような理由から、平成27年8月18日、被告人A（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約1,642万円の判決を、また、同年11月25日、被告人B（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円、追徴金約3,284万円の判決をそれぞれ言い渡し、両判決は確定した。

- ・ 買い付けられた株式数、買付金額等に照らし、本件は内部者取引の事案としては相応の規模の事案といえ、証券市場の公正性及び健全性並びに証券市場に対する投資家の信頼を損なった程度は看過し難い。
- ・ 被告人Aは、一次情報受領者として本件犯行を発案し、自己の名義で株取引をすることを回避するなどの思惑から被告人Bを本件犯行に誘い入れ、株取引に関する

豊富な知識を生かして被告人Bに株券の買付け等に関して詳細な指示をするなど、本件犯行を主導し、現実に多額の利益を得ており、利欲的な犯行の動機には、もとより酌量の余地はない。

- ・ 被告人Bは、非身分者であり、身分者（一次情報受領者）である被告人Aから犯行に加担することを誘われ、これに応じて犯行に加担したものであるが、被告人Aからの誘いに積極的に乗じて、実際に買付け行為を行っている。
- ・ 被告人Bは被告人Aに倍する原資を提供し、その結果、本件株券を売り付けたことで被告人Aが得たものの倍額の利益を得ており、利欲的な犯行動機には、もとより酌量の余地はない。

⑥ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件

《附属資料3－6－2（事件159、161）参照》

【平成24年7月13日及び同年8月3日告発、平成27年9月25日判決（東京高裁）】

平成25年9月30日、横浜地方裁判所が、被告人に、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金150万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成27年9月25日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- ・ 原判決に事実誤認はない。
- ・ 弁護人は、伝達行為は不可罰であると解すべきであり、原判決の法令の解釈、適用には誤りがあるというが、他人が内部者情報を利用して不正な取引をすることを教唆、幫助する目的で情報を提供した場合には、その行為に可罰性があることは明らかであり、その処罰を免れさせる実質的な理由は何もなく、その場合には不正取引をした者の共犯として処罰されるのは当然のことである。

被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。（平成28年4月30日現在）

⑦ デイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた4銘柄の株券に係る相場操縦事件

《附属資料3－6－2（事件170）参照》

【平成26年10月7日告発、平成27年10月22日判決（東京地裁）】

平成27年10月22日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人両名に対し、共に懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金250万円、両名に対する追徴金約3億9,039万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 本件相場操縦の手法は、被告人らの豊富な資金力を元手として、大量の売り注文を入れて売り需要が高い状況を作出し、安値で買い付ける一方、買い見せ玉を発注することで買い需要の高まりを作出して株価を上昇させて、売り抜けるというものである。
- ・ 被告人らは、相談の上で銘柄を選定し、連絡を取り合いながらタイミングを図り、指値や数量等の調整をして、株価を変動させ、さらに、見せ玉との疑いをもたれないように買い見せ玉については発注から3分経過後に取り消すというルールを定めるなど、巧妙なものである。
- ・ 被告人らは、勤務経験などを通じて培ってきた株取引に関する豊富な知識をいわば悪用する形で、このような巧妙な手法を確立し、常習的かつ職業的に相場操縦行為を繰り返し、わずか4取引日で合計約539万円の利益を得ており、悪質な犯行と言わざるを得ない。
- ・ 株価の値動きの幅は小さくとも、被告人らの市場関与率は高く、市場に与えた影響は小さくないのであって、本件が、有価証券市場取引の公正性や健全な株価形成

機能を害し、一般投資家の判断を誤らせ、市場に対する信頼を失わせた点は看過できない。

⑧ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-6-2（事件151、155）参照》

【平成24年3月6日及び同月28日告発、平成28年2月17日判決（東京高裁）】

平成26年12月8日、東京地方裁判所が、被告人（会社役員）に、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金700万円の判決を言い渡したのに対し、被告人は控訴していた。

平成28年2月17日、東京高等裁判所は、以下のような理由から、被告人の控訴を棄却した。

- ・ 被告人が共同経営者らと共にオリンパス関係者と協議し、その求めに応じてオリ
ンパスの簿外損失隠しのスキームを構築した。
- ・ 自らが実質的に関与する会社等において、簿外ファンドの維持管理や同スキーム
解消のための資金還流、同資金を処理する（のれん計上）工作等に関与するなどして、それと認識しつつオリンパスの一連の粉飾計上に寄与した事実関係が認められる。
- ・ 以上の経緯、状況、共同経営者らとの関係等からして、本件帮助行為が実質的に
被告人の行為と評価できることなどから、原判決の認定は、おおむね論理則、経験
則等に適う合理的なものといえ、事実誤認はない。

被告人は上告し、最高裁判所において公判係属中である。（平成28年4月30日現在）

⑨ A I J 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件

《附属資料3-6-2（事件158、160、162、163）参照》

【平成24年7月9日、同月30日、同年9月19日及び同年10月5日告発、平成28年 4月12日決定（最高裁）】

平成25年12月18日、東京地方裁判所が、被告人A（当該会社代表取締役）に懲役
15年、被告人B（当該会社取締役）に懲役7年、被告人C（証券会社代表取締役）に懲
役7年、没収金約5億6,884万円、追徴金約156億9,809万円（被告人3名連帶）の
判決を言い渡したのに対し、被告人3名は控訴していた。

平成27年3月13日、東京高等裁判所は、被告人3名の控訴を棄却し、被告人3名が
上告していた。

平成28年4月12日、最高裁判所は、被告人3名の上告を棄却し、上記判決は確定した。

なお、被告人3名は、上記金商法違反の事実に加え、本件に関連し、詐欺の事実でも、
起訴され、上記判決を受けている。

第4 今後の課題と取組み方針

内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計及び虚偽有価証券報告書提出等の犯則行為のうち、重大で悪質なものに対しては、犯則調査の権限を行使し、行為者を告発し刑事罰を科すことで、厳正に対処していく。悪質な行為者を告発することで、一般投資家や市場関係者等に対して、不公正取引に対する警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努める。こうした犯則調査の実施にあたっては、以下の課題に重点的に取り組んでいく。

（1）犯則行為の複雑化・巧妙化に対する調査手法の高度化

最近の告発事案においては、例えば、相場操縦と風説の流布・偽計を組み合わせた事案や、当局による監視の目を意識した株価の小幅な操作により広く浅く利益を上げることを繰り返す事案が認められるなど、犯則行為の複雑化・巧妙化が進んでいる。

こうした動きに対しても、調査手法を常に工夫し、見直すことにより、犯則調査を効果的・効率的に行い、厳正に対処する。

(2) 金商法違反を含む複合的な経済事件への対応

近年、犯則調査の対象となる事案において、金商法違反のみならず、それ以外の経済犯罪にもからむ場合や反社会的勢力の関与が疑われる場合が増えてきている。このような事案に対して、証券監視委は、捜査当局等の関係機関と連携することで実態解明を行い告発につなげている。

今後も、犯則調査の範囲にとどまらない広がりが疑われる事案については、その内容に応じ、適切に対応できるよう、各地域の捜査当局等の関係機関と連携を一層強化する。

(3) 証券取引のグローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、わが国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになっている。こうした中、海外関連会社等を通じた不公正取引や虚偽記載等に加え、金融商品取引に精通した者による悪質な詐欺的取引が国境を越えて行われる例も出てきている。

証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を作らずに、このような事案に厳正に対処していくため、国際的な情報交換等の枠組みに基づき、海外当局への調査依頼等を積極的に実施するなど、海外当局との一層の連携強化により、事案の実態解明を進め、適切な法執行に努める。

(4) デジタル・フォレンジックの有効な活用

IT化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタル・フォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、職員がデジタル・フォレンジックを積極的に活用できるよう、ノウハウを習得するための実務的な研修を充実させるほか、関連システムの高度化を図る。

(5) 人材の育成

犯則調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的な能力が必要であり、職員の専門的な調査能力を向上させることが重要な課題となっている。

今後も、検察等との人事交流や研修の充実、職員育成の観点を踏まえた人事運用により、必要な人材の育成に取り組む。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、毎年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、この「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成27年度中に実施した勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表が、証券監視委の活動に対する理解の向上や、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の強化の一助となれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報提供窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様方からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。「相場操縦」や「インサイダー取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報のほか、「投資に関する詐欺行為」に関する情報は、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報提供の窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれらの窓口をご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

附 屬 資 料

附 屬 資 料

1 証券監視委の組織・事務概要	117
1－1 組織及び事務概要	117
1－2 証券取引等の監視体制の概念図	120
1－3 証券監視委の機能強化	121
1－4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の 関係の概念図	122
1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	123
1－6 機構図	124
1－7 組織・事務に係る法令の概要	126
1－8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	140
2－1 公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の 取組み～	141
2－2 証券検査に関する基本指針	144
2－3 取引調査に関する基本指針	171
2－4 開示検査に関する基本指針	175
3 証券監視委の活動実績等	182
3－1 証券監視委の活動状況	182
3－2 市場分析審査実施状況	183
3－3 証券検査実施状況	186
3－4 効告等実施状況	194
3－5 申立て実施状況	300
3－6 告発実施状況	314
3－7 建議実施状況等	356
3－8 市場のグローバル化への対応状況	364
3－9 平成27年度 主な講演会等の開催状況	367
3－10 平成27年度 各種広報媒体への寄稿	369
4－1 一般投資家等からの情報の受付について ～皆様からの情報提供が、市場を守ります！～	372
4－2 年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～ ..	373
4－3 証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	375
4－4 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての 最近の事例	377

1 証券監視委の組織・事務概要

1－1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的は是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 励告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

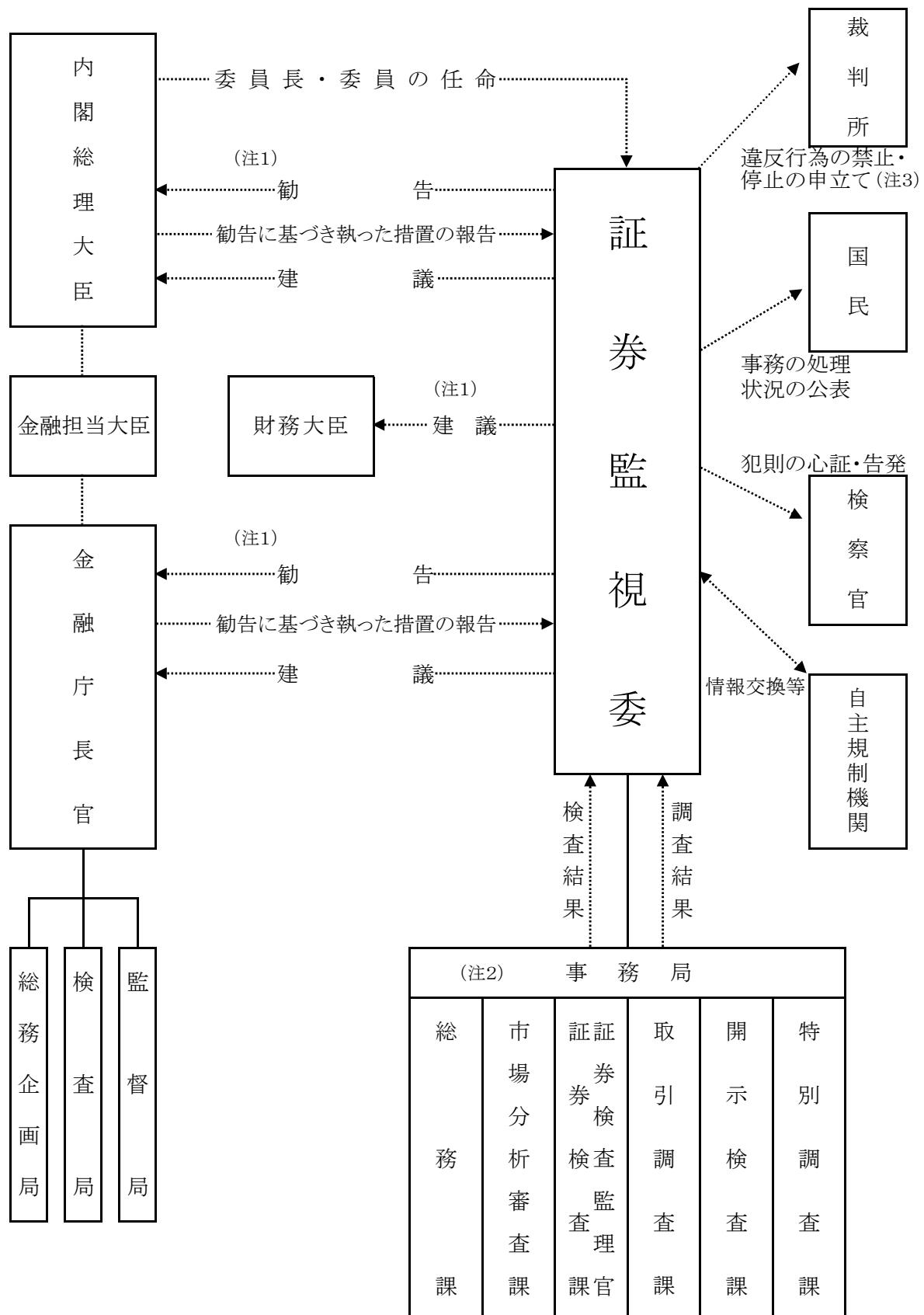
⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



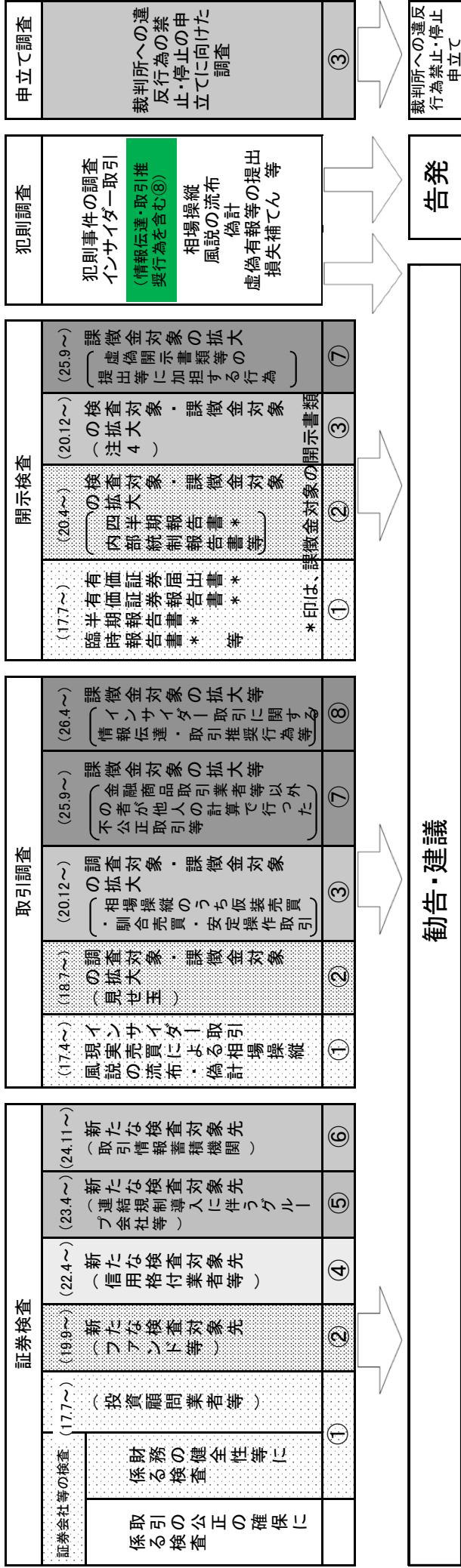
(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

(注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

(注3) 金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

1－3 証券監視委の機能強化

情報収集・分析・審査



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となつた部分。
(開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となつてている。)

- (注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となつた部分。

- (注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査等の対象となつた部分。
(注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載 不提出。

- ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)

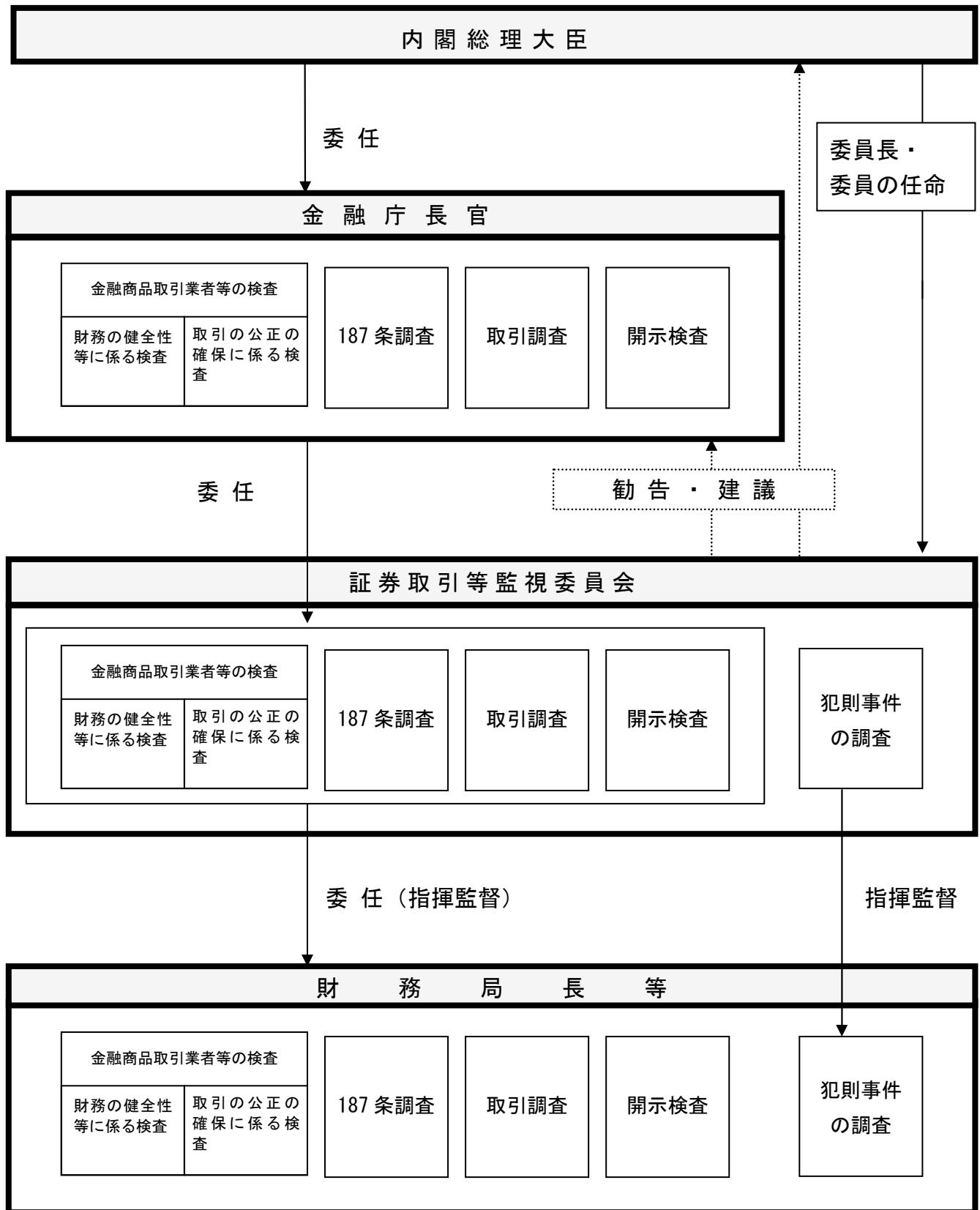
- ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載 不提出。

- ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となつた部分。)

- (注5) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となつた部分。
(注6) ⑤ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となつた部分。
(注7) ⑥ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となつた部分。
(注8) ⑦ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成25年9月6日)に伴い検査・調査の対象となつた部分。
(注9) ⑧ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年改正)」の施行(平成26年4月1日)に伴い検査の対象となつた部分。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第8項等）。

(注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。

(注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

- ・金融商品取引法第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

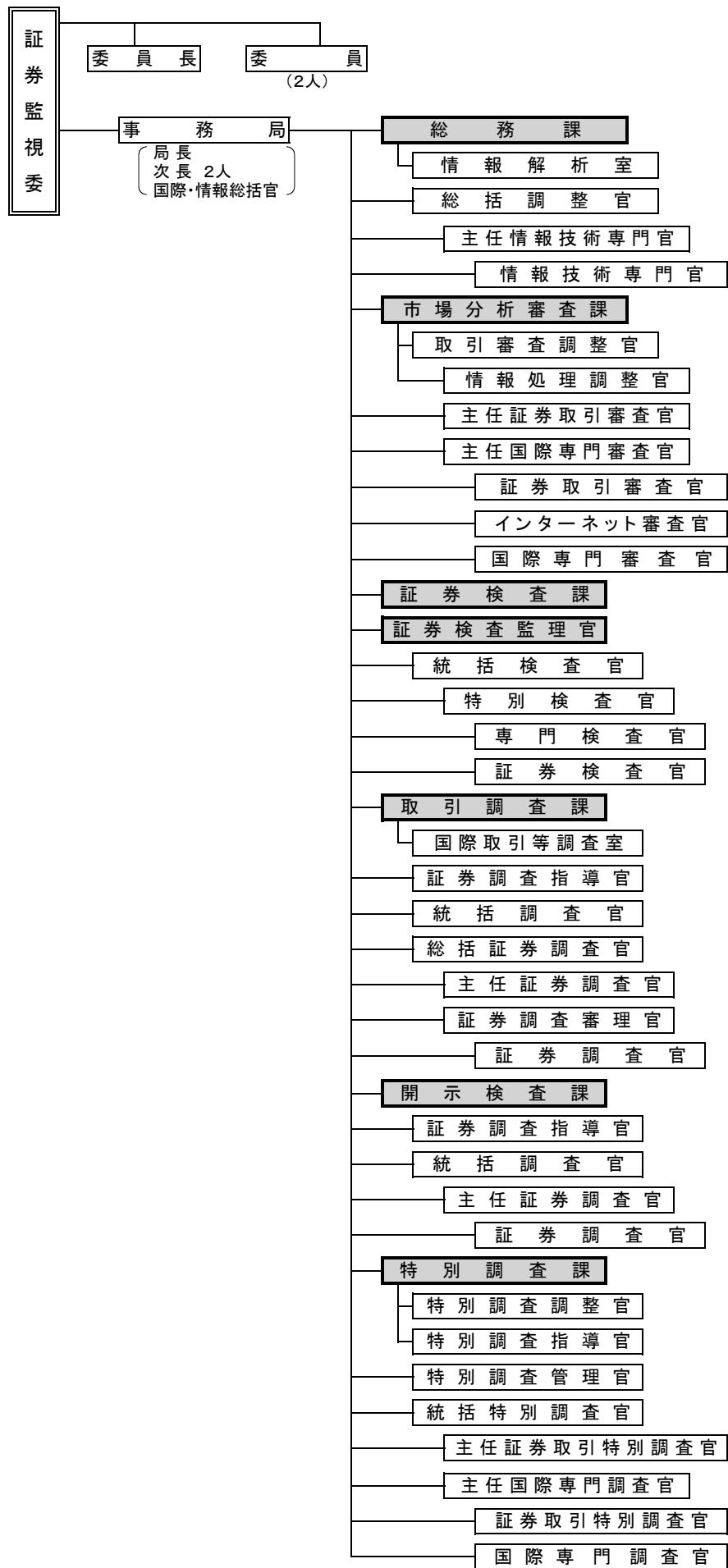
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
10 年 度	98人	126人	224人
11 年 度	106人	133人	239人
12 年 度	112人	139人	251人
13 年 度	122人	144人	266人
14 年 度	182人	183人	365人
15 年 度	217人	199人	416人
16 年 度	237人	204人	441人
17 年 度	307人	245人	552人
18 年 度	318人	246人	564人
19 年 度	341人	268人	609人
20 年 度	358人	282人	640人
21 年 度	374人	300人	674人
22 年 度	384人	313人	697人
23 年 度	392人	312人	704人
24 年 度	392人	322人	714人
25 年 度	400人	339人	739人
26 年 度	409人	354人	763人
27 年 度	410人	354人	764人
28 年 度	411人	352人	763人

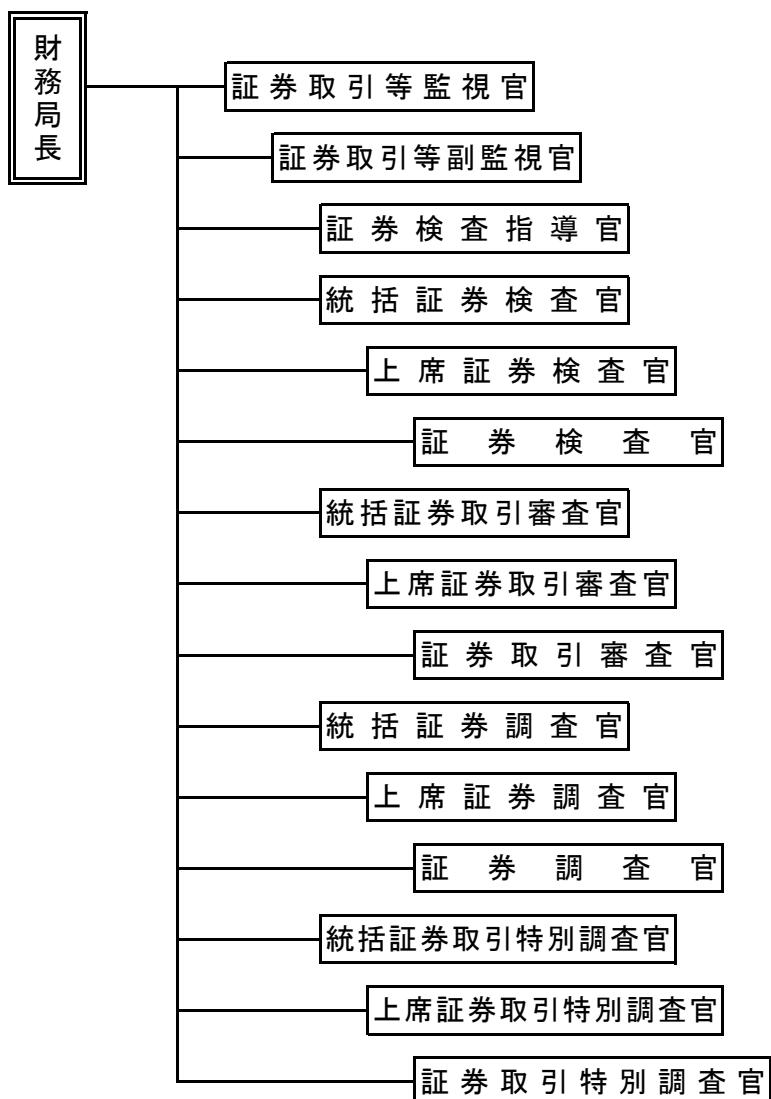
(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

1－6－2 財務局の機構図（関東財務局）



1－7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

1－7－2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の 2 第 1 項 (第 65 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。) から第 4 項まで	第194条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 57 条の 10 第 1 項	第194条の 7 第 3 項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の 7 第 3 項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第 2 項	第194条の 7 第 3 項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11（第 60 条の 12 第 3 項において準用する場合を含む。）	第194条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第 60 条の 14 第 2 項において準用する第 60 条の 11	第194条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第 63 条の 6	第194条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6	第194条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 66 条の 22	第194条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項	委託を受けた者 金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第 1 項	第194条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 75 条	第194条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 4	第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の 7 第 3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の 4	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 6 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。)	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第109条において準用する第106条の27	第194条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の4において準用する第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	自主規制法人
第155条の9	第194条の7第2項第7号及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の5の4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第156条の5の8	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第156条の15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の20の12	第194条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第156条の58	第194条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第156条の80	第194条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）
第156条の89	第194条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から第 5 項まで	第 225 条第 2 項及び第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[SPC 法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官

が自ら行うことを妨げない。)。

[社債等振替法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項(第 43 条第 3 項において準用する場合を含む。)	第 286 条第 2 項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条第 1 項	第 21 条第 6 項及び第 7 項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[預金保険法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第 1 項及び第 2 項並びに第 137 条第 1 項及び第 2 項	第 139 条第 2 項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[不当景品類及び不当表示防止法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 9 条第 1 項	第 12 条第 6 項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

※ 金融庁長官が自らその権限行使することを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徵取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徵取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徵取及び検査の対象
第177条	第194条の7 第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他の必要な場所

（注）報告を徵する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徵取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るもの除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の収集とは異なり、証券監視委員の固有の権限として規定されている。具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 犯収法第30条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 犯収法第30条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第15条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第37条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付

条項	行為者	規定の概要
第37条の5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第38条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第38条の2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第40条の4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第42条の7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条項	行為者	規定の概要
第167条の2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

[犯収法]

条項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第187条	第194条の7第4項 第1号	関係人、参考人、鑑定人
第192条第1項	第194条の7第4項 第2号	<p>下記に定める行為を行い、又は行おうとする者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるときで、金商法又は同法に基づく命令に違反する行為。 ・ 金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利等に関し出資され、又は拠出された金銭等を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときで、これらの権利に係る同条第八項第七号から第九号までに掲げる行為。

※ 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

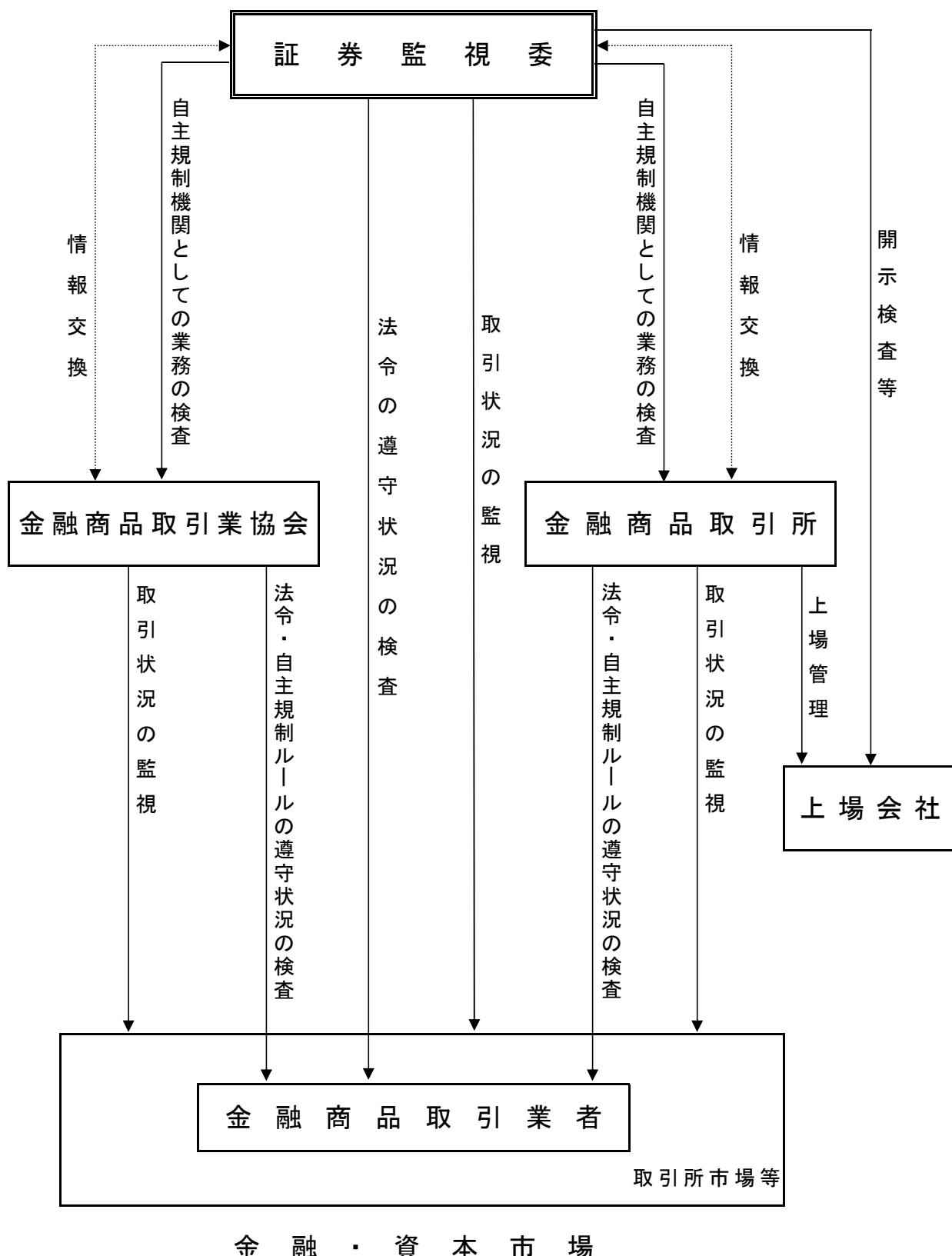
[投信法]

申立て、報告等の 徴取・検査等の権限	証券監視委への 権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第26条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第219条第1項	第225条第4項第1号	<p>受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

第 60 条第 1 項、第 223 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第 26 条第 7 項(第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 60 条第 3 項、第 219 条第 3 項、第 223 条第 3 項において準用する金融商品取引法第 187 条の規定による権限	第 225 条第 4 項第 2 号	関係人、参考人、鑑定人

※ 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

（1）機動性・戦略性の高い市場監視

- ▶ 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- ▶ その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

（2）市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- ▶ そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めています。

（3）市場規律の強化に向けた取組み

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 情報力に支えられた機動的な市場監視

- ▶ 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- ▶ 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

(2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていきます。

(4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

(6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- ▶ 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- ▶ 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第192条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

(7) 情報発信の充実

- ▶ 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- ▶ 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- ▶ 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

(8) 自主規制機関等との連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

証券検査に関する基本指針

平成 27 年 4 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的に実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考え方の下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

(注) 「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーションアルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するよう努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するよう努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査の

遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穩健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

(1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された情報と検査を通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、検査に際しては、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の検査対象先に対する検査を連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

4. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主

規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」(Ⅱ2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンドの販売等に対応するため、検査当局等との連携を強化するものとする。

(3) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

II 検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々の市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

(3) グループ一体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適當と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

5. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ8.(1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)。

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ 8. (2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ 検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ 検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(IV 参考「2. 提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の開示承諾申請は必要ないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開

示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式3））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官））は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者（例えば、業務委託先）に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
 - ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
 - ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
 - ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示
- ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

（3） 現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に

行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から隨時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

二. 発生原因及び責任の所在の解明

木. 検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ8.(12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行う

ものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

- ③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)に報告する。当該検査については、証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、

審査係(財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式6)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に

は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

- ① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。
また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。
- ② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

- ① 証券監視委又は財務局等
原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
- ② 検査対象先
検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（指摘事項がない場合のほか、証券検査課長（財務局等にあっては、証券取引等監視官）が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達）する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者（検査対象先の代表者）は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書（別紙様式7）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。
ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

- 二．意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。
- ホ．申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を出した上で意見申出書の返却を求める。
- ② 審理手続等
- イ．意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。
- ロ．審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。
- ③ 審理結果の回答方法
- 審理結果については、検査終了通知書に包含する。

13. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式9)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあっては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。

- | | |
|------------------------|--------|
| ・ 第一種金融商品取引業者(金融庁監理業者) | 30 営業日 |
| ・ その他 | 15 営業日 |

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失すことなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

III 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図

2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・様式 1 検査命令書
- ・様式 2 第三者非開示承諾書
- ・様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・様式 4 整理票
- ・様式 5 質問票
- ・様式 6 オフサイト検査モニター用紙
- ・様式 7 意見申出書
- ・様式 8 意見申出取下書
- ・様式 9 検査終了通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)

- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 特例業務届出者(金商法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (8) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (9) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (12) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (19) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の

7 第3項)

- (25) 証券金融会社(金商法第156条の34、第194条の7第3項)
- (26) 指定紛争解決機関(金商法第156条の58、第194条の7第3項)
- (27) 取引情報蓄積機関等(金商法第156条の80、第194条の7第3項)
- (28) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第22条第1項、第225条第3項)
- (29) 投資法人の設立企画人等(投信法第213条第1項、第225条第2項及び第3項)
- (30) 投資法人(投信法第213条第2項、第225条第3項)
- (31) 投資法人の資産保管会社等(投信法第213条第3項、第225条第3項)
- (32) 投資法人の執行役員等(投信法第213条第4項、第225条第3項)
- (33) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC法」という。)第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第1号及び第3項)
- (34) 特定目的会社(SPC法第217条第1項、第290条第3項)
- (35) 特定目的信託の原委託者(SPC法第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項、第290条第2項第2号及び第3項)
- (36) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第20条第1項、第286条第2項)
- (37) その他、上記(1)から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第15条第1項、第21条第6項第1号)

ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第15条第1項、第21条第6項第2号)

ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第15条第1項、第21条第7項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考の1及び2並びに別紙の様式の掲載は省略。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

(2) 綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限行使しなければならない。

(4) 効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に稳健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II. 取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第173条、第174条、第174条の2、第174条の3、第175条又は第175条の2に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

(1) 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第177条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち会わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(2) 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

- 質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。
- イ 質問調査の権限は金商法第177条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
 - ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
 - ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
 - ニ 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い合わせ、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
 - ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
 - ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
 - ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

III. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

IV. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

VII. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な發揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第26条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徵取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（3）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不斷に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に稳健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徵取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があつてはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1－1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1－2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徵取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内

容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

□ 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全との的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができます。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。
- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1－3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（2）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徵取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（3）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

（1）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（2）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（3）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同

じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間ににおいて、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

III その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の22の2第2項により準用される同法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の30第1項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第27条の35に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第177条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行後）並びに金商法第193条の2第6項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成25年8月30日から施行する。

3 証券監視委の活動実績等
3-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

区分	年 度	4~22	23	24	25	26	27	合 計
犯則事件の告発		142	15	7	3	6	8	181
勧 告		597	45	62	70	66	59	899
証券検査結果等に基づく勧告		426	16	20	18	16	18	514
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)		118	18	32	42	42	35	287
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)		51	11	9	9	8	6	94
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		2	0	1	1	0	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表		1	0	13	11	17	17	59
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		2	3	1	2	6	3	17
建 議		21	1	1	0	1	0	24
証 券 検 査		2,508	202	214	271	266	185	3,646
金融商品取引業者		2,159	148	153	222	206	128	3,016
第一種金融商品取引業者		1,846	85	57	69	77	61	2,195
第二種金融商品取引業者		30	14	20	108	72	32	276
投資運用業者、 投資助言・代理業者		283	49	76	45	57	35	545
登録金融機関		275	32	28	9	1	1	346
適格機関投資家等特例業務届出者		3	6	21	23	31	30	114
金融商品仲介業者		5	9	9	8	18	19	68
信用格付業者		0	4	3	0	2	0	9
自主規制機関等		23	0	0	3	3	3	32
投資法人		40	2	0	3	2	1	48
その他		3	1	0	3	3	3	13
取引審査		9,706	913	973	1,043	1,084	1,097	14,816

(注)

1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
3. 18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4. 24年度及び26年度における適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表件数には、金融商品取引法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。

3-2 市場分析審査実施状況

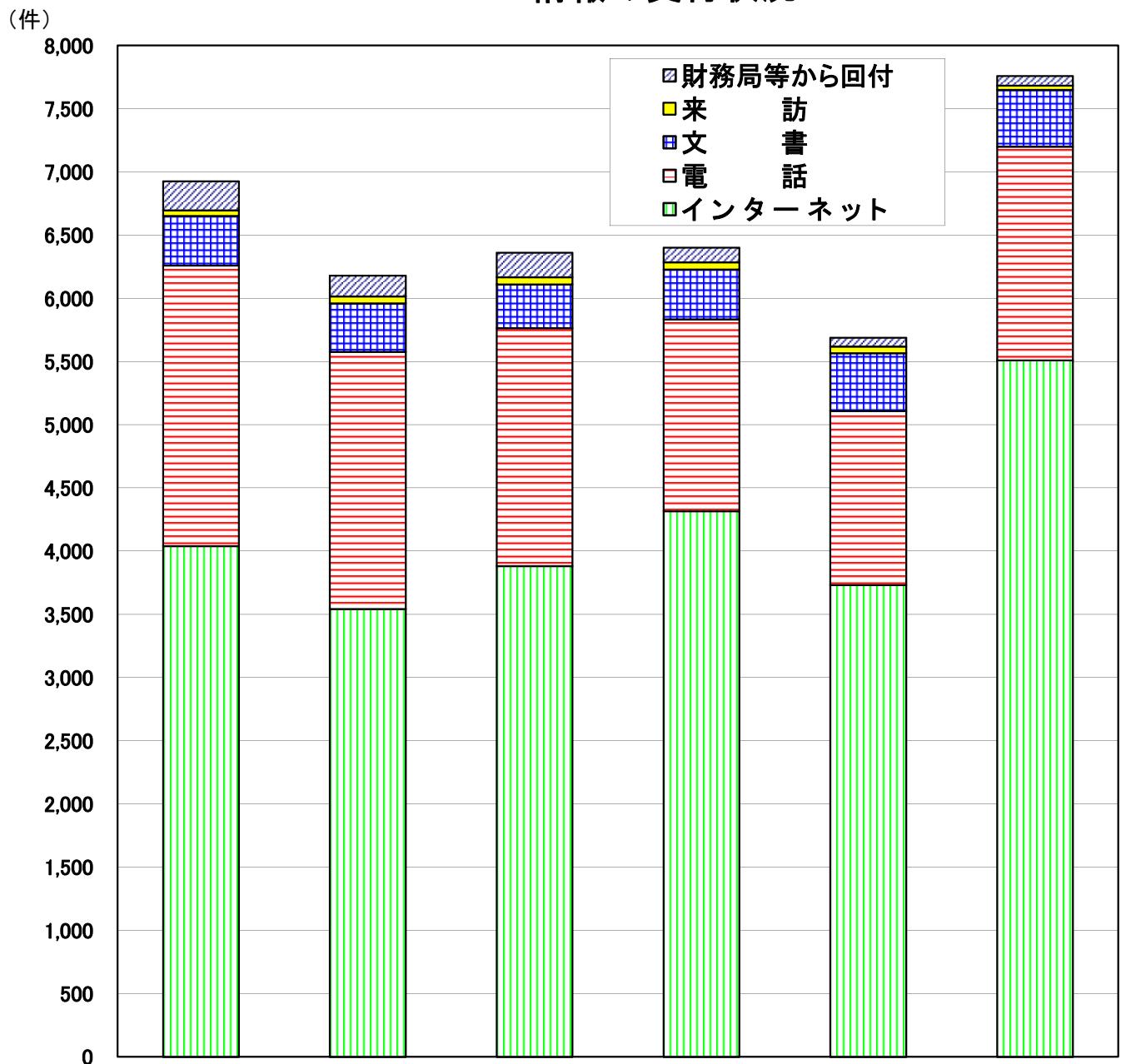
1 取引審査実施状況

(単位：件)

区分	年 度	23	24	25	26	27
価格形成に関するもの		73	84	86	94	95
内部者取引に関するもの		819	875	943	978	992
その 他		21	14	14	12	10
合 計		913	973	1,043	1,084	1,097
(証券監視委)		396	400	410	447	481
(財務局等)		517	573	633	637	616

(注) 「会計年度ベース」 4月～翌年3月。

3-2-2 情報の受付状況



区分	22	23	24	25	26	27
合計	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688	7,758
うち年金運用ホットライン	-	-	23	18	9	1
インターネット	4,040	3,543	3,881	4,316	3,733	5,510
電話	2,219	2,033	1,883	1,518	1,375	1,689
文書	393	385	346	395	458	451
来訪	45	54	57	56	54	32
財務局等から回付	230	164	195	116	68	76

(注)年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

3-2-3 情報の内容別受付状況

(単位:件)

区分	年度	22	23	24	25	26	27
A. 個別銘柄							
a. 取引規制							
1. 風説の流布・偽計	608	813	990	401	544	80	
2. 相場操縦	2,468	1,995	2,297	2,735	2,400	3,147	
3. インサイダー取引	463	327	252	279	364	283	
0. その他	58	80	201	615	580	1,917	
b. 開示							
1. 大量保有報告書の虚偽記載	5	6	4	0	2	5	
2. 大量保有報告書の未提出	34	6	7	9	11	6	
0. その他	4	0	0	1	3	10	
(小計)	3,640	3,227	3,751	4,040	3,904	5,448	
B. 発行体							
a. 法定開示							
1. 無届募集	29	19	21	3	1	8	
2. ファイナンス	64	20	15	17	49	13	
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	141	136	110	224	161	191	
4. 有価証券報告書等の未提出	25	27	21	16	6	2	
5. 内部統制報告	5	10	0	0	0	1	
6. 無届公開買付	3	1	0	1	0	0	
0. その他	38	32	17	12	8	31	
b. 協会・取引所ルール							
1. 適時開示	62	22	51	34	38	47	
0. その他	3	5	6	1	3	5	
c. その他							
1. ガバナンス等	17	19	8	10	39	38	
0. その他	210	149	187	84	105	105	
(小計)	597	440	436	402	410	441	
C. 金融商品取引業者等							
a. 禁止行為等							
1. 断定的判断を提供した勧誘	16	18	19	9	21	202	
2. 無断売買	17	19	22	16	11	36	
3. 損失保証・補てん	3	6	3	2	12	4	
4. 虚偽告知	-	-	-	-	0	0	
5. 無登録での募集・私募の取扱い	-	-	-	-	0	0	
0. その他法令違反	101	135	162	100	89	58	
b. 業務の運営状況							
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	79	55	11	7	10	0	
2. システム関連	219	76	37	102	31	38	
3. 投資運用関連	-	-	-	-	16	3	
0. その他営業姿勢に関するもの	626	443	319	371	303	564	
c. 経理							
1. 法定帳簿に関する不正	22	32	13	19	20	0	
2. 財務の健全性・リスク管理	21	5	5	5	13	2	
d. 協会・取引所ルール							
1. 自主ルール違反	3	19	10	12	16	6	
e. その他							
0. その他	35	70	189	264	110	119	
(小計)	1,142	878	790	907	652	1,032	
D. その他							
a. 意見・要望等							
1. 委員会に対する意見等	77	362	296	171	72	113	
2. 証券行政・政策に対する意見等	97	79	76	61	48	61	
b. その他							
1. 無登録業者	258	277	192	242	278	306	
2. 未公開株	732	559	376	77	46	15	
3. 適格機関投資家等特例業者等	70	46	58	82	41	44	
0. その他	314	311	387	419	237	298	
(小計)	1,548	1,634	1,385	1,052	722	837	
合計	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688	7,758	

(注1) 情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年4月に新設した区分

(注2) 平成27年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

3-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

区分	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月
合計	202	214	271	266	185
(証券監視委)	(38)	(48)	(48)	(54)	(37)
(財務局長等)	(164)	(166)	(223)	(212)	(148)
金融商品取引業者	148	153	222	206	128
(証券監視委)	(23)	(34)	(33)	(32)	(21)
(財務局長等)	(125)	(119)	(189)	(174)	(107)
第一種金融商品取引業者	85	57	69	77	61
(証券監視委)	(17)	(11)	(16)	(12)	(13)
(財務局長等)	(68)	(46)	(53)	(65)	(48)
第二種金融商品取引業者	14	20	108	72	32
(証券監視委)	(0)	(1)	(9)	(8)	(4)
(財務局長等)	(14)	(19)	(99)	(64)	(28)
投資助言・代理業者	40	40	29	42	28
(証券監視委)	(0)	(2)	(2)	(1)	(1)
(財務局長等)	(40)	(38)	(27)	(41)	(27)
投資運用業者	9	36	16	15	7
(証券監視委)	(6)	(20)	(6)	(11)	(3)
(財務局長等)	(3)	(16)	(10)	(4)	(4)
登録金融機関	32	28	9	1	1
(証券監視委)	(4)	(0)	(1)	(0)	(0)
(財務局長等)	(28)	(28)	(8)	(1)	(1)
適格機関投資家等特例業務届出者	6	21	23	31	30
(証券監視委)	(4)	(10)	(5)	(12)	(9)
(財務局長等)	(2)	(11)	(18)	(19)	(21)
金融商品仲介業者	9	9	8	18	19
(証券監視委)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(9)	(8)	(8)	(18)	(19)
信用格付業者	4	3	0	2	0
(証券監視委)	(4)	(3)	(0)	(2)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	0	0	3	3	3
(証券監視委)	(0)	(0)	(3)	(3)	(3)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	2	0	3	2	1
(証券監視委)	(2)	(0)	(3)	(2)	(1)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他の	1	0	3	3	3
(証券監視委)	(1)	(0)	(3)	(3)	(3)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

3-3-2 1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区分		23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	84	104	128	112	141
	第二種金融商品取引業者	36	42	19	39	28
	投資助言・代理業者	22	25	37	29	29
	投資運用業者	84	173	168	144	108
登録金融機関		56	35	33	38	0
適格機関投資家等特例業務届出者		57	32	50	58	66
金融商品仲介業者		11	11	23	15	19
信用格付業者		114	204	0	0	0
自主規制機関等		0	0	50	0	0
その他の		0	0	91	394	28

(注) 検査年度中に検査に着手し、終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

3-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位：件数)

区分	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月
検査終了件数	186	170	283	277	191
金融商品取引業者	141	112	230	232	128
第一種金融商品取引業者	90	50	63	86	58
第二種金融商品取引業者	12	18	81	94	33
投資助言・代理業者	32	38	40	38	31
投資運用業者	7	6	46	14	6
登録金融機関	27	31	14	1	0
適格機関投資家等特例業務届出者	5	14	22	24	35
金融商品仲介業者	9	6	10	16	18
信用格付業者	2	5	0	0	2
自主規制機関等	0	0	3	0	3
投資法人	2	1	3	1	2
その他の	0	1	1	3	3

(2) 問題点が認められた業者等の数

区分	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月	26年4月 ～27年3月	27年4月 ～28年3月
問題点が認められた業者等の数	87	102	118	105	72
不公正取引に関するもの	7	6	5	7	3
投資者保護に関するもの	46	52	65	71	54
財産・経理等に関するもの	31	11	9	19	7
その他業務運営に関するもの	58	71	69	52	32

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。

したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3-3-4 オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングの実施状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

担当	区分	被 檢 査 法 人
委員会	金商業者 (一種業)	野 村 證 券 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ
		大 和 証 券 大和証券グループ本社
	その他	野 村 ホ ー ル デ イ ン グ ス 大 和 証 券 グ ル ー プ 本 社

(注) オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングとは、大規模証券会社グループ等について、フォワードルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性や、経営管理態勢・リスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行うものをいう。

3-3-5 平成27年度に検査が終了した法人等一覧

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
委員会	金商業者					
	一種業	1 野村證券 2 野村ファイナンシャル・プロダクト・サービスズ 3 大和証券 4 カブドットコム証券 5 BNPパリバ証券	H26.10.7 H26.10.7 H26.10.7 H27.1.14 H27.1.19	H27.6.30 H27.6.30 H27.6.30 H27.2.20 H27.2.27	H27.9.7 H27.9.7 H27.12.14 H27.5.15 H27.6.2	◇ ◇ ◇ ○ —
		1 ドイツ証券 2 マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・ミテッド(東京支店) 3 SBI証券 4 AIP証券 5 プレミア証券 6 東岳証券 7 アーツ証券	H27.5.19 H27.5.25 H27.6.10 H27.9.7 H27.9.7 H27.9.8 H27.10.19	H27.6.26 H27.6.19 H27.7.7 H27.12.16 H27.10.16 H27.10.16 H28.1.22	H27.12.8 H27.9.28 H27.9.4 H28.3.18 H28.3.18 H28.3.18 H28.1.29	○ — — — ○ ○ ○
	二種業	1 トーセイ 1 東急不動産	H27.3.9 H27.5.19	H27.4.10 H27.6.12	H27.6.17 H27.8.7	— —
	助言	1 ダヴィンチ・アドバイザーズ	H27.3.23	H27.4.10	H27.6.1	—
	運用	1 三井住友アセットマネジメント 2 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ 3 トーセイ・アセット・アドバイザーズ 1 東急不動産コンフォリア投信 2 ブルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン	H27.3.9 H27.3.9 H27.3.9 H27.5.19 H27.5.25	H27.4.10 H27.4.7 H27.4.10 H27.6.12 H27.6.12	H27.6.30 H27.6.5 H27.6.17 H27.8.7 H27.7.31	— — — — —
	投資法人	1 トーセイ・リート投資法人 1 コンフォリア・レジデンシャル投資法人	H27.3.9 H27.5.19	H27.4.10 H27.6.12	H27.6.17 H27.8.7	— —
特例業務届出者		1 アンリミテッド 2 未来社 3 日本ヴェリータ 4 ギフタージャパン 5 プレアデス・アセット・アドバイザーズ 6 ムーンコイン 1 JPM 2 ライズインターナショナル 3 SRIブレイン 4 リスクマネジメントブレイン 5 ノア・アセットマネジメント 6 GTOR 7 ワンプラスワン	H27.2.3 H27.2.3 H27.2.9 H27.2.9 H27.2.12 H27.3.23 H27.4.7 H27.5.14 H27.5.19 H27.5.19 H27.5.28 H27.7.8 H27.9.7	H27.3.13 H27.3.13 H27.2.24 H27.2.20 H27.3.13 H27.4.10 H27.5.29 H27.5.15 H27.6.19 H27.6.19 H27.5.29 H27.7.10 H27.10.16	H27.8.4 — — — H27.8.4 — — H27.5.28 — — H27.8.7 — H28.3.18	△ — * * — — △ — * * △ — — △
信用格付業者		1 ムーディーズ・ジャパン 2 ムーディーズSFジャパン	H26.11.4 H26.11.4	H26.11.28 H26.11.28	H27.5.15 H27.5.15	— —
自主規制機関等		1 日本取引所グループ 2 東京証券取引所 3 日本取引所自主規制法人	H27.3.2 H27.3.2 H27.3.2	H27.4.3 H27.4.3 H27.4.3	H27.5.26 H27.5.26 H27.5.26	— — —
その他の		1 野村ホールディングス 2 大和証券グループ本社 1 GLOBAL CORE	H26.10.7 H26.10.7 H27.11.10	H27.6.30 H27.6.30 H28.1.22	H27.9.7 H27.12.14 H28.1.29	◇ ◇ —

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成26年度に検査着手した法人である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。

(注) 常子の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものである。

(注5) 備考欄の＊は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである。

なお、検査については、裁判所から命令の発令があったことを踏まえ中止した。

(リスクマネジメントブレインについては、申立てに至らなかつたが、関係するSRIブレインの申立てに係る公表文において、リスクマネジメントブレインの法令違反行為も指摘。)

(注6) 備考欄の◇は、オンサイト・オフサイト一体でのモニタリングを実施したものである。

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
関東	金商業者					
	一種業	1 OANDA JAPAN	H27.1.15	H27.1.30	H27.4.2	—
		2 三木証券	H27.2.19	H27.3.11	H27.4.13	—
		3 ヤマゲン証券	H27.2.19	H27.3.11	H27.6.26	—
		4 SBI FX トレード	H27.2.25	H27.3.11	H27.4.20	—
		5 日本クラウド証券	H27.2.25	H27.3.26	H27.6.26	○
		6 外為オンライン	H27.2.25	H27.3.12	H27.5.29	—
		7 山二証券	H27.2.26	H27.3.11	H27.4.8	—
		1 スーパーファンド証券	H27.4.8	H27.4.21	H27.6.19	—
		2 外為ファイネスト	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.18	—
		3 上田八木証券	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.21	—
		4 上田ハーロー	H27.4.8	H27.4.17	H27.6.5	—
		5 C&M証券	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.29	—
		6 極東証券	H27.4.13	H27.5.13	H27.6.26	—
		7 プラウン・プラザーズ・ハリマン証券	H27.4.14	H27.4.20	H27.5.22	—
		8 トラディション・セキュリティーズ・ジャパン	H27.4.16	H27.4.24	H27.6.5	—
		9 フィリップ証券	H27.5.19	H27.6.9	H27.8.28	—
		10 外為どつとコム	H27.5.19	H27.6.10	H27.10.8	—
		11 カネツFX証券	H27.5.19	H27.6.5	H27.7.14	—
		12 ステート・ストリート・グローバル・マーケット証券	H27.5.27	H27.6.5	H27.6.30	—
	二種業	13 三田証券	H27.7.7	H27.7.29	H28.1.22	—
		14 efx.com証券	H27.7.7	H27.7.23	H27.10.15	—
		15 ニュース証券	H27.7.7	H27.7.28	H27.9.15	—
		16 東武証券	H27.9.1	H27.9.29	H28.3.7	—
		17 サクソバンクFX証券	H27.9.1	H27.9.11	H27.10.29	—
		18 ちばぎん証券	H27.9.3	H27.10.1	H28.2.22	—
		19 共和証券	H27.11.26	H28.2.9	H28.2.19	○
		1 コスモ・サービス	H27.2.23	H27.2.23	H27.4.8	※
		2 フューチャープランニング	H27.2.25	H27.3.11	H27.4.20	—
		3 リーディングス	H27.3.3	H27.3.3	H27.4.8	※
		4 ライジングトラスト	H27.3.5	H27.3.5	H27.4.9	※
	助言	1 早稲田ビジネスコンサルティング	H27.6.2	H27.6.17	H27.8.3	—
		2 ミナトマネジメント	H27.6.2	H27.6.12	H27.7.15	—
		3 相互住宅	H27.6.16	H27.6.16	H27.7.29	※
		4 ウイング	H27.6.22	H27.6.22	H27.8.5	※
		5 サステナジー	H27.9.1	H27.9.17	H27.10.27	—
		1 プログレスマインド	H26.4.7	H26.4.25	H27.6.16	○
		2 タップジャパン	H27.1.15	H27.2.4	H27.6.9	○
		3 KIC	H27.1.15	H27.1.28	H27.4.22	—
		4 スマートアセットマネジメント	H27.2.24	H27.2.24	H27.4.17	※
		5 ザイナスアセットマネジメント	H27.2.25	H27.3.10	H27.4.10	—
		6 T&C XTF Japan	H27.3.3	H27.3.3	H27.4.16	※
		7 クラフト	H27.3.11	H27.3.11	H27.4.16	※
		1 ゴゴジャン	H27.4.8	H27.4.16	H27.5.27	—
		2 ファーストメイク・リミテッド	H27.4.8	H27.11.9	H28.3.15	○
		3 株式格闘俱楽部	H27.5.19	H27.5.27	H27.8.28	—
		4 SAIL	H27.6.12	H27.6.12	H27.7.14	※
		5 グローバル・リーチ・アドバイザーズ	H27.6.15	H27.6.15	H27.7.17	※
		6 伊達 愛	H27.6.18	H27.6.18	H27.7.14	※
		7 四季リサーチ	H27.6.18	H27.6.18	H27.7.16	※
		8 ニュースアセットマネジメント	H27.7.7	H27.7.28	H27.8.28	—
		9 NSN	H27.9.1	H27.9.9	H28.3.14	—
	特例業務届出者	10 グローバルレポート	H27.10.7	H27.11.4	H28.3.11	○
		11 エフピーネット	H27.10.7	H27.10.20	H28.3.14	—
	運用	1 マックススリアルティー	H27.10.7	H27.10.28	H28.3.3	—
	特例業務届出者	1 アライドインベストメント	H27.1.15	H27.2.2	H27.6.5	△
		2 A.Iアセットクリエーション	H27.1.20	H27.2.4	H27.8.4	△

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
近畿	金商業者	3 イー・アセットマネジメント	H27.1.20	H27.2.6	H27.8.4	△
		4 アセットクリエーション	H27.1.20	H27.2.6	H27.8.4	△
		5 即一丸ホールディングス	H27.1.20	H27.2.4	H27.5.22	△
		6 フアミリー	H27.2.19	H27.3.6	H27.5.15	△
		7 デドネット	H27.2.19	H27.3.6	H27.7.17	△
		8 ワールドブリッジ	H27.2.25	H27.3.12	H27.6.1	—
		9 ワールドネット	H27.2.25	H27.3.12	H27.6.1	—
		10 エム・ピー・ジャパン	H27.2.25	H27.3.16	H27.6.30	△
		1 Jコーレル	H27.4.8	H27.4.27	H27.8.4	△
		2 Star Gate Investment Holdings Limited Japan	H27.4.8	H27.4.15	H27.5.14	—
		3 INコンサルティング	H27.5.19	H27.6.3	H27.8.5	—
		4 WIN	H27.5.21	H27.6.5	H27.8.27	—
		5 明和	H27.5.27	H27.6.16	H27.6.30	△
		6 KHパートナーズ	H27.6.2	H27.6.17	H27.8.6	—
		7 丸庄	H27.7.7	H27.7.23	H27.11.10	△
	仲介	1 フィナンシャルリンクサービス	H27.4.8	H27.4.13	H27.5.25	—
		2 カネツ商事	H27.5.19	H27.6.5	H27.7.9	—
北海道	金商業者	1 岡安商事	H27.1.29	H27.2.20	H27.4.7	—
		2 都証券	H27.2.26	H27.3.19	H27.4.22	—
		3 奈良証券	H27.3.4	H27.3.17	H27.4.28	—
		1 内藤証券	H27.5.21	H27.6.23	H27.10.6	—
		2 六和証券	H27.8.28	H27.12.10	H28.2.19	○
		3 丸近證券	H27.8.28	H27.9.15	H28.1.25	—
		1 グランド・ワイン・パートナーズ	H26.10.6	H26.12.22	H27.4.23	—
		2 サン・キャピタル・マネジメント	H26.11.6	H27.2.16	H27.9.10	—
		3 燐キャピタルマネージメント	H27.1.20	H27.1.29	H27.4.6	—
		4 大貴不動産	H27.3.25	H27.3.27	H27.4.27	—
		1 シンシアトラスト	H27.4.9	H27.4.16	H27.5.19	—
		2 新栄不動産開発	H27.4.9	H27.4.14	H27.5.12	—
		3 ジャパンエステート	H27.4.9	H27.4.17	H27.6.1	—
		4 伸和ライフプラン	H27.4.13	H27.4.17	H27.5.25	—
		5 ブランナーズ・インターナショナル	H27.6.11	H27.6.12	H27.6.26	※
		6 ハウジングコーポレーション	H27.8.27	H27.9.2	H27.9.24	—
		1 ダイレクト出版	H26.12.4	H26.12.19	H27.6.29	—
		2 フューチャーストック	H27.1.27	H27.2.6	H27.8.4	○
		1 エフピー・アイ	H27.7.16	H27.7.27	H27.8.24	—
		2 奥村資産管理事務所	H27.7.23	H27.7.23	H27.8.11	※
		特例業務届出者	1 ファインドエッジ	H27.6.2	H27.9.17	H27.12.14
東北	金商業者	1 上光証券	H27.5.13	H28.2.2	H28.2.19	○
		1 山京ビルマネジメント	H27.4.15	H27.4.16	H27.4.22	※
		2 どうしんエステート	H27.8.26	H27.8.27	H27.9.7	※
		1 東北イノベーションキャピタル	H27.4.13	H27.4.17	H27.5.13	—
東海	金商業者	2 仙台APMマネジメント	H27.5.25	H27.5.29	H27.6.5	—
		1 野畠証券	H27.1.20	H27.2.6	H27.6.18	—
		2 新大垣証券	H27.3.4	H27.3.20	H27.5.26	—
		3 松阪証券	H27.3.4	H27.3.18	H27.5.20	—
		1 木村証券	H27.5.21	H27.6.10	H27.6.30	—
		2 静銀ティー・エム証券	H27.8.27	H27.9.14	H27.12.1	—
		3 田原証券	H27.11.26	H28.2.10	H28.2.19	○
		1 ジャパン	H26.10.9	H26.12.12	H27.5.18	—
		1 セントラルコンパス	H27.4.15	H27.4.15	H27.6.17	※
		2 おひさま自然エネルギー	H27.7.6	H27.7.21	H28.3.29	—
		3 ICHI	H27.8.31	H27.9.4	H27.10.15	—

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査終了通知日	備考
北陸	助言	1 ユーレカ・ファイナンシャル・アドバイザーズ	H26.10.9	H26.12.16	H27.4.21	—
		1 シグナルサイン	H27.4.14	H27.4.17	H27.6.17	—
		2 トップトレーダー投資顧問	H27.5.21	H27.6.3	H27.6.23	—
	仲介	1 だいとく投資ビレッジ	H27.4.9	H27.4.17	H27.6.23	—
		2 CSアセット	H27.5.21	H27.6.1	H27.6.25	—
	金商業者					
中国	一種業	1 頭川証券	H27.2.24	H27.3.16	H27.6.10	—
		1 今村証券	H27.4.9	H27.6.9	H27.9.2	—
		2 竹松証券	H27.11.25	H28.2.17	H28.2.19	○
	二種業	1 エステック不動産投資顧問	H27.9.18	H27.9.29	H28.1.14	—
		1 飯田計算センター	H27.5.25	H27.6.2	H27.6.12	—
		2 ヒューマン・サポート	H27.8.19	H27.8.25	H27.9.16	—
		3 サウス・エンタープライズ	H27.9.1	H27.9.4	H28.1.14	—
	仲介	4 TRUST	H27.10.1	H27.10.7	H28.1.14	—
四国	金商業者					
	一種業	1 八幡証券	H27.5.12	H27.5.29	H27.7.23	—
		2 大山日ノ丸証券	H27.9.1	H27.9.18	H28.1.19	—
	助言	1 裕和ファイナンシャルマネジメント	H27.4.7	H27.4.16	H27.5.11	—
		2 エーワントレード	H27.11.19	H27.11.26	H28.2.17	—
	仲介	1 湊	H27.3.3	H27.3.6	H27.4.10	—
		2 三村 洋子	H27.3.9	H27.3.12	H27.4.14	—
		1 金融財務研究所	H27.4.7	H27.4.16	H27.5.11	—
		2 万代 悅子	H27.7.14	H27.8.4	H27.9.2	—
九州	金商業者					
	助言	1 徳島合同証券	H27.8.25	H27.9.11	H27.10.8	—
		1 香賀投資顧問	H27.5.26	H27.5.28	H27.6.9	—
	特例業務届出者	1瀬戸内ファンド	H27.2.18	H27.2.25	H27.4.24	△
		1 香川リバータル	H27.7.6	H27.7.9	H27.7.24	—
	仲介	1 みかたははいる	H27.5.26	H27.5.28	H27.6.3	—
		2 山内秀明	H27.10.14	H27.10.16	H28.1.12	—
福岡	金商業者					
	助言	1 妹尾 真一(SKプランニング)	H27.10.5	H27.10.9	H28.2.23	—
		1 ソニックコンサルティング	H26.12.1	H27.3.18	H27.5.8	—
	仲介	1 長谷川ファイナンシャルプランナー	H27.4.13	H27.5.1	H27.5.20	—
		2 庭月野 竜也	H27.5.25	H27.5.27	H27.6.18	—
		3 矢部 祐介	H27.8.26	H27.8.31	H27.9.18	—
沖縄	金商業者					
	二種業	1 えん	H27.4.23	H27.4.24	H27.6.4	※
		2 ドーガン	H27.5.27	H27.8.7	H27.8.31	—
		3 アイ総合建物	H27.8.26	H27.8.28	H27.10.5	※
		4 福岡県不動産会館	H27.9.1	H27.10.5	H28.2.2	※
		5 アークシステムテクノロジーズ	H27.9.1	H27.9.4	H28.1.27	※

- (注1) 区分欄の「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。
- (注2) 斜字体数字は、平成26年度に検査着手をした法人等である。
- (注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
- (注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行ったものである。
- (注5) 備考欄の※は、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査(登録事項検査)を行ったものである。

3-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分	年度	4~22	23	24	25	26	27	合計
勧告件数		597	45	62	70	66	59	899
行政処分に関する勧告		426	16	20	18	16	18	514
証券検査の結果に基づく勧告		415	16	18	18	16	18	501
証券監視委の行った検査等にかかるもの		129	7	7	6	5	5	159
財務局長等の行った検査等にかかるもの		286	9	11	13	11	13	343
取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告		14	0	2	0	1	0	17
課徴金納付命令に関する勧告		169	29	41	51	50	41	381
取引調査の結果に基づく勧告		118	17	25	35	38	31	264
国際取引等調査の結果に基づく勧告		-	1	7	7	4	4	23
開示検査の結果に基づく勧告		51	11	9	9	8	6	94
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		2	0	1	1	0	0	4

・平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、検査結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。

・平成25年度の検査結果に基づく勧告には、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成25年度~

担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1 委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (アール・ビー・エス証券会社東京支店)	H25.4.5	円LIBORに係る不適切な行為 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為
2 関東	ライツマネジメント	H25.4.16	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等
3 委員会	MRI INTERNATIONAL,INC.	H25.4.26	顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徵取命令に対する虚偽の報告
4 委員会	プラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
5 関東	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
6 委員会	With Asset Management	H25.8.2	公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況
7 関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等
8 関東	ディベックス	H25.8.30	業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 報告徵取命令に対する虚偽報告
9 関東	K2Investment	H25.9.27	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
10 関東 委員会	アブラハム・プライベートバンク	H25.10.3	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
11 関東	IFA JAPAN	H25.10.3	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
12 委員会	ドイツ証券	H25.12.5	厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
13 関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 検査忌避
14 関東	Global Arena Capital	H25.12.11	集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 顧客出資金の目的外運用及び流用 純財産額が法定の基準を下回っている状況等
15 関東	Liaison Japon証券(旧 プロフィット証券)	H26.1.17	純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
16 関東	トラヴィス・コンサルティング	H26.2.21	無登録業者に名義貸しを行っている状況
17 関東	K2Investment	H26.3.5	業務停止命令違反
18 関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等

	25年度
委員会	6
財務局	13
関東	13
合計	18

※アブラハム・プライベートバンクについては、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成26年度~

担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1 関東	インテレス・キャピタル・マネジメント	H26.4.15	ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2 委員会	おひさまエネルギー・ファンド	H26.5.16	分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 当局への虚偽報告
3 関東	ヴィエナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
4 関東	チャートマスター	H26.5.30	無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 無登録業者に名義貸しを行っている状況
5 委員会 <small>(国際取引等調査)</small> 関東	むさし証券	H26.6.13	自己売買による相場操縦行為 株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6 委員会	ばんせい証券	H26.6.13	船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
7 委員会	ばんせい投信投資顧問	H26.6.13	年金基金との投資一任契約における忠実義務違反について
8 関東	トラフィック	H26.6.17	ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9 関東	ライフスタイルインベストメント	H26.6.17	無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10 委員会	ジースリー	H26.7.3	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 無登録業者に対する名義貸し 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況
11 委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
12 関東	FXコーポレーション	H26.8.29	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13 近畿	財コンサルティング	H26.9.26	外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14 関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等
15 関東	NEXT TRUST	H26.12.9	名義貸し
16 関東	日本産業復興基金	H27.3.6	不正の手段により金融商品取引業の登録を受けた状況 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況

	26年度
委員会	5
財務局	11
関東	10
近畿	1
その他	1
合計	16

※むさし証券については、国際取引等調査及び関東財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳としてその他及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

3-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ~平成27年度~

担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1 委員会	カブドットコム証券	H27.5.15	システム管理が十分でない状況
2 関東	タップジャパン	H27.6.9	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
3 関東	プログレスマインド	H27.6.16	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の流用等)
4 関東	日本クラウド証券	H27.6.26	分別管理を適切に行っていない状況 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況
5 近畿	フューチャーストック	H27.8.4	金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為
6 沖縄	インベストメントカレッジ	H27.10.6	無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況
7 委員会	ドイツ証券	H27.12.8	法人関係情報の管理に不備がある状況 法人関係情報を提供した勧誘
8 委員会	アーツ証券	H28.1.29	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
9 北海道	上光証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10 関東	共和証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
11 北陸	竹松証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12 東海	田原証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
13 近畿	六和証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為
14 沖縄	おきなわ証券	H28.2.19	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
15 関東	グローバルレポート	H28.3.11	金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
16 関東	ファーストメイク・リミテッド	H28.3.15	法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備 上場会社による有価証券届出書の虚偽記載への加担等
17 委員会	プレミア証券	H28.3.18	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題
18 委員会	東岳証券	H28.3.18	適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

	27年度
委員会	5
財務局	13
関東	6
近畿	2
東海	1
北海道	1
北陸	1
沖縄	2
合計	18

3-4-3 効告等事案の概要一覧表

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する効告等

①証券検査の結果に基づく効告

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連番号	効告実施年月日	効告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	27. 5. 15	<p>【カブドットコム証券株式会社(証券監視委)】 ※会社効告</p> <p>○ システム管理が十分でない状況</p> <p>(1) システム障害の管理が極めて不適切な状況</p> <p>当社のシステム障害の管理の状況を検証したところ、 ア 発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が 1 件 にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも 大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役 等もこれを容認していること</p> <p>イ 顧客影響数について必要な確認が行われていないこと</p> <p>ウ システム障害の状況等の確認、原因究明、再発防止策 等の検討及び執行役等への報告が、社内規程で定められ た期限よりも大幅に遅れて行われていること</p> <p>など、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、 改善・再発防止などの実施状況を正確に把握できない状況 となっている。</p> <p>さらに、</p> <p>エ 金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が 報告されていないこと</p> <p>オ システム障害が発生し顧客に影響を及ぼしているに もかかわらず、適時に顧客に告知していない事例が認め られること</p> <p>から、当社のシステム障害の管理は極めて不適切な状況に あるものと認められた。</p> <p>(2) システム開発の管理の不備</p> <p>当社は、</p> <p>ア システム開発における品質管理を定めたガイドライン において、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものとなっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が 発生していること</p> <p>イ システム開発の進捗管理が社内規程で定められたと おりに実施されておらず、また、執行役等には、シス テム開発の作業内容の報告しか行われず、進捗や遅延の状 況を正しく管理、把握できるものとなっていないこと から、当社のシステム開発の管理には不備が認められた。</p> <p>(3) 内部監査が機能していない状況</p> <p>システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を 有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム 開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施して いないにもかかわらず、これらについて概ね問題ないと を確認した旨を取締役会等に報告していた。</p> <p>当社における上記の業務運営の状況は、金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号に掲げる 「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分 でないと認められる状況」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 27 年 5 月 26 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①不適切なシステムリスク管理態勢が常態化していた原因を分析し、責任の所在を明確化するとともに、経営管理態勢の見直しを行うこと。</p> <p>②システム障害に関する管理基準に沿った処理が実施されていなかった事例も含め、過去のシステム障害事例の検証を行い、想定される事案と対応策を類型化すること等により、実効性あるシステムリスク管理態勢を構築すること。</p> <p>③役職員にシステム開発管理の重要性を認識させるとともに、適切な業務運営を確保するため、規程類・業務手順の見直しや研修等の実施に取り組む等、システム開発管理態勢の強化に取り組むこと。</p> <p>④システムリスク管理全般の有効性を適切に検証するため、外部システム監査の適切な実施とあわせ、内部監査部門の機能強化を図ること。</p> <p>⑤上記①から④までについて、平成 27 年 6 月 25 日(木)までに、書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2	27. 6. 9	<p>【株式会社タップジャパン(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘及び自己運用を行い、平成 23 年 11 月から同 27 年 1 月までの間に、23 名の顧客から総額約 1,800 万円の出資を受けている。</p> <p>(1) 出資金の流用等 当社の A 代表取締役は、当社の業務に影響を持っている実父に要請されるまま、平成 24 年 6 月から同 26 年 5 月までの間、多数回にわたって、本件ファンドの出資金から総額約 1,000 万円を、利息や返済期限すら定めないまま実父への貸付金に流用した。 また、当社は、平成 24 年 6 月以降は、上記のとおり出資金を流用しながら、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を継続していた。 さらに、当社は、検査基準日（平成 27 年 1 月 14 日）現在においても、上記流用資金のうち約 500 万円を本件ファンドに返還しておらず、その目処も立っていない状況である。</p> <p>(2) 不適切な配当金の支払い 本件ファンドの配当については、匿名組合契約上、顧客の出資口数に応じてなされるとされている。 しかしながら、当社は、平成 24 年 3 月以降に行った本件ファンドの配当において、一部の顧客に対しては過大に支払い、一部の顧客に対しては支払わないなど、契約条件を無視した不公平な配当を行っていた。</p> <p>(3) 運用状況等の未報告 当社は、匿名組合契約上、本件ファンドの運用及び財務状況に関する書類を作成し顧客に交付するとしていたにもかかわらず、本件ファンドの運用開始（平成 23 年 12 月）以降、これらの書類の作成及び交付を一度も行っていない。 以上のとおり、当社の業務運営は杜撰であり、投資者保護上問題が認められる。このような当社の状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 27 年 6 月 16 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①今般の検査において問題が認められた行為を直ちに取り止めること。</p> <p>②本件行政処分の内容について、当社が関与したファンド（以下「ファンド」という。）出資者に対し適切に説明を行うこと。</p> <p>③ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。</p> <p>④ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還その他の対応に関する方針を速やかに策定し、実施すること。</p> <p>⑤ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑥金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑦本件行為の責任の所在を明確化すること。</p> <p>⑧上記①から⑦までに關し、1ヶ月以内に書面で報告し、その後の状況についても完了までの間、書面により隨時報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3	27. 6. 16	<p>【株式会社プログレスマインド(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 当社の業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、自らを営業者とする匿名組合（以下「ファンド」という。）の出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。</p> <p>当社が行う業務の運営状況を検証したところ、特例業務について、以下のとおり、投資者保護上問題が認められた。</p> <p>(1) 当社は、ファンド出資金の一部を一時的に会社経費等に流用している。</p> <p>(2) 当社社員が、自らの個人の資金をファンドに入金し、ファンドの収益として経理処理することにより、事実と異なる財務諸表を作成し、顧客に対して運用報告を行った。</p> <p>(3) 当社は、ファンド出資金を、外国会社の優先株式等に投資したとしているが、当該外国会社が行う事業等について事前調査した際、わずかな資料を入手したのみで投資しており、また、投資後についても当該外国会社が行う事業の収益状況等を確認したことを推認させる関連書類等も存在していない。</p> <p>また、当社は、ファンド出資金を他社名義の複数の証券口座を借り受け、外国為替証拠金取引により運用を行っていたとしているが、これを確認できる資料は保存していない。</p> <p>このほか、当社は、社内規程の整備やコンプライアンス全般に係る業務を代表取締役社長が行うこととしているが、コンプライアンスに関するマニュアル等の整備が不十分なほか、社員等に対する研修等を実施した記録も確認できないなど、当社の内部管理態勢は、ほとんど構築されていない状況であった。</p> <p>以上のとおり、当社の業務運営は杜撰であり、投資者保護上問題があると認められる。このような当社の状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成27年6月23日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①本件行政処分の内容について、当社が関与した全てのファンド（以下「ファンド」という。）出資者に対し適切に説明を行うこと。</p> <p>②ファンド財産の運用・管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行うこと。</p> <p>③ファンド出資者の意向を踏まえ、ファンド財産の返還その他の対応に関する方針を速やかに策定し、実施すること。</p> <p>④ファンドの出資者間の公平に配慮しつつ、出資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑤金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑥本件行為の責任の所在を明確化すること。</p> <p>⑦上記②において把握したファンド財産の運用・管理の状況について、当該状況を証する書類（有価証券の売買等に係る契約書、ファンド財産の運用・管理を行うに際して締結した契約書並びにファンド財産の残高記録及び取引記録等）を提出すること（当社において保存していない書類がある場合は、当該書類を契約の相手方等から写し等を取り寄せて提出すること。）。なお、当該書類を提出することができない</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき			<p>場合は、その理由を詳細に記載し、報告すること。</p> <p>⑧上記①から⑦までに關し、1ヶ月以内に書面で報告し、その後の状況についても完了までの間、書面により隨時報告すること。</p>
4	27. 6. 26	<p>【日本クラウド証券株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 分別管理を適切に行っていない状況</p> <p>当社は、グリーンシート銘柄（日本証券業協会により創設された、非上場株式等の取引制度に基づく銘柄）の売買等及び募集の取扱いに係る業務（以下、当該行為に係る業務を「第一種業務」という。）並びに匿名組合の出資持分に係る募集の取扱いに係る業務（以下、当該行為に係る業務を「第二種業務」という。）に關し、顧客から金銭の預託を受け（以下、当該金銭を「顧客預り金」という。）、業務システムを使用して両業務に係る顧客預り金の管理を行なうとしていた。</p> <p>しかしながら、当社経営陣は、法令遵守の意識が不十分であったことから、顧客預り金を正確に算定するために必要な社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま、第一種業務及び第二種業務を運営していた。</p> <p>このため、当社は、下記ア及びイのとおり、第一種業務及び第二種業務に係る顧客預り金残高を正確に把握できておらず、遅くとも第二種業務を開始した平成25年12月10日から検査基準日（同27年2月24日）までの間、顧客預り金について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。</p> <p>ア 第一種業務に關し、業務システムへの入力作業において多数の遅延等を発生させているところ、それらの補正を完了させておらず、顧客預り金残高を正確に把握していない。</p> <p>イ 第二種業務に關し、上記アと同様に業務システムへの入力作業の遅延等に係る補正を完了させていないほか、顧客の出資金を匿名組合の當業者名義の銀行口座に送金するまでの間、当社銀行口座に滞留させている状況にあるにもかかわらず、顧客預り金として管理すべき金額に含めていない。</p> <p>当社における上記(1)の状況は、金商法第43条の2第2項に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況</p> <p>当社は、第一種業務又は第二種業務において成立した取引について、金銭の受渡年月日等を記載した取引残高報告書を業務システムにより作成し、四半期ごとに顧客に交付している。</p> <p>しかしながら、当社は、取引量の増加等に伴い業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことにより、平成26年1月から同年9月までの3四半期において、第一種業務及び第二種業務について、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付しており、受渡状況等につき不適切な情報を顧客に通知している。</p> <p>当社における上記(2)の状況は、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第8号に掲げる「顧客の有価証券の売買その他の取引等に關し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成27年7月3日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u></p> <p>①平成27年7月10日から平成27年10月9日までの間、匿名組合の出資持分の募集の取扱い業務のうち、新規の勧誘を伴う業務を停止すること。</p> <p>②平成27年8月10日から平成27年10月9日までの間、グリーンシート銘柄の売買等業務のうち、新規の勧誘を伴う業務を停止すること。</p> <p>③平成27年7月10日から平成27年10月9日までの間、匿名組合の出資持分の募集の取扱い業務及びグリーンシート銘柄の売買等業務以外の金融商品取引業に係る新規の業務を行わないこと。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①本件法令違反の状況について、システムの見直しを含む抜本的改善策を策定し、平成27年10月9日までに実施すること。</p> <p>②金融商品取引業務を適切に行なうための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること（本件に係る責任の所在の明確化を含む。）。</p> <p>③正確な顧客預り金残高を早急に把握</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき			<p>し、全顧客に対して、本件経緯を説明のうえ残高照合を行うとともに、顧客分別金信託額の適切な管理を行うこと。</p> <p>④当社が取扱会員となっているグリーンシート銘柄の発行会社と今後の対応について早急に協議し、発行会社の意向を最大限尊重した措置を講じること。</p> <p>⑤上記①～④について、その対応・実施状況を平成 27 年 9 月 25 日まで（上記①の改善策に係る実施計画については、平成 27 年 8 月 3 日まで）に書面で報告すること。</p>
5	27. 8. 4	<p>【フューチャーストック株式会社(近畿)】 ※会社勧告</p> <p>○ 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為 当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち 5 名に対して、当社との取引を継続してもらうことを意図し、平成 23 年 10 月頃、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案した。 当社は、当該提案に応じた顧客 4 名との間で投資顧問契約を締結し、3 年以上もの間にわたって、当該顧客 4 名の投資顧問料の支払いを免除することにより合計約 147 万円に相当する利益を提供了。 当社が行った上記の行為は、平成 26 年法律第 44 号による改正前の金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号に掲げる「金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 27 年 8 月 11 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・平成 27 年 8 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間、新たな顧客との投資顧問契約の締結に係る業務を停止すること。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①今般の検査において認められた法令違反行為を直ちに是正すること。</p> <p>②本件の発生原因を分析し、実効性のある再発防止策を策定すること。</p> <p>③上記①及び②について、その対応・実施状況を 1 か月以内に書面で報告すること。</p>
6	27. 10. 6	<p>【株式会社インベストメントカレッジ(沖縄)】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録で投資運用業（投資一任業）を行っている状況 当社は、日経 225 先物取引の自動売買システムを利用したサービスを顧客に提供している。 当該サービスにおいて、当社は、顧客のために、当社が管理する自動売買システムを介して、顧客が取引に使用する口座（以下「顧客口座」という。）のある証券会社に対し直接、日経 225 先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客から投資判断を一任されている状況となっている。</p>	<p>行政処分日 平成 27 年 10 月 20 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 27 年 10 月 20 日から</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>また、当社は、顧客から当社に対し、証券会社の顧客口座のID及びパスワードを通知させており、当社は当該ID及びパスワードを用いて、顧客のために、当社が管理する自動売買システムを介して日経225先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客のために当社から直接証券会社に発注するのに必要な権限を委任されている状況となっている。</p> <p>そして、当社は、当社が管理する自動売買システムを介して、顧客口座のある証券会社に対して日経225先物取引に係る売買の発注を行い、顧客の金銭の運用を行っている。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第28条第4項に規定する投資運用業（同法第2条第8項第12号に掲げる行為を業として行うこと）に該当するものであり、当社が、平成26年法律第44号による改正前の同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく投資運用業（投資一任業）を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。</p>	<p>平成27年11月19日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。 ②本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明を行うこと。 ③本件行為の責任の所在を明確化すること。 ④本件発生原因を分析し、再発防止策を講じること。 ⑤上記①から④までについて、1ヶ月以内に書面で報告すること。
7	27.12.8	<p>【ドイツ証券株式会社(証券監視委) ※会社勧告】</p> <p>(1) 法人関係情報の管理に不備がある状況</p> <p>当社においては、当社に所属するアナリスト（以下「当社アナリスト」という。）が上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、</p> <p>ア 当社所定の形式のレポート（アナリストレポート）として提供しているほか、</p> <p>イ 当社アナリストから直接又は営業員を介して電子メールや電話等によっても提供している。</p> <p>今回検査において、当社アナリストが上場会社から取材などで取得した情報に係る管理の状況について検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>a 当社は、上記アを行うに当たり、当該アナリスト自身の判断によって報告等が行われない場合、コンプライアンス担当者等による法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されないこととなっていた。</p> <p>b 当社は、上記イを行うに当たり、法人関係情報該当性の検討が実施されないこととなっていた。</p> <p>その結果、当社アナリストが上場会社に係る非公表の情報を取得した多数の事例（下記(2)の事例を含む）において、法人関係情報該当性の検討が行われないまま、当該情報の内容が顧客に提供されていた。</p> <p>当社における上記(1)のような法人関係情報の管理の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 法人関係情報を提供した勧誘</p> <p>平成26年12月頃、当社株式調査部のAアナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報（以下「本件法人関係情報」という。）を取得した当日に、営業を担当する当社職員21名及び1顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝達していた。</p>	<p>行政処分日 平成27年12月15日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①再発防止策を策定し、これを確實に実施・定着させること。 ②策定した再発防止策に係る実効性の検証を行うこと。 <p>(注)検証の結果、不十分な項目があつた場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③全社的な法令等遵守意識を醸成し、法令等遵守に取り組む経営姿勢を明確化するなど、経営管理態勢・内部管理態勢の充実及び強化を図ること。 ④上記①～③につき、実施状況及び検証結果の初回報告期限を平成28年1月22日（金）として、書面にて報告すること。以降は、3カ月経過毎を期限と

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>そして、本件法人関係情報の伝達を受けた当社職員のうち2営業員が同日中に、少なくとも上記1顧客を含む3顧客に対し、本件法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。</p> <p>当社における上記(2)のような株式の売買を勧誘する行為は、有価証券の売買その他の取引等につき、顧客に対して法人関係情報を提供して勧誘する行為と認められ、平成26年法律第44号による改正前の金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第14号に該当するものと認められる。</p>	するほか、必要に応じて随時報告を行うこと。
8	28. 1. 29	<p>【アーツ証券株式会社(証券監視委) ※会社勧告</p> <p>(1) 株式会社オプティファクターに関する債券について 株式会社オプティファクター(以下「オプティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオプティ・メディックス・リミテッド(以下「OPM社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MR L社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MT L社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。</p> <p>発行会社3社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MR L社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MT L社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MR L債」及び「MT L債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。</p> <p>当社は、平成16年6月からOPM債、同23年2月からMT L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行うとともに、発行会社3社からの委託により、竹松証券株式会社、田原証券株式会社及び六和証券株式会社に対し、OPM債及びMT L債の販売について、上光証券株式会社、共和証券株式会社及びおきなわ証券株式会社に対し、MR L債の販売について、それぞれ紹介・助言・支援等を行っている(以下、当社が上記支援等を行っている上記6社を「関連販売証券会社」という。)。</p> <p>これにより、当社は、発行会社3社から、当社による販売額に応じた販売手数料等を受領するとともに、関連販売証券会社による販売額に応じ、上記支援等に係る業務委託手数料を受領している。</p> <p>当社による販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約38億円、MT L債が約29億円、合計で約67億円(投資者数は約490者)となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MR L社については同日、オプティ社、OPM社及びMT L社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b)OPM社については平成17年12月期から、MR L社については同23年4月期から、MT L社については同24年3月期から、社債発行によって</p>	<p>行政処分日 平成28年1月29日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商) 第2号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①顧客(本件に関連する金融商品仲介業者及び他の販売証券会社を含む。)に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」の純資産額について、速やかに把握し、顧客(本件に関連する金融商品仲介業者及び他の販売証券会社を含む。)に説明すること。</p> <p>③顧客(本件に関連する他の販売証券会社の顧客を含む。)間の公平に配慮しつつ、顧客資産が適切に顧客に返還されるよう、必要な対応を速やかにとること。</p> <p>④会社財産を不当に費消しないこと。</p> <p>⑤顧客(本件に関連する金融商品仲介業者及び他の販売証券会社を含む。)への説明及び顧客資産の返還のために必要な人的構成を確保すること。</p> <p>⑥上記の対応・実施状況について、平成28年2月12日(金)</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		<p>調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社（以下「関連会社」という。）の資金等に流用され（オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていったこと、(c)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行なうことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社のX代表取締役（以下「X社長」という。）は、遅くとも平成25年10月頃までに、オプティ社のY代表取締役（以下「Y社長」という。）から発行会社3社の財務状況に関する相談を受けるなどし、発行会社3社のいずれにおいても、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であること、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及び関連会社の資金等に流用され、毀損されていること、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産」が「多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少」となっていること等を認識した。</p> <p>ア 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為</p> <p>X社長は、その業務に関し、Y社長とともに、上記のように発行会社3社の財務状況の実態を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、顧客に対し、OPM債及びMTL債の販売を継続した。</p> <p>また、当社は、OPM債及びMTL債について、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面の作成・使用を継続することとし、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、顧客に対し、当該勧誘資料等を使用し、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、OPM債及びMTL債の販売を継続した。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。</p> <p>イ 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為</p> <p>X社長は、その業務に関し、Y社長とともに、関連販売証券会社に対して、上記アと同様、発行会社3社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社又はオプティ社において、関連販売証券会社に対し、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書及び運用実績報告書を送付し続けるとともに、上記アと同様の当社作成の勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、本件3社債の販売を継続させた。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第52条第1項第9号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) その他の債券について</p> <p>ア 「中小企業資金繰支援債券」について</p> <p>当社は、ワダツミ株式会社と提携し（役員派遣を含む。）、平成25年2月、WADATSUMI BENEFIT LIMITED（以下「WBL社」という。）をケイマン諸島に設立した。</p> <p>WBL社は、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債（以下「WBL債」という。）を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円となっている（投資者数は約120者）。</p> <p>当社は、WBL社に対し、債券発行額・時期や売掛債権</p>	までに書面で報告するとともに、以後、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		<p>の買取り等について助言等を行うとともに、平成 25 年 7 月から、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、WBL 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行い、また、WBL 社からの委託により、竹松証券株式会社、田原証券株式会社及び大熊本証券株式会社に対し、WBL 債の販売について、紹介・助言・支援等を行っている。</p> <p>当社によるWBL 債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、約 2.2 億円（投資者数は約 10 者）となっている。</p> <p>WBL 社は、WBL 債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成 26 年 9 月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同 27 年 11 月末現在、売掛債権買取残高は約 2.4 億円にすぎず、そのうち約 1.2 億円を直ちに回収することが困難になっている。</p> <p>X 社長は、WBL 債の発行当初から上記のWBL 社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、WBL 債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行体の信用リスク」については抽象的な記載しかせずに、顧客に対し、WBL 債の販売を行った。</p> <p>当該勧誘資料等は、WBL 社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>イ 「ASAP ALPHA NOTE」について</p> <p>ASAP ALPHA（以下「A S A P 社」という。）は、平成 25 年 3 月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債（以下「A S A P 債」という。）を発行し、資金を調達している。</p> <p>そして、A S A P 社は、同社子会社の発行する社債 A を取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社（米国 L L C）の発行する社債 B を取得している。</p> <p>A S A P 債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 49 億円となっている（投資者数は約 560 者）。</p> <p>当社は、平成 25 年 6 月から、A S A P 社の管理・運営を行っている米国会社からの委託により、山形證券株式会社、竹松証券株式会社、田原証券株式会社、大熊本証券株式会社及びおきなわ証券株式会社に対し、A S A P 債の販売について、紹介・助言・支援等を行うとともに、同 26 年 5 月から、当社営業員及び金融商品仲介業者をして、A S A P 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるA S A P 債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、約 12 億円（投資者数は約 90 者）となっている。</p> <p>しかしながら、上記 L L C については、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、証券監視委の検査に対し、上記 L L C の実態を的確に説明できない。</p> <p>当社は、上記 L L C の実態を的確に把握していないにもかかわらず、A S A P 債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記 L L C の実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。</p> <p>当社の上記ア及びイの行為は、それぞれ、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関する（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9	28. 2. 19	<p>【上光証券株式会社(北海道)】 ※会社勧告</p> <p>株式会社オプティファクター（以下「オプティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオプティ・メディックス・リミテッド（以下「OPM社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「MR L社」という。）を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「MT L社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行っている。</p> <p>発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成 16 年 6 月から「OPTI-MEDEX Note」との、MR L社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MT L社においては同 23 年 2 月から「Medical Trend Note」との各名称の社債（以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MR L債」及び「MT L債」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2,470 者）となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、X 代表取締役、平成 28 年 1 月 29 日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件 3 社債のうち、平成 22 年 1 月から MR L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社による MR L債の販売残高は、平成 27 年 10 月末現在、約 13 億円（投資者数は約 310 者）となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社 3 社は、平成 25 年 3 月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同 27 年 11 月 6 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MR L社については同日、オプティ社、OPM社及び MT L社については同月 13 日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件 3 社債の実態を検証したところ、(a) 発行会社 3 社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM社については平成 17 年 12 月期から、MR L社については同 23 年 4 月期から、MT L社については同 24 年 3 月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社の資金等に流用され（オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社 3 社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていったこと、(c) その結果、本件 3 社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件 3 社債の償還及び利払いを継続的に行なうことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社は、平成 20 年夏頃にアーツ証券から MR L債の販売について提案を受け、アーツ証券及びオプティ社からの商品説明等を踏まえ、同 21 年 11 月に販売することを決定している。</p> <p>しかしながら、当社は、その決定に当たって、Z 代表取締役の知人からアーツ証券は信頼できる旨の説明を受け、アーツ証券を信頼できるとの判断をしたことを背景に、発行会社の財務に関する書類を十分に入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券及びオプティ社をただ信頼して、販売を決定したものである。</p> <p>また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、MR L債の販売を開始した後も、アーツ証券等からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券等による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングをほとんど行っていなかった。</p>	<p>行政処分日 平成 28 年 2 月 26 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「メディカル・リレーションズ発行私募社債」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。</p> <p>③金融商品取引業務を適切に行なうための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤上記の対応・実施状況について、平成 28 年 3 月 28 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、隨時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		<p>このように、当社は、MR L債の販売において、アーツ証券等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかった。</p> <p>こうしたことから、当社は、MR L債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（S P C）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>また、MR L社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、当社がMR L債の販売の際に使用した上記勧誘資料等には、「会計監査」が行われている旨の記載もされている。</p> <p>当社は、顧客に対し、MR L社の財務書類について公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、MR L債の販売を行ったものである。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、（略）重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
10	28. 2. 19	<p>【共和証券株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>株式会社オプティファクター（以下「オプティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオプティ・メディックス・リミテッド（以下「OPM社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「MR L社」という。）を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「MT L社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行っている。</p> <p>発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成 16 年 6 月から「OPTI-MEDEX Note」との、MR L社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MT L社においては同 23 年 2 月から「Medical Trend Note」との各名称の社債（以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MR L債」及び「MT L債」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2,470 者）となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、X 代表取締役、平成 28 年 1 月 29 日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件 3 社債のうち、平成 25 年 4 月から MR L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるMR L債の販売残高は、平成 27 年 10 月末現在、約 4 億円（投資者数は約 60 者）となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社 3 社は、平成 25 年 3 月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同 27 年 11 月 6 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立</p>	<p>行政処分日 平成 28 年 2 月 26 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。 ②メディカル・リレーションズ発行私募社債について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。 ③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。 ④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。 ⑤上記の対応・実施状況について、平成

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>てを行い、MRL社については同日、オプティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b)OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていったこと、(c)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行なうことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社は、平成24年12月にアーツ証券からMRL債の販売について提案を受け、アーツ証券からの商品説明等を踏まえ、同25年3月に販売することを決定したとしている。</p> <p>しかしながら、当社は、その決定に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券の説明内容をただ信頼して、販売を決定したものである。</p> <p>また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、MRL債の販売を開始した後も、アーツ証券からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングをほとんど行なっていないかった。</p> <p>このように、当社は、MRL債の販売において、アーツ証券の説明等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつた。</p> <p>こうしたことから、当社は、MRL債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社(SPC)」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行つた。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示(略)をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>また、MRL社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、当社がMRL債の販売の際に使用した上記勧誘資料等には、「会計監査」が行われている旨の記載もされている。</p> <p>当社は、顧客に対し、MRL社の財務書類について公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、MRL債の販売を行つたものである。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、隨時書面で報告すること。
11	28. 2. 19	<p>【竹松証券株式会社(北陸)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>(1) 株式会社オプティファクターに関する債券について 株式会社オプティファクター(以下「オプティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオプティ</p>	<p>行政処分日 平成28年2月26日</p> <p>会社に対する処分 業務改善命令</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>イ・メディックス・リミテッド(以下「OPM社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MR L社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MT L社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。</p> <p>発行会社3社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MR L社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MT L社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MR L債」及び「MT L債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、X代表取締役、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。)から紹介・助言・支援等を受け、本件3社債のうち、平成22年2月からOPM債、同23年3月からMT L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるOPM債及びMT L債の販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約20億円、MT L債が約9億円、合計で約30億円(投資者数は約280者)となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MR L社については同日、オプティ社、OPM社及びMT L社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a) 発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM社については平成17年12月期から、MR L社については同23年4月期から、MT L社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていったこと、(c) その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社は、平成21年5月にアーツ証券からOPM債の販売について提案を受け、アーツ証券及びオプティ社からの商品説明等を踏まえ、同年11月に販売することを決定している。</p> <p>しかしながら、当社は、その決定に当たって、発行会社の財務に関する書類を全く入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券及びオプティ社を信頼できるとのZ代表取締役の判断の下、アーツ証券及びオプティ社をただ信頼して、販売を決定したものである。</p> <p>こうした状況は、平成23年3月にMT L債の販売を決定する際も同様であった。</p> <p>また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、OPM債及びMT L債の販売を開始した後も、アーツ証券等からの報告等をただ信頼するだけで、ブログ等で積極的に紹介する一方、アーツ証券等による説明などお</p>	<p>①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「OPTI-MEDEX Note」及び「Medical Trend Note」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。</p> <p>③「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」について、純資産額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。</p> <p>④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>⑤本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記の対応・実施状況について、平成28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>りの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。</p> <p>このように、当社は、OPM債及びMTL債の販売において、アーツ証券等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつた。</p> <p>こうしたことから、当社は、OPM債及びMTL債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（S P C）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第8号（平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。）に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) その他の債券について</p> <p>ア 「中小企業資金繰支援債券」について</p> <p>WADATSUMI BENEFIT LIMITED（以下「WBL社」という。）は、平成25年2月にケイマン諸島に設立され、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債（以下「WBL債」という。）を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円（投資者数は約120者）となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成25年8月から、WBL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるWBL債の販売残高は、平成27年11月末現在、合計で約0.8億円（投資者数は約20者）となっている。</p> <p>WBL社は、WBL債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成26年9月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同27年11月末現在、売掛債権買取残高は約2.4億円にすぎず、そのうち約1.2億円を直ちに回収することが困難になっている。</p> <p>当社は、WBL債の発行当初から上記のWBL社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、WBL債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行会社の信用リスク」については抽象的な記載しかせずに、顧客に対し、WBL債の販売を行った。</p> <p>当該勧誘資料等は、WBL社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>イ 「ASAP ALPHA NOTE」について</p> <p>ASAP ALPHA（以下「A S A P社」という。）は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債（以下「A S A P債」という。）を発行し、</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>資金を調達している。</p> <p>そして、A S A P社は、同子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社(米国L L C)の発行する社債Bを取得している。</p> <p>A S A P債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約49億円(投資者数は約560者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成26年4月から、A S A P債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるA S A P債の販売残高は、平成27年11月末現在、合計で約13億円(投資者数は約150者)となっている。</p> <p>しかしながら、上記L L Cについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、北陸財務局の検査に対し、上記L L Cの実態を的確に説明できない。</p> <p>当社は、上記L L Cの実態を的確に把握していないにもかかわらず、A S A P債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記L L Cの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。</p> <p>当社の上記ア及びイの行為は、それぞれ、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
12	28. 2. 19	<p>【田原証券株式会社(東海)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>(1) 株式会社オプティファクターに関する債券について</p> <p>株式会社オプティファクター(以下「オプティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオプティ・メディックス・リミテッド(以下「O P M社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「M R L社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「M T L社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。</p> <p>発行会社3社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、O P M社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、M R L社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、M T L社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「O P M債」、「M R L債」及び「M T L債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、X代表取締役、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。)から紹介・助言・支援等を受け、本件3社債のうち、平成20年5月からO P M債、同23年3月からM T L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるO P M債及びM T L債の販売残高は、平成27</p>	<p>行政処分日 平成28年2月26日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「OPTI-MEDEX Note」及び「Medical Trend Note」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。</p> <p>③「中小企業資金繰支援債券」及び「ASAP ALPHA NOTE」について、純資産価額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。</p> <p>④金融商品取引業務</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		<p>年10月末現在、OPM債が約46億円、MTL債が約10億円、合計で約56億円（投資者数は約710者）となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MRL社については同日、オプティ社、OPM社及びMTL社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a) 発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社の資金等に流用され（オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。）、毀損されていったこと、(c) その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行なうことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社は、平成20年1月頃にアーツ証券からOPM債の販売について提案を受け、アーツ証券及びオプティ社からの商品説明等を踏まえ、同年4月に販売することを決定している。</p> <p>しかしながら、当社は、その決定に当たって、Z代表取締役の知人からアーツ証券を紹介され、アーツ証券を信頼できると判断したことを背景に、発行会社の財務に関する書類を全く入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券及びオプティ社をただ信頼して、販売を決定したものである。</p> <p>こうした状況は、平成23年3月にMTL債の販売を決定する際も同様であった。</p> <p>また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、OPM債及びMTL債の販売を開始した後も、アーツ証券等からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券等による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行ていなかった。</p> <p>このように、当社は、OPM債及びMTL債の販売において、アーツ証券等をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつた。</p> <p>こうしたことから、当社は、OPM債及びMTL債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（SPC）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第8号（平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。）に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) その他の債券について</p>	<p>を適切に行なうための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>⑤本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記の対応・実施状況について、平成28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、隨時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		<p>ア 「中小企業資金繰支援債券」について</p> <p>WADATSUMI BENEFIT LIMITED (以下「WBL社」という。)は、平成25年2月にケイマン諸島に設立され、中小企業の売掛債権を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、「中小企業資金繰支援債券」との名称の社債(以下「WBL債」という。)を発行し、資金を調達している。WBL債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約5.7億円(投資者数は約120者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成25年7月から、WBL債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるWBL債の販売残高は、平成27年11月末現在、合計で約2億円(投資者数は約60者)となっている。</p> <p>WBL社は、WBL債の発行当初より、買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少な状態が継続するとともに、平成26年9月以降、買い取った売掛債権について回収遅延が発生するようになった。その結果、同27年11月末現在、売掛債権買取残高は約2.4億円にすぎず、そのうち約1.2億円を直ちに回収することが困難になっている。</p> <p>当社は、WBL債の発行当初から上記のWBL社の財務状況の実態を認識していた。しかしながら、当社は、WBL債の販売のために作成・使用した勧誘資料等において、「裏付資産」については「本債券発行により調達した資金を基に売掛債権の取得を行います」などと記載する一方、「発行会社の信用リスク」については抽象的な記載しかせずに、顧客に対し、WBL債の販売を行った。</p> <p>当該勧誘資料等は、WBL社において、売掛債権の買取り又はその回収可能性等に現に問題が生じているにもかかわらず、顧客に対し、当該問題が生じていないとの誤解を与える表示をしたものである。</p> <p>イ 「ASAP ALPHA NOTE」について</p> <p>ASAP ALPHA (以下「ASAP社」という。)は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債(以下「ASAP債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>そして、ASAP社は、同社子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社(米国LLC)の発行する社債Bを取得している。</p> <p>ASAP債の発行残高は、平成27年11月末現在、合計で約49億円(投資者数は約560者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成25年10月から、ASAP債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるASAP債の販売残高は、平成27年11月末現在、合計で約16億円(投資者数は約190者)となっている。</p> <p>しかしながら、上記LLCについては、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、東海財務局の検査に対し、上記LLCの実態を的確に説明できない。</p> <p>当社は、上記LLCの実態を的確に把握していないにもかかわらず、ASAP債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記LLCの実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
12 つづき		当社の上記ア及びイの行為は、それぞれ、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。	
13	28. 2. 19	<p>【六和証券株式会社(近畿) ※会社勧告】</p> <p>株式会社オプティファクター(以下「オプティ社」という。)は、債券発行を目的とするとして、平成16年3月にオプティ・メディックス・リミテッド(以下「OPM社」という。)を英領ヴァージン諸島に、同17年7月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド(以下「MR L社」という。)を東京に、同22年12月にメディカル・トレンド・リミテッド(以下「MT L社」といい、この3社を「発行会社3社」という。)を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社3社の運営を行っている。</p> <p>発行会社3社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、OPM社においては平成16年6月から「OPTI-MEDEX Note」との、MR L社においては同19年11月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、MT L社においては同23年2月から「Medical Trend Note」との各名称の社債(以下、発行会社3社が発行する社債をそれぞれ「OPM債」、「MR L債」及び「MT L債」といい、これらを総称して「本件3社債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件3社債の発行残高は、平成27年10月末現在、合計で約227億円(投資者数は約2,470者)となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社(東京都中央区、X代表取締役、平成28年1月29日登録取消し。以下「アーツ証券」という。)から紹介・助言・支援等を受け、本件3社債のうち、平成21年10月からOPM債、同23年3月からMT L債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるOPM債及びMT L債の販売残高は、平成27年10月末現在、OPM債が約25億円、MT L債が約8億円、合計で約33億円(投資者数は約420者)となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社3社は、平成25年3月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同27年11月6日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、MR L社については同日、オプティ社、OPM社及びMT L社については同月13日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件3社債の実態を検証したところ、(a)発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b)OPM社については平成17年12月期から、MR L社については同23年4月期から、MT L社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていったこと、(c)その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社は、平成21年5月にアーツ証券からOPM債の販売について提案を受け、アーツ証券からの商品説明等を踏まえ、同年10月に販売することを決定したとしている。</p> <p>しかしながら、当社は、その決定に当たって、アーツ証券の提案者が乙代表取締役の知人であり、信頼できる人物であると判断したことを背景に、発行会社の財務に関する書類を全く入手せず、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券をただ信頼して、販売を決定した</p>	<p>行政処分日 平成28年2月26日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「OPTI-MEDEX Note」及び「Medical Trend Note」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。</p> <p>③金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>④本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑤上記の対応・実施状況について、平成28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、隨時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>ものである。</p> <p>こうした状況は、平成 23 年 3 月に M T L 債の販売を決定する際も同様であった。</p> <p>また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、 O P M 債及び M T L 債の販売を開始した後も、アーツ証券からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。</p> <p>このように、当社は、 O P M 債及び M T L 債の販売において、アーツ証券をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつた。</p> <p>こうしたことから、当社は、 O P M 債及び M T L 債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社（ S P C ）」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」であると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行つた。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号（平成 26 年 5 月 30 日法律第 44 号による改正前は同条第 7 号。）に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示（略）をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
14	28. 2. 19	<p>【おきなわ証券株式会社（沖縄）】</p> <p>※会社勧告</p> <p>(1) 株式会社オプティファクターに関する債券について</p> <p>株式会社オプティファクター（以下「オプティ社」という。）は、債券発行を目的とするとして、平成 16 年 3 月にオプティ・メディックス・リミテッド（以下「 O P M 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、同 17 年 7 月に株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド（以下「 M R L 社」という。）を東京に、同 22 年 12 月にメディカル・トレンド・リミテッド（以下「 M T L 社」といい、この 3 社を「発行会社 3 社」という。）を英領ヴァージン諸島に、それぞれ設立し、発行会社 3 社の運営を行つてゐる。</p> <p>発行会社 3 社は、診療報酬債権等を買い取り、それを「裏付資産」とするとして、 O P M 社においては平成 16 年 6 月から「 O P T I - M E D E X Note 」との、 M R L 社においては同 19 年 11 月から「メディカル・リレーションズ発行私募社債」との、 M T L 社においては同 23 年 2 月から「 Medical Trend Note 」との各名称の社債（以下、発行会社 3 社が発行する社債をそれぞれ「 O P M 債」、「 M R L 債」及び「 M T L 傾」といい、これらを総称して「本件 3 社債」という。）を発行し、資金を調達している。</p> <p>本件 3 社債の発行残高は、平成 27 年 10 月末現在、合計で約 227 億円（投資者数は約 2,470 者）となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券株式会社（東京都中央区、 X 代表取締役、平成 28 年 1 月 29 日登録取消し。以下「アーツ証券」という。）から紹介・助言・支援等を受け、本件 3 社債のうち、平成 21 年 12 月から M R L 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行つてゐる。</p> <p>当社による M R L 傾の販売残高は、平成 27 年 10 月末現在、約 24 億円（投資者数は約 170 者）となっている。</p> <p>こうした中、オプティ社及び発行会社 3 社は、平成 25 年 3 月以降、その財務状況を確認したところ、「決算書に実態が不明又は実在性の確認できない資産や売上が多額に計上」され、「実在性のあることが確認できた資産の合計額」は「債券の発行残高に比べて明らかに僅少であることが判明」した等として、同 27 年 11 月 6 日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立てを行い、 M R L 社については同日、オプティ社、 O P M 社及び M T L 社については同月 13 日に、破産手続開始決定を受けた。</p> <p>証券監視委において、本件 3 社債の実態を検証したとこ</p>	<p>行政処分日 平成 28 年 2 月 26 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。</p> <p>②「メディカル・リレーションズ発行私募社債」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。</p> <p>③「ASAP ALPHA NOTE 」について、純資産価額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。</p> <p>④金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>⑤本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記の対応・実施状況について、平成</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		<p>ろ、(a) 発行会社3社のいずれにおいても、社債発行の初期より、買い取った診療報酬債権等の残高は社債発行残高に比して著しく僅少であったこと、(b) OPM社については平成17年12月期から、MRL社については同23年4月期から、MTL社については同24年3月期から、社債発行によって調達した資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティ社及びその関連会社の資金等に流用され(オプティ社及び関連会社を経由したものも含め、発行会社3社間の資金の移動も行われた。)、毀損されていったこと、(c) その結果、本件3社債の新規発行を行わなければ、既発行の本件3社債の償還及び利払いを継続的に行うことが困難な状況に至ったことが認められた。</p> <p>当社は、平成21年11月にアーツ証券からMRL債の販売について提案を受け、アーツ証券からの商品説明等を踏まえ、同年同月に販売することを決定したとしている。</p> <p>しかしながら、当社は、その決定に当たって、商品内容や発行会社等の審査を実質的にはほとんど行っていないなど、アーツ証券とは過去に良好な関係であったことも背景に、アーツ証券をただ信頼して、販売を決定したものである。</p> <p>また、当社は、上記のとおり、商品内容等の審査をほとんど行わないまま、MRL債の販売を開始した後も、アーツ証券からの報告等をただ信頼するだけで、アーツ証券による説明どおりの商品内容となっているか、発行会社が適切に運営されているかといった事後的なモニタリングはほとんど行っていなかった。</p> <p>このように、当社は、MRL債の販売において、アーツ証券をただ信頼し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかつた。</p> <p>こうしたことから、当社は、MRL債について、顧客に対し、事実に反し、「本債券発行を目的として設立された特別目的会社(SPC)」が「診療報酬債権等を取得し、それらを裏付資産として発行される債券」であり、「安全性の高い商品」とあると記載した勧誘資料及び契約締結前交付書面を使用して、事実に反し、診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明し、販売を行つた。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示(略)をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>また、MRL社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、当社がMRL債の販売の際に使用した上記勧誘資料等には、「会計監査」が行われている旨の記載もされている。</p> <p>当社は、顧客に対し、MRL社の財務書類について公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、MRL債の販売を行つたものである。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号。)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 「ASAP ALPHA NOTE」について</p> <p>ASAP ALPHA(以下「ASAP社」という。)は、平成25年3月にケイマン諸島に設立され、米国に所在する不動産を「収益の根源」とするとして、「ASAP ALPHA NOTE」との名称の社債(以下「ASAP債」という。)を発行し、資金を調達している。</p> <p>そして、ASAP社は、同子会社の発行する社債Aを取得し、同子会社は、米国に所在する不動産を取得し、賃料収入を得るとする会社(米国LLC)の発行する社債Bを取得している。</p>	28年3月28日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、隨時書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		<p>A S A P 債の発行残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 49 億円（投資者数は約 560 者）となっている。</p> <p>当社は、アーツ証券から紹介・助言・支援等を受け、平成 26 年 9 月に、A S A P 債の販売を一般投資家等の顧客に対して行っている。</p> <p>当社によるA S A P 債の販売残高は、平成 27 年 11 月末現在、合計で約 1 億円（投資者数は約 10 者）となっている。</p> <p>しかしながら、上記 L L C については、決算書類が作成されておらず、財務状況等の実態が不明である。当社も、沖縄総合事務局の検査に対し、上記 L L C の実態を的確に説明できない。</p> <p>当社は、上記 L L C の実態を的確に把握していないにもかかわらず、A S A P 債について、「収益の根源は本スキームを通じて保有される米国不動産に関連付けられたもの」と記載した勧誘資料等を作成・使用することにより、販売証券会社である当社が上記 L L C の実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、その販売を行った。</p> <p>当社の上記の行為は、金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関する、(略) 重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
15	28. 3. 11	<p>【株式会社グローバルレポート(関東) ※会社勧告】</p> <p>当社は、有料会員専用ウェブサイト（以下「有料会員サイト」という。）上において、当社顧問と称する A こと B（以下「B 氏」という。）が推奨する外国投資証券等海外金融商品（以下「海外金融商品」という。）の名称、概要及び申込窓口を紹介するとともに、メールマガジンにより各海外金融商品の売却のタイミング等の助言を行っている。</p> <p>当社の C 代表取締役社長（以下「C 氏」という。）は B 氏から依頼を受け名目上の代表に就任しただけで、当社の経営及び投資助言業務には一切関与しておらず、B 氏が当社設立当初から、当社を実質的に支配し、投資助言業に係るほとんど全ての業務を一人で執行している。</p> <p>今回検査において当社の業務運営の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 十分な根拠を有しない投資助言を行っている状況</p> <p>当社は、有料会員サイトに海外金融商品に関する助言を掲載しているが、これらの海外金融商品のうちの一部について、その法的性質、運用方法、運用状況等を把握していないほか、販売会社の実態を確認しないまま、助言を行っている。</p> <p>また、「元本保護型」のファンドである旨記載し、顧客に購入を推奨している商品については、当該商品がどのような仕組みで元本が保護されるのかを確認せずに助言を行っている。</p> <p>(2) その他法令違反行為等</p> <p>当社では、投資顧問業の登録申請前から、B 氏が当社を支配し投資助言業務を行うことを予定していたにもかかわらず、B 氏の当時の勤務先が兼業禁止であったことから、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 5 条第 1 項に基づき関東財務局長へ提出した登録申請書及び金商法施行に伴うみなし登録に際する登録申請書において、C 氏を代表取締役として記載し登録を受けている。</p> <p>また、助言対象についても、登録申請前から海外金融商品の助言を行うことを予定していたにもかかわらず、登録申請が受理されやすいように、「助言対象有価証券」を「証券取引法第 2 条に規定されている国内で流通している有価証券」と、予定する助言対象とは異なる記載をし、登録した助言対象の範囲を超えて業務を行った。</p> <p>さらに、これらに関連し、当社は、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面（契約締結前交付書面と併せて以下</p>	<p>行政処分日 平成 28 年 3 月 18 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局長（金商）第 706 号の登録を取り消す。 <p><u>業務改善命令</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①今回の行政処分について、顧客に説明を行うとともに、投資顧問契約を締結している者との契約を速やかに終了させること。 ②上記の実施状況について、1 ヶ月以内に書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>「両書面」という。)における投資判断を行う者や助言の内容に関する記載について虚偽の記載を行うとともに、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、投資助言業務の対象としていた又はしている有価証券に関して一部のみを記載し、その他のについては意図的に記載していないなどの虚偽の報告を行った。</p> <p>その他、当社では、両書面について法定記載事項の未記載や誤記、交付方法の要件を充たしていないといった不備が、締結した投資顧問契約の内容を記載した書面や投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面について未作成や未保存が、それぞれ認められるほか、事業報告書についても、C氏の兼職状況、貸借対照表及び損益計算書の費目の誤り等の記載不備が認められ、不備のある事業報告書を公衆縦覧している。</p> <p>当社は、B氏とC氏両名の法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如していることから、実態と異なる内容を記載した登録申請書を関東財務局長宛に提出し、投資顧問業の登録及び投資助言・代理業のみなし登録を受け、登録した業務の範囲を超えて業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、多くの法令違反行為等を行っている。</p> <p>上記の状況から、当社は、金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当し、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる</p>	
16	28. 3. 15	<p>【ファーストメイク・リミテッド株式会社(関東) ※会社勧告</p> <p>(1) 法人関係情報を利用した勧誘行為及び法人関係情報の管理不備</p> <p>ア 金融商品仲介業において、他の業務で取得した法人関係情報を利用した勧誘行為</p> <p>当社は、投資助言・代理業、金融商品仲介業、適格機関投資家等特例業務の他に、上場会社の資金調達に関する相談に応じ、資金調達方法として増資の引受先を紹介するなどの業務(以下「アドバイザリー業務」という。)を行っている。</p> <p>当社のX代表取締役(以下「X代表」という。)は、平成25年4月、アドバイザリー業務において、上場会社であるA社に対し、当社組成のファンド(以下「本件ファンド」という。)を割当先とする新株式及び新株予約権の発行を行うことを提案し、同年9月、A社社長の内諾として、A社が増資を行う予定である旨の法人関係情報を取得した。</p> <p>その後、X代表は、適格機関投資家等特例業務として、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を開始したが、その過程で本件ファンドへの出資に关心を示さなかった顧客に対しては、金融商品仲介業務として、A社の既発行株式の買付けを勧誘することとした。</p> <p>そして、X代表は、本件増資が公表される前に、2名の顧客に対して、アドバイザリー業務によって取得した当該法人関係情報をを利用して、A社の既発行株式の買付けを勧誘した。</p> <p>上記アの当社が金融商品仲介業として行ったA社の既発行株式に係る勧誘行為は、金融商品仲介業以外の業務で取得した法人関係情報(有価証券の発行者に関する情報)を利用して行ったものであり、金商法(平成26年法律第44号による改正前のもの。)第66条の14第1号ニに該当するものと認められる。</p> <p>イ 法人関係情報の管理の不備</p> <p>X代表は、アドバイザリー業務の担当であり、法人関係情報を取得する立場にあるところ、当社では、法人関係情報について、その管理に関する社内規程がなく、取扱いがX代表の判断に委ねられている状況で、法人関係情報を管</p>	<p>行政処分日 平成28年3月25日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・平成28年3月25日から平成28年6月24日までの間、金融商品仲介業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)を停止すること。</p> <p><u>業務改善命令</u> 金融商品取引業務及び金融商品仲介業務について、 ①本件法令違反等行為に係る原因を究明し、金融商品取引業務及び金融商品仲介業務以外の業務を含む複数の業務を併せ行う場合における弊害にも留意した上で、業務の整理について検討するとともに、所属金融商品取引業者と協議し、経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢(法人関係情報の管理に関するものを含む。)を整備すること。 ②役職員の法令理解及び遵守意識向上するための方策</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき		<p>理するためのチェック機能やけん制機能が全く働いていないなど、アドバイザリー業務を通じて取得された法人関係情報がいつでも顧客に提供可能な状態に置かれている。</p> <p>上記イの当社における法人関係情報の管理の状況は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められ、(a) 金融商品取引業者としては、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第5号に該当するものと認められ、(b) 金融商品仲介業者としては、同法第66条の15において準用する同法第40条第2号に基づく同府令第281条第3号に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 上場会社による有価証券届出書の虚偽記載への加担等 X代表は、平成25年12月に、株式会社オプトロム（同27年10月名古屋証券取引所セントレックス上場廃止。以下「オプトロム社」という。）による第4回新株予約権の発行（以下「本件増資」という。）に関し、旧知の仲であったオプトロム社のY役員（当時。以下同じ。）から、本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸して欲しい旨の要請を受けた。 当該要請は、具体的には、 (a) オプトロム社が、当社に対し、本件増資に伴う新規資金調達額の5.5%相当額を手数料として一旦交付する (b) このうち5.0%相当額は、当社がオプトロム社の指定する者に支払う (c) 残った0.5%相当額は、当社が名義を貸してくれたことへの報酬とする との内容であった。 X代表は、当該要請を承諾し、その後、オプトロム社のY役員より上記5.0%相当額の支払先が株式会社ヴォロンテ（以下「ヴォロンテ社」という。）であると知られた。 そして、X代表は、オプトロム社のY役員より、平成26年1月21日及び同年2月7日、本件増資に係る有価証券届出書の案を示され、その内容の確認を求められた。同代表は、当該届出書案において、「本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5.5%が株式会社ファーストマイク（略）に対するアドバイザリー費用となっております」など事実と異なる記載があることを確認したにもかかわらず、オプトロム社が名古屋証券取引所から本件増資の承認を得られやすい表現であればよいとの考え方から、オプトロム社に訂正を求めず、これを容認した。 この結果、平成26年2月27日、オプトロム社から、上記虚偽の内容が記載された有価証券届出書が当局に提出された。 その後、X代表は、オプトロム社のZ役員（当時）の指示に従い、平成27年4月までの間、複数回にわたり、オプトロム社から本件増資に係るアドバイザリー費用の名目で受領した金額2,822万円のうち2,389万円を、ヴォロンテ社に振込み又は現金で支払っており、当社に対するアドバイザリー費用となっているとする当該有価証券届出書の記載に反する行為を継続した。 当社は、上記アドバイザリー業務に關し、名義貸しを行い、有価証券届出書の虚偽記載を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続した。当社の当該行為は、オプトロム社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる。 さらに、当社は、ヴォロンテ社に対する上記支払いに際し、ヴォロンテ社及びその代表者等の本人確認や反社会的勢力との関連性等の確認を行っていない状況が認められた。</p> <p>このような当社の業務運営の状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>を講ずること。 ③上記の対応・実施状況について、平成28年4月22日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、隨時書面で報告すること。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17	28. 3. 18	<p>【プレミア証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業の他に、複数の適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出者（以下「届出業者」という。）が営業者となっている匿名組合等（以下「ファンド」という。）に適格機関投資家として出資する（以下「適格機関投資家出資」という。）ことを反復継続的に行っており、これまで届出業者 19 者が運用する 27 本のファンドに適格機関投資家出資を行っている。</p> <p>当社の届出業者に対する適格機関投資家出資の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。</p> <p>○ 適格機関投資家出資と評価し得ない出資等</p> <p>当社は、届出業者 7 者との間で、ファンドの運営・管理に係るモニタリング等を当社が行うこととする契約（以下「本件契約」という。）を締結した上で、適格機関投資家出資を行っている。</p> <p>しかしながら、本件契約では、当該届出業者から報酬を受領することを条件として、当該届出業者が運用するファンドに出資を行う旨が定められており、実際には、当社は、本件契約に定めるモニタリング等をほとんど行っていない上に、8 本のファンドについて、その運用者である届出業者 6 者から当社の出資額以上の金額を報酬として受領していた。</p> <p>したがって、当社が行った当該 8 本のファンドに対する出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。</p> <p>上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。実際に、上記届出業者 6 者のうち現在も特例業務を行っている 1 者が運用するファンドについては、当社以外に適格機関投資家は出資していない状況が認められた。</p> <p>また、当社が適格機関投資家出資を行ったファンドの届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が多数認められている。当社は、適格機関投資家出資の実施について、届出業者から報酬や発注を得られるか否か等で判断しており、出資に当たり、ファンドの運用態勢や運用方針等の評価をほとんど行っていないほか、出資後においても、ファンドの運用や管理の状況、今後の運用方針等についてモニタリングをほとんど行っていない状況が認められた。</p> <p>上記のような当社の業務運営は、多数の届出業者の違法又は不当な行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。</p> <p>当社は、金融商品取引業者として、経営管理及び内部管理上、法令等遵守及び投資者保護に十全を期すべきところ、株式営業から他の取引に事業を拡大していったのに比して、これを怠ったことから、以上のとおり、投資者被害をもたらす事態等を招くなど、当社の適格機関投資家出資に係る業務運営は著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>このような当社の適格機関投資家出資に係る状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當と認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 28 年 3 月 29 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社の適格機関投資家出資について抜本的に見直し、業務の改善を図ること。</p> <p>②本件の問題を発生させた根本原因を究明し、問題の所在を総括した上で、経営管理態勢・業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること。</p> <p>③上記①～②につき、平成 28 年 4 月 12 日までに報告すること。</p>
18	28. 3. 18	<p>【東岳証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業及び</p>	<p>行政処分日 平成 28 年 3 月 29 日</p> <p>会社に対する処分</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
18 つづき		<p>投資助言・代理業の他、複数の適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出者（以下「届出業者」という。）が営業者となっている匿名組合等（以下「ファンド」という。）に適格機関投資家として出資する（以下「適格機関投資家出資」という。）ことを反復継続的に行っており、これまで届出業者7者が運用する31本のファンドに適格機関投資家出資を行っている。</p> <p>当社の届出業者に対する適格機関投資家出資の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。</p> <p>○ 適格機関投資家出資と評価し得ない出資等</p> <p>当社が適格機関投資家出資を行っているファンドのうち3本については、届出業者2者との間で、当社のウェブサイトに掲載しているレポートを提供することなどを内容とする契約（以下「本件契約」という。）を締結し、手数料を受領の上、当該手数料と同額をファンドに出資している。</p> <p>本件契約により、提供されているレポートは、当社ウェブサイトにおいて一般に無償で公開している内容であり、有償で提供する価値があるものとは認められない。なお、本件契約に基づいて当社が提供したものは上記レポートのみである。</p> <p>したがって、当社が行った当該3本のファンドに対する出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。</p> <p>上記のような当社の行為は、届出業者の特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>また、当社が適格機関投資家出資を行ったファンドの届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が認められている。当社は、適格機関投資家出資を行うに際し、届出業者から外国為替証拠金取引の発注を得ることを目的として出資を決定しており、ファンドの運用態勢や運用方針等の評価をほとんど行っていないほか、出資後においても、ファンドの運用や管理の状況、今後の運用方針等についてモニタリングをほとんど行っていない状況が認められた。</p> <p>上記のような当社の業務運営は、届出業者の違法又は不当な行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。</p> <p>当社においては、代表取締役社長が経営管理及び内部管理にはほとんど関与せず、当社の支配的株主である代表取締役専務に重要な権限が集中するなど、ガバナンス及び内部管理態勢の弱さが認められ、金融商品取引業者として、経営管理及び内部管理上、法令等遵守及び投資者保護に十全を期すべきところ、主たる業務の受注増加を目的として他の取引に事業を拡大していくのに比して、これを怠ったことから、上記のとおり、投資者被害をもたらす事態を招くなど、当社の適格機関投資家出資に係る業務運営は著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>このような当社の適格機関投資家出資に係る業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當と認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>業務改善命令</p> <p>①当社の適格機関投資家出資について抜本的に見直し、業務の改善を図ること。</p> <p>②本件の問題を発生させた根本原因を究明し、問題の所在を総括した上で、経営管理態勢・業務運営態勢及び内部管理態勢を整備すること。</p> <p>③上記①～②につき、平成28年4月12日までに報告すること。</p>

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	27. 4. 24	<p>【株式会社瀬戸内ファンド(四国)】</p> <p>当社は、自らを業務執行組合員とし、国内上場株式の取引等で運用を行うとする任意組合（以下「本件ファンド」という。）に係る持分の取得勧誘及び出資金の運用を行うとして、平成 25 年 12 月 11 日付けで適格機関投資家等特例業務に係る届出を行っている。</p> <p>なお、当社においては、平成 27 年 2 月中旬以降、本件ファンドにおける運営・管理等を一人で行っていた A 代表取締役社長（以下「A 社長」という。）の所在が不明となり、A 社長と連絡を取ることができない状況となっている。</p> <p>今回検査において、本件ファンドに係る当社の業務運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資者保護上問題が認められる状況 <p>当社においては、A 社長の所在が不明となって以降、本件ファンドに係る契約書等の出資状況を記録した書類等がほとんど残っていないことから、本件ファンドに係る実際の出資状況の確認ができない状況にある。</p> <p>また、銀行口座に振り込まれた本件ファンドに係る出資金は、既に全額が出金されており、これ以外に現金で受け入れたとする本件ファンドに係る出資金も、当社においては入出金を記録した書類等が確認できず、出資金と見られる現金も残っていないことから、本件ファンドに係る運用資産の現状の確認ができない状況にある。</p> <p>さらに、当社においては、本件ファンドに係る資産の一部の運用実態について確認できたものの、これ以外に本件ファンドに係る資産を運用した記録が残っていないことから、本件ファンドに係る運用実態の確認ができない状況にある。</p> <p>当社の上記の状況は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> 	<p>警告書発出日 平成 27 年 4 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四国財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
2	27. 5. 15	<p>【株式会社ファミリー(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする 4 つの匿名組合（ファンド I、ファンド II、ファンド III 及びファンド IV（以下、4 つのファンドを総称して「本件ファンド」という。））の出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。</p> <p>当社は、本件ファンドにおいて、平成 26 年 1 月頃から同 27 年 2 月頃までの間に、延べ 134 名の顧客から、総額約 7 億 5,000 万円の出資を受けている。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>本件ファンドは、その募集開始以来、運用益が出ていない状況であった。</p> <p>しかしながら、当社は、ファンド IV の取得勧誘において、平成 27 年 1 月以降、少なくとも 12 名の顧客に対し、当社が扱っているファンド I 及びファンド II について虚偽の配当実績を掲載した書面を交付して、毎月運用益を計上し配当を実施している旨の虚偽の説明を行った。</p> <p>当社がファンド IV の出資持分の取得勧誘の際に行った上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第 63 条第 4 項、第 38 条第 1 号）。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>ア 出資金の流用</p> <p>当社の代表取締役 A は、平成 26 年 2 月以降、本件ファンドの出資金の大半を自己への貸付金と称して社外に持</p>	<p>警告書発出日 平成 27 年 5 月 15 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		<p>ち出し、そのうち約4億8,000万円を同代表の知人への貸付金に流用していた。</p> <p>イ 不適切な配当の支払い</p> <p>本件ファンドは、いずれも運用益が出ておらず、匿名組合契約上、配当を行えない状況にあった。</p> <p>しかしながら、当社は、平成26年3月以降、架空の運用実績に基づき、本件ファンドの配当として、112名の顧客に対し、総額約3,800万円を支払っており、その原資の大半は本件ファンドの出資金であった。</p> <p>当社が行った上記(2)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p>	
3	27. 5. 22	<p>【株式会社即一丸ホールディングス(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）を組成し、顧客に対し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社は、本件ファンドにおいて、平成24年12月から同27年1月までの間に少なくとも顧客45名から約1億9,000万円の出資を受けている。</p> <p>今回検査において、当社のファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>ア 出資金の運用方法に関する虚偽告知</p> <p>当社は、本件ファンドについて、出資持分の取得勧誘を開始した当初から、出資金を外国為替証拠金取引で運用する意図も態勢もなかったにもかかわらず、顧客に対し、本件ファンドについて「外国為替証拠金取引で運用する投資ファンド」などと虚偽の説明をしている。</p> <p>イ 配当に関する虚偽告知</p> <p>当社は、本件ファンドの事業において運用益が生じるかは不確実であり、匿名組合契約書において、本件ファンドの事業において累積損失が生じている場合には配当を行わない旨を定めているにもかかわらず、顧客に対し、「100万円出資すれば、1ヵ月で12,500円、源泉徴収後で1万円の配当金が毎月必ず支払われる」などと虚偽の説明をしている。</p> <p>当社による本件ファンドに係る上記(1)の説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項、第38条第1号）。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>当社は、出資金のうち、少なくとも約3,500万円を当社役職員の給与等の会社経費等に流用している。</p> <p>また、本件ファンドの事業において累積損失がある場合は、配当は行ないとされているところ、同事業から利益が生じておらず、累積損失が発生しているにもかかわらず、顧客に対し、出資金を原資として約2,200万円の配当を支払うとともに、虚偽の運用報告書を顧客に交付し、同事業から運用益が生じているかのように装っている。</p> <p>当社が行った上記(2)の業務の運営状況は、投資者保護上重大な問題があると認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成27年5月22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4	27. 6. 5	<p>【株式会社アライドインベストメント(関東)】</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 ア 当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする匿名組合（以下「A ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成25年12月以降、45名の顧客から122百万円の出資を受けた。 特例業務は、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、A ファンドは、実際には適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。 イ 当社は、出資対象事業に係る業務執行が全ての出資者の同意を得て行われるものであれば、金商法の規制を受けないと考え、民法上の任意組合（以下「B ファンド」という。）を組成し、平成26年8月以降、38名の顧客から約59百万円の出資を受けた。 しかしながら、B ファンドに関する当社の業務実施状況を検証したところ、B ファンドの業務執行は、全ての出資者の同意を得て行われていないことなど、いわゆる集団投資スキームの適用除外規定に該当しないことから、当社の業務は金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものと認められる。なお、B ファンドは、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件も充足していない。</p> <p>当社が業として行った上記(1)ア及びイの行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 当社の業務運営に問題のある状況 ア 当社は、平成25年12月から同26年12月までの間に、A ファンド及びB ファンドの顧客83名から出資金約181百万円を集め、そのうちおよそ90百万円を、当社の経費等に流用していた。 また、当社はA ファンド及びB ファンドの会計帳簿を全く作成していないほか、ファンダード事業に関する契約書が適切に保管されていないなど、顧客出資金等の管理が杜撰な状況になっている。 イ 当社は、平成26年12月24日に発出された関東財務局長からの金商法第63条第7項に基づく報告徴取命令に対して、B ファンドの出資状況等に関し、実際には顧客からの出資を受け入れて貸付けによる運用手続をも開始しているにもかかわらず、同27年1月8日付けて、「共同出資者が募れず事業開始に至っておりません。」とする虚偽の報告をしている。</p> <p>当社が行った上記(2)ア及びイの行為は、公益又は投資者保護上問題があると認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成27年6月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
5	27. 6. 30	<p>【エム・ピー・ジャパン株式会社(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする匿名組合及び自らを業務執行組合員とする任意組合（以下、当該匿名組合と当該任意組合をあわせて「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘を行い、平成23年2月以降、74名の顧客から4億2,781万円の出資を受けている。 今回検査において、当社の業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、本件ファンドの運用利回りが実際には一度も月間</p>	<p>警告書発出日 平成27年6月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>2 %に達していないにもかかわらず、本件ファンドに基づく権利の取得勧誘に関し、平成23年3月以降、少なくとも61名の顧客に対し、過去の運用利回りの実績が月間2 %である旨を説明し、実際の運用実績とは異なる虚偽の運用実績を説明することによって、本件ファンドに基づく権利の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項、第38条第1号）。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営状況</p> <p>当社は、検査基準日（平成27年2月24日）時点において、本件ファンドに係る総額4億2,781万円の出資金のうち、本来の運用の目的である外国為替証拠金取引で470万円しか運用していない。また、当社は、本来の運用の目的外である株式で2,403万円を運用しているほか、会社経費等に少なくとも約1億6,074万円、実際の運用に基づかない配当金に約1億1,486万円、償還金に約5,770万円を充てており、本件ファンドの資産は、検査基準日時点において、外国為替証拠金取引の残高約413万円及び現預金の残高約669万円のみとなっている。</p> <p>なお、当社は、本件ファンドにおいて、適切に業務を行うという意識が欠如していたことから、出資金管理のための台帳を作成しておらず、出資金等の入出金の状況を正確に把握していない。</p> <p>上記(2)の状況は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>(3) 報告徴取命令に対する虚偽報告</p> <p>当社は、関東財務局長が発出した報告徴取命令に対して、虚偽の金融機関の取引履歴等を作成し、当該取引履歴等を添付するなどした報告書を平成24年9月14日付け及び同26年9月17日付けで、関東財務局長宛てに提出している。</p> <p>当社が行った上記(3)の行為は、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。</p> <p>(4) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況</p> <p>当社は、本件ファンドのほか、自らを無限責任組合員とし、主として事業者に対する金銭の貸付け等で運用する投資事業有限責任組合の権利の取得勧誘を行っている。</p> <p>しかしながら、当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けることなく、上記投資事業有限責任組合に基づく権利の取得勧誘を行い、平成26年6月以降、少なくとも18名の顧客から3,940万円の出資を受けていた。</p> <p>なお、当社は、上記投資事業有限責任組合において適格機関投資家からの出資を受けていないことから、特例業務の要件も満たしていない。</p> <p>当社が業として行った上記(4)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p>	

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6	27. 6. 30	<p>【株式会社明和(関東)】</p> <p>※年月日について、「平成27年」の表記を省略する。</p> <p>○ 検査忌避及び報告徵取命令違反</p> <p>5月27日、関東財務局(以下「当局」という。)の検査官は、金商法第63条第8項に基づく検査のため、当社に臨店し、不在していたA代表取締役(以下「A代表」という。)に対し、電話で、同法に基づく検査である旨を説明した。</p> <p>これに対し、A代表は、都合がつかないことを理由に、当日(5月27日)の検査を拒否したことから、検査官は、同代表に対し、同代表に代わる社員を検査立会人に指定し検査に応じるよう提案をした。</p> <p>しかしながら、A代表は、「立会人となる社員の名を把握していない」「本件検査に対する対応を顧問弁護士に任せた」などと述べ、検査を拒否した。</p> <p>また、当社顧問弁護士と称する者も、検査官に対し、翌日(5月28日)になれば検査に応じるなどとし当社から退去するように求めた。</p> <p>さらに、当社は、検査官が5月28日に再臨店した際には、当社のドアにチェーンをかけるなど検査に非協力的な態度を示したり、上記顧問弁護士と称する者も、文書で検査の目的や当社に対する嫌疑を示さないとA代表を検査に応じさせることはできない旨の発言を繰り返した。</p> <p>そして、A代表は、5月29日以降、検査官からの連絡に一切応じていない。</p> <p>当局は、当社の上記対応を踏まえ、当社の適格機関投資家等特例業務に係る状況を確認するため、検査期間中の6月2日、当社に対し、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徵取命令(以下「本件報告命令」という。)を発し、検査に応じることができない理由や立会人となることが可能な役職員の氏名等を書面で報告又は提出するように求めた。</p> <p>しかしながら、A代表は、本件報告命令について、期限(6月9日)までに応じないばかりか、6月11日付けで当局が再度本件報告命令に応じるよう文書で要請しても、これに応じていない。</p> <p>このように、当社は、検査期間(5月27日から6月30日の間)において、当局の検査に全く応じていない状況である。</p> <p>A代表の上記行為のうち、本件検査に応じない行為は、故意に、金商法第63条第8項の規定による検査の実施を不作為によって妨害しているものであり、同法第198条の6第11号の「第63条第8項(中略)の規定による検査を拒(んだ)者」に該当する。</p> <p>また、本件報告命令に応じない行為は、同法第198条の6第10号の「第63条第7項(中略)の規定による報告若しくは資料の提出を(しない)者」に該当する。</p>	警告書発出日 —
7	27. 7. 17	<p>【株式会社アドネット(関東)】</p> <p>○ 当社の業務運営に問題がある状況</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、自らを営業者とする2つの匿名組合(以下「本件ファンド」という。)に係る出資持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。</p> <p>今回検査において、当社の特例業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引業の登録を受けていない者にファンドの取得勧誘を依頼している状況</p> <p>当社は、金融商品取引業の登録を受けていない有限会社オンライントレードシステムズ(青森県八戸市、代表取締役A。以下「オンライン社」という。)に対し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を依頼した。オンライン社は、当社からの依頼を受け、当社が作成した本件ファンドのパンフレット等を用いて、顧客に対して取得勧誘を行っている。当社は、オンライン社に対し、取得勧誘に係る金銭の支払いを定期的に</p>	<p>警告書発出日 平成27年7月17日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公示。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>行っている。</p> <p>オンライン社が行った行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 出資金を流用している状況等 当社は、平成25年10月から同27年2月までの間に、本件ファンドの顧客98名から受領した出資金約6億6,020万円のうち、少なくとも2億5,500万円を本件ファンドの匿名組合契約書の規定に反し、B代表取締役個人の借入金返済や同人への貸付けに流用している事実が認められた。</p> <p>当社は、金融商品取引業の登録を受けていない者に本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行わせるとともに、本件ファンドの出資金を流用しており、こうした状況は、投資者保護上問題があると認められる。</p>	
8	27. 8. 4	<p>【株式会社アンリミテッド(証券監視委)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする2つの匿名組合契約に係る出資持分の取得勧誘を行なうとともに、自ら運用を行っている。</p> <p>当社の業務運営状況を検証したところ、1つの匿名組合契約（以下「本件ファンド」という。）に係る以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 当社において、本件ファンドの取得勧誘・顧客管理等を任せていたX当社東京本社管理本部長（以下「X本部長」という。）は、A合同会社（本店：沖縄県那覇市）の代表社員であるY氏（以下「Y氏」という。）と相談の上、特例業務届出者であるにもかかわらず、49名を超える一般投資家から本件ファンドに出資を受けようと考え、本件ファンドに出資する顧客に対し、Y氏に貸付けの名目で金銭を支払わせ、複数の顧客からの出資金をまとめた上でY氏等の名義で本件ファンドに出資させることにより、出資者の数が49名以下であるかのように偽装していたものである。</p> <p>この結果、少なくとも84名の顧客の出資金がまとめられY氏一名の名義で本件ファンドに出資された形となっていたが、実際には、当社は上記84名の顧客を本件ファンドの出資者として管理し、これらの顧客に本件ファンドの運用成績に応じて配当金を支払うなどしており、当社は49名を超える顧客に対して本件ファンドの取得勧説を行い、出資を受けたものと認められる。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を満たしておらず、同法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 出資金の管理に不備がある状況 当社においては、業務管理態勢が十分構築されていなかつたため、X本部長は、顧客からY氏を通じて本件ファンドへの出資金として集めた資金の一部を、本件ファンドの出資金として計上せず、本件ファンドの出資金管理口座に入金することもなく、経費等に費消していた。</p> <p>当社における上記の状況は、投資者保護上問題があると認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公示。
9	27. 8. 4	<p>【株式会社Jコーラル(関東)】</p> <p>○ 業務運営に投資者保護上問題がある状況 当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき		<p>とする匿名組合（以下「ファンド」という。）に係る出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>今回検査において、ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引業の登録を受けていない者にファンドの出資持分の取得勧誘を行わせている状況</p> <p>当社は、当社従業員ではないA氏及びB氏（両名は金融商品取引業の登録はない。以下「A氏ら」という。）に、ファンドの出資持分の取得勧誘を平成26年6月と同年12月までにそれぞれ委託し、これを行わせた。</p> <p>この結果、当社は、A氏らの当社勧誘資料を用いたファンドの出資持分の取得勧誘により、検査基準日（平成27年4月7日）までの間に、合わせて28名の顧客から総額約3億2700万円の出資金を集めた。そして、当社は、A氏らに対して、集めた出資額に応じた報酬を支払っている。</p> <p>当社の委託を受けてA氏らが行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 出資金の杜撰な管理及び不適切な支払い</p> <p>当社は、出資金の多くを現金で扱っている上、管理帳簿さえ作成していないことから、出資金の残高や出金状況を把握できおらず、出資金約8,800万円について、その具体的な使途を説明できない状態となっている。</p> <p>また、当社は、上記(1)のA氏らに行わせた金商法違反行為に対する報酬として、約1億4,600万円を匿名組合契約書等に定める事業に充てることなくファンドの出資金から拠出している。</p> <p>このように、当社におけるファンドの出資金の管理及びその使途は、極めて不適切なものとなっている。</p> <p>当社が行った上記(1)及び(2)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p>	<p>て、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
10	27. 8. 4	<p>【イー・アセットマネジメント株式会社(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする3つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘（以下「自己私募」という。）及び出資金の運用（以下「自己運用」という。）を行っている。</p> <p>今回検査において、本件ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況</p> <p>特例業務については、出資を受ける適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）の人数を49名以下とすることが要件の一つとされているところ、当社は、特例業務の要件を形式上満たしつつ多数の顧客から出資を受けるため、一般投資家が49名近くになると名称等の異なる新たな組合を組成し、取得勧誘を行っていた。</p> <p>しかしながら、本件ファンドは、匿名組合ごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益及び損失がどの匿名組合に帰属するのか判別できないことなどから、形式的には新たな組合が組成されているものの、その実態は、各匿名組合が混然一体とした状況であった。</p> <p>したがって、本件ファンドは、実質的に1つの集團投資スキームであるものと認められ、かかる状況下で、当社は、顧客に対し、遅くとも平成24年11月頃から本件ファンドの自己私募を開始し、同25年1月28日以降、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたことから、本件ファンドの自己私募及び自己運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を充足していないことと</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>なる。</p> <p>以上のことから、当社が業として行った上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況 当社は、本件ファンド等の投資先である甲合同会社への投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして甲合同会社から受け取っており、その結果、本件ファンド等の投資金額のうち約6割しか同社の事業に充てられていない状況となっている。このような状況は、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項であるにもかかわらず、当社は、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。</p> <p>当社における上記(2)のような状況は、投資者保護上問題があるものと認められる。</p>	
11	27. 8. 4	<p>【アセットクリエーション株式会社(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを業務執行組合員とする3つの任意組合（以下「任意組合型ファンド」という。）及び自らを営業者とする3つの匿名組合（以下「匿名組合型ファンド」といい、任意組合型ファンドとまとめて「本件ファンド」という。）の権利の取得勧誘（以下「自己私募」という。）並びに出資金の運用（以下「自己運用」という。）を行っている。</p> <p>今回検査において、本件ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況 特例業務については、出資を受ける適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）の人数を49名以下とすることが要件の一つとされているところ、当社は、特例業務の要件を形式上満たしつつ多数の顧客から出資を受けるため、一般投資家が49名近くになると名称等の異なる新たな組合を組成し、取得勧誘を行っていた。</p> <p>しかしながら、本件ファンドは、任意組合ごと又は匿名組合ごとに出資金が分別されておらず、投資先からの収益及び損失がどの任意組合又はどの匿名組合に帰属するのか判別できないことなどから、形式的には新たな組合が組成されているものの、その実態は、各任意組合又は各匿名組合が混然一体とした状況であった。</p> <p>したがって、本件ファンドは、それぞれ実質的に1つの集団投資スキームであるものと認められ、かかる状況下で、当社は、</p> <p>ア 任意組合型ファンドについて、遅くとも平成23年4月頃から自己私募を開始し、自己私募に関しては同年8月1日以降、自己運用に関しては遅くとも同年9月1日以降、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたこと</p> <p>イ 匿名組合型ファンドについて、遅くとも平成24年7月頃から自己私募を開始し、自己私募に関しては同25年3月28日以降、自己運用に関しては遅くとも同年4月1日以降、出資を受ける一般投資家の人数の合計が49名を超えていたこと</p> <p>から、本件ファンドの自己私募及び自己運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務の要件を充足していないこととなる。</p> <p>以上のことから、当社が業として行った上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき		<p>法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況 当社は、匿名組合型ファンドの投資先である甲合同会社への投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして甲合同会社から受け取っており、その結果、匿名組合型ファンドの投資金額のうち約6割しか同社の事業に充てられていない状況となっている。このような状況は、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項であるにもかかわらず、当社は、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。</p> <p>当社における上記(2)のような状況は、投資者保護上問題があるものと認められる。</p>	
12	27. 8. 4	<p>【A・Jアセットクリエーション株式会社(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務として、自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。 今回検査において、本件ファンドの業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>○ 重要な事項につき顧客に説明を行っていない状況 当社は、本件ファンドの投資先である甲合同会社への投資金額のうち約4割を、投資の見返りとして甲合同会社から受け取っており、その結果、本件ファンドの投資金額のうち約6割しか同社の事業に充てられていない状況となっている。このような状況は、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項であるにもかかわらず、当社は、匿名組合契約書等に何らの記載をすることもなく、顧客に対する説明も一切行っていない。</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
13	27. 8. 7	<p>【J PM株式会社(証券監視委)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とする4つの匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行い、平成23年9月以降、延べ169名の顧客から総額6億3,440万円を受けている。 そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 特例業務については、適格機関投資家以外の者からの出資は49名以下でなければならないところ、当社は、本件ファンドのうち2ファンドにおいて、49名を超える適格機関投資家以外の者に取得勧誘を行い、出資を受けている。</p> <p>当社による上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、本件ファンドのうち1ファンドについて、実際には損失が生じているにもかかわらず、運用益が生じているとの虚偽の運用報告書を作成し、顧客に対し、これに基づいて実態と異なる運用状況を説明し、取得勧誘を行い、追加出資を受けている。</p> <p>当社による上記(2)の行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項、第38条第1号)。</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>(3) ファンドの運用及び出資金の管理が極めて不透明、かつ、杜撰な状況</p> <p>当社は、本件ファンドにおいて、いずれも会計帳簿等を作成していないことから、ファンドの財産状況等を把握できない状態となっているところ、出資金の大部分を現金で受領し、これを本件ファンドごとに分けることなく金庫に保管するなどしているほか、現金出納帳も作成していないため、現金の入出金の履歴や使途等を正確に把握できていない。また、当社は、本件ファンドのうち2ファンドについて、当該ファンドの投資対象事業への投資額を正確に把握できていないほか、当該ファンドの出資金の一部を会社経費等へ流用したとしているが、当社においてもその流用額を把握できていない。</p> <p>このように当社のファンドの運用及び出資金の管理は極めて不透明、かつ、杜撰な状況にあるものと認められる。</p> <p>当社が行った上記(3)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p>	
14	27. 8. 7	<p>【ノア・アセットマネジメント株式会社(証券監視委)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする9つの匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成22年12月以降、延べ270名の顧客から総額8億1,210万円の出資を受けている。</p> <p>そのような中、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況</p> <p>特例業務は、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのうち7ファンドについては、実際には適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。</p> <p>当社が行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けないまま、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題が認められる状況</p> <p>ア 運用実態の把握が極めて杜撰な状況</p> <p>当社は、本件ファンドの出資金について、投資運用業の登録のないH2トレーディング株式会社（東京都江東区代表取締役A）に運用を委託していたのみならず、委託先が行った投資に係る契約内容を何ら把握していないほか、投資先の経営監視活動を全く行っておらず、当社の本件ファンドの運用実態の把握は極めて杜撰な状況にある。</p> <p>その結果、当社は、投資先の破綻について全く予見できず、本件ファンドの出資金5億7,000万円を消失させた。</p> <p>イ 出資金の流用</p> <p>当社は、本件ファンドのうち1ファンドについて、その営業者として当該匿名組合契約に基づく出資持分の取得勧誘を行い、平成25年12月から同26年1月までの間に、8名の顧客から合計860万円の出資金を受け入れている。</p> <p>当社は、当該ファンドの出資金について、運用を断念し、出資金全額を顧客に返還することを決定したものの、当該出資金を、一切顧客に返還しておらず、当社の従業員等に対する給与等の会社経費として出資金全額を流用した。</p> <p>当社が行った上記(2)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成27年8月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15	27. 11. 10	<p>【株式会社丸庄(関東)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする6つの匿名組合（以下「匿名組合ファンド」という。）及び自らを業務執行組合員とする19の任意組合（以下「任意組合ファンド」といい、匿名組合ファンドと任意組合ファンドを併せて「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>今回検査において、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、下記のとおり、当社の業務の運営は極めて杜撰な状況にあり、投資者保護上重大な問題があると認められた。</p> <p>(1) 不適切な勧誘の状況</p> <p>当社は、株式会社マーケットサービス（東京都中央区、代表取締役A、平成26年12月に廃業した特例業務届出者であった者。以下「マーケット社」という。）からの顧客を引き継いでほしいという要請に応じ、平成26年2月から3月までの間に、2つの匿名組合ファンドを組成し、マーケット社のファンドの顧客56名に対して、乗換勧誘を行った。</p> <p>その後、当社は、さらに4つの匿名組合ファンド及び19の任意組合ファンドを組成し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>当社はその際、本件ファンドで受け入れた出資金を当初から契約の内容どおりに運用する意思がなかったにもかかわらず、営業員に対して、国内外の上場株式等に投資すると記載した勧誘資料を用いて勧誘するよう指示し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘をさせるなど不適切な勧誘をさせていた。</p> <p>上記の不適切な勧誘の結果、当社は平成26年2月以降、延べ198名の顧客に対し総額10億6,730万円の出資持分を取得させていた。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる行為であり、このうち特例業務として行ったものについては、金融商品取引契約の締結又はその勧説に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項、第38条第1号）。</p> <p>(2) 本件ファンドの出資金の流用等</p> <p>ア マーケット社から受領した出資金の不足</p> <p>当社は、上記(1)のとおり、平成26年2月から3月までの間に、マーケット社のファンドの顧客56名に対して乗換勧誘し、当社組成ファンドの出資持分を取得させている。</p> <p>当該顧客56名の当該ファンドに係る出資額は、マーケット社のファンドへの出資額と同額の2億7,350万円であったが、当社が当該出資額に相当する払込金としてマーケット社から受領した現金は8,000万円しかなく、当社は、当初より出資金を適正に管理する状況にはなかった。</p> <p>イ 出資金の流用</p> <p>当社は、本件ファンドの出資金について、運用を開始するとしていた平成26年3月以降、マーケット社のA代表取締役への資金供与として1億3,538万円、当社の代表取締役の知人への貸付けに7,000万円、当社の代表取締役の遊興費等に2,480万円など、少なくとも合計2億3,018万円を流用していた。</p> <p>ウ 不適切な配当金の支払い</p> <p>本件ファンドの配当については、本件ファンドの投資対象事業から生じた利益に基づき顧客に支払うこととされている。</p> <p>しかしながら、当社は、顧客から受け入れた出資金を契約の内容どおりに運用していなかったにもかかわらず、当社の代表取締役が架空の分配率を定めて、平成26年4月から同27年7月までの間、本件ファンドの出資金を原資として配当を総額で6,296万円支払っていた。</p> <p>以上のとおり、当社は、本件ファンドの出資金を流用等しており、当社が行った上記アからウまでの行為は、投資者保</p>	<p>警告書発出日 平成27年11月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公示。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>(3) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況</p> <p>ア 特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのうち2つの匿名組合ファンド及び19の任意組合ファンドは、適格機関投資家からの出資を受けていないことから、当該ファンドの出資持分の取得勧誘は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。</p> <p>イ 特例業務については、適格機関投資家以外の者からの出資は49名以下でなければならないところ、当社は、本件ファンドのうち1つの匿名組合ファンドについて、49名を超える適格機関投資家以外の者に取得勧誘を行い、出資を受けていることから、当該ファンドの自己私募は、金商法第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。</p> <p>当社が業として行った上記ア及びイの行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p>	
16	27. 12. 14	<p>【株式会社ファインドエッジ(近畿)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らを営業者とする6本の匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分の取得勧誘を行い、平成23年3月以降、193名の顧客から総額約14億円の出資を受けている。</p> <p>今回検査において、本件ファンド業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況</p> <p>特例業務は、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われ、その出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのいずれについても、実際には適格機関投資家からの出資を受けていない。また、適格機関投資家以外の者からの出資が49名以下でなければならないところ、本件ファンドのうち4本について、49名を超える適格機関投資家以外の者に取得勧誘を行い、出資を受けている。</p> <p>当社が業として行った上記(1)の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 無登録の者に対する取得勧誘及び運用の委託等</p> <p>ア. 無登録の者に対する取得勧誘の委託</p> <p>当社は、本件ファンドのうち3本について、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社w i l l b e (滋賀県愛知郡、代表取締役A。以下「ウィル社」という。)に対し、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を委託した。ウィル社は、当社からの委託を受け、平成24年6月頃から同26年8月頃まで、当社の社名、ファンドの名称、ファンドの概要や手数料等を記載したメールマガジンを配信する方法により取得勧誘を行い、合計86名、総額約6億円の出資金を集めた。</p> <p>ウィル社が行った上記(2)ア. の行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反しており、当社は無登録であるウィル社に取得勧誘を委託しているものと認められる。</p> <p>イ. 無登録の者に対する運用の委託等</p>	<p>警告書発出日 平成 27 年 12 月 14 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき		<p>当社は、本件ファンドのうち3本について、ウィル社に対し、FX取引による運用を委託した。ウィル社は、当社からの委託を受け、平成24年8月頃から同27年4月に当該取引を停止するまでの間、FX取引による運用を行った。</p> <p>また、本件ファンドのうち1本について、金融商品取引業の登録を受けていないTrade Tools株式会社（大阪市北区、代表取締役B。以下「トレード社」という。）に対し、国内株式取引及び日経225先物取引による運用を委託した。トレード社は、当社からの委託を受け、平成24年4月頃から同26年11月頃に当該取引を停止するまでの間、国内株式取引等による運用を行った。</p> <p>ウィル社及びトレード社が行った上記(2)イ. の行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反しており、当社は無登録の者に運用を委託しているものと認められる。</p> <p>さらに、当社は本件ファンドの運用を行うにあたり、海外の無登録業者とのFX取引により運用を行っていた。</p> <p>(3) ファンド財産の杜撰な管理</p> <p>本件ファンドでは、各ファンドの財産及び当社又はC社長の固有財産が混在している状況である上、当社は、本件ファンドの財務諸表等を全く作成していないほか、ファンドの取引記録を作成・保存しておらず、各ファンドの出資金の運用状況及び運用先から受領した金銭がいずれのファンド財産に帰属するものが正確に把握できないなど、管理が極めて杜撰な状況となっている。</p> <p>このような状況において、出資金約12億円（償還及び解約済みのファンドを除く）のうち、およそ2億3,000万円については、各匿名組合契約に定められた目的に従った運用に充てられたことが確認できない状況となっている。</p> <p>また、当社は、ファンド財産を適切な経理処理を経ずに当社の会社経費やC社長の個人支出等に充てているほか、ファンド財産間において、約4,500万円を、正当な根拠なく他ファンドの配当金や償還金等に流用した。</p> <p>当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。</p> <p>(4) 報告徵取命令に対する虚偽報告</p> <p>当社は、近畿財務局長が発出した報告徵取命令に対して、運用財産額を過大に記載した虚偽の報告書を平成25年9月30日付けで近畿財務局長宛てに提出しているほか、本件報告書の追加資料として提出した資料についても、運用財産額を過大に記載した虚偽の資料を提出している。</p> <p>当社が行った上記(4)の行為は、金商法第63条第7項の規定に基づく報告徵取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。</p>	
17	28. 3. 18	【株式会社ワンプラスワン(証券監視委)】	<p>警告書発出日 平成28年3月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17 つづき		<p>という。)が取得勧誘を行うとして、平成22年11月以降、一般投資家38名から8,720万円の出資を受けている。</p> <p>そのような中、当社の業務運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>なお、届出業者の特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。</p> <p>(1) 届出業者の運用するファンドに対する出資等に係る問題</p> <p>ア 組合解散後に出資を行っていた状況</p> <p>当社は、GP LPSについて、唯一の有限責任組合員の脱退により、遅くとも平成24年4月18日には解散したと認められるにもかかわらず、同日以降も他の届出業者が運用するファンドへの出資を継続し、同年11月11日までに、少なくとも届出業者8者が運用する15本のファンドに適格機関投資家出資している。</p> <p>しかしながら、GP LPSは、解散した同年4月18日以降は適格機関投資家であるとは認められず、上記ファンドに係る出資は、同日以降、適格機関投資家出資であるとは認められない。</p> <p>このような当社の行為は、届出業者の特例業務について、適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにし、届出業者に特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。</p> <p>イ 無登録で投資運用業を行っている状況</p> <p>当社は、GP LPSについて、平成24年11月12日にA者から新たに出資を受けたとし、その後、GP LPS名義で、少なくとも届出業者13者が運用する24本のファンドに対して出資を行っている。</p> <p>しかしながら、GP LPSはすでに解散しているため、A者から出資を受けた時点において、新たな投資事業有限責任組合(以下「新GP LPS」という。)が組成されたものと認められるところ、新GP LPSは、適格機関投資家からの出資を受けておらず、金商法第63条第1項第2号の特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>また、当社は、AF LPSについて、届出業者18者が運用する24本のファンドに出資を行っているところ、AF LPSは、遅くとも平成25年1月23日以降については、適格機関投資家からの出資を受けていたものとは認められず、金商法第63条第1項第2号に規定する特例業務の要件を満たしていない。</p> <p>当社の上記行為は、金商法第28条第4項に規定する「投資運用業」に該当するものであり、金商法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反する。</p> <p>ウ 出資金の管理が杜撰な状況</p> <p>当社は、GP LPS名義及びAF LPS名義で届出業者40者が運用する66本のファンドに適格機関投資家出資したとしているが、これらファンドの一部について、実際に出資が行われたのかどうかの確認ができない状況にある。また、当社は、当該出資先ファンドに係る届出業者に対し、適格機関投資家を辞退する旨の通知をしているものの、当該出資先ファンドの約半数のファンドについて、脱退又は契約の解約が行われたのかどうかの確認ができない状況にある。</p> <p>以上のとおり、当社の出資金の管理は極めて杜撰な状況にある。</p> <p>エ 出資先ファンドにおける投資者被害等</p> <p>このような中、当社が、GP LPS名義及びAF LPS名義で適格機関投資家出資を行ったファンドを運用する他の届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が多数認められている。</p>	

一連番号	公表実施年月日	公表内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17 つづき		<p>上記アないしウの当社の行為は、他の多数の届出業者による違法又は不当な行為を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招いたものと認められる。</p> <p>(2) その他の当社が運用するファンドに係る問題</p> <p>ア 適格機関投資家出資の外觀を仮装し、違法行為に積極的に加担した状況</p> <p>当社は、RJT LPSについて、GP LPSが唯一の適格機関投資家として出資しているとするが、当該出資は、RJT社が拠出した金銭を原資とし、関係者の銀行口座を循環させてなされたものであり、実態がなく、GP LPSからの適格機関投資家出資がなされているかのような外觀を仮装したものに過ぎない。したがって、当該出資については、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。</p> <p>このため、RJT社によるRJT LPSに係る取得勧誘は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条の登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反する。</p> <p>そして、当社は、上記のとおり適格機関投資家出資の外觀を仮装することにより、上記法令違反行為に積極的に加担していたものである。</p> <p>イ 出資金の管理が杜撰な状況</p> <p>当社は、RJT LPSについて、RJT社が出資金の大半を当社に無断でRJT社の関連会社に貸し付け、流出・毀損させたとしているものの、RJT社が当社に無断で貸し付けていることを当社が承知していた状況が認められている。</p> <p>このように、当社の出資金の管理は極めて杜撰な状況にある。</p> <p>以上のとおり、当社の業務運営は、投資者保護上、重大な問題がある。</p>	

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	27. 4. 17	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】トラスト（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】自営業の者</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>課徴金納付命令対象者は、(株)トラストの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 25 年 12 月 12 日午後 0 時 52 分頃から平成 26 年 1 月 24 日午後 1 時 19 分頃までの間、26 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 27 万 4,600 株を買い付ける一方、同株式合計 24 万 3,200 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 170 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (有価証券の買付価額) と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,709,500 円 ⇒ 課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>170 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、243,200 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 274,600 株に、違反行為の開始時にその時における価格（284 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 7,500 株を加えた 282,100 株であることから、243,200 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 78,024,300 円（※ 2） – 買付価額 76,488,400 円（※ 3） = 1,535,900 円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 4 月 17 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 5 月 18 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		<p>(※2) 売付価額は、「284円×300株+286円×500株+287円×900株+288円×1,000株+289円×1,700株+290円×2,100株+291円×1,500株+292円×2,400株+293円×3,300株+294円×5,100株+295円×2,800株+296円×1,100株+297円×800株+299円×2,500株+300円×1,800株+301円×1,900株+302円×4,600株+303円×2,300株+304円×400株+305円×2,400株+306円×2,300株+307円×900株+308円×3,800株+309円×5,600株+310円×5,100株+311円×2,000株+312円×7,500株+313円×4,100株+314円×11,400株+315円×5,200株+316円×8,400株+317円×3,200株+318円×11,400株+319円×13,300株+320円×6,100株+321円×3,800株+322円×6,100株+323円×2,100株+324円×7,800株+325円×6,000株+326円×900株+327円×5,300株+331円×2,100株+332円×7,100株+333円×10,600株+334円×11,500株+335円×2,400株+336円×5,600株+337円×3,000株+338円×1,000株+339円×2,300株+340円×5,600株+341円×1,200株+342円×9,700株+343円×500株+344円×5,600株+345円×600株+346円×6,700株+347円×4,000株+349円×1,000株+350円×1,000株」の額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、「281円×300株+284円×8,100株+285円×700株+286円×2,000株+287円×1,600株+288円×2,000株+289円×2,400株+290円×1,200株+291円×2,100株+292円×3,000株+293円×500株+294円×5,300株+295円×2,200株+296円×500株+297円×600株+299円×3,400株+300円×1,800株+301円×1,500株+302円×3,100株+303円×2,000株+304円×2,000株+305円×3,900株+306円×4,100株+307円×2,200株+308円×7,000株+309円×6,300株+310円×8,600株+311円×3,800株+312円×10,100株+313円×8,800株+314円×11,900株+315円×9,900株+316円×9,300株+317円×6,600株+318円×12,300株+319円×8,700株+320円×2,600株+321円×4,900株+322円×7,500株+323円×3,000株+324円×8,600株+325円×8,300株+326円×1,600株+327円×4,500株+328円×100株+329円×3,000株+330円×1,500株+331円×3,400株+332円×7,200株+333円×10,500株+334円×10,100株+335円×2,300株+336円×4,300株」の額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てこととなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（284円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量 38,900株（282,100株－243,200株）について、 当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（348円）に当該超える数量を乗じて得た額 13,537,200円（348円×38,900株）－ 買付価額 13,363,600円（※5）= 173,600円</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		(※5)買付価額は、「335円×500株+336円×200株+337円×3,000株+338円×1,300株+339円×2,000株+340円×1,200株+341円×200株+342円×6,900株+343円×1,500株+344円×6,100株+345円×500株+346円×8,100株+347円×4,800株+348円×100株+349円×1,100株+351円×600株+352円×800株」の額である。	
2	27. 5. 29	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】エナリス（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】（株）エナリス役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、（株）エナリス（以下「エナリス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成26年12月期の売上高及び経常利益について、平成26年2月10日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が売上高434億3,300万円及び経常利益22億400万円として公表がされた平成26年2月24日午後3時頃より前の同日午前10時53分頃から同日午後2時57分頃までの間、自己の計算において、エナリス株式合計4,600株を買付価額合計695万8,100円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 257万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるエナリスの最も高い株価は、2,073円であることから、 $(2,073円 \times 4,600株) - \text{買付価額 } 6,958,100\text{円} \text{ (※)} \\ = 2,577,700\text{円}$ <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>257万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「1,500円×1,000株+1,511円×100株+1,512円×900株+1,516円+600株+1,517円+500株+1,518円×800株+1,519円×300株+1,520円×400株」の額である。</p> </p>	<p>審判手続開始決定日 平成27年5月29日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成27年6月25日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
3	27. 5. 29	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】ネクス（東証JASDAQ）、 フィスコ（東証JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】（株）フィスコ役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、（株）ネクス（現株式会社ネクスグループ。以下「ネクス」という。）の親会社である（株）フィスコ（以下「フィスコ」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、(ア)ネクスの属する企業集団の平成26年11月期の業績予想における売上高について、平成26年2月14日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実、(イ)フィスコの属する企業集団の平成26年12月期の業績予想における売上高について、平成26年2月14日に公表がされた直近の予想値</p>	<p>審判手続開始決定日 平成27年5月29日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成27年6月25日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異が生じた旨の重要事実のいずれも伝達を受けながら、</p> <p>(1) ネクスにおいて新たに算出した平成 26 年 11 月期の予想値が売上高 64 億 7,300 万円として公表がされた平成 26 年 10 月 10 日より前の同年 9 月 25 日、自己の計算において、ネクス株式合計 4,000 株を売付価額合計 281 万 7,300 円で売り付けた。</p> <p>(2) フィスコにおいて新たに算出した平成 26 年 12 月期の予想値が売上高 85 億 3,900 万円として公表がされた平成 26 年 10 月 10 日より前の同年 9 月 25 日、自己の計算において、フィスコ株式合計 7,000 株を売付価額合計 287 万 7,900 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 225 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数})$ となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるネクスの最も低い株価は、383 円であり、フィスコの最も低い株価は、272 円であることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネクス株式の売付けに係る課徴金の額 $\text{売付価額 } 2,817,300 \text{ 円 } (\text{※1}) - (383 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株}) \\ = 1,285,300 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{128 \text{ 万円}}$ ・フィスコ株式売付けに係る課徴金の額 $\text{売付価額 } 2,877,900 \text{ 円 } (\text{※2}) - (272 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株}) \\ = 973,900 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{97 \text{ 万円}}$ <p>(※1) 売付価額は、「701 円 × 200 株 + 702 円 × 1,300 株 + 703 円 × 700 株 + 705 円 × 400 株 + 706 円 × 400 株 + 708 円 × 1,000 株」の額である。</p> <p>(※2) 売付価額は、「411 円 × 6,100 株 + 412 円 × 900 株」の額である。</p>	
4	27. 6. 26	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 栄電子（東証 JASDAQ）、 ベクター（東証 JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 会社役員</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>課徴金納付命令対象者は、</p> <p>(1) 株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 1 月 9 日午前 10 時 35 分頃から同日午前 10 時 55 分頃までの間、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計 10 万 2,000 株を買い付けた。</p> <p>(2) 株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 12 月 12 日午前 9 時 30 分頃から同月 17 日午後 2 時 14 分頃までの間、4 取引日にわたり、連続して直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、自己、同族会社及び親族の計算において、同株式合計 8 万 1,600 株を買い付ける一方、同株式</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 6 月 30 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 7 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>合計 1 万 3,900 株を売り付けた。 もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 4,688 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者の栄電子株式に係る違反行為について、本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 41,401,000 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、4,140 万円</p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が 0 株であることから、0 株である。</p> <p>よって、当該売買対当数量に係るものについては、0 円</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 102,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格（178 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 50,000 株を加えた 152,000 株である。</p> <p>当該超える数量 152,000 株（152,000 株 – 0 株）について、 当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（462 円）に当該超える数量を乗じて得た額 売付価額 70,224,000 円（462 円 × 152,000 株） – 買付価額 28,823,000 円（※ 2） = 41,401,000 円</p> <p>(※ 2) 買付価額は、「178 円 × 51,000 株 + 180 円 × 1,000 株 + 182 円 × 6,000 株 + 185 円 × 1,000 株 + 186 円 × 1,000 株 + 190 円 × 1,000 株 + 192 円 × 25,000 株 + 195 円 × 1,000 株 + 197 円 × 5,000 株 + 198 円 × 8,000 株 + 199 円 × 52,000 株」の額である。</p> <p>3. 課徴金納付命令対象者のベクター株式に係る違反行為について、本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 5,480,700 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、548 万円</p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、13,900 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 81,600 株に、違反行為の開始時にその時における価格（571 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,300 株を加えた 83,900 株であることから、13,900 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 9,443,400 円（※3）－ 買付価額 8,231,700 円（※4） $= 1,211,700$ 円</p> <p>（※3）売付価額は、「625 円 × 200 株 + 626 円 × 600 株 + 627 円 × 100 株 + 647 円 × 1,500 株 + 648 円 × 100 株 + 650 円 × 400 株 + 652 円 × 300 株 + 653 円 × 100 株 + 654 円 × 100 株 + 657 円 × 200 株 + 658 円 × 200 株 + 659 円 × 500 株 + 660 円 × 400 株 + 662 円 × 700 株 + 663 円 × 100 株 + 664 円 × 100 株 + 665 円 × 100 株 + 666 円 × 800 株 + 677 円 × 700 株 + 678 円 × 1,000 株 + 683 円 × 500 株 + 688 円 × 400 株 + 715 円 × 3,300 株 + 719 円 × 1,500 株」の額である。</p> <p>（※4）買付価額は、「571 円 × 3,000 株 + 573 円 × 100 株 + 574 円 × 200 株 + 575 円 × 600 株 + 581 円 × 100 株 + 586 円 × 100 株 + 588 円 × 100 株 + 589 円 × 200 株 + 592 円 × 200 株 + 593 円 × 400 株 + 594 円 × 200 株 + 595 円 × 200 株 + 596 円 × 300 株 + 597 円 × 300 株 + 598 円 × 200 株 + 599 円 × 200 株 + 600 円 × 4,200 株 + 603 円 × 600 株 + 604 円 × 500 株 + 605 円 × 300 株 + 606 円 × 1,000 株 + 607 円 × 900 株」の額である。</p> <p>（※5）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てこととなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（571 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられこととなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 70,000 株（83,900 株 - 13,900 株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（710 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>49,700,000 円（710 円 × 70,000 株）－ 買付価額 45,431,000 円（※6）= 4,269,000 円</p> <p>（※6）買付価額は、「600 円 × 200 株 + 603 円 × 100 株 + 604 円 × 200 株 + 605 円 × 600 株 + 606 円 × 500 株 + 607 円 × 1,900 株 + 608 円 × 4,700 株 + 609 円 × 800 株 + 623 円 × 200 株 + 625 円 × 100 株 + 631 円 × 200 株 + 632 円 × 300 株 + 634 円 × 100 株 + 637 円 × 200 株 + 638 円 × 200 株 + 639 円 × 1,300 株 + 640 円 × 5,700 株 + 641 円 × 100 株 + 642 円 × 300 株 + 643 円 × 700 株 + 644 円 × 3,200 株 + 645 円 × 5,200 株 + 646 円 × 1,200 株 + 647 円 × 1,100 株 + 648 円 × 1,900 株 + 649 円 × 2,600 株 + 650 円 × 5,800 株 + 651 円 × 2,500 株 + 654 円 × 1,800 株 + 655 円 × 3,200 株 + 656 円 × 500 株 + 659 円 × 700 株 + 660 円 × 1,300 株</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		+661 円×100 株+662 円×200 株+663 円×500 株+664 円×100 株+665 円×4,100 株+668 円×6,200 株+669 円×400 株+670 円×1,500 株+671 円×2,700 株+672 円×100 株+674 円×500 株+675 円×100 株+676 円×100 株+678 円×200 株+679 円×300 株+680 円×1,200 株+681 円×300 株+682 円×300 株+683 円×100 株+685 円×300 株+686 円×200 株+688 円×500 株+689 円×600 株」の額である。	
5	27. 6. 26	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】滋賀銀行（東証 1 部）、岡村製作所（東証 1 部）、リヨーサン（東証 1 部）、パナホーム（東証 1 部）、奥村組（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「PTS」という。）を利用した株式の売買を誘引する目的をもって、いずれも取引所金融市場に上場されている 5 銘柄の株式につき、平成 26 年 3 月 7 日から同月 27 日までの間、合計 4 取引日にわたり、取引所金融市場及び PTSにおいて、下値売り注文を大量に入れるなどの方法により、株式合計 9 万 1,600 株の売付けの委託を行うとともに、同各株式合計 9,400 株を買い付け、もって、自己の計算において、同各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融市場における同各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 128 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。 <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(8)によりそれぞれ算定される額の合計額。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 株式会社滋賀銀行 本件における課徴金額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 <u>36 万円</u> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が 0 株であることから、0 株である。 	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 6 月 30 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 7 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 4,000 株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 4,000 株 (4,000 株 - 0 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (582 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>2,328,000 円 (582 円 × 4,000 株) - 買付価額 1,968,000 円 (※) = 360,000 円</p> <p>(※) 買付価額は、「492 円 × 4,000 株」の額である。</p> <p>(2) 株式会社岡村製作所 本件における課徴金額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 152,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>15 万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が 0 株であることから、0 株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 1,000 株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 1,000 株 (1,000 株 - 0 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (909 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>909,000 円 (909 円 × 1,000 株) - 買付価額 757,000 円 (※) = 360,000 円</p> <p>(※) 買付価額は、「757 円 × 1,000 株」の額である。</p> <p>(3) 株式会社リヨーサン I 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 63,800 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>6 万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が 0 株であることから、0 株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 200 株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 200 株 (200 株 - 0 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>該有価証券の最高価格（2,220円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>444,000円（2,220円×200株）－ 買付価額 389,200円（※） = 63,800円</p> <p>(※) 買付価額は、「1,901円×200株」の額である。</p> <p>(4) 株式会社リヨーサンⅡ 本件における課徴金の額は、下記①及び②により算定される額の合計 95,700円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>9万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量100株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,901円）で買付けをしたとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量200株を加えた300株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量300株（300株－0株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（2,220円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>666,000円（2,220円×300株）－ 買付価額 570,300円（※） = 95,700円</p> <p>(※) 本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格（1,901円）で買い付けたものとみなされる（みなし買付け）。 よって、買付価額は、「1,901円×300株」の額である。</p> <p>(5) 株式会社リヨーサンⅢ 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 127,600円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>12万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量100株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,901円）で買付けをしたとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量300株を加えた400株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量400株（400株－0株）について、</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（2,220円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>888,000円（2,220円×400株）－ 買付価額760,400円（※） =127,600円</p> <p>(※) 本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格（1,901円）で買い付けたものとみなされる（みなし買付け）。</p> <p>よって、買付価額は、「1,901円×400株」の額である。</p> <p>(6) パナホーム株式会社</p> <p>本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 103,500円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>10万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量1,000株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量1,000株（1,000株－0株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（721円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>721,000円（721円×1,000株）－ 買付価額617,500円（※） =103,500円</p> <p>(※) 買付価額は、「617.5円×1,000株」の額である。</p> <p>(7) 株式会社奥村組I</p> <p>本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 162,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>16万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量2,000株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量2,000株（2,000株－0株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（477円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>954,000円（477円×2,000株）－ 買付価額792,000円（※）</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		<p>=162,000 円</p> <p>(※) 買付価額は、「396 円×2,000 株」の額である。</p> <p>(8) 株式会社奥村組Ⅱ 本件における課徴金の額は、下記①及び②によりそれぞれ算定される額の合計 243,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>24 万円</u></p> <p>① 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が 0 株であることから、0 株である。</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付数量 1,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格(396 円)で買付けをしたとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,000 株を加えた 3,000 株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 3,000 株 (3,000 株 - 0 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(477 円)に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>1,431,000 円 (477 円×3,000 株) - 買付価額 1,188,000 円 (※) =243,000 円</p> <p>(※) 本件においては、違反行為の開始時において所有している有価証券について、違反行為の開始時にその時における価格(396 円)で買い付けたものとみなされる(みなし買付け)。よって、買付価額は、「396 円×3,000 株」の額である。</p>	
6 ~ 7	27. 7. 28	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】 トーメンエレクトロニクス（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者①及び②</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①及び②は、公開買付者との契約締結交渉者の役員から、豊田通商㈱の業務執行を決定する機関が、㈱トーメンエレクトロニクス（以下「トーメンエレクトロニクス」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、 課徴金納付命令対象者①については、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の平成 25 年 11 月 21 日から同月 28 日までの間、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 9,500 株を買付価額合計 1,106 万 4,600 円で買い付けた。 課徴金納付命令対象者②については、この事実が公表された平成 26 年 1 月 28 日より前の平成 25 年 12 月 26 日、自己の計算において、トーメンエレクトロニクス株式合計 2,000 株を買付価額合計 230 万円で買い付けた。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 7 月 31 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 8 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6～ 7 つづき		<p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 459万円 課徴金納付命令対象者② 99万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるトーメンエレクトロニクスの最も高い株価は、1,648円であることから、</p> <p>課徴金納付命令対象者①の課徴金額は、 $(1,648 \text{ 円} \times 9,500 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 11,064,600 \text{ 円 (\#1)}$ $= 4,591,400 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>459万円</u></p> <p>(#1) 買付価額は、「1,144円×200株+1,145円×400株+1,146円×1,500株+1,147円×900株+1,160円×500株+1,163円×500株+1,167円×500株+1,168円×500株+1,170円×300株+1,171円×700株+1,172円×500株+1,176円×500株+1,179円×1,500株+1,183円×400株+1,185円×500株+1,186円×100株」の額である。</p> <p>課徴金納付命令対象者②の課徴金額は、 $(1,648 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 2,300,000 \text{ 円 (\#2)}$ $= 996,000 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>99万円</u></p> <p>(#2) 買付価額は、「1,150円×2,000株」の額である。</p>	
8	27. 8. 4	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】C&Gシステムズ（東証JASDAQ）、 ビリングシステム（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、 (1) 株C&Gシステムズ（以下「C&Gシステムズ」という。）の株式につき、平成25年10月16日午前10時32分頃から同月25日午後1時57分頃までの間、8取引日において、大口の下値買い注文を入れるなどの方法により、同株式合計10万9,400株の買付けの委託を行うとともに、同株式5万6,400株を買い付ける一方、同株式合計6万5,700株を売り付けた。 (2) ビリングシステム株（以下「ビリングシステム」という。）の株式につき、同年11月6日午前9時14分頃から同日午前9時19分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計1,700株の買付けの委託を行うとともに、同株式100株を買い付ける一方、同株式合計600株を売り付けた。 (3) C&Gシステムズの株式につき、平成26年3月3日午前9時24分頃から同月12日午前11時2分頃までの間、8取引日にわたり、前記同様の方法により、同株式合計9万3,800株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万5,400株を買い付ける一方、同株式合計10万2,700株を売り付けた。 もって、C&Gシステムズ及びビリングシステム各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成27年8月4日 課徴金納付命令決定日 平成27年8月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>【課徴金額】 382万5,000円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金納付命令対象者は、本件違反行為開始時から遡り5年以内に課徴金納付命令を受けていることから、同人に対する今般の課徴金額は、金融商品取引法第174条の2第1項による額に代えて、当該額の1.5倍相当額となるため、課徴金の額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 $(\text{有価証券の売付価額}) - (\text{有価証券の買付価額})$ と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 $(\text{有価証券の売付価額}) - (\text{当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格} \times \text{当該超える数量})$ または、 $\text{当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、}$ $(\text{当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格} \times \text{当該超える数量}) - (\text{有価証券の買付価額})$ との合計額の1.5倍として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者の各違反行為について、本件における課徴金の額は、下記(1)から(7)によりそれぞれ算定される額の合計 3,825,000円</p> <p>(※2) この場合、課徴金の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てされることになる。</p> <p>(1) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 122,200円 $\Rightarrow \text{課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、12万円}$ $\Rightarrow 185\text{条の7第15項の規定により、1.5倍となるため、18万円}$</p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、 (ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、33,100株であり、 (イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 29,600株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,090円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 3,600株を加えた33,200株であることから、33,100株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 $\text{売付価額 } 35,964,600\text{円 (※3)} - \text{買付価額 } 35,859,000\text{円}$ $(※4) = 105,600\text{円}$</p> <p>(※3) 売付価額は、「1,060円×2,100株+1,069円×400株+1,070円×600株+1,071円×1,300株+1,072円×1,800株+1,073円×1,500株+1,074円×200株+1,075円×2,200株+1,076円×100株+1,078円×400株+1,079円×1,300株+1,080円×1,300株+1,082円×200株+1,083円×200株+1,084円×100株+1,085円×2,300株+1,086円×900株+1,087円×300株+1,090円×1,600株+1,097円×700株+1,100円×13,600</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>株」の額である。</p> <p>(※4) 買付価額は、「1,053 円×400 株+1,054 円×1,600 株+1,075 円×1,300 株+1,076 円×200 株+1,077 円×100 株+1,078 円×100 株+1,079 円×200 株+1,080 円×11,800 株+1,082 円×200 株+1,084 円×900 株+1,085 円×2,500 株+1,087 円×900 株+1,089 円×4,200 株+1,090 円×3,800 株+1,091 円×300 株+1,092 円×200 株+1,093 円×100 株+1,094 円×1,000 株+1,095 円×1,000 株+1,096 円×2,300 株」の額である。</p> <p>(※5) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,090 円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 100 株（33,200 株－33,100 株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,220 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> $122,000 \text{ 円 } (1,220 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - \text{ 買付価額 } 105,400 \text{ 円 } (\text{※6}) \\ = 16,600 \text{ 円}$ <p>(※6) 買付価額は、「1,054 円×100 株」の額である。</p> <p>(2) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 136,300 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、13 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、 <u>19 万 5,000 円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、</p> <p>(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10,300 株であり、</p> <p>(イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 8,800 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,070 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,600 株を加えた 10,400 株であることから、10,300 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 11,680,400 円 (※7) – 買付価額 11,548,300 円 (※8) = 132,100 円</p> <p>(※7) 売付価額は、「1,076 円×800 株+1,078 円×700 株+1,088 円×1,000 株+1,089 円×1,000 株+1,160 円×6,800 株」の額である。</p> <p>(※8) 買付価額は、「1,070 円×1,600 株+1,080 円×1,500 株+1,081 円×500 株+1,138 円×200 株+1,139 円×700 株+1,140 円×900 株+1,147 円×300 株+1,148 円×4,600 株」の</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>額である。</p> <p>(※9) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,070 円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 100 株（10,400 株－10,300 株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,190 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> $119,000 \text{ 円} (1,190 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 114,800 \text{ 円 (※10)} \\ = 4,200 \text{ 円}$ <p>(※10) 買付価額は、「1,148 円 × 100 株」の額である。</p> <p>(3) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 74,800 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、7 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、 <u>10 万 5,000 円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、 (ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10,100 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 9,100 株に、違反行為の開始時にその時における価格（1,101 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,100 株を加えた 10,200 株であることから、10,100 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 11,204,000 円 (※11) – 買付価額 11,130,400 円 (※12) = 73,600 円</p> <p>(※11) 売付価額は、「1,103 円 × 1,000 株 + 1,110 円 × 9,100 株」の額である。</p> <p>(※12) 買付価額は、「1,101 円 × 3,200 株 + 1,102 円 × 3,500 株 + 1,103 円 × 3,400 株」の額である。</p> <p>(※13) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（1,101 円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 100 株 (10,200 株 - 10,100 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (1,115 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> $111,500 \text{ 円} (1,115 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 110,300 \text{ 円} (\text{※14}) \\ = 1,200 \text{ 円}$ <p>(※14) 買付価額は、「1,103 円 × 100 株」の額である。</p> <p>(4) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 69,900 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、6 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>9 万円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、</p> <p>(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、8,600 株であり、</p> <p>(イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 6,700 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (1,063 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,000 株を加えた 8,700 株であることから、8,600 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 9,285,900 円 (※15) - 買付価額 9,217,400 円 (※16) = 68,500 円</p> <p>(※15) 売付価額は、「1,050 円 × 500 株 + 1,069 円 × 2,000 株 + 1,070 円 × 1,000 株 + 1,088 円 × 1,000 株 + 1,089 円 × 4,100 株」の額である。</p> <p>(※16) 買付価額は、「1,063 円 × 2,500 株 + 1,064 円 × 600 株 + 1,066 円 × 500 株 + 1,076 円 × 1,700 株 + 1,077 円 × 500 株 + 1,078 円 × 400 株 + 1,079 円 × 2,400 株」の額である。</p> <p>(※17) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (1,063 円) で買付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 100 株 (8,700 株 - 8,600 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (1,094 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> $109,400 \text{ 円} (1,094 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 108,000 \text{ 円} (\text{※18}) \\ = 1,400 \text{ 円}$	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>(※18) 買付価額は、「1,080 円×100 株」の額である。</p> <p>(5) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 36,200 円</p> <p>⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、3 万円</p> <p>⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>4 万 5,000 円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、</p> <p>(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、3,600 株であり、</p> <p>(イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 2,200 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (1,021 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 1,500 株を加えた 3,700 株であることから、3,600 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 3,706,500 円 (※19) – 買付価額 3,675,600 円 (※20) = 30,900 円</p> <p>(※19) 売付価額は、「1,029 円×1,500 株 + 1,030 円×2,100 株」の額である。</p> <p>(※20) 買付価額は、「1,021 円×3,600 株」の額である。</p> <p>(※21) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (1,021 円) で買付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 100 株 (3,700 株 – 3,600 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (1,074 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>107,400 円 (1,074 円×100 株) – 買付価額 102,100 円 (※22) = 5,300 円</p> <p>(※22) 買付価額は、「1,021 円×100 株」の額である。</p> <p>(6) ビリングシステム株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 216,000 円</p> <p>⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、21 万円</p> <p>⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>31 万 5,000 円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、600 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 100 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (16,640 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 500 株を加えた 600 株であることから、600 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 10,200,000 円 (※23) – 買付価額 9,984,000 円 (※24) = 216,000 円 (※23) 売付価額は、「17,000 円 × 600 株」の額である。 (※24) 買付価額は、「16,640 円 × 600 株」の額である。 (※25) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (16,640 円) で買付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は 0 株となることから、0 円</p> <p>(7) C & G システムズ株式に係る課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 1,938,400 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、193 万円 ⇒185 条の 7 第 15 項の規定により、1.5 倍となるため、<u>289 万 5,000 円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対等数量は、 (ア) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、102,700 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 95,400 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (887 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 18,700 株を加えた 114,100 株であることから、102,700 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 96,958,600 円 (※26) – 買付価額 95,020,200 円 (※27) = 1,938,400 円 (※26) 売付価額は、「830 円 × 5,000 株 + 870 円 × 1,000 株 + 878 円 × 1,000 株 + 880 円 × 2,000 株 + 886 円 × 2,000 株 + 887 円 × 1,600 株 + 889 円 × 1,400 株 + 890 円 × 6,600 株 + 899 円 × 4,000 株 + 900 円 × 13,200 株 + 903 円 × 200 株 + 904 円 × 600 株 + 905 円 × 200 株 + 910 円 × 1,000 株 + 912 円 × 100 株 + 913 円 × 100 株 + 917 円 × 1,000 株 + 920 円 × 1,800 株 + 926 円 × 600 株 + 927 円 × 900 株 + 928 円 × 1,000 株 + 929 円 × 1,000 株 + 932 円 × 1,000 株 + 933 円 × 1,300 株 + 935 円 × 1,000 株 + 936 円 × 1,500 株 + 937 円 × 1,000 株 + 940 円 ×</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		<p>1, 500 株+941 円×300 株+942 円×1, 200 株+950 円×9, 900 株+951 円×3, 900 株+952 円×1, 500 株+953 円×2, 100 株+954 円×600 株+961 円×300 株+962 円×500 株+963 円×200 株+980 円×4, 200 株+990 円×300 株+1, 000 円×700 株+1, 001 円×300 株+1, 002 円×700 株+1, 011 円×100 株+1, 012 円×600 株+1, 013 円×300 株+1, 015 円×1, 000 株+1, 027 円×1, 100 株+1, 030 円×5, 300 株+1, 031 円×700 株+1, 039 円×500 株+1, 040 円×3, 900 株+1, 041 円×400 株+1, 042 円×200 株+1, 043 円×300 株+1, 044 円×200 株+1, 045 円×100 株+1, 046 円×700 株+1, 050 円×4, 300 株+1, 051 円×1, 100 株+1, 052 円×100 株+1, 060 円×1, 500 株」の額である。</p> <p>(※27) 買付価額は、「866 円×1, 000 株+869 円×600 株+870 円×1, 500 株+872 円×100 株+873 円×600 株+874 円×800 株+875 円×1, 700 株+876 円×700 株+877 円×600 株+878 円×7, 800 株+879 円×200 株+882 円×400 株+884 円×2, 100 株+885 円×1, 700 株+887 円×21, 000 株+888 円×1, 900 株+890 円×7, 000 株+907 円×1, 000 株+909 円×200 株+910 円×3, 100 株+911 円×1, 800 株+919 円×1, 600 株+920 円×400 株+925 円×2, 000 株+926 円×1, 100 株+927 円×400 株+932 円×100 株+933 円×900 株+934 円×800 株+935 円×9, 200 株+944 円×8, 500 株+946 円×900 株+947 円×100 株+969 円×300 株+970 円×3, 900 株+971 円×300 株+1, 017 円×500 株+1, 018 円×3, 100 株+1, 020 円×3, 000 株+1, 026 円×400 株+1, 027 円×1, 100 株+1, 028 円×400 株+1, 029 円×1, 300 株+1, 030 円×2, 600 株+1, 038 円×1, 300 株+1, 040 円×400 株+1, 041 円×800 株+1, 049 円×500 株+1, 050 円×1, 000 株」の額である。</p> <p>(※28) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（887 円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 11, 400 株（114, 100 株－102, 700 株）について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（850 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> $9, 690, 000 円 (850 円 \times 11, 400 株) - 買付価額 9, 757, 100 円 (※29) = -67, 100 円となることから、0 円 (※30)$ <p>(※29) 買付価額は、「822 円×500 株+823 円×1, 300 株+824 円×3, 200 株+880 円×2, 000 株+881 円×1, 400 株+882 円×3, 000 株」の額である。</p> <p>(※30) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項第 2 号ロの規定により、当該額が零を下回る場合には零とすることとなる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9	27. 9. 8	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】パイオニア（東証1部）、 オンキヨー（東証JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】パイオニア㈱社員</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>課徴金納付命令対象者は、パイオニア㈱（以下「パイオニア」という。）の社員であったが、その職務に関し、</p> <p>(1) 平成25年8月6日、パイオニアの属する企業集団の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの会計期間の業績予想における経常利益及び当期純利益について、平成25年5月13日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、同社において新たに算出した同会計期間の予想値が、経常利益50億円及び当期純利益5億円として公表がされた平成25年8月6日午後3時頃より前の同日午後2時10分頃、自己の計算において、パイオニア株式合計5,000株を売付価額合計96万5,000円で売り付け、</p> <p>(2) 平成26年6月24日、パイオニアの業務執行を決定する機関が、オンキヨー㈱（以下「オンキヨー」という。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表前の同日午後0時35分頃、自己の計算において、パイオニア株式合計1万株を買付価額合計221万円で買い付け、</p> <p>(3) 平成26年6月24日、パイオニアの役員等が、オンキヨーとの業務提携契約の交渉に関し知った、オンキヨーの業務執行を決定する機関が、パイオニアと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表前の同日午後0時33分頃、自己の計算において、オンキヨー株式合計1万株を買付価額合計149万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 96万円</p> <p>(注) 課徴金の額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後2週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数}) \text{ 及び } (\text{重要事実が公表された後2週間における最も高い価格}) \times (\text{買付株数}) - (\text{買付価格}) \times (\text{買付株数})$ となる。 したがって、違反行為(1)について、重要事実公表後2週間におけるパイオニアの最も低い株価は、172円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> <p style="margin-left: 40px;">売付価額965,000円（※1） - (172円×5,000株) $= 105,000 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{10 \text{ 万円}}$</p> <p>(※1) 売付価額は、「193円×5,000株」の額である。</p> <p>違反行為(2)について、重要事実公表後2週間におけるパイオニアの最も高い株価は、262円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> <p style="margin-left: 40px;">(262円×10,000株) - 買付価格2,210,000円（※2） $= 410,000 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は、} \underline{41 \text{ 万円}}$</p> <p>(※2) 買付価額は、「221円×10,000株」の額である。</p> <p>違反行為(3)について、重要事実公表後2週間におけるオンキヨーの最も高い株価は、194円であることから、課徴金の額は下記</p>	<p>審判手続開始決定日 平成27年9月10日 課徴金納付命令決定日 平成27年10月8日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		<p>の金額となる。</p> <p>(194 円×10,000 株) – 買付価格 1,490,000 円 (※3) =450,000 円 ⇒課徴金の額は、<u>45 万円</u></p> <p>(※3) 買付価額は、「149 円×10,000 株」の額である。</p>	
10	27. 9. 18	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】ヤマザキ（東証 J A S D A Q）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、<u>株ヤマザキ</u>の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 1 月 28 日午後 2 時 24 分頃から同年 2 月 25 日午前 11 時 28 分頃までの間、20 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連續して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 4 万 2,900 株を買い付ける一方、同株式合計 4 万 1,000 株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 3 万 8,900 株を買い付ける一方、同株式合計 3 万 7,000 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 71 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) – (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いざれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 711,600 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>71 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、37,000 株 (※2) であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、38,900 株 (※2) であることから、37,000 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p>	審判手続開始決定日 平成 27 年 9 月 28 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 10 月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		<p>売付価額 22,562,300 円（※3）－ 買付価額 21,980,200 円（※4） = 582,100 円</p> <p>(※2) 自己の計算における売買の数量である。</p> <p>(※3) 売付価額は、「474 円×200 株+482 円×100 株+485 円×100 株+490 円×100 株+495 円×100 株+496 円×100 株+498 円×2,100 株+499 円×200 株+500 円×200 株+507 円×500 株+520 円×800 株+523 円×200 株+525 円×500 株+526 円×800 株+527 円×100 株+528 円×100 株+530 円×300 株+531 円×200 株+539 円×100 株+545 円×900 株+549 円×100 株+555 円×100 株+565 円×1,600 株+570 円×200 株+571 円×1,000 株+575 円×600 株+580 円×1,800 株+581 円×800 株+582 円×500 株+586 円×600 株+590 円×1,300 株+593 円×100 株+595 円×500 株+599 円×200 株+600 円×900 株+603 円×800 株+610 円×100 株+611 円×100 株+612 円×100 株+620 円×1,500 株+621 円×200 株+622 円×200 株+623 円×100 株+625 円×300 株+630 円×1,700 株+633 円×200 株+634 円×100 株+639 円×400 株+640 円×500 株+655 円×500 株+659 円×100 株+660 円×1,500 株+665 円×200 株+666 円×100 株+667 円×400 株+668 円×400 株+669 円×100 株+670 円×1,200 株+671 円×600 株+672 円×300 株+673 円×100 株+676 円×100 株+679 円×300 株+680 円×3,400 株+698 円×300 株+709 円×1,100 株+710 円×300 株+735 円×1,700 株」の額である。</p> <p>(※4) 買付価額は、「412 円×100 株+421 円×200 株+438 円×200 株+440 円×100 株+445 円×300 株+450 円×500 株+458 円×100 株+461 円×200 株+464 円×100 株+466 円×100 株+468 円×100 株+469 円×200 株+474 円×100 株+481 円×200 株+482 円×100 株+489 円×100 株+491 円×100 株+493 円×200 株+496 円×100 株+500 円×700 株+501 円×100 株+502 円×100 株+504 円×100 株+509 円×100 株+511 円×600 株+520 円×1,000 株+521 円×100 株+523 円×600 株+530 円×100 株+531 円×300 株+532 円×500 株+533 円×300 株+534 円×300 株+540 円×400 株+543 円×100 株+550 円×100 株+551 円×100 株+553 円×100 株+556 円×100 株+560 円×200 株+561 円×100 株+563 円×300 株+566 円×1,300 株+570 円×200 株+571 円×100 株+573 円×100 株+575 円×100 株+576 円×100 株+577 円×100 株+578 円×100 株+579 円×400 株+580 円×1,300 株+582 円×500 株+583 円×200 株+584 円×600 株+585 円×600 株+586 円×600 株+589 円×600 株+592 円×800 株+599 円×200 株+600 円×2,300 株+602 円×500 株+603 円×500 株+605 円×100 株+608 円×200 株+609 円×400 株+610 円×700 株+612 円×100 株+615 円×500 株+616 円×200 株+617 円×100 株+620 円×2,200 株+621 円×100 株+622 円×100 株+624 円×100 株+625 円×100 株+627 円×200 株+629 円×200 株+630 円×1,000 株+631 円×500 株+632 円×400 株+634 円×100 株+639 円×500 株+640 円×200 株+647 円×100 株+648 円×100 株+649 円×100 株+650 円×600 株+652 円×200 株+653 円×100 株+654 円×200 株+655 円×400 株+658 円×100 株+659 円×200 株+660 円×200 株+662 円×500 株+667 円×100 株+668 円×100 株+669 円×100 株+670 円×600 株+671 円×300 株+675 円×100 株+680 円×1,600 株+684 円×100 株+690 円×600 株+694 円×100 株+705 円×100 株+706 円×100 株+709 円×1,000 株+720 円×100 株+735 円×500 株」の額である。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		<p>(※5) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てこととなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p style="padding-left: 2em;">当該超える数量 1,900 株 (38,900 株 - 37,000 株) について、</p> <p style="padding-left: 2em;">当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (724 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p style="padding-left: 2em;">1,375,600 円 (724 円 × 1,900 株) - 買付価額 1,246,100 円 (※6) = 129,500 円</p> <p>(※6) 買付価額は、「620 円 × 400 株 + 630 円 × 100 株 + 635 円 × 100 株 + 653 円 × 200 株 + 663 円 × 100 株 + 664 円 × 200 株 + 665 円 × 100 株 + 668 円 × 100 株 + 670 円 × 100 株 + 673 円 × 100 株 + 676 円 × 100 株 + 679 円 × 100 株 + 690 円 × 100 株 + 698 円 × 100 株」の額である。</p>	
11	27. 10. 9	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 スカイマーク (東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 スカイマーク株元役員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、平成 23 年 2 月 17 日付けで A I R B U S S. A. S (以下「エアバス社」という。) との間でエアバス社製 A380 型航空機売買契約 (以下「本件契約」という。) を締結していたスカイマーク㈱ (以下「スカイマーク」という。) の元役員であるが、平成 26 年 5 月 27 日、その職務に関し、スカイマークが、本件契約等に基づく A380 型航空機の代金支払債務の履行が困難な経営状況にあり、債務不履行によってエアバス社から本件契約を解除された場合には、同社に支払い済みの前払い金合計約 260 億円が同社から返還されず減損損失になる等、事業継続に重大な疑義が生じる状況において、約定された期限の前払い金約 8 億円を支払わず、かかる債務不履行に対して、エアバス社が発出した本件契約を解除する前提となる本件契約所定の催告書が到達したことにより、上記債務不履行状態を解消できる見込みのないスカイマークにとって、その後の本件契約解除がほぼ確実になつた旨の、スカイマークの運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、上記事実の公表前の同年 7 月 16 日及び同月 17 日、自己の計算において、スカイマーク株式合計 1 万 8,600 株を売付価額合計 522 万 6,600 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 238 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。 したがつて、重要事実の公表後 2 週間におけるスカイマークの最も低い株価は、153 円であることから、</p> <p style="padding-left: 2em;">売付価額 5,226,600 円 (※) - (153 円 × 18,600 株) = 2,380,800 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>238 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 15 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 12 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判の期日は開かれなかつた。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11 つづき		(※) 売付価額は、「281 円×18,600 株」の額である。	
12	27. 10. 23	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 東邦銀行（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、株東邦銀行の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 6 月 10 日午前 10 時 59 分頃から同日午後 2 時 15 分頃までの間、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連續して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 157 万 6,000 株を買い付ける一方、同株式合計 119 万 8,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 1,517 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※ 1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (有価証券の買付価額) と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※ 1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 15,172,088 円 ⇒ 課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,517 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、1,198,000 株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 1,576,000 株に、違反行為の開始時にその時における価格（353 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 453,587 株を加えた 2,029,587 株であることから、1,198,000 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 435,336,000 円（※ 2） – 買付価額 426,999,130</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 30 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 26 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		<p>円 (※3) = 8,336,870 円</p> <p>(※2) 売付価額は、「353 円×7,000 株+354 円×48,000 株+357 円×5,000 株+358 円×281,000 株+359 円×7,000 株+360 円×5,000 株+361 円×201,000 株+362 円×9,000 株+363 円×31,000 株+364 円×5,000 株+365 円×269,000 株+370 円×330,000 株」の額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、「352 円×8,000 株+353 円×517,587 株+354 円×64,000 株+355 円×3,000 株+357 円×35,000 株+358 円×247,000 株+359 円×11,000 株+360 円×56,000 株+361 円×201,000 株+362 円×18,000 株+363 円×413 株+364 円×18,000 株+365 円×14,000 株+367 円×5,000 株」の額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てこととなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（353 円）で買付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量 831,587 株 (2,029,587 株 - 1,198,000 株) について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（377 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>313,508,299 円 (377 円×831,587 株) - 買付価額 306,673,081 円 (※5) = 6,835,218 円</p> <p>(※5) 買付価額は、「363 円×1,587 株+364 円×9,000 株+365 円×262,000 株+366 円×24,000 株+367 円×2,000 株+368 円×18,000 株+369 円×12,000 株+370 円×401,000 株+371 円×13,000 株+372 円×17,000 株+373 円×8,000 株+375 円×8,000 株+376 円×11,000 株+377 円×28,000 株+378 円×15,000 株+379 円×2,000 株」の額である。</p>	
13～ 14	27. 10. 23	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）、情報伝達（金商法第 175 条の 2 第 2 項）</p> <p>【銘柄名】 ウェブクルー（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者の親会社との契約締結者の社員及び当該社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>課徴金納付命令対象者①は、㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「ニュートン」という。）の親会社である株式会社光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人が同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、㈱ウェブクルー（以下「ウェブクルー」という。）の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 26 年 11 月 12 日午後 3 時より前の同日午後 1 時 42 分頃から 50 分頃、自己の計算において、ウェブク</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 30 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 26 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13～ 14 つづき		<p>ル一株式合計 7,800 株を買付価額合計 496 万 8,500 円で買い付けた。</p> <p>課徴金納付命令対象者②は、ニュートンの親会社である㈱光通信との間で株式引受契約を締結していた会社の社員であったが、同契約の履行に関して知った、ニュートンの業務執行を決定する機関が、ウェブクルーの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実が公表される前にウェブクルー株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。</p> <p>課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表がされた平成 26 年 11 月 12 日午後 3 時より前の同日午後 1 時 42 分頃から 50 分頃、自己の計算において、ウェブクルー株式合計 7,800 株を買付価額合計 496 万 8,500 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 51 万円 課徴金納付命令対象者② 25 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金の額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) − (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間ににおけるウェブクルーの最も高い株価は、703 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $(703 \text{ 円} \times 7,800 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 4,968,500 \text{ 円 } (\text{※ } 1) = 514,900 \text{ 円}$ <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>51 万円</u></p> <p>(※ 1) 買付価額は、「636 円 × 100 株 + 637 円 × 7,700 株」の額である。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金の額は、 (当該違反行為により当該情報受領者が行った当該買付け等によって得た利得相当額) × 1 / 2 となる。 利得相当額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) − (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間ににおけるウェブクルーの最も高い株価は、703 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $\{(703 \text{ 円} \times 7,800 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 4,968,500 \text{ 円 } (\text{※ } 2)\} \times 1 / 2$ $= 257,450 \text{ 円}$ <p>⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>25 万円</u></p> <p>(※ 2) 買付価額は、「636 円 × 100 株 + 637 円 × 7,700 株」の額である。</p>	
15	27. 11. 25	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 アールテック・ウエノ（東証 J A S D A Q）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱アールテック・ウエノとの契約締結者の職員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、㈱アールテック・ウエノ（以下</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 1 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 12 月 24 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		<p>「アールテック」という。)との間で網膜色素変性に対するウノプロストン点眼液の第3相臨床試験（以下「本試験」という。）にかかる治験契約を締結していた法人に勤務し、同治験に従事していた者であるが、平成27年3月9日、同契約の履行に関し、アールテックが本試験を中止することについて決定した旨の、アールテックの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、上記事実の公表がされた同日午後3時30分頃より前の午後2時11分頃、自己の計算において、アールテック株式合計800株を売付価額合計165万5,700円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 60万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後2週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数})$となる。 したがって、重要事実の公表後2週間におけるアールテックの最も低い株価は、1,314円であることから、 $\begin{aligned} \text{売付価額 } 1,655,700 \text{ 円 (※)} &- (1,314 \text{ 円} \times 800 \text{ 株}) \\ &= 604,500 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} &\underline{60 \text{ 万円}} \end{aligned}$ (※) 売付価額は、「2,065円×100株+2,066円×100株+2,070円×400株+2,071円×100株+2,075円×100株」の額である。</p>	審判の期日は開かれなかった。
16	27.12.15	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 エスケーエレクトロニクス（東証JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)エスケーエレクトロニクス役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)エスケーエレクトロニクス（以下「エスケーエレクトロニクス」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、 (1) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの会計期間の業績予想値について、平成24年11月12日に公表された前事業年度の決算値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成25年9月期の予想値が公表された平成25年8月8日より前の同月2日午前10時11分頃から同月8日午後2時37分頃までの間、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式合計1万8,100株を買付価額合計712万9,200円で買い付けた。 (2) エスケーエレクトロニクスの属する企業集団の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの会計期間の業績予想値について、平成26年2月10日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成26年9月期の予想値が公表された平成26年5月12日より前の同月2日午前9時18分頃から同月12日午前10時29分頃までの間、自己の計算において、エスケーエレクトロニクス株式合計1万4,300株を買付価額合計1,116万800円で買い付けた。</p>	審判手続開始決定日 平成27年12月17日 課徴金納付命令決定日 平成28年3月17日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16 つづき		<p>【課徴金額】 1,563 万円</p> <p>(注) 課徴金の額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。</p> <p>したがって、違反行為(1)について、重要事実の公表後 2 週間ににおけるエスケーエレクトロニクスの最も高い株価は、699 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $(699 \text{ 円} \times 18,100 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 7,129,200 \text{ 円 (\#1)} \\ = 5,522,700 \text{ 円}$ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>552 万円</u></p> <p>(#1) 買付価額は、「378 円 × 1,000 株 + 384 円 × 300 株 + 387 円 × 500 株 + 389 円 × 300 株 + 390 円 × 4,500 株 + 392 円 × 2,200 株 + 393 円 × 1,000 株 + 398 円 × 2,300 株 + 400 円 × 6,000 株」の額である。</p> <p>違反行為(2)について、重要事実の公表後 2 週間ににおけるエスケーエレクトロニクスの最も高い株価は、1,488 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $(1,488 \text{ 円} \times 14,300 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 11,160,800 \text{ 円 (\#2)} \\ = 10,117,600 \text{ 円}$ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,011 万円</u></p> <p>(#2) 買付価額は、「754 円 × 600 株 + 771 円 × 900 株 + 773 円 × 600 株 + 774 円 × 500 株 + 776 円 × 900 株 + 777 円 × 900 株 + 778 円 × 800 株 + 779 円 × 900 株 + 780 円 × 900 株 + 781 円 × 300 株 + 782 円 × 1,100 株 + 783 円 × 100 株 + 784 円 × 500 株 + 785 円 × 700 株 + 786 円 × 800 株 + 787 円 × 800 株 + 788 円 × 100 株 + 789 円 × 2,000 株 + 790 円 × 900 株」の額である。</p>	
17	27.12.15	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 琉球銀行（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 不動産業</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>課徴金納付命令対象者は、株琉球銀行の株式につき、同株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に鑑み他人に誤解を生じさせる目的をもって、平成 27 年 1 月 7 日午前 9 時 6 分頃から同日午後 2 時 54 分頃までの間、同株式合計 3 万 6,300 株につき、自己及びその親族の計算において、自己による売買の注文を対当させ、もって、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 224 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、違反行為期間における有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 $(\text{有価証券の売付価額}) - (\text{当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格} \times \text{当該超える数量})$ または、 違反行為期間における有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 $(\text{当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格} \times \text{当該超える数量})$ </p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 17 日</p> <p>審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		<p>証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額) の額として計算される。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記により算定される額 2,240,500 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>224 万円</u></p> <p>(1) 違反行為期間における有価証券の売付数量は、実際の売付数量 69,900 株に、違反行為の開始時にその時の価格 (1,638 円) で売付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量 113,400 株を加えた 183,300 株である。</p> <p>違反行為期間における有価証券の買付数量は、実際の買付数量 70,400 株に、違反行為の開始時にその時の価格 (1,638 円) で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 85,500 株を加えた 155,900 株である。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、違反行為期間における有価証券の売付数量が、買付数量を超えることから、 当該超える数量 27,400 株 (183,300 株 - 155,900 株) について、当該超える数量に係る有価証券の売付価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 (1,555 円) に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額</p> <p>売付価額 44,847,500 円 (※1) - 42,607,000 円 (1,555 円 × 27,400 株) = 2,240,500 円</p> <p>(※1) 売付価額は、「1,630 円 × 200 株 + 1,632 円 × 200 株 + 1,633 円 × 2,800 株 + 1,634 円 × 4,600 株 + 1,635 円 × 3,000 株 + 1,636 円 × 1,800 株 + 1,637 円 × 4,000 株 + 1,638 円 × 4,700 株 + 1,639 円 × 1,500 株 + 1,640 円 × 2,000 株 + 1,641 円 × 1,400 株 + 1,645 円 × 1,200 株」の額である。</p> <p>(※2) 売付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の売付けのうち最も遅い時期に行われたものから順次当該超える数量まで割り当てることとなる。</p>	
18～ 19	27. 12. 22	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 住友商事 (東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 住友商事㈱との契約関係者の役員からの情報受領者①及び②</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①は、住友商事㈱ (以下「住友商事」という。) の契約関係者の役員から、同人が、契約交渉等に関して知った、住友商事が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、住友商事の平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算において約 1,700 億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になった旨の、住友商事の業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 26 年 9 月 29 日より前の同月 25 日、自己の計算において、住友商事株式合計 3 万 1,300 株を売付価額合計 4,407 万 400 円で売り付けた。 課徴金納付命令対象者②は、住友商事の契約関係者の役員から、同人が契約交渉等に関して知った、(ア)住友商事が出資した米国タイトオイル開発プロジェクトに関し、住友商事</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 22 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 28 年 1 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18～ 19 つづき		<p>の平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算において約 1,700 億円の減損損失を計上しなければならないことが確実になった旨の、住友商事の業務等に関する重要事実の伝達、(イ)住友商事の属する企業集団の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの会計期間の業績予想における当期純利益について、平成 26 年 5 月 1 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した同会計期間の予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達をそれぞれ受けながら、上記各事実の公表がされた平成 26 年 9 月 29 日より前の同月 26 日、自己の計算において、住友商事株式合計 2,000 株を売付価額合計 275 万 3,000 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 892 万円 課徴金納付命令対象者② 50 万円</p> <p>(注) 課徴金の額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数})$ となる。 したがって、重要事実 1 及び 2 の公表後 2 週間における住友商事の最も低い株価は、1,123 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> <p>課徴金納付命令対象者① $\text{売付価額 } 44,070,400 \text{ 円 } (\text{※ 1}) - (1,123 \text{ 円} \times 31,300 \text{ 株})$ $= 8,920,500 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{892 \text{ 万円}}$</p> <p>(※ 1) 売付価額は、「1,408 円 × 31,300 株」の額である。</p> <p>課徴金納付命令対象者② $\text{売付価額 } 2,753,000 \text{ 円 } (\text{※ 2}) - (1,123 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株})$ $= 507,000 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{50 \text{ 万円}}$</p> <p>(※ 2) 売付価額は、「1,376.5 円 × 2,000 株」の額である。</p>	
20	28. 2. 2	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 M i p o x (東証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、M i p o x 株の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 9 月 22 日午前 9 時 8 分頃から同月 25 日午前 10 時 56 分頃までの間、3 取引日にわたり、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の売り注文と買い注文を対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連續して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 23 万 9,600 株を買い付ける一方、同株式合計 25 万 5,400 株を売り付けるとともに、同株式合計 9 万 4,000 株の買付けの委託を行うなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 58 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 3 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 3 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		<p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、</p> <p>(1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (有価証券の買付価額) と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 589,900 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>58万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、255,400 株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 239,600 株に、違反行為の開始時にその時における価格（278 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 18,000 株を加えた 257,600 株であることから、255,400 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 74,824,100 円（※2） – 買付価額 74,291,400 円 (※3) = 532,700 円</p> <p>(※2) 売付価額は、「285 円 × 6,300 株 + 286 円 × 33,400 株 + 287 円 × 6,500 株 + 288 円 × 60,100 株 + 289 円 × 23,700 株 + 290 円 × 49,300 株 + 291 円 × 5,200 株 + 292 円 × 1,200 株 + 293 円 × 5,800 株 + 294 円 × 14,500 株 + 295 円 × 2,000 株 + 296 円 × 6,000 株 + 297 円 × 6,600 株 + 298 円 × 1,200 株 + 300 円 × 1,800 株 + 302 円 × 1,500 株 + 303 円 × 1,200 株 + 309 円 × 3,000 株 + 310 円 × 4,900 株 + 313 円 × 2,000 株 + 314 円 × 800 株 + 315 円 × 400 株 + 322 円 × 4,000 株 + 325 円 × 12,000 株 + 326 円 × 2,000 株」の額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、「278 円 × 18,200 株 + 283 円 × 3,000 株 + 285 円 × 15,600 株 + 286 円 × 30,700 株 + 287 円 × 4,800 株 + 288 円 × 69,400 株 + 289 円 × 35,400 株 + 290 円 × 19,200 株 + 291 円 × 3,100 株 + 292 円 × 1,600 株 + 293 円 × 400 株 + 294 円 × 14,700 株 + 295 円 × 3,500 株 + 296 円 × 3,000 株 + 301 円 × 200 株 + 302 円 × 2,000 株 + 303 円 × 4,500 株 + 305 円 × 4,100 株 + 306 円 × 2,700 株 + 307 円 × 400 株 + 308 円 × 900 株 + 320 円 × 18,000 株」の額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てこととなる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
20 つづき		<p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（278 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p style="margin-left: 40px;">当該超える数量 2,200 株 (257,600 株 - 255,400 株) について、</p> <p style="margin-left: 40px;">当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（316 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p style="margin-left: 40px;">695,200 円 (316 円 × 2,200 株) - 買付価額 638,000 円 (※ 5) = 57,200 円</p> <p>(※ 5) 買付価額は、「290 円 × 2,200 株」の額である。</p>	
21	28. 2. 2	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 石山 G a t e w a y H o l d i n g s (東証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 石山 G a t e w a y H o l d i n g s 株の社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、石山 G a t e w a y H o l d i n g s 株（以下「ゲートウェイ」という。）の社員である者から、同人がその職務に関し知った、同社が有価証券報告書の虚偽記載をしたとする金融商品取引法違反の嫌疑事実により証券取引等監視委員会の強制調査を受けた旨の、同社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成 26 年 10 月 30 日午後 4 時 45 分頃より前の同日午前 9 時頃、自己の計算において、ゲートウェイ株式合計 3 万 8,700 株を売付価額合計 367 万 6,500 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 236 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格) × (売付株数) となる。 したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるゲートウェイの最も低い株価は、34 円であることから、</p> <p>売付価額 3,676,500 円 (※) - (34 円 × 38,700 株) = 2,360,700 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>236 万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、「95 円 × 38,700 株」の額である。</p>	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 3 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 3 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
22～ 23	28. 2. 9	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）、 情報伝達（金商法第 175 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 アイロムホールディングス（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株アイロムホールディングス社員及び当該社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】</p>	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつ

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
22～ 23 つづき		<p>課徴金納付命令対象者①は、(株)アイロムホールディングス(以下「アイロム」という。)の社員であった課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、同社の子会社であるディナベック(株)(以下「ディナベック」という。)の業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬㈱(以下「大日本住友製薬」という。)と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、当該事実の公表がされた平成26年9月30日より前の同月24日、自己の計算において、アイロム株式合計2,000株を買付価額合計158万円で買い付けた。</p> <p>課徴金納付命令対象者②は、アイロムの社員であったが、その職務に関し知った、同社の子会社であるディナベックの業務執行を決定する機関が、大日本住友製薬と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、上記事実が公表される前にアイロム株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達した。</p> <p>課徴金納付命令対象者①は、上記事実の公表がされた平成26年9月30日より前の同月24日、自己の計算において、アイロム株式合計2,000株を買付価額合計158万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】</p> <p>課徴金納付命令対象者① 102万円 課徴金納付命令対象者② 51万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金の額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、重要事実の公表後2週間におけるアイロムの最も高い株価は、1,300円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $(1,300 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,580,000 \text{ 円 (\#1)} \\ = 1,020,000 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は、} \underline{102 \text{ 万円}}$ <p>(#1) 買付価額は、「790円×2,000株」の額である。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金の額は、 (当該違反行為により当該情報受領者が行った当該買付け等によって得た利得相当額) × 1/2 となる。 利得相当額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。 したがって、重要事実の公表後2週間におけるアイロムの最も高い株価は、1,300円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $\{(1,300 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 1,580,000 \text{ 円 (\#2)}\} \\ \times 1/2 \\ = 510,000 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は、} \underline{51 \text{ 万円}}$ <p>(#2) 買付価額は、「790円×2,000株」の額である。</p>	たため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24～ 25	28. 2. 16	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】江守グループホールディングス（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】江守グループホールディングス㈱役員からの情報受領者①及び②</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者①は、江守グループホールディングス㈱（以下「江守GHD」という。）の連結子会社の社員であるが、江守GHDの役員から、同人が職務に関し知った、中華人民共和国に設立された江守GHDの連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、江守GHDの平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になった旨の、江守GHDの業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成27年3月16日より前の同月6日、自己の計算において、江守GHD株式合計1,700株を売付価額合計162万6,000円で売り付けた。</p> <p>課徴金納付命令対象者②は、江守GHDの連結子会社の社員であるが、課徴金納付命令対象者①から、江守GHDの役員が職務に関し知り、その後、課徴金納付命令対象者①がその職務上同役員から伝達を受けた、中華人民共和国に設立された江守GHDの連結子会社の主要得意先のほとんどについて売掛債権の回収可能性に疑義が生じたことなどに伴い、江守GHDの平成27年3月期第3四半期連結累計期間において貸倒引当金繰入額約462億円を特別損失に計上することが確実になった旨の、江守GHDの業務等に関する重要事実をその職務に関し知りながら、上記事実の公表がされた平成27年3月16日より前の同月10日、自己の計算において、江守GHD株式合計1万2,400株を売付価額合計1,154万4,400円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 107万円 課徴金納付命令対象者② 753万円</p> <p>(注) 課徴金の額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された後2週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数})$ となる。</p> <p>したがって、重要事実の公表後2週間における江守GHDの最も低い株価は、323円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> <p>課徴金納付命令対象者① $\begin{aligned} \text{売付価額 } &1,626,000 \text{ 円 } (\text{※1}) - (323 \text{ 円} \times 1,700 \text{ 株}) \\ &= 1,076,900 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は } &1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{107 \text{ 万円}} \end{aligned}$</p> <p>(※1) 売付価額は、「955円×400株+956円×500株+957円×400株+958円×400株」の額である。</p> <p>課徴金納付命令対象者② $\begin{aligned} \text{売付価額 } &11,544,400 \text{ 円 } (\text{※2}) - (323 \text{ 円} \times 12,400 \text{ 株}) \\ &= 7,539,200 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は } &1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{753 \text{ 万円}} \end{aligned}$</p> <p>(※2) 売付価額は、「931円×12,400株」の額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成28年2月17日 課徴金納付命令決定日 平成28年3月31日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
26	28. 3. 8	<p>【違反行為】偽計（金商法第 173 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】インスペック（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】インスペック(株)</p> <p>【違反行為の態様】 インスペック(株)は、秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷 79 番地の 1 に本店を置き、電子部品の製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている上場会社である。同社役員甲は、同社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額（以下、両者併せて「時価総額」という。）が平成 24 年 6 月に 3 億円未満となり、東京証券取引所有価証券上場規程（当時）によって、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 29 日までの 9 か月の間に同社株式の時価総額が 3 億円以上にならなければ同社株式の上場が廃止される状況にあったところ、同社株式の株価を高値形成させることで上場廃止を免れようと企て、平成 25 年 3 月 28 日午後 1 時 11 分頃から同月 29 日午後 1 時 9 分頃にかけて、同社の業務として、同社社員をして、同社株式につき、合計 31 株の買い注文を発注させて約定させ、同社株式の株価を 2 万 4,000 円から時価総額が 3 億円を超える株価である 2 万 5,600 円に引き上げるなどした上、同年 4 月 1 日午後 4 時頃、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システムである T D n e t により、上記事情を秘して、あたかも自然の需給によって同社株式の時価総額が 3 億円以上になったことのように装う内容の「当社株式の時価総額が 3 億円以上になったことについて」と題する文章を公表し、もって同社株式の相場の変動を図る目的をもって偽計を行い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。</p> <p>【課徴金額】 1,224 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金の額は、 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額) として計算される。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記により算定される額 12,241,930 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,224 万円</u></p> <p>当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、0 株であり、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 31 株に、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格（24,000 円）で買付けをしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,893 株を加えた 2,924 株である。 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 9 日</p> <p>審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
26 つづき		<p>当該超える数量 2,924 株 (2,924 株 - 0 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (28,200 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>82,456,800 円 (28,200 円 × 2,924 株) - 買付価額 70,214,870 円 (※) = 12,241,930 円</p> <p>(※) 買付価額は、「24,000 円 × 2,893 株 + 24,200 円 × 1 株 + 24,220 円 × 1 株 + 24,300 円 × 2 株 + 24,340 円 × 1 株 + 24,460 円 × 2 株 + 24,800 円 × 1 株 + 24,990 円 × 1 株 + 25,400 円 × 2 株 + 25,600 円 × 20 株」の額である。</p>	
27～ 28	28. 3. 15	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 ウィズ（東証 J A S D A Q）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)トレード・ラボ及び(株)トレード・ラボ役員</p> <p>【違反行為の態様】 (株)トレード・ラボ（課徴金納付命令対象者①、以下「トレード・ラボ」という。）は、投資事業有限責任組合契約に基づき、トレード・ラボ投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）の財産の運用、管理等を行う無限責任組合員として、組合に出資された財産の運用権限を有していたものである。トレード・ラボの役員として組合財産を運用していた課徴金納付命令対象者②は、トレード・ラボの業務に関し、(株)ウィズ（以下「ウィズ」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 8 月 14 日午前 9 時 3 分頃から同月 18 日午後 2 時 59 分頃までの間、3 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の売り注文及び買い注文を、課徴金納付命令対象者②の買い注文及び売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 3,800 株を買い付ける一方、同株式合計 3,300 株を売り付け、そのうち、トレード・ラボらの同年 8 月度における組合への出資割合である約 0.78 パーセントについては自己の計算において、それ以外においては自己以外の者である組合への出資者の計算において、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>課徴金納付命令対象者②は、ウィズの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 8 月 14 日午前 9 時 3 分頃から同月 18 日午後 2 時 45 分頃までの間、3 取引日にわたり、直前の約定値より高指値の買い注文を、課徴金納付命令対象者①の売り注文と対当させて株価を引き上げたり、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計 3,100 株を買い付ける一方、同株式合計 4,500 株を売り付け、そのうち、自己の計算で、同株式合計 500 株を買い付ける一方、同株式合計 2,800 株を売り付け、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者① 382 万円 課徴金納付命令対象者② 1,125 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 16 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者①及び②から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があつたため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		<p>(注)</p> <p>1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金額は、 (1) 下記ア.ないしウ.の合計額として計算される。</p> <p>ア. 売買対当数量（※1）に係るものについて、 (自己の計算による有価証券の売付価額) – (自己の計算による有価証券の買付価額)</p> <p>イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量が自 己の計算による買付数量を超える場合の、当該超える数量に係る ものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから1月を 経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量が自 己の計算による売付数量を超える場合の、当該超える数量に係る ものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有 価証券の最高価格×当該超える数量) – (有価証券の買付価額)</p> <p>ウ. 課徴金納付命令対象者①が、自己以外の者の計算において、当 該違反行為の開始時から当該違反行為の終了後1月を経過するま での間に違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買 付け等をした場合、当該違反者は、運用対象財産の運用として当 該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等 を行った者であるので、当該違反行為又は有価証券の売付け等若 しくは有価証券の買付け等をした日の属する月における当該運用 対象財産のうち金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に 関する内閣府令第1条の16第1項で定めるものの運用の対価の 額に相当する額として同条第2項で定める額に三を乗じて得た額</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と 買付数量のうち、いざれか少ない数量をいう。</p> <p>(2) 本件における課徴金の額は、下記ア.ないしウ.によりそれぞれ 算定される額の合計 3,820,482 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>382 万円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>(ア) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量は、 25.98 株（※2）(3,300 株×出資割合 500/63,500 (※3)) で あり、</p> <p>(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量は、 実際の買付け等の数量 29.92 株(3,800 株×出資割合 500/63,500 (※3)) に、違反行為の開始時にその時における価格(899 円) で買付けを自己の計算においてしたものとみなされる当該違反 行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 372.44 株 (47,300 株×出資割合 500/63,500 (※3)) を加えた 402.36 株 であることから、25.98 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 24,712.59 円 (※4) – 買付価額 23,359.84 円 (※5) = 1,352.75 円</p> <p>(※2) 小数点以下の端数が生じた場合は、小数第三位を切り捨て て表記している。当事案において、以下、同じ。なお、計算 の過程においては端数処理を行わず計算している。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		<p>(※3) 平成 26 年 8 月時点において、組合への出資 63,500 口のうち、500 口が課徴金納付命令対象者①及び課徴金納付命令対象者①と密接な関係を有する者等による出資であることから、同出資割合である「500/63,500 (約 0.78%)」について、自己の計算において行ったものと認められる。</p> <p>(※4) 売付価額は、「(920 円 × 100 株 + 925 円 × 100 株 + 948 円 × 1,500 株 + 949 円 × 100 株 + 950 円 × 300 株 + 954 円 × 600 株 + 956 円 × 300 株 + 976 円 × 200 株 + 977 円 × 100 株) × 500/63,500 (※3)」の額である。</p> <p>(※5) 買付価額は、「(899 円 × 3,300 株) × 500/63,500 (※3)」の額である。</p> <p>(※6) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てこととなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (899 円) で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 376.37 株 (402.36 株 - 25.98 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 (1,675 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> $630,433.07 \text{ 円} (1,675 \text{ 円} \times 376.37 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 339,548.81 \text{ 円} (\text{※7}) = 290,884.25 \text{ 円}$ <p>(※7) 買付価額は、「(899 円 × 44,100 株 + 914 円 × 200 株 + 918 円 × 300 株 + 922 円 × 100 株 + 924 円 × 100 株 + 925 円 × 100 株 + 926 円 × 100 株 + 927 円 × 100 株 + 928 円 × 300 株 + 930 円 × 300 株 + 931 円 × 100 株 + 934 円 × 100 株 + 935 円 × 400 株 + 940 円 × 100 株 + 945 円 × 100 株 + 946 円 × 100 株 + 950 円 × 200 株 + 955 円 × 100 株 + 959 円 × 200 株 + 960 円 × 300 株 + 968 円 × 100 株 + 971 円 × 100 株 + 980 円 × 200 株) × 500/63,500 (※3)」の額である。</p> <p>ウ. 当該違反行為をした日の属する月における当該運用財産の運用の対価の額は 1,176,081.86 円であることから、これに三を乗じて得た額 3,528,245.60 円 (※8) (1,176,081.86 円 × 3)</p> <p>(※8) 課徴金納付命令対象者①に対する自己以外の者の計算分の課徴金は、運用を行う金銭その他の財産のうち算定対象取引 (※9) に係る利益又は損失が帰属するものについて、算定対象取引が行われた日の属する月に対象者①に運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下「運用報酬」という。）の価額（運用報酬算定期間が 1 月を超える場合にあっては、当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額に 3 を乗じて得た額になる。</p> <p>課徴金納付命令対象者①の受領した運用報酬算定期間が 1 月を</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		<p>超えるので、当該運用報酬算定期間の月数で除す方法により算出すると、違反行為期間が含まれる平成 26 年 8 月における課徴金納付命令対象者①の管理報酬及び成功報酬の月額のうち、課徴金納付命令対象者①及び課徴金納付命令対象者①と密接な関係を有する者等の出資割合である約 0.78% (※3) 分を除いた金額は 1,176,081.86 円となる。したがって、課徴金納付命令対象者①に対する自己以外の者の計算分の課徴金額は、この 1,176,081.86 円に 3 を乗じて得た金額である 3,528,245.60 円となる。</p> <p>(※9) 算定対象取引：算定対象取引とは、金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項第 2 号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの指す（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 16 第 1 項第 1 号）。</p> <p>2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金額は、 (1) 課徴金の額は、下記ア. 及びイ. の合計額として計算される。</p> <p>ア. 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (自己の計算による有価証券の売付価額) – (自己の計算による有価証券の買付価額)</p> <p>イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量が自己的計算による買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) – (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量が自己的計算による売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) – (有価証券の買付価額)</p> <p>(2) 本件における課徴金の額は、下記ア. 及びイ. によりそれぞれ算定される額の合計 11,254,600 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>1,125 万円</u></p> <p>ア. 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (ア) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付数量は、2,800 株であり、 (イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 500 株に、違反行為の開始時にその時における価格 (914 円) で買付けを自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 17,000 株を加えた 17,500 株であることから、2,800 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 2,647,900 円 (※10) – 買付価額 2,559,200 円 (※11) =88,700 円</p> <p>(※10) 売付価額は、「940 円 × 400 株 + 941 円 × 300 株 + 942 円 × 200 株 + 944 円 × 300 株 + 948 円 × 1000 株 + 950 円 × 600 株」の額で</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27～ 28 つづき		<p>ある。</p> <p>(※11) 買付価額は、「914 円×2,800 株」の額である。</p> <p>(※12) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（914 円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>イ. 上記ア. のとおり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付数量が、自己の計算による売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 14,700 株（17,500 株－2,800 株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,675 円）に当該超える数量を乗じて得た額</p> $24,622,500 \text{ 円} (1,675 \text{ 円} \times 14,700 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 13,456,600 \text{ 円} (\text{※13}) = 11,165,900 \text{ 円}$ <p>(※13) 買付価額は、「914 円×14,200 株+950 円×100 株+951 円×100 株+958 円×100 株+959 円×100 株+960 円×100 株」の額である。</p>	
29～ 30	28. 3. 25	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）、 情報伝達（金商法第 175 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 S H I F T（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社 S H I F T 役員及び当該役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>課徴金納付命令対象者①は、株式会社 S H I F T（以下「S H I F T」という。）の役員として勤務している課徴金納付命令対象者②から、同人がその職務に関し知った、</p> <p>(1) 同社の業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をした旨の、S H I F T の業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、上記重要事実の公表がされた平成 27 年 1 月 9 日午後 3 時頃より前の同日午後 2 時 17 分頃、自己の計算において、S H I F T 株式合計 2,000 株を買付価額合計 1,035 万円で買い付けた。</p> <p>(2) 同社の属する企業集団の平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの会計期間の売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益について、平成 27 年 10 月 8 日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成 28 年 8 月期の予想値の公表がされた平成 28 年 1 月 12 日午後 3 時頃より前の同月 8 日から同月 12 日午後 2 時 58 分頃までの間、自己の計算において、S H I F T 株式合計 2 万株を買付価額合計 2,061 万 200 円で売り付けた。</p> <p>課徴金納付命令対象者②は、S H I F T の役員として勤務</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 28 日</p> <p>課徴金納付命令対象者① 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者①から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p> <p>課徴金納付命令対象者② 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29～ 30 つづき		<p>している者であるが、その職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの会計期間の親会社株主に帰属する当期純利益について、平成27年10月8日に公表された直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者①に対し、同社において新たに算出した平成28年8月期の予想値の公表がされる前にSHIFT株式の売付けをさせることにより同人の損失の発生を回避させる目的をもって、伝達した。</p> <p>課徴金納付命令対象者①は、上記事実が公表された平成28年1月12日午後3時頃より前の同月8日から同月12日午後2時58分頃までの間、自己の計算において、SHIFT株式合計2万株を売付価額合計2,061万200円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】</p> <p>課徴金納付命令対象者① 1,380万円 課徴金納付命令対象者② 351万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金納付命令対象者①の課徴金額は、 違反行為(1)について、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数)となる。</p> <p>したがって、重要事実の公表後2週間におけるSHIFTの最も高い株価は、8,560円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $(8,560 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 10,350,000 \text{ 円} (\text{※1}) \\ = 6,770,000 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は、} \underline{677 \text{ 万円}}$ <p>(※1) 買付価額は、「5,160円×600株 + 5,170円×300株 + 5,180円×600株 + 5,190円×500株」の額である。</p> <p>違反行為(2)について、 (売付価格) × (売付株数) - (重要事実の公表された後2週間ににおける最も低い価格) × (売付株数)となる。</p> <p>したがって、重要事実の公表後2週間におけるSHIFTの最も低い株価は、679円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。</p> $\text{売付価額 } 20,610,200 \text{ 円} (\text{※2}) - (679 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) \\ = 7,030,200 \text{ 円} \\ \Rightarrow \text{課徴金の額は} \underline{1 \text{ 万円未満}} \text{ を切り捨てるため、} \underline{703 \text{ 万円}}$ <p>(※2) 売付価額は、「1,000円×1,100株 + 1,001円×400株 + 1,002円×200株 + 1,003円×100株 + 1,005円×1,200株 + 1,015円×800株 + 1,016円×300株 + 1,018円×100株 + 1,019円×400株 + 1,020円×100株 + 1,021円×300株 + 1,026円×1,800株 + 1,027円×1,600株 + 1,029円×100株 + 1,030円×100株 + 1,031円×400株 + 1,035円×1,000株 + 1,038円×2,000株 + 1,040円×2,000株 + 1,041円×300株 + 1,042円×1,100株 + 1,043円×300株 + 1,045円×1,200株 + 1,046円×1,800株 + 1,047円×1,300株」の額である。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29～ 30 つづき		<p>2. 課徴金納付命令対象者②の課徴金額は、 $(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実の公表された後 2 週間における最も低い価格}) \times (\text{売付株数}) \times 1/2$ となる。</p> <p>したがって、重要事実の公表後 2 週間における S H I F T の最も低い株価は、679 円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 $\{ \text{売付価額 } 20,610,200 \text{ 円 } (\text{※ } 3) - (679 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) \} \times 1/2 = 3,515,100 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>351 万円</u></p> <p>(※ 3) 売付価額は、「1,000 円 × 1,100 株 + 1,001 円 × 400 株 + 1,002 円 × 200 株 + 1,003 円 × 100 株 + 1,005 円 × 1,200 株 + 1,015 円 × 800 株 + 1,016 円 × 300 株 + 1,018 円 × 100 株 + 1,019 円 × 400 株 + 1,020 円 × 100 株 + 1,021 円 × 300 株 + 1,026 円 × 1,800 株 + 1,027 円 × 1,600 株 + 1,029 円 × 100 株 + 1,030 円 × 100 株 + 1,031 円 × 400 株 + 1,035 円 × 1,000 株 + 1,038 円 × 2,000 株 + 1,040 円 × 2,000 株 + 1,041 円 × 300 株 + 1,042 円 × 1,100 株 + 1,043 円 × 300 株 + 1,045 円 × 1,200 株 + 1,046 円 × 1,800 株 + 1,047 円 × 1,300 株」の額である。</p>	
31	28. 3. 25	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】日本マニュファクチャリングサービス (東証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】日本マニュファクチャリングサービス㈱との契約締結交渉者の社員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、兼松㈱（以下「兼松」という。）の社員であったが、日本マニュファクチャリングサービス㈱（以下「日本マニュファクチャリングサービス」という。）と兼松との資本業務提携に関する契約締結の交渉に関し、日本マニュファクチャリングサービスの業務執行を決定する機関が、兼松と業務上の提携を行うこと及び同社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記重要事実が公表された平成 27 年 3 月 30 日より前の同年 3 月 27 日、自己の計算において、日本マニュファクチャリングサービス株式合計 2,000 株を買付価額合計 80 万 4,600 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 77 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 $(\text{重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格}) \times (\text{買付株数}) - (\text{買付価格}) \times (\text{買付株数})$ となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における日本マニュファクチャリングサービスの最も高い株価は、789 円であることから、 $(789 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 804,600 \text{ 円 } (\text{※}) = 773,400 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>77 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「400 円 × 1,100 株 + 404 円 × 300 株 + 405 円 × 200 株 + 406 円 × 400 株」の額である。</p>	審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 28 日 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	27. 6. 19	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】極楽湯（東証 JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員（※違反行為時点の属性）</p> <p>【違反行為の態様】 台湾に居住する個人投資家は、株式会社極楽湯（以下「極楽湯」という。）との契約の締結の交渉に関し、極楽湯の業務執行を決定する機関が業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、当該重要事実が公表された平成 26 年 5 月 27 日午後 3 時 00 分頃より前の同年 4 月 15 日から同年 5 月 27 日午後 2 時 7 分頃までの間、自己の計算において、極楽湯株式合計 1 万 7,500 株を買付価額合計 718 万 200 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 92 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実の公表後 2 週間における最も高い価格) × (買付け等の数量) − (買付け等をした価格) × (買付け等の数量) として計算される。 本件において、重要事実公表後 2 週間における株式会社極楽湯株式の最も高い価格は 463 円である。 以上から、本件違反行為に係る課徴金の額は以下のとおり計算される。 $(463 \text{ 円} \times 17,500 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 7,180,200 \text{ 円}$$= 922,300 \text{ 円}$ ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>92 万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 7 月 31 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 10 月 8 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
2	27. 10. 23	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】ゲームオン（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社員（※違反行為時点の属性）</p> <p>【違反行為の態様】 大韓民国に居住する個人投資家は、ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションとの契約の締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が株式会社ゲームオン（以下「ゲームオン」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、当該事実の公表前の平成 23 年 9 月 14 日から同年 10 月 27 日までの間、自己の計算において、ゲームオン株式合計 137 株を買付価額合計 818 万 9,600 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 386 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実の公表後の 2 週間における最も高い価格) × (買付け等の数量) − (買付け等をした価格) × (買付け等の数量) として計算される。 本件において、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるゲームオン株式の最も高い価格は 88,000 円である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 29 日 第 1 回審判期日（結審） 平成 28 年 2 月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 17 日</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>以上から、本件違反行為に係る課徴金の額は以下のとおり計算される。</p> <p>(88,000 円×137 株) - 買付価額 8,189,600 円 $= 3,866,400$ 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>386 万円</u></p>	
3	28. 1. 29	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】ディー・ディー・エス（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】Evo Investment Advisors Ltd.</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>Evo Investment Advisors Ltd.（以下「エボ・インベストメント」という。）は、英國領ケイマン諸島（以下「ケイマン」という。）の法令に基づいて設立され、ケイマンに登記住所を置く会社であり、同社の子会社でありケイマン法に基づく会社型のファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）及びフィーダー・ファンドの子会社でありケイマン法に基づく会社型のファンド（以下「マスター・ファンド」という。）との間で締結したインベストメント・マネジメント契約に基づいて、マスター・ファンドに出資された資産の運用権限を有していた。</p> <p>エボ・インベストメントは、そのトレーダーとして株式売買業務に従事していた者において、同社のマスター・ファンドの運用に係る業務として、東京証券取引所マザーズ市場に上場している株式会社ディー・ディー・エスの株式につき、私設取引システム（Proprietary Trading System。以下「PTS」という。）を利用した同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 5 月 15 日午前 8 時 20 分頃から同日午前 8 時 55 分頃までの間、金融商品取引所の午前立会時間開始前の注文受付時間に、株式会社東京証券取引所において、約定させる意思のない大量の成行条件の買い注文を発注して寄前気配値段を引き上げた上で、PTS で売り注文を発注し、その売り注文を自己に有利な価格で約定させるなどの方法により、同株式合計 28 万 6,700 株の買い注文を発注するとともに、同株式合計 2 万 7,500 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、取引所金融商品市場における同株式の相場を変動させるべき一連の買付けの委託及び売付けをした。</p> <p>【課徴金額】 920 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、</p> <p>1. (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付け等数量と買付け等数量のうち、いざれか少ない数量をいう。</p> <p>及び</p> <p>(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（※2）が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係</p>	審判手続開始決定日 平成 28 年 2 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 28 年 3 月 4 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>る有価証券の売付け等についての金商法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額</p> <p>(※ 2) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合には、上記 (1) 及び (2) に掲げる課徴金の額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。</p> <p>を合計し、</p> <p>(3) 金商法第 176 条第 2 項の規定により、前記 (1) 及び (2) の合計額に一万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる</p> <p>ことで算出される。</p> <p>2. 本件では、</p> <p>(1) 売買対当数量 (※ 3) に係る課徴金の額 8,990,940 円</p> <p>(※ 3) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量が 27,500 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、当該違反行為の開始時に所有しており、金商法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為開始時にその時における価格 (1,182 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる 27,800 株であることから、27,500 株となる。</p> <p>及び</p> <p>(2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量 (300 株) に係る課徴金の額 215,100 円 (※ 4)</p> <p>(※ 4) 当該違反行為が終了してから、1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金商法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (1,899 円) に当該超える数量 (300 株 (27,800 株 - 27,500 株)) を乗じて得た額 (569,700 円) から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 (1,182 円 × 300 株 = 354,600 円) を控除することで算出される。</p> <p>を合計し (9,206,040 円)、</p> <p>(3) 一万円未満の端数 (6,040 円) を切り捨てた金額である <u>920 万円</u> が課徴金の額となる。</p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4	28. 3. 4	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】ミクシィ（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】Blue Sky Capital Management Pty Ltd</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>Blue Sky Capital Management Pty Ltd（以下「ブルースカイ」という。）は、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州に本店を置く会社であり、英國領ケイマン諸島籍リミテッドパートナーシップ形態のファンドであるブルー・スカイ・ワールド・エルピー及びブルー・スカイ・ジャパン・エルピーの各ジェネラルパートナーとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約並びにオーストラリア連邦籍の会社形態のファンドであるエムエイエイチ・キャピタル・プロプライエタリー・リミテッドとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約に基づき、上記 3 つのファンドに出資された資産の運用権限を有していた。</p> <p>ブルースカイは、その役職員において、同社の業務に関し、東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ミクシィの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 6 月 17 日午後 1 時 17 分 03 秒から同日午後 2 時 54 分 16 秒までの間、株式会社東京証券取引所において、大量の成行売り注文を連續して発注して株価を引き下げたり、上値に約定させる意思のない大量の売り注文を発注するなどの方法により、同株式合計 16 万 6,300 株を売り付ける一方、同株式合計 9 万 8,300 株を買い付けるとともに、同株式合計 77 万 3,300 株の売付けの委託及び同株式合計 1 万 8,800 株の買付けの委託を行い、もって、自己以外の者の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 744 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、</p> <p>1. (1) 算定対象取引（※1）が行われた日の属する月について、違反者に財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下「運用報酬」という。）の価額（※2）の総額に 3 を乗じて得た額を算出し、</p> <p>（※1）算定対象取引とは、金商法第 174 条の 2 第 1 項第 2 号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係るものを指す（金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 16 第 1 項第 1 号）。</p> <p>（※2）運用報酬の算定の基礎となる期間（以下「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出することとなる（同条第 2 項括弧書き）。</p> <p>(2) 金商法第 176 条第 2 項の規定により、前記（1）の金額に一万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>ことで算出される。</p> <p>2. 本件では、</p> <p>(1) 違反者に対し、平成 26 年 6 月分の運用の対価として支払われ</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 9 日</p> <p>審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>るべき金銭を 7,448,187 円と算出し (※3)、</p> <p>(※3) 違反者が、平成 26 年 6 月分として受領すべき運用報酬である 24,488.13 米ドルに 3 を乗じた後、平成 26 年 6 月 30 日の米ドル・円為替レートである 101.385 円/米ドルを乗じることで算出される。</p> <p>(2) 一万円未満の端数 (8,187 円) を切り捨てた金額である <u>744</u> 万円が課徴金の額となる。</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	27. 6. 19	<p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱アゴーラ・ホスピタリティー・グループ（東証 1 部）</p> <p>【違反行為の態様】 海外の靈園事業を取得するに当たり、当該靈園事業に係る資産を適切に時価評価せず、たな卸資産（開発事業等支出金）を過大に計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 6 月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 7 月 30 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 22 年 8 月 13 日	第 73 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,111 百万円であるところを 12,910 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等
2	平成 22 年 11 月 15 日	第 73 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 6,776 百万円であるところを 12,440 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等
3	平成 23 年 3 月 30 日	第 73 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 12 月期有価証券報告書）	平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 7,454 百万円であるところを 12,912 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等
4	平成 23 年 5 月 16 日	第 74 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,409 百万円であるところを 13,164 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等
5	平成 23 年 8 月 15 日	第 74 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,375 百万円であるところを 12,921 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
1 つづき	6 平成 23 年 11月 14 日	第 74 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 8,574 百万円であるところを 13,359 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 74 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 23 年 12 月期有価証券報告書）	平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 8,557 百万円であるところを 13,486 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 75 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 8,554 百万円であるところを 14,144 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 75 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 8,374 百万円であるところを 13,448 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 75 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 8,272 百万円であるところを 13,478 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 75 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 24 年 12 月期有価証券報告書）	平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 8,080 百万円であるところを 11,849 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 76 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 8,084 百万円であるところを 12,263 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 76 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,988 百万円であるところを 12,270 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 76 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 7,882 百万円であるところを 11,987 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	
		第 76 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 25 年 12 月期有価証券報告書）	平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 7,795 百万円であるところを 12,288 百万円と記載	・開発事業等支出金の過大計上等	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯
1 つづき		16	平成 26 年 5 月 15 日	第 77 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結 純資産額が 7,640 百万円であるところを 12,055 百万円と記載 ・開発事業等支出金の過大計上等
		17	平成 26 年 8 月 14 日	第 77 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結 純資産額が 7,583 百万円であるところを 12,003 百万円と記載 ・開発事業等支出金の過大計上等
		18	平成 26 年 11 月 14 日	第 77 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結 純資産額が 7,960 百万円であるところを 12,703 百万円と記載 ・開発事業等支出金の過大計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

○ 発行開示

平成 22 年 12 月 13 日提出有価証券届出書（株式）
 (組込情報) 平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書
 平成 23 年 7 月 20 日提出有価証券届出書（株式）
 (組込情報) 平成 22 年 12 月期有価証券報告書
 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書
 平成 24 年 5 月 14 日提出有価証券届出書（新株予約権証券）
 (組込情報) 平成 23 年 12 月期有価証券報告書
 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書

【課徴金額】 1 億 3,791 万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 12 月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書 352,409 円
 平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書 297,374 円
 平成 22 年 12 月期有価証券報告書 302,492 円

が 600 万円を超えないことから、

イ 平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、
 300 万円

ロ 平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、
 300 万円

ハ 平成 22 年 12 月期有価証券報告書については、
 600 万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

i 平成 22 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150 万円

ii 平成 22 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150 万円

iii 平成 22 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、300 万円

② 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
1 つづき		<p>成 23 年 12 月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>308,304 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>284,257 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>347,898 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 12 月期有価証券報告書</td> <td>316,856 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 23 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 23 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u></p> <p>③ 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 12 月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>355,530 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>354,726 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>318,285 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 12 月期有価証券報告書</td> <td>331,378 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 24 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 24 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u></p> <p>④ 平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書、平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 25 年 12 月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p>	平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	308,304 円	平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	284,257 円	平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	347,898 円	平成 23 年 12 月期有価証券報告書	316,856 円	平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	355,530 円	平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	354,726 円	平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	318,285 円	平成 24 年 12 月期有価証券報告書	331,378 円	
平成 23 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	308,304 円																		
平成 23 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	284,257 円																		
平成 23 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	347,898 円																		
平成 23 年 12 月期有価証券報告書	316,856 円																		
平成 24 年 3 月第 1 四半期四半期報告書	355,530 円																		
平成 24 年 6 月第 2 四半期四半期報告書	354,726 円																		
平成 24 年 9 月第 3 四半期四半期報告書	318,285 円																		
平成 24 年 12 月期有価証券報告書	331,378 円																		

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		<p>(平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書 518,038 円) 平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書 790,214 円 平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書 725,398 円 平成 25 年 12 月期有価証券報告書 733,850 円)</p> <p>が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 25 年 12 月期有価証券報告書については、 600 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 25 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 25 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 25 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 25 年 12 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u></p> <p>⑤ 平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書、平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <p>(平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書 796,120 円) 平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書 732,694 円 平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書 775,281 円)</p> <p>が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 26 年 3 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 26 年 6 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> iii 平成 26 年 9 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>⑥ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 22 年 12 月 13 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $780,000,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 3,510 \text{ 万円}$ となる。 ロ 平成 23 年 7 月 20 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $1,421,972,448 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 63,988,760 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>6,398 万円</u> となる。 ハ 平成 24 年 5 月 14 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）</p> </p>	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		に係る課徴金額は、 $196,375,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 8,836,875 \text{ 円}$ について、1万円未満を切り捨てて、 <u>883万円</u> となる。	
2	27. 9. 18	<p>【違反行為】 四半期報告書等の虚偽記載 (金商法第172条の4第2項、第172条の2第1項第1号)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株オプトロム (名証セントレックス)</p> <p>【違反行為の態様】 衛星放送送信事業の譲受のための預託金の支払を装うなどして、新株予約権の割当先のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていたが、同流出資金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったほか、インターネット広告事業にかかる提携先に対する長期貸付金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかった結果、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。また、新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載するなどの虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 <input checked="" type="radio"/> 繼続開示</p>	審判手続開始決定日 平成 27 年 9 月 18 日 審判手続中 (平成 28 年 4 月 30 日現在)

番号	開示書類		虚偽記載		
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)
1	平成 26 年 8 月 13 日	第 29 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲249 百万円であるところを▲170 百万円と記載
			平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲348 百万円であるところを▲269 百万円と記載
2	平成 26 年 11 月 14 日	第 29 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書)	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲519 百万円であるところを▲424 百万円と記載
			平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲521 百万円であるところを▲426 百万円と記載
3	平成 27 年 2 月 13 日	第 29 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲754 百万円であるところを▲646 百万円と記載
			平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が▲646 百万円であるところを▲538 百万円と記載

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯						
2 つづき		<p>○ 発行開示</p> <p>平成 26 年 2 月 27 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） (新株予約権の割当予定先の親会社に反社会的勢力等や違法行為との関わりに懸念がある人物との関係が指摘されるなどの調査結果を得ていたにもかかわらず、上記親会社について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はない旨確認されたかのように記載等)</p> <p>平成 27 年 3 月 9 日提出有価証券届出書（株式） (組込情報) 平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>平成 27 年 3 月 9 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） (組込情報) 平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>【課徴金額】 9,962 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>72,764 円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>62,649 円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>112,586 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>ii 平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>iii 平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>イ 平成 26 年 2 月 27 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、 $503,535,500 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 22,659,097 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>2,265 万円</u>となる。</p> <p>ロ 平成 27 年 3 月 9 日提出の有価証券届出書（株式）に係る課徴金の額は、 $815,832,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 36,712,440 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>3,671 万円</u>となる。</p> <p>ハ 平成 27 年 3 月 9 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金額は、 $761,497,200 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 34,267,374 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>3,426 万円</u>となる。</p>	平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	72,764 円	平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	62,649 円	平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	112,586 円	
平成 26 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	72,764 円								
平成 26 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	62,649 円								
平成 26 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	112,586 円								

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																		
3	27. 10. 16	<p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ジャパンベストレスキューシステム㈱ (東証 1 部、名証 1 部)</p> <p>【違反行為の態様】 子会社において、除染作業が完了していない案件について売上を前倒し計上したり、受注していない案件について架空の売上を計上することにより売上を過大に計上等したほか、損失が見込まれる案件について適切な受注損失引当金の計上をせず、また、上記子会社に係るのれん等固定資産について適切な減損会計の適用による減損損失の計上等をしなかった結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、当該四半期報告書を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p>○ 継続開示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">開示書類</th> <th colspan="4">虚偽記載</th> </tr> <tr> <th>提出日</th> <th>書類</th> <th>会計期間</th> <th>財務計算に関する書類</th> <th>内容 (注)</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成 25 年 8 月 14 日</td> <td>第 17 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書)</td> <td>平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間</td> <td>四半期連結損益計算書</td> <td>連結四半期純損益が 233 百万円であるところを 394 百万円と記載</td> <td>・売上の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成 25 年 12 月 24 日</td> <td>第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 25 年 9 月期有価証券報告書)</td> <td>平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の連結会計期間</td> <td>連結損益計算書 連結貸借対照表</td> <td>連結当期純損益が ▲486 百万円であるところを 382 百万円と記載 連結純資産額が 1,968 百万円であるところを 2,897 百万円と記載</td> <td>・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成 26 年 2 月 13 日</td> <td>第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書)</td> <td>平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間</td> <td>四半期連結損益計算書</td> <td>連結四半期純損益が ▲232 百万円であるところを 6 百万円と記載</td> <td>・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。</p> <p>○ 発行開示 平成 25 年 11 月 18 日提出有価証券届出書(一般募集) (参照書類) 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書 平成 25 年 11 月 18 日提出有価証券届出書 (その他の者に対する割当) (参照書類) 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>【課徴金額】 1 億 6,509 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 ① 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 25 年 9 月期有価証券報告書に係るもの</p>	番号	開示書類		虚偽記載				提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由	1	平成 25 年 8 月 14 日	第 17 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 233 百万円であるところを 394 百万円と記載	・売上の過大計上等	2	平成 25 年 12 月 24 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 25 年 9 月期有価証券報告書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書 連結貸借対照表	連結当期純損益が ▲486 百万円であるところを 382 百万円と記載 連結純資産額が 1,968 百万円であるところを 2,897 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等	3	平成 26 年 2 月 13 日	第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が ▲232 百万円であるところを 6 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 10 月 16 日 課徴金納付命令決定日 平成 27 年 11 月 12 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
番号	開示書類			虚偽記載																																	
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由																															
1	平成 25 年 8 月 14 日	第 17 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が 233 百万円であるところを 394 百万円と記載	・売上の過大計上等																															
2	平成 25 年 12 月 24 日	第 17 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 25 年 9 月期有価証券報告書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結損益計算書 連結貸借対照表	連結当期純損益が ▲486 百万円であるところを 382 百万円と記載 連結純資産額が 1,968 百万円であるところを 2,897 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等																															
3	平成 26 年 2 月 13 日	第 18 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 25 年 10 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が ▲232 百万円であるところを 6 百万円と記載	・売上の過大計上 ・減損損失の不計上 ・受注損失引当金の不計上等																															

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <p>〔 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書 472,434 円 平成 25 年 9 月期有価証券報告書 582,634 円 〕</p> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 25 年 9 月期有価証券報告書については、 600 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 25 年 6 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>ii 平成 25 年 9 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>400 万円</u></p> <p>② 平成 25 年 12 月第 1 四半期四半期報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (1,491,338 円) が 600 万円を超えないことから、300 万円となるが、金商法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、300 万円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である <u>150 万円</u> となる。</p> <p>③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>イ 平成 25 年 11 月 18 日午後 3 時 32 分提出の有価証券届出書(一般募集)に係る課徴金の額は、 $3,322,380,825 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 149,507,137 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1 億 4,950 万円</u> となる。</p> <p>ロ 平成 25 年 11 月 18 日午後 3 時 33 分提出の有価証券届出書(その他の者に対する割当)に係る課徴金の額は、 $359,610,633 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 16,182,478 \text{ 円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、1,618 万円となるが、金商法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 14 項の規定により 1,618 万円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である <u>809 万円</u> となる。</p>	
4	27. 12. 7	<p>【違反行為】</p> <p>有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項第 1 号)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】</p> <p>㈱東芝（東証 1 部、名証 1 部）</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行った結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする発行登録追補書類に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p>○ 継続開示</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 27 年 12 月 7 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 27 年 12 月 24 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯	
4 つづき		番号	開示書類		虚偽記載			事由
			提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注1)	
		1	平成24年6月22日	第173期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成24年3月期有価証券報告書)	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が3,194百万円であるところを70,054百万円(注2)と記載	・工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上 ・売上原価の過少計上 ・費用の過少計上等
		2	平成25年6月25日	第174期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成25年3月期有価証券報告書)	平成24年4月1日～平成25年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が13,425百万円であるところを77,366百万円(注3)と記載	・工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上 ・売上原価の過少計上 ・費用の過少計上等
		<p>(注1) 金額は百万円未満切捨てである。</p> <p>(注2) 平成25年3月期有価証券報告書に掲載された連結損益計算書記載の遡及修正後の計数である。</p> <p>(注3) 平成26年3月期有価証券報告書に掲載された連結損益計算書記載の遡及修正後の計数である。</p>						
		<p>○ 発行開示</p> <p>平成22年12月9日提出発行登録追補書類</p> <p>(参照書類) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、同期間ににおける連結当期純損益が53,943百万円の損失であるところを19,743百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成22年3月期有価証券報告書</p> <p>平成25年1月17日提出発行登録追補書類</p> <p>(参照書類) 平成24年3月期有価証券報告書</p> <p>平成25年5月24日提出発行登録追補書類</p> <p>(参照書類) 平成24年3月期有価証券報告書</p> <p>平成25年7月12日提出発行登録追補書類</p> <p>(参照書類) 平成25年3月期有価証券報告書</p> <p>平成25年12月5日提出発行登録追補書類</p> <p>(参照書類) 平成25年3月期有価証券報告書</p>						
		<p>【課徴金額】 73億7,350万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成24年3月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(92,277,727円)が600万円を超えることから、1万円未満の端数を切り捨てて<u>9,227万円</u>となる。</p> <p>② 平成25年3月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(81,236,859円)が600万円を超えることから、1万円未満の端数を切り捨てて<u>8,123万円</u>となる。</p> <p>③ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の2.25に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>イ 平成22年12月9日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 $120,000,000,000 \text{ 円} \times 2.25 / 100 = 27 \text{ 億円}$となる。</p> <p>ロ 平成25年1月17日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 $30,000,000,000 \text{ 円} \times 2.25 / 100 = 6 \text{ 億 } 7,500 \text{ 万円}$となる。</p> <p>ハ 平成25年5月24日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、</p>						

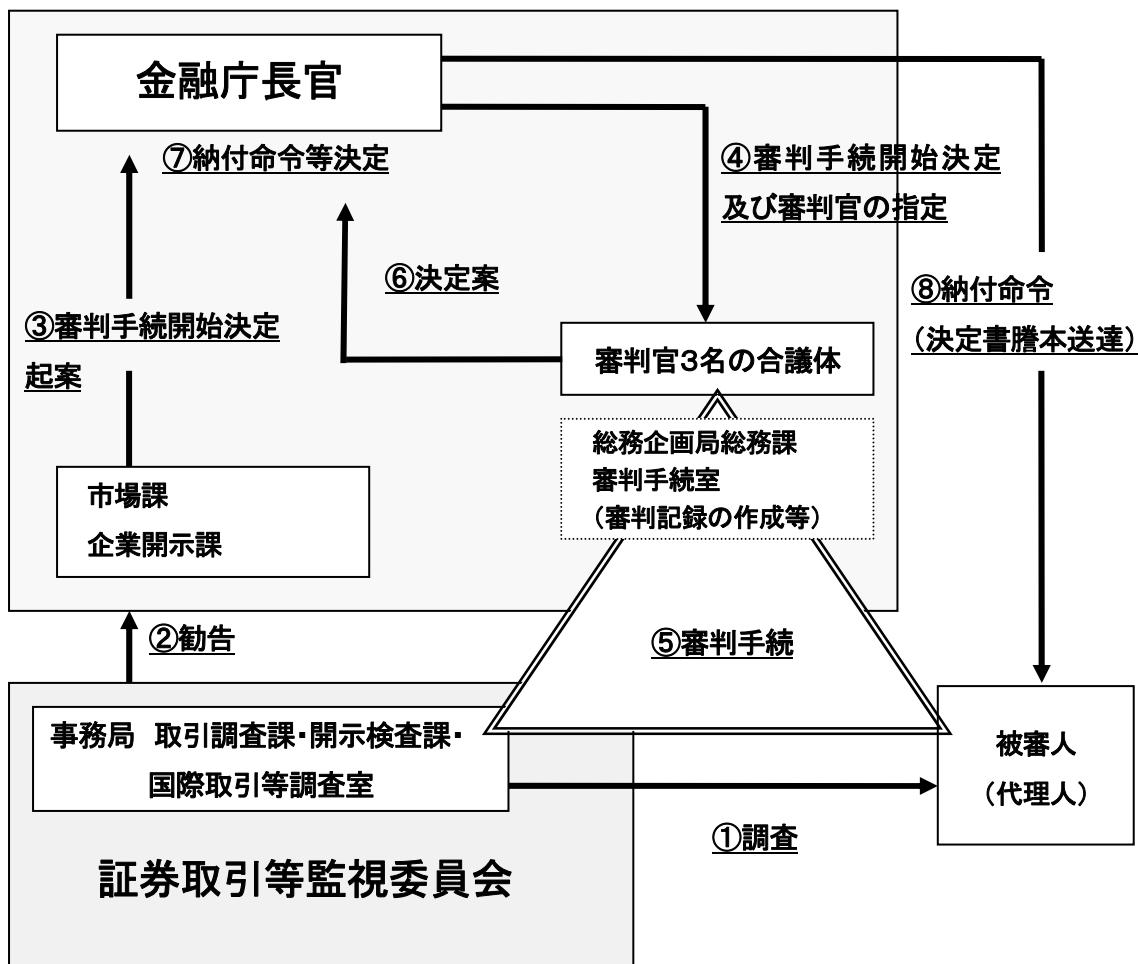
一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																														
4 つづき		<p>90,000,000,000円×2.25／100=20億2,500万円となる。</p> <p>二 平成25年7月12日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 30,000,000,000×2.25／100=6億7,500万円となる。</p> <p>亦 平成25年12月5日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 50,000,000,000×2.25／100=11億2,500万円となる。</p>																																																															
5	28.3.29	<p>【違反行為】 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法172条の4第1項・第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 新日本建設㈱(東証1部)</p> <p>【違反行為の態様】 所有不動産の鑑定評価を依頼していた不動産鑑定業者が行った過大な鑑定評価結果に基づき、たな卸資産(販売用不動産)を過大に計上するなどした結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出了。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th colspan="2">開示書類</th> <th colspan="4">虚偽記載</th> </tr> <tr> <th>提出日</th> <th>書類</th> <th>会計期間</th> <th>財務計算に関する書類</th> <th>内容(注)</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>平成23年6月29日</td> <td>第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成23年3月期有価証券報告書)</td> <td>平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間</td> <td>連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が22,590百万円であるところを28,884百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>平成23年8月9日</td> <td>第48期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年6月第1四半期四半期報告書)</td> <td>平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間</td> <td>四半期連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が22,563百万円であるところを28,857百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成23年11月11日</td> <td>第48期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年9月第2四半期四半期報告書)</td> <td>平成23年7月1日～平成23年9月30日の第2四半期連結会計期間</td> <td>四半期連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が23,246百万円であるところを29,540百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>平成24年2月10日</td> <td>第48期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年12月第3四半期四半期報告書)</td> <td>平成23年10月1日～平成23年12月31日の第3四半期連結会計期間</td> <td>四半期連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が23,449百万円であるところを29,743百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>平成24年6月28日</td> <td>第48期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成24年3月期有価証券報告書)</td> <td>平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間</td> <td>連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が23,770百万円であるところを29,959百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>平成24年8月10日</td> <td>第49期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成24年6月第1四半期四半期報告書)</td> <td>平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間</td> <td>四半期連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が23,566百万円であるところを29,755百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>平成24年11月14日</td> <td>第49期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成24年9月第2四半期四半期報告書)</td> <td>平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間</td> <td>四半期連結貸借対照表</td> <td>連結純資産額が23,774百万円であるところを29,962百万円と記載</td> <td>・販売用不動産の過大計上等</td> </tr> </tbody> </table>	番号	開示書類		虚偽記載				提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由	1	平成23年6月29日	第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成23年3月期有価証券報告書)	平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が22,590百万円であるところを28,884百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	2	平成23年8月9日	第48期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年6月第1四半期四半期報告書)	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が22,563百万円であるところを28,857百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	3	平成23年11月11日	第48期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年9月第2四半期四半期報告書)	平成23年7月1日～平成23年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,246百万円であるところを29,540百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	4	平成24年2月10日	第48期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年12月第3四半期四半期報告書)	平成23年10月1日～平成23年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,449百万円であるところを29,743百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	5	平成24年6月28日	第48期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成24年3月期有価証券報告書)	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が23,770百万円であるところを29,959百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	6	平成24年8月10日	第49期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成24年6月第1四半期四半期報告書)	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,566百万円であるところを29,755百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	7	平成24年11月14日	第49期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成24年9月第2四半期四半期報告書)	平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,774百万円であるところを29,962百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等	<p>審判手続開始決定日 平成28年3月29日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成28年4月14日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
番号	開示書類			虚偽記載																																																													
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由																																																											
1	平成23年6月29日	第47期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成23年3月期有価証券報告書)	平成22年4月1日～平成23年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が22,590百万円であるところを28,884百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											
2	平成23年8月9日	第48期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年6月第1四半期四半期報告書)	平成23年4月1日～平成23年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が22,563百万円であるところを28,857百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											
3	平成23年11月11日	第48期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年9月第2四半期四半期報告書)	平成23年7月1日～平成23年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,246百万円であるところを29,540百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											
4	平成24年2月10日	第48期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成23年12月第3四半期四半期報告書)	平成23年10月1日～平成23年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,449百万円であるところを29,743百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											
5	平成24年6月28日	第48期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成24年3月期有価証券報告書)	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が23,770百万円であるところを29,959百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											
6	平成24年8月10日	第49期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成24年6月第1四半期四半期報告書)	平成24年4月1日～平成24年6月30日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,566百万円であるところを29,755百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											
7	平成24年11月14日	第49期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成24年9月第2四半期四半期報告書)	平成24年7月1日～平成24年9月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が23,774百万円であるところを29,962百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等																																																											

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容					勧告後の経緯								
5 つづき		8 平成 25 年 2月 12 日	第49期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 24 年 12 月第3四半期四半期報告書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 23,651 百万円であるところを 29,839 百万円と記載	・販売用不動産の過大計上等								
(注) 金額は百万円未満切捨てである。															
【課徴金額】 1,800 万円															
(注) 課徴金額は、以下のように算出される。															
① 平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額(814,916 円) が 600 万円を超えないことから、 <u>600 万円</u> となる。															
② 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額															
<table border="0"> <tr> <td>平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>921,442 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>820,281 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>731,077 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 3 月期有価証券報告書</td> <td>841,040 円</td> </tr> </table>								平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	921,442 円	平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	820,281 円	平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	731,077 円	平成 24 年 3 月期有価証券報告書	841,040 円
平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	921,442 円														
平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	820,281 円														
平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	731,077 円														
平成 24 年 3 月期有価証券報告書	841,040 円														
が 600 万円を超えないことから、															
イ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円															
ロ 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円															
ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円															
ニ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円															
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。															
i 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>120 万円</u>															
ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>120 万円</u>															
iii 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>120 万円</u>															
iv 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u>															
③ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額															
<table border="0"> <tr> <td>平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>719,470 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>676,136 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>704,476 円</td> </tr> </table>								平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	719,470 円	平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	676,136 円	平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	704,476 円		
平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	719,470 円														
平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	676,136 円														
平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	704,476 円														
が 600 万円を超えないことから、															
イ 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円															
ロ 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円															
ハ 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円															
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決															

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																
5 つづき		<p>定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>200 万円</u></p> <p>ii 平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>200 万円</u></p> <p>iii 平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>200 万円</u></p>																	
6	28. 3. 29	<p>【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株フード・プラネット (東証 2 部)</p> <p>【違反行為の態様】 当社代表取締役が代表を兼務していた他社による太陽光発電事業に係る販売取引の一部を、当社子会社による販売取引のように装うことにより、売上を過大に計上した結果、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">提出日</th> <th rowspan="2">書類</th> <th colspan="4">虚偽記載</th> </tr> <tr> <th>会計期間</th> <th>財務計算に 関する書類</th> <th>内容 (注)</th> <th>事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年 12 月 25 日</td> <td>第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 26 年 9 月期有価証券報告書)</td> <td>平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の連結会計期間</td> <td>連結 損益計算書</td> <td>売上高が 81 百万円 であるところを 113 百万円と記載</td> <td>・売上の過大計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額は百万円未満切捨てである。</p> <p>【課徴金額】 600 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。 平成 26 年 9 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (128,185 円) が 600 万円を超えないことから、<u>600 万円</u>となる。</p>	提出日	書類	虚偽記載				会計期間	財務計算に 関する書類	内容 (注)	事由	平成 26 年 12 月 25 日	第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 26 年 9 月期有価証券報告書)	平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 81 百万円 であるところを 113 百万円と記載	・売上の過大計上	<p>審判手続開始決定日 平成 28 年 3 月 29 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 28 年 4 月 21 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
提出日	書類	虚偽記載																	
		会計期間	財務計算に 関する書類	内容 (注)	事由														
平成 26 年 12 月 25 日	第30期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書 (平成 26 年 9 月期有価証券報告書)	平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 9 月 30 日の連結会計期間	連結 損益計算書	売上高が 81 百万円 であるところを 113 百万円と記載	・売上の過大計上														

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3-4-4 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
 - ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
 - ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
 - ⑤ 審判官による審判手続
 - ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
 - ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定

3-4-5 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引、相場操縦及び偽計)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	内部者取引		相場操縦		偽計		件数	課徴金額
件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
合計	287	5,807,087,935	225	468,200,000	60	1,230,597,935	2	4,108,290,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
	開示規制		その他			
件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
合計	94	15,949,519,979	93	15,942,019,979	1	7,500,000

(注)

1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。

2 課徴金額は勧告時点のもの。

3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審査手続により「違反事実なし」となっている。

4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審査手続により「違反事実なし」となっている。

5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

3－5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	22～23	24	25	26	27	合計
合計	5	1	2	6	3	17
無登録業者等	4	1	2	6	3	16
無届募集	1	0	0	0	0	1

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1	㈱大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金融商品取引業（株式等の募集の取扱い等）の禁止等</p> <p>（㈱大経（以下「当社」という。）は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、㈱生物化学研究所（山梨県中央市。以下「生物化学」という。）が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。</p> <p>このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。</p>	平成22年 11月26日 (東京地裁)
2	㈱生物化学 研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	<p>○ 無届募集（株式等）の禁止等</p> <p>（㈱生物化学研究所（以下「当社」という。）は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない㈱大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた（株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円）。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。</p> <p>当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行つてはならないものである。</p> <p>このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。</p>	平成22年 12月15日 (甲府地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
3	ジャパン リアルライズ㈱ 他 2 名 (北海道札幌市)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 23 年 4 月 28 日 (札幌地裁)	<p>○ 無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等</p> <p>ジャパンリアルライズ㈱他 2 名（以下「当社ら」という。）は、平成 20 年 11 月ころから平成 23 年 4 月までの間、合計 20 本の組合契約（以下「JR ファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JR ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>そうすると、JR ファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、遅くとも、平成 22 年 4 月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、JR ファンドは、特例業務の運用の要件として、JR ファンド全体で、適格機関投資家 1 名以上及び一般投資家 49 名以下からの出資でなければならないところ、運用中の JR ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成 21 年 8 月末以降、49 名を超えて、平成 23 年 3 月末現在約 100 名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第 4 項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成 23 年 5 月 2 日を募集開始日とする新たな JR ファンドの勧誘を企画している。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 23 年 5 月 13 日 (札幌地裁)
4	㈱ベネフィット アロー 他 3 名 (東京都中央区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 23 年 6 月 24 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>㈱ベネフィットアロー（以下「当社」という。）は、平成 22 年 11 月ころ以降、（有）フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主である A 及び当社代表取締役 B は、当社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。</p> <p>C（以下、当社、A、B 及び C を併せて「当社ら」という。）は、平成 22 年 6 月ころ以降、当社、（株）コンサルティングファーム（東京都中央区）、R リサーチ（東京都中央区）、（株）セカンドミリオン（東京都港区）、リミックススマネージメント（東京都台東区）、フロンティアターゲット（東京都台東区）及び（株）ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得</p>	<p>・ 平成 23 年 7 月 5 日 (東京地裁) (被申立人 1 名)</p> <p>・ 平成 23 年 7 月 15 日 (東京地裁) (上記 1 名以 外の被申立人 ら)</p>

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
4 つづき			<p>させた。</p> <p>当社らの上記行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>当社に対しては、平成 23 年 4 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、C は、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
5	株)E ファクトリー 及び 株)エクセレント 他 1 名 (東京都新宿区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	<p>○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>(株)E ファクトリー社及び(株)エクセレント社（以下「両社」という。）は、A 社長（以下、両社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 23 年 1 月から同年 11 月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50% に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。</p> <p>(2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率 3 % から 8 %（なお、年率は各ファンドごとに異なる。）を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。</p> <p>(3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。</p> <p>上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月に E ファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。</p>	平成 24 年 2 月 3 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
6	F－S E E D株 他 1名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 25 年 3 月 22 日 (名古屋地裁)	<p>○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>F－S E E D株（以下「当社」という。）は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理するA（以下、当社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 22 年 11 月ころから平成 25 年 3 月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 当社らは、平成 23 年 3 月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の 8 割を営業者報酬として出資金から收受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を收受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>(2) 当社らは、平成 23 年 5 月ころ以降、営業者報酬を收受するために計上していた架空の収入の 2 割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の收受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 25 年 4 月 11 日 (名古屋地裁)
7	㈱ライフステージ 他 2 名 (東京都新宿区)	平成 25 年 11 月 12 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>㈱ライフステージ（以下「当社」という。）は、遅くとも平成 23 年 8 月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の L I F E S T A G E L I M I T E D（以下「リミテッド社」という。）が出資された資金を外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>また、当社は、平成 25 年 9 月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金を FX 取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人の G L O B A L</p>	平成 25 年 11 月 26 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
7 つづき			<p>INTERNATIONAL HOLDINGS LTD.がそれにより生じた運用益を支払うことを中心とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社の100パーセント株主で「会長」であるA及び代表取締役であるB(以下、当社、A及びBを併せて「当社ら」という。)は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧説した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。</p> <p>以上の結果、平成23年8月頃から平成25年10月頃までの間に、延べ5,336名の一般投資家が約146億円を出資した。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成25年9月頃以降、勧説する権利を変更して当該権利に関する勧説を本格的に実行し始めたところである。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
8	アイエムビジョン㈱ 他1名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成26年 1月10日 (名古屋地裁)	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止等</p> <p>アイエムビジョン㈱(以下「当社」という。)他1名(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの間、合計12本の匿名組合契約(以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。)に基づく権利の私募を行い、延べ389名から約15億円の出資を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成23年7月頃以降、延べ334名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は49名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成23年7月末以降、49名を超え、平成25年10月末時点で少なくとも139名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。</p> <p>そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として收受するとされているにもかかわらず、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに出資された出資金を充当していた。</p> <p>以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約4割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させ</p>	平成26年1 月24日の名 古屋地裁から 当社に対する 破産手続開始 決定の発令を 受け、同月31 日に申立てを 取下げ

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
8 つづき			<p>ている。</p> <p>このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。</p> <p>さらに、当社らは、平成 26 年 1 月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
9	㈱UAG他 2 名 (大阪市福島区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 26 年 6 月 6 日 (大阪地裁)	<p>○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>㈱UAG（以下「当社」という。）代表取締役 A 及び従業員 B（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、遅くとも平成 24 年 7 月頃以降、当社の業務として、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の UPDATE ASIA GROUP LIMITED が営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする 2 本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させている。その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成 24 年 7 月頃から平成 26 年 5 月頃までの間で、延べ 262 名に及び、その出資額は約 18 億円となっている。</p> <p>なお、当社らは、当社顧客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。</p> <p>当社らの上記行為は、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、平成 26 年 2 月頃から同年 3 月頃にかけては、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、最近になって、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 26 年 6 月 23 日 (大阪地裁)
10	㈱Grant 他 3 名 (大阪市北区)	平成 26 年 7 月 3 日 (大阪地裁)	<p>○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>㈱Grant（以下「当社」という。）代表取締役 A、当社関係者 B 及び同 C（以下、A 及び B と併せて「A ら」という。また、当社及び A らを併せて「当社ら」という。）は、平成 23 年 12 月頃以降、B が「会長」を務める当社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店（以下「無登録代理店」という。）を利用して、多数の一般投資家に対し、海外の第一次販売代理店から紹介された、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品（以下「海外ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成 23 年 12 月頃から平成 26 年 5 月頃までの間で、延べ約 1,600 名に及び、同月までの積立額の合計は約 16 億円に上る。</p> <p>なお、当社らは、A らが実質支配する海外の関連法人を介するなどして、無登録代理店に対して、販売手数料として、顧客の拠出金額に応じた金銭を支払っていた。</p> <p>当社らは、現在においても、多数の一般投資家に対し、海外ファンドに係る取得勧誘を行っており、こうした取得勧誘行為は、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、</p>	平成 26 年 7 月 28 日 (大阪地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
10 つづき			<p>無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、平成 26 年 5 月において、より多くの顧客を獲得することを目的として、無登録代理店を増やす方法を企画し、海外ファンドの取得勧誘の拡大を図っている。</p> <p>なお、以上に加え、A らは、平成 19 年 8 月頃から平成 21 年 12 月頃までの間、B が代表者を務める(株)アビオン 35 (金融商品取引業の登録等はない。)において、また平成 22 年 1 月頃から平成 23 年 11 月頃までの間、C が代表者を務めるジースリー(株) (第二種金融商品取引業・投資助言・代理業)において、自ら又は上記無登録代理店を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘を行っていた。その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成 19 年 8 月頃から平成 23 年 11 月頃までの間で、延べ約 2,400 名に及び、本年 5 月までの積立額の合計は約 73 億円に上る。</p> <p>さらに、A らは、平成 19 年 3 月頃から平成 24 年 5 月頃までの間、自ら又は上記無登録代理店を利用して、同人らが実質支配する国内外の関連法人等が営業者となり組成・運用する複数のファンドの持分(主に匿名組合契約に基づく権利)の取得勧誘を行っていたところ、これらのファンド持分を取得した一般投資家は、上記期間で、延べ約 1,600 名に及び、その出資額は約 56 億円に上る。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
11	(株)グランター他 2 名 (東京都港区)	平成 26 年 8 月 6 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)グランター(以下「当社」という。)、当社代表取締役 A 及び当社職員 B(以下、「当社ら」という。)は、全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを開催して参加者に対し取得勧誘を行っているところ、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の P B E D G E C O M P A N Y L I M I T E D (以下「PB 社」という。)が運用を行うとする「資産管理口座」と称するラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家と PB 社との間で、投資一任契約を締結させた。</p> <p>また、当社らは、平成 26 年 1 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である S T パートナーズ(株)が発行する社債の取得を行うことを事業内容とする S T P 合同会社の社員権に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>さらに、当社らは、平成 24 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品(以下「海外ファンド」という。)に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>その結果、平成 25 年 10 月頃から平成 26 年 6 月頃までの間に、延べ 1,826 名の一般投資家が PB 社との間で投資一任契約を締結し、約 6 億円を出資した。また、同年 1 月頃から同年 6 月頃までの間に、延べ 1,129 名の一般投資家が S T P 合同会社の社員権を取得し、約 7 億円を出資した。さらに、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年 6 月頃までの間に、延べ 251 名の一般投資家が海外ファンドを取得し、同月までに合計約 4,500 万円を出資した。</p> <p>なお、当社らは、顧客となっていた個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。</p> <p>当社らの上記各行為は、金商法第 28 条第 3 項第 2 号に規定する「投資助言・代理業」又は同条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第 29 条に違反するものである。</p>	平成 26 年 9 月 5 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
11 つづき			<p>そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。</p> <p>以上に加え、当社らは、平成 23 年 10 月頃から平成 25 年 9 月頃までの間、当社の関連会社である外国法人の Step 1 Up (Asia) Limited が運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、延べ 4,553 名の一般投資家と同社との間で投資一任契約を締結させ、約 27 億円を出資させた。また、当社は、平成 24 年 10 月頃から平成 26 年 3 月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の(株)エッジコンストラクションズグループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ 2,224 名の一般投資家に約 40 億円を出資させた。そして、当社らは、これらの顧客に対する配当支払が負担となつたことなどから、当該顧客に対し、上記 PB 社が運用を行うとするラップ口座及び STP 合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
12	(株)E S P L U S 他 1 名 (大阪市淀川区)	平成 26 年 9 月 12 日 (名古屋地裁)	<p>○ 無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>(株)E S P L U S (以下「当社」という。) は、平成 25 年 10 月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の Cannip Limited (以下「カニップ社」という。) において出資金を集め、当社代表取締役 A (以下「A」といい、当社と併せて「当社ら」という。) が役員会長を務める外国法人の Nippon Dragon Resources Inc. の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとする「カニップインターナショナリソースファンド」という名称のファンド (以下「カニップファンド」という。) に係る権利の取得勧誘を行っている。</p> <p>また、当社は、同月頃以降、多数の一般投資家に対し、「ワールド・ハッピー・スマイル・チルドレン有限責任事業組合」を組合の名称とする有限責任事業組合契約に基づく権利 (投資対象、投資条件等はカニップファンドと同一である。) の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の代表清算人 A は、当社の名古屋事務所 (名古屋市中村区) を主要な拠点とし、当社の大坂事務所 (大阪市北区) の責任者及び名古屋事務所の従業員並びに金融商品取引業の登録のない「代理店」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、カニップ社を介して、「代理店」に対して、勧説した一般投資家の出資金額に応じた報酬を毎月支払っている。</p> <p>以上の結果、平成 25 年 10 月頃から同 26 年 6 月頃までの間に、延べ 75 名の一般投資家に約 2 億 4,000 万円を出資させた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>当社は平成 25 年 9 月末に解散決議を行った旨登記しているものの、当社らは、上記のとおり自ら又は「代理店」を利用するなどして勧説行為を継続していることに加え、平成 24 年 1 月頃から同 26 年 6 月頃までの間、多数の一般投資家に対し、A が大韓民国に設立した金融投資貸付株が組成する「KT」という名称のファンドに係る権利の取得勧説を行い、延べ 243 名の一般投資家に約 5 億 8,000 万円を出資させた。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 26 年 10 月 22 日 (名古屋地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行つた裁判所)	申立ての内容	発令日
12 つづき			止させる必要がある。	
13	M A S T E R S D P B L I M I T E D 他 1 名 (本店 ニュージー ランド・オークランド 市、日本支店 東京都 港区)	平成 27 年 1 月 14 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業（投資一任契約に基づく運用）の禁止等</p> <p>M A S T E R S D P B L I M I T E D (以下「当社」という。) 及び当社の代表取締役兼日本における代表者 A (以下「当社ら」という。) は、平成 25 年 3 月以降、多数の日本の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品（以下「ビジネスパック」という。）を販売しており、その内容は、(1) 資産形成に関するメールマガジンの配信等、(2) アフィリエイト・プログラム（顧客紹介と報酬支払）への参加権、(3) 資産運用を行うための口座の提供などである。</p> <p>さらに、当社らは、ビジネスパックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイト上に表示される投資一任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドアカウント」という名称の口座（以下「SMA 口座」という。）において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該顧客との間で投資一任契約を締結している。</p> <p>また、当社らは、平成 26 年 10 月以降、「M A S T E R S D P B L I M I T E D A D V A N C E」という新たな名称のサービス（以下「アドバンス」という。）の取扱いを開始し、顧客から SMA 口座における運用を委任する旨の申し出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。</p> <p>そして、当社らは、投資一任契約に基づき、少なくとも SMA 口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。</p> <p>以上の結果、当社らは、平成 25 年 3 月頃から平成 26 年 12 月頃までの間、少なくとも延べ 940 名の一般投資家から約 7 億円の資金の預託を受けている。</p> <p>当社らの上記行為は、金商法第 28 条第 4 項第 1 号に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、上記のとおり、平成 26 年 10 月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばかりであり、また、平成 25 年 3 月以降長期にわたり無登録投資運用業を継続して行ってきたものである。</p> <p>また、当社らは、本来運用のみに用いられるべき SMA 口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プログラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行っている。</p> <p>以上に加え、A は、平成 24 年 9 月頃から当社が設立されるまでの間、国内法人である株マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 27 年 2 月 23 日 (東京地裁)

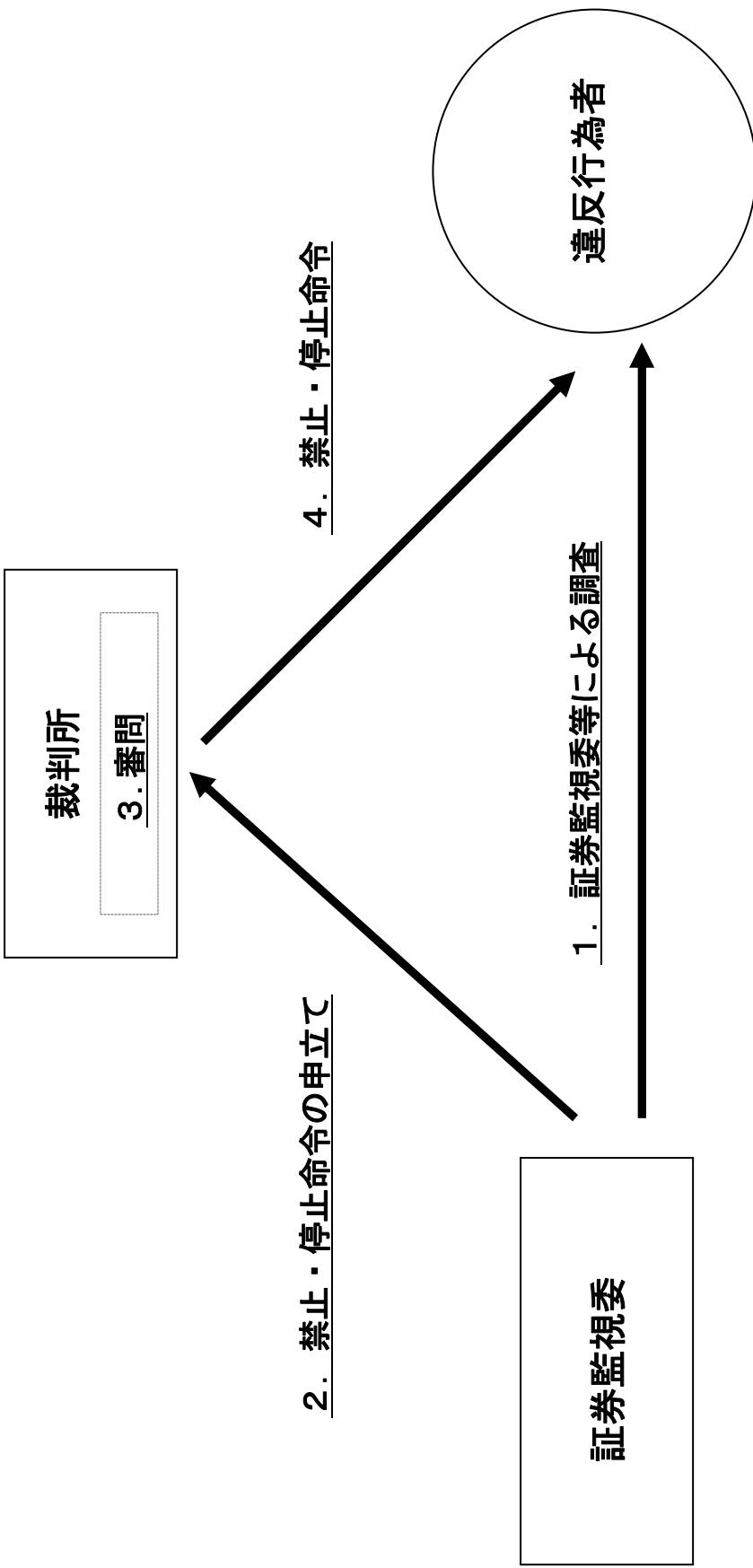
一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
14	㈱日本ヴェリータ 及び ㈱ギフタージャパン 他 1 名 (東京都中央区) (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 27 年 3 月 20 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業（ファンドの私募等）の禁止等及び適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>（㈱日本ヴェリータ社及び代表取締役 A（以下「ヴェリータ社ら」という。）は、平成 23 年 12 月頃から同 27 年 2 月頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする 3 つの名称の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」ということがある。）に基づく権利の私募を行い、延べ 392 名から約 12 億円の出資を受けた。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替証拠金取引への投資により同社において集められた出資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象事業は同一である。</p> <p>適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6 か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算 49 名以下でなければならないところ、ヴェリータ社らが遅くとも平成 26 年 6 月頃以降、延べ 107 名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ヴェリータ社らが同法第 29 条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>（㈱ギフタージャパン及び同社の業務の実質的管理者である A（以下「ギフター社ら」という。）は、平成 26 年 1 月頃から同 27 年 2 月頃までの間、2 つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行い、延べ 84 名から約 2 億 5,000 万円の出資を受けた。</p> <p>ギフター社らは、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額（出資金額の 1 %相当額）を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフター社らは上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。</p> <p>ギフター社らによる上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第 63 条第 4 項・第 38 条第 1 号）。</p> <p>そして、ヴェリータ社、ギフター社及び A は、こうした勧誘行為を今まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図している。</p> <p>また、A は、ヴェリータ社及びギフター社で一般投資家から集めた出資金を、㈱ J B S ホールディングスに集約した上で、出資金を原資として、上記分配金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給与等の経費の支払いや A への個人的な貸付けに充てているところ、このような経費の支出や既存顧客への分配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ社及びギフター社におけるファンドの取得勧誘を行って新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。</p> <p>以上からすれば、ヴェリータ社、ギフター社及び A は上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 27 年 5 月 22 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
15	(株)ドリームジャパン 他 1 名 (東京都中央区)	平成 27 年 7 月 3 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業（株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ）の禁止等</p> <p>(株)ドリームジャパン（以下「当社」という。）の代表取締役 A（以下、当社と合わせて「当社ら」という。）は、平成 20 年 10 月から、自分が代表取締役を務めていた(株)エリオストレーディング（以下「エリオス社」という。）において、営業員に指示し、一般投資家がエリオス社に対して上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>また、A は、平成 21 年 6 月から、エリオス社において、営業員に指示し、エリオス社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>そして、A は、平成 26 年 4 月中旬頃から同年 6 月までの間に、エリオス社が関東財務局長から業務内容等について照会を受け、警告書の発出を受けるなどした中で、関東財務局からの追及を免れるため、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせ、同月以降、当社において上記各行為を行っている。</p> <p>以上の結果、平成 20 年 10 月から平成 27 年 5 月までの間に、176 名の一般投資家から約 7 億円の入金を受けた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する「第一種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>A は、上記のとおり、関東財務局長から警告書の発出等を受ける中で、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせて、現在もなお無登録第一種金融商品取引業を継続して行っている。</p> <p>また、当社は、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、A の個人的債務及び遊興費並びに当社及びエリオス社の経費等で費消して毀損している。</p> <p>そして、上記違法行為は約 6 年半もの長期間に及んでいる上、当社は、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、売却益の返還等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成 27 年 5 月時点においても積極的に営業活動を行っている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 27 年 9 月 8 日 (東京地裁)
16	(株)S R I ブレイン 他 1 名 (東京都渋谷区) (適格機関投資家等 特例業務届出者)	平成 27 年 8 月 7 日 (東京地裁)	<p>○ 適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>(株)S R I ブレイン（以下「当社」という。）及び代表取締役 A（以下当社と合わせて「当社ら」という。）は、平成 23 年 3 月頃から同 27 年 6 月頃までの間、当社の運営する複数のファンド（以下「本件ファンド」という。）に係る当社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、延べ 741 名から約 14 億 7,000 万円の出資を受けている。</p> <p>当社らは、顧客の出資金のうち当社が受領する報酬を除く大部分を、関係法人である(株)ビバーチェ及び日本ビジネス・ネット(株)（以下、「(株)ビバーチェ」と合わせて「ビバーチェ社ら」という。）に送金し、こ</p>	平成 27 年 12 月 4 日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
16 つづき			<p>れを直ちに当社に送金・還流させてることで受領し、当社の入会費、交際費等の経費に費消していた。上記方法により、本件ファンドの出資金は少なくとも約5億1,000万円が当社に送金・還流されている。このように、当社らは、本件ファンドの取得勧誘に際して顧客に交付していた重要事項説明書及び契約書に表示し、当社営業員が説明していた手数料等以外にも、顧客の出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。</p> <p>また、当社らは、本件ファンドのうち複数のファンドの投資先企業について、将来有望な未上場企業、高い成長性が見込まれる国内企業の株式等に投資する旨などを重要事項説明書において表示していたほか、営業員においても同旨の説明を顧客に対して繰り返し行っていたところ、実際には、毎年多額の純損失を計上し、運転資金にも窮する状態にあり、成長性が高いとは評価できない企業に投資していたものであり、投資先企業の経営実態が上記表示及び説明と著しく相違するものであった。</p> <p>当社による上記行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する（金商法第63条第4項・第38条第1号）。</p> <p>当社らは、上記出資金の送金・還流を正当化するために、ビバーチェ社らに投資先企業の株式を引き受けさせた後、ビバーチェ社らから本件ファンドに転売させており、その際、転売価格の基準となる株価算定を当社の意に沿う価格で算定し、転売価格を高額な価格とすることで、ビバーチェ社らに多額の売買差益を生じさせるとともに、ビバーチェ社らとの間で業務委託契約を締結し、上記売買差益の大部分をコンサルティング料名目で受領するという外観を作出しているものである。</p> <p>また、上記と同様の手数料等にかかる虚偽告知は、当社において本件ファンドの取得勧誘を開始する以前から、当社の前代表取締役Bが代表取締役を務めていた㈱リスクマネジメントブレイン（以下「リスク社」という。）におけるファンドの取得勧誘の際にも行われていたところ、当社における上記行為の関与者はリスク社の関与者と同様である。そして、当社らは、上記のとおり、当社に送金・還流させた出資金を当社の入会費等の経費に充てて費消しているほか、ビバーチェ社らに送金された出資金は、リスク社に対する送金等にも使用されるなどしてその大半が既に毀損されており、当社らが今後も業務を継続して行うためには、新たな投資事業有限責任組合を組成して取得勧誘を行い、新たな出資金を得ることが不可欠な状況にあり、その際、上記虚偽告知が行われ、顧客に多大な被害が生じるおそれが極めて高い。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
17	㈱エフ・サポート 他1名 (東京都千代田区)	平成28年 3月11日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業（株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ）の禁止等</p> <p>㈱エフ・サポート（以下「当社」という。）の実質的経営者A（以下、当社と合わせて「当社ら」という。）は、当社の下記違法行為と同様の行為を行っていた㈱データ・ファイブ（以下「データ社」という。）の資金繰りに行き詰まつたことから、データ社を清算することとし、清算資金獲得のための会社として、当時、休眠会社であった当社を譲り受けた。</p> <p>そして、Aは、平成22年5月頃から、当社において、データ社の顧客の取引を当社に引き継がせて、これら顧客との間で上場株式及び新規公開株式の取</p>	平成28年 4月14日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
17 つづき			<p>引を継続するとともに、新規顧客の勧誘を開始した。</p> <p>A及び当社の営業員（以下「Aら」という。）は、当社に上場株式の売買の注文を行うと、これを当社が顧客に代わって証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>また、Aらは、当社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>以上の結果、当社は、データ社から当社に引き継がれた顧客の取引を含め、遅くとも平成20年4月から平成28年1月までの間に、93名の一般投資家から約3億2,000万円の入金を受けた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも金商法第28条第1項に規定する「第一種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条に基づく登録を受けずに上記各行為を行うことは、同条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及び当社経費の支払等で費消して毀損しており、当社らの違法行為を禁止・停止させなければ、一般投資家の利益が更に害されるおそれが高い。</p> <p>また、上記違法行為は長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、返金等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成28年1月時点においても違法行為を継続し、顧客から入金を受けている状況にある。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	

3-5-3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為
- 二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利（同項第7号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。）に關し出資され、又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものとしむ。）を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき これらの権利に係る同条第7号から第9号までに掲げる行為

3－6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	合計
告発件数	142	15	7	3	6	8	181
告発人数	412	46	26	3	12	16	515

2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第 1 項、第 2 項等 (相場操縦)	<p>① 日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。</p> <p>(嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員</p> <p>証取法第 27 条の 23 第 1 項等 (大量保有報告書の不提出)</p> <p>② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。</p> <p>(嫌疑者) 不動産会社社長</p>	<p>①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 金融業者役員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)</p> <p>②につき 不動産会社社長 不起訴</p>
2	6.5.17	証取法第 197 条第 1 号の 2 同法第 207 条第 1 項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	<p>㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員</p>	<p>13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 1 年 8 月 同社役員 懲役 1 年 2 月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役 1 年 8 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6. 10. 14	証取法第 166 条第 1 項、第 3 項 同法第 200 条第 6 号 等 (内部者取引)	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6. 12. 20 (大阪簡裁) 会社役職員 取引先職員 24 名 罰金 20～50 万円（略式命令） 8. 5. 24 (大阪地裁) 医師 罰金 30 万円 9. 10. 24 (大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11. 2. 16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13. 3. 16 (大阪高裁) 医師 控訴棄却 16. 1. 13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7. 2. 10	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7. 3. 24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金 50 万円 同行役職員 2 名 罰金 20～50 万円 取引先、同社職員 罰金 30 万円（略式命令） (いずれも確定)
5	7. 6. 23	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8. 3. 22 (東京地裁) 懲役 1 年 4 月（執行猶予 3 年） (確定)
6	7. 12. 22	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8. 2. 19 (東京簡裁) 同社社長 同社役職員 4 名 罰金 30～50 万円（略式命令） 8. 12. 24 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,500 万円 同社役員 懲役 6 月（執行猶予 2 年） (いずれも確定)
7	8. 8. 2	証取法第 166 条第 1 項、第 2 項 同法第 200 条 第 6 号 (内部者取引)	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役（弁護士）	9. 7. 28 (東京地裁) 懲役 6 月（執行猶予 3 年） 追徴金約 2,621 万円 10. 9. 21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11. 6. 10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12. 3. 24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者) 雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30(東京簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同社会長 懲役6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	シントム(㈱)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名义等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	野村證券(㈱)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員B 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	山一證券(㈱)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役10月(執行猶予2年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24(東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9. 10. 21	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9. 10. 23	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一證券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10. 7. 17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10. 9. 30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10. 11. 6 (東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11. 1. 29 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 11. 6. 24 (東京地裁) 同社役員 C 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12. 3. 28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13. 10. 25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)
15	9. 10. 28	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	大和證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10. 10. 15 (東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11. 4. 21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10. 3. 9	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	日興證券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑人) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10. 9. 21 (東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一證券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第167条第1項 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円 (略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月 (執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.15 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円 (略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11. 2. 10	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条 第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール株の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11. 4. 13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 10 月 罰金 200 万円 11. 10. 29 (東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 同業他社社長 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定) (注)21 号事件と一括審理
23	11. 3. 4	証取法第 159 条第 1 項、第 2 項 同法第 197 条等 (相場操縦)	昭和化学工業株の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11. 6. 24 (大阪地裁) 金融業者役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 金融業者 罰金 400 万円 (いずれも確定)
24	11. 6. 30	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	株日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14. 9. 10 (東京地裁) 同行頭取 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 同行副頭取 2 名 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 17. 6. 21 (東京高裁) いずれも控訴棄却 20. 7. 18 (最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11. 8. 13	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	株日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16. 5. 28 (東京地裁) 同行会長 懲役 1 年 4 月 (執行猶予 3 年) 同行頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同行副頭取 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 3. 14 (東京高裁) いずれも控訴棄却 21. 12. 7 (最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23. 8. 30 (東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11. 12. 3	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 4 項 同法第 197 条第 8 号 (相場操縦)	株ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12. 5. 19 (横浜地裁) 会社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (確定)

事件	告発年 月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11. 12. 27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14. 9. 12 (東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15. 8. 11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12. 1. 31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコムは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13. 1. 30 (横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 ヶ月 (執行猶予 3 年) (確定)
29	12. 3. 21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	12. 3. 22 (東京簡裁) 同社役員 2 名 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12. 3. 22	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	14. 10. 10 (東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15. 11. 10 (東京高裁) 控訴棄却 18. 11. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12. 5. 26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12. 7. 19 (東京地裁) 懲役 8 ヶ月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 (確定)
32	12. 11. 28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の姉	12. 11. 28 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12. 12. 4	証取法第 158 条等 同法第 197 条第 1 項第 5 号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者) 会社役員等	12. 12. 4 (東京簡裁) 会社役員ら 3 名 罰金 50 万円 (略式命令) 14. 11. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (いずれも確定)
34	12. 12. 4	証取法第 27 条の 23 第 1 項 同法第 198 条第 5 号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 会社役員	14. 11. 8 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 (確定)
35	13. 3. 12	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 提携先社員（公認会計士）	13. 5. 29 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,414 万円 (確定)
36	13. 4. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 5 号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長	14. 9. 12 (名古屋地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2,818 万円 (確定)
37	13. 12. 20	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14. 10. 8 (大阪地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社常務 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14. 3. 20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑人) 会社役員等	15. 7. 30 (東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1,395 万円 15. 11. 11 (東京地裁) 無職C 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 会社役員B 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 16. 7. 14 (東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19. 3. 29 (最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14. 3. 26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 記者発表会業務下請会社役員	14. 10. 16 (東京地裁) 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14. 6. 7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑人) 公認会計士	14. 6. 10 (大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円 (略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名 (大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14. 6. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑人) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 銀行員 (契約締結先) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14. 6. 28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員 (第一次情報受領者) 等	15. 5. 2 (東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15. 11. 28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16. 5. 31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42 号事件と一括審理
44	14. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱光通信が㈱クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	15. 2. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,048 万円 (確定)
45	14. 9. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ナナボシは、平成 10 年 3 月期及び平成 11 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15. 3. 13 (大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15. 3. 31 (大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15. 9. 16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16. 1. 16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41 号事件と一括審理
46	14. 11. 29	証取法第 158 条 同法第 197 条第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15. 3. 28 (広島簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 36 万 6 千円 (略式命令) (確定)
47	14. 12. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15. 7. 14 (東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年 (執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社職員	16. 1. 30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 株大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1,105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)キャツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 当該会社社長等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 17. 9. 7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 2. 20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16. 2. 27	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16. 5. 27 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 (確定)
60	16. 3. 29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出了。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17. 3. 4 (東京地裁) 会社役員C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注) 58 号事件と一括審理 18. 3. 24 (東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 19. 7. 11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22. 5. 31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16. 5. 31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16. 9. 3 (大阪地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16. 6. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出了。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17. 5. 13 (大阪地裁) 同社役員A 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 17. 5. 20 (大阪地裁) 同社役員B 懲役 2 年 (執行猶予 5 年) 17. 7. 12 (大阪地裁) 同社役員C 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 18. 4. 18 (大阪地裁) 同社役員D 懲役 6 年 20. 1. 15 (大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22. 6. 4 (最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16. 6. 24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員	17. 7. 22 (東京地裁) 会社役員A 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17. 10. 19 (東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18. 2. 2 (東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18. 4. 26 (最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16. 11. 2	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16. 11. 19	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16. 11. 30	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者) 会社員	17. 12. 9 (釧路地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16. 12. 9	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17. 5. 2 (大阪地裁) 同社社長 懲役 3 年 6 月 罰金 200 万円 当該会社 罰金 500 万円 17. 10. 14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18. 2. 20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64 号事件及び 65 号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65 号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17. 1. 26	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	18. 8. 10 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 20 万円 追徴金約 310 万円 上記役員が経営する会社 罰金 100 万円 追徴金約 851 万円 (いずれも確定)
69	17. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	17. 10. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)
70	17. 3. 22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	17. 6. 27 (大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17. 3. 22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	17. 10. 27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)
72	17. 3. 22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	17. 10. 27 (東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5,000 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17. 6. 10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 業務委託契約先社員	18. 7. 7 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17. 6. 20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 個人投資家	19. 12. 21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21. 3. 26 (東京高裁) 控訴棄却 22. 12. 13 (最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17. 8. 17	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑人) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18. 3. 27 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
76	17. 9. 30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑人) 公認会計士	18. 8. 9 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 公認会計士 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
77	17. 11. 15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 会社役員	18. 7. 19 (大阪地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,924 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18. 2. 10	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項第 7 号 (風説の流布及び偽計)	(株)ライブドアは、(株)ライブドアマーケティング株券の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (2 名) 会社役員	19. 3. 16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19. 3. 22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (注) いずれも 82 号事件と一括審理 19. 3. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 同社子会社 罰金 4,000 万円 20. 7. 25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20. 9. 12 (東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21. 1. 7 (最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注) 82 号事件と一括審理 23. 4. 25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注) 82 号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18. 2. 22	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 9. 19 (仙台地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 60 万円 追徴金約 429 万円 (確定)
80	18. 2. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 8. 11 (福島地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万円 (確定)
81	18. 2. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18. 8. 11 (福島地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18. 3. 13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員 (3名) 会社役員	19. 3. 16 (東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19. 3. 22 (東京地裁) 同社役員 A 懲役 1 年 8 月 同社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) (注) いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 3. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注) 78 号事件と一括審理 20. 7. 25 (東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20. 9. 12 (東京高裁) 同社役員 A 懲役 1 年 2 月 21. 1. 7 (最高裁) 同社役員 A 上告棄却 (注) 78 号事件と一括審理 23. 4. 25 (最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注) 78 号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18. 3. 30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として(株)ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士 (2名)	19. 3. 23 (東京地裁) 公認会計士 A 懲役 10 月 公認会計士 B 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20. 9. 19 (東京高裁) 公認会計士 A 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 20. 9. 26 (東京高裁) 公認会計士 B 控訴棄却 23. 5. 18 (最高裁) 公認会計士 B 上告棄却 (いずれも確定)
84	18. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	アライドテレシス(株)が株式の分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18. 11. 28 (さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円 同社役員同居人の実妹 懲役 1 年 (執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円 19. 3. 20 (さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円 同社役員実子 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円 19. 7. 31 (東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18. 6. 22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。 (嫌疑人) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19. 7. 19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 3 億円 21. 2. 3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円 ファンド中核会社 罰金 2 億円 23. 6. 6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18. 7. 25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 新聞社社員	18. 12. 25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
87	18. 8. 3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと (重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと (重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社社員	19. 12. 18 (横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)
88	18. 10. 20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱IMJ が株式分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社顧問	19. 1. 16 (東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19. 2. 5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19. 2. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑人) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19. 5. 7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19. 2. 26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19. 6. 22 (大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19. 2. 26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19. 5. 9 (大阪地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)
93	19. 3. 27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等 (7 名)	21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金 約 9 億 7,843 万円 21. 9. 9 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 22. 8. 4 (大阪高裁) 会社役員 B 控訴棄却 24. 5. 29 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 20. 11. 13 (大阪地裁) 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 20. 10. 31 (大阪地裁) 会社役員 D 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金約 2 億 4,533 万円 21. 6. 24 (大阪高裁) 会社役員 D 控訴棄却 23. 9. 16 (最高裁) 会社役員 D 上告棄却 (いずれも確定) (注) 104 号事件と一括審理
94	19. 5. 29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホーマック(株)及び(株)カーマが、ホーマック(株)、(株)カーマ及びダイキ(株)による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	20. 1. 16 (札幌地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 20. 7. 15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 3,591 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
95	19. 6. 4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19. 9. 10 (札幌地裁) 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 150 万円 追徴金約 5,407 万円 (確定)
96	19. 6. 7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20. 1. 23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族 A 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族 B 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 親族 C 懲役 2 年（執行猶予 4 年） 罰金 250 万円 親族 D 懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 *追徴金 ・ 12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族 A から約 9,985 万円 ・ 3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族 A、B、C から約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19. 6. 25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20. 6. 30 (さいたま地裁) 無職 A 懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 300 万円 無職 B 懲役 1 年 6 月（執行猶予 4 年） 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帶)
98	19. 6. 28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者) 無職	21. 5. 14 (東京高裁) 無職 A 控訴棄却 無職 B 控訴棄却 21. 10. 6 (最高裁) 無職 A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理（102 号事件では「無職 B」は「会社役員」と記載）
99	19. 10. 15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20. 7. 25 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第158条 (風説の流布)	株式会社大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億6,110万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億5,810万円 (確定)
101	19.11.1	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	南野建設株の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (注) 99号事件と一括審理 22.4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	オーネ・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 会社役員 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帶) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第159条第3項等 (相場固定)	丸八証券株は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品株の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金2,500万円 証券会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) 証券会社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役1年4月 21.3.30 (名古屋高裁) 証券会社役員A 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20. 3. 5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフの株券の取引のため、会社役員の 1 名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20. 10. 10 (大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帶) 22. 2. 3 (大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24. 7. 5 (最高裁) 当該会社 上告棄却 20. 10. 17 (大阪地裁) 会社役員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員 C 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帶) 21. 9. 29 (大阪地裁) 会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (いずれも確定) (注) 93 号事件と一括審理
105	20. 3. 14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーションほか 4 社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員	20. 3. 25 (札幌簡裁) 印刷会社社員 B 罰金 50 万円 (略式命令) 20. 5. 23 (札幌地裁) 印刷会社社員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (いずれも確定)
106	20. 5. 30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)ほか 3 社が株式交換を行うことなど (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 証券会社社員等	20. 12. 25 (東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社社員の知人 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帶) (いずれも確定)
107	20. 6. 16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20. 11. 28 (神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員 B 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 24. 12. 25 (神戸地裁) 当該会社役員 A 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 1,500 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	(株)アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 (いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	(株)L T Tバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円 (確定)
110	20.11.26	金商法第158条等（暴行・脅迫）	(株)ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	(株)L T Tバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	21.4.15 (東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第158条等（暴行・脅迫）	(株)ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注) 110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	<p>オーネ・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（2期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員（2名）</p>	21.4.28（広島地裁） 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役2年（執行猶予4年） 当該会社役員A 懲役1年6月（執行猶予3年） 当該会社役員B 懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	<p>株ワールクスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。</p> <p>(嫌疑者) I Rコンサルティング業</p>	21.5.25（大阪地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円 （確定）
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書の提出）	<p>株プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役</p>	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） （いずれも確定） （注）120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	<p>株キャビンがプライベートエクティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社</p>	21.7.8（高松地裁） 上場企業代表取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金 3億5,500万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21. 3. 31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑人) 当該会社元役員	21. 5. 27 (さいたま地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 (確定)
118	21. 4. 22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑人) 当該会社常務執行役員	21. 6. 17 (東京地裁) 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 (確定)
119	21. 4. 27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと (重要事実) を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑人) 当該会社取締役会長	21. 12. 10 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 (確定)
120	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出 (2期) し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参考すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑人) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21. 8. 5 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22. 3. 23 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22. 8. 10 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21. 8. 5 (さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いざれも確定) (注) 115 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（2期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑人) 公認会計士	24. 1. 30 (さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25. 1. 11 (東京高裁) 控訴棄却 26. 9. 17 (最高裁) 上告棄却 (確定)
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	(株)ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑人) 会社役員	22. 2. 18 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22. 11. 30 (東京高裁) 控訴棄却 23. 3. 23 (最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー(株)が日産ディーゼル工業(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1,293 万円 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6,164 万円 22. 6. 10 (東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船株ほか1銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2名) 会社役員	22.4.28 (東京地裁) 無職A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帶) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4名) 会社員 不詳 (3名)	22.8.18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22.8.25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6,477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	(株)テレウェイヴの売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
128	21.12.15	金商法第167条第3項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬(株)の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	
129	21.12.24	金商法第158条等 (偽計)	ユニオンホールディングス(株)の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名义で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 (注)126号事件と一括審理 被告会社 罰金3,000万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)会社経営者	24.6.6(大阪地裁) 会社経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円 25.10.25(大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 27.4.8(最高裁) 会社経営者 上告棄却 (確定) (注)132号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコ一㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 133号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当增资を行うこと(重要事実)及び第三者割当增资の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6,477万円 (注) 126号事件と一括審理 24.6.6 (大阪地裁) 当該会社実質的経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円 25.10.25 (大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却 27.4.8 (最高裁) 当該会社実質的経営者 上告棄却 (いずれも確定) (注) 130号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコ一㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 131号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
134	22.3.26	金商法第158条等 (偽計)	トランステンデジタル株式は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問 懲役3年(執行猶予4年) 元当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定)
135	22.5.11	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	株G D Hほか3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)136号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	株リサ・パートナーズが、銀行團による協調融資により新規事業資金を調達できることを確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)135号事件と一括審理
137	22.10.6	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	株エフオーワイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役3年 24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役3年 (いずれも確定)
138	22.10.26	金商法第158条等 (偽計)	株エフオーワイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等(相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱テクノマセマティカルほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	23.3.10 (大分地裁) 懲役2年4月 (執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26 (福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19 (最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第167条第3項等(内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジー エムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7 (東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役2年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約3,725万円 (うち2,766万円は被告会社と連帶) 同人の主宰法人 罰金400万円 追徴金2,766万円 (被告人と連帶) (いずれも確定)
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等(無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3 (福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役6年 罰金300万円 26.2.27 (福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 27.4.1 (最高裁) 当該会社代表取締役会長 上告棄却 (確定)
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等(内部者取引)	オックスホールディングス(株)の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	24.3.7 (東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19 (東京高裁) 控訴棄却 24.10.30 (最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等(虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予3年) 当該会社嘱託社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 24.9.20 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
144	23.6.10	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)スルガコーポレーションが委託先法人に行わせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中(横浜地裁)
145	23.7.13	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	(株)ジャストシステムの業務執行を決定する機関が(株)キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	23.9.16(東京地裁) 懲役3年(執行猶予3年) 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 (確定)
146	23.8.2	金商法第158条等 (偽計)	(株)N E S T A G Eは、クロスピズ(株)を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であつた土地及び建物3物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行つた。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士	23.10.11(大阪地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員 懲役1年6月(執行猶予3年) 25.5.10(大阪地裁) 当該会社 罰金300万円 当該会社代表取締役会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 当該会社取締役 懲役1年2月(執行猶予3年) 当該会社執行役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
147	23.8.5	金商法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)G A B Aほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行つた。 (嫌疑者) 会社役員	24.5.14(福岡地裁) 懲役3年 罰金300万円 追徴金約1億8,695万円 25.1.25(福岡高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
148	23. 12. 12	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社社員 (2名) 会社員 証券ブローカー	24. 2. 14 (東京地裁) 会社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 3 年) 24. 3. 7 (東京地裁) 当該会社社員 B 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 24. 3. 12 (東京地裁) 当該会社社員 A 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 証券ブローカー 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)
149	23. 12. 21	金商法第 158 条等 (風説の流布及び偽計)	エスプールほか3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 (嫌疑者) 無職	23. 12. 22 (神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8,330 円 (略式命令) (確定)
150	24. 1. 31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	N E C エレクトロニクス(株)が㈱ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと (重要事実) 及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って㈱日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと (重要事実) を知り、それぞれの事実の公表前にN E C エレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	25. 6. 28 (東京地裁) 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,031 万円 26. 12. 15 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
151	24. 3. 6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空のれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2期）した。 (嫌疑人) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員（3名）	25. 7. 3 (東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定) 26. 12. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28. 2. 17 (東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 155 号事件と一括審理 27. 7. 1 (東京地裁) 会社役員 懲役 4 年 罰金 1,000 万円 預金債権約 7 億 2,430 万円没収 会社役員 懲役 3 年 罰金 600 万円 預金債権約 4 億 1,149 万円没収 上記被告人 2 名及び 156 号事件被告人から連帶して追徴金約 8 億 8,399 万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 156 号事件と一括審理
152	24. 3. 22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社社員 会社役員	24. 9. 26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25. 2. 20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 153 号事件と一括審理
153	24. 3. 22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値に比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社社員 会社役員	24. 9. 26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25. 2. 20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注) 152 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
154	24. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>株セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で2回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役</p>	<p>25. 4. 12 (東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円</p> <p>26. 1. 17 (東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却</p> <p>26. 10. 16 (最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)</p>
155	24. 3. 28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	<p>オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空のれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出 (3期) した。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員</p>	<p>25. 7. 3 (東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (確定)</p> <p>26. 12. 8 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 700 万円</p> <p>28. 2. 17 (東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中 (最高裁) (注) 151 号事件と一括審理</p>
156	24. 3. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	<p>オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出 (2期) した。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>27. 7. 1 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 預金債権約 1 億 8,944 万円没収 151 号事件被告人 2 名と連帶して追徴金約 8 億 8,399 万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 151 号事件と一括審理</p>
157	24. 3. 28	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	<p>日本風力開発(株)の株券について監理銘柄に指定される可能性があること (重要事実) についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。</p> <p>(嫌疑者) 無職</p>	<p>24. 5. 18 (神戸地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 8,637 万円 (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
158	24. 7. 9	金商法第 38 条の 2 第 1 号 等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帶して追徴金約 156 億 9,809 万円 27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28. 4. 12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 160、162、163 号事件と一括審理
159	24. 7. 13	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	㈱日立物流が(㈱)パンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員 A、会社役員 B、無職	25. 2. 28 (横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25. 9. 30 (横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27. 9. 25 (東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 161 号事件と一括審理
160	24. 7. 30	金商法第 38 条の 2 第 1 号 等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帶して追徴金約 156 億 9,809 万円 27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28. 4. 12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、162、163 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
161	24. 8. 3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	<p>(株) T M コーポレーションがバルス(株) 株券の公開買付けを行うこと(ほか 1 件)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) アドバイザリー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員 A、会社役員 B、無職</p>	<p>25. 2. 28 (横浜地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定)</p> <p>25. 9. 30 (横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円</p> <p>27. 9. 25 (東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 159 号事件と一括審理</p>
162	24. 9. 19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	<p>A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役</p>	<p>25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帶して追徴金約 156 億 9,809 万円</p> <p>27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却</p> <p>28. 4. 12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、163 号事件と一括審理</p>
163	24. 10. 5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	<p>A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役</p>	<p>25. 12. 18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帶して追徴金約 156 億 9,809 万円</p> <p>27. 3. 13 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却</p> <p>28. 4. 12 (最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、162 号事件と一括審理</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
164	24. 12. 18	金商法第 158 条等 (偽計)	株セイクレストは、合同会社カナヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カナヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑人) 当該会社代表取締役、会社役員	25. 9. 12 (大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2,926 万円 26. 3. 25 (大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 27. 7. 7 (最高裁) 会社役員 上告棄却 25. 9. 26 (大阪地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 (いずれも確定)
165	25. 4. 30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	イー・アクセス(株)の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル(株)と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル(株)の親会社であるソフトバンク(株)との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。 (嫌疑人) 当該会社社員	25. 11. 22 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4,473 万円 (確定)
166	25. 7. 12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑人) 会社役員	26. 7. 4 (東京地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 2,000 万円 追徴金約 8,286 万円 27. 5. 28 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
167	26. 3. 19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	カネヨウ(株)ほか2銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板上に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 (嫌疑人) 会社役員	26. 3. 20 (名古屋簡裁) 罰金 80 万円 追徴金 275 万円 (略式命令) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
168	26. 6. 16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	公判係属中 (東京地裁)
169	26. 8. 8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 会社員	26. 10. 21 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) (確定)
170	26. 10. 7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)オリエントコーポレーションほか 3 銘柄の相場を変動させることを目的とした見せ玉手法等を行い、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職、会社員	27. 10. 22 (東京地裁) 無職 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 会社員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 上記被告人 2 名から連帶して追徴金約 3 億 9, 039 万円 (いずれも確定)
171	26. 12. 19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株) f o n f u n の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職	27. 4. 14 (神戸地裁) 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3, 291 万円 (確定)
172	27. 2. 2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)太陽商会 (当時: (株)N o w L o a d i n g) は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27. 8. 4 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 当該会社取締役 懲役 4 年 6 月 27. 12. 9 (東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
173	27. 3. 24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	豊田通商(株)が(株)トーメンエレクトロニクス株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員 (2名)	27. 8. 18 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,642 万円 27. 11. 25 (東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,284 万円 (いずれも確定)
174	27. 6. 2	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ジアースが㈱ドン・キホーテないしその子会社を割当先とする第三者割当増資を行う旨の重要事実の伝達を受け、公表前にジアース株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	27. 9. 14 (千葉地裁) 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当社株式 7,800 株没収 追徴金約 2 億 5,752 万円 (確定)
175	27. 6. 15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings(株)は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいた当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28. 2. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 当該会社取締役 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,811 万円 (いずれも確定) (注) 176 号事件と一括審理
176	27. 7. 3	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	石山 Gateway Holdings(株)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28. 2. 23 (東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 (いずれも確定) (注) 175 号事件と一括審理
177	27. 10. 23	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空のれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを帮助した。 (嫌疑者) 会社経営者	公判係属中 (東京地裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
178	27. 12. 4	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2名) 大学教員	公判係属中 (東京地裁) (注) 180 号事件と一括審理
179	27. 12. 8	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	石山Gateway Holdings㈱が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	28. 2. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,649 万円 (確定)
180	27. 12. 24	① 金商法 第 158 条等 (風説の流布、偽計) ② 金商法 第 27 条の 23 第 1 項等 (大量保有報告書の不提出)	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化㈱及び明和産業㈱の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトに株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 大学教員 ② 上記売買の過程において発行済株式総数の 5% を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者) 無職	公判係属中 (東京地裁) (注) 178 号事件と一括審理
181	28. 3. 28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	グローバルアジアホールディングス㈱ (当時 : ㈱プリンシバル・コーポレーション) は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	公判係属中 (東京地裁)

3－7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

年度	4～22	23	24	25	26	27	合計
件 数	21	1	1	0	1	0	24

2 建議案件の概要一覧表

建 譲 年月日	建 譲 の 内 容	措 置 の 状 況
6. 6. 14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に關し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9. 12. 24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理について問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11. 12. 21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に關し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12. 3. 24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15. 4. 22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
15. 6. 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりますとしている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>
15. 12. 16	<p>証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>
17. 11. 29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するため、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>
17. 11. 29	<p>金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時にを行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。</p>
18. 4. 14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月1日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年1月4日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
18. 4. 21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した(平成 20 年 4 月 1 日施行)。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指數での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。）、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指數の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向</p>	<p>金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制すべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>については、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	
19. 2. 16	<p>平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不公正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制ではなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年8月1日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成21年8月1日発出）。</p>
22. 10. 19	<p>集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 <p>など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。</p> <p>また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成23年4月1日施行）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るために、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。</p>	
23. 2. 8	<p>投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） <p>など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。</p> <p>これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るために、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。</p> <p>なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。</p>	<p>金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された（同法の該当部分は平成 24 年 4 月 1 日から施行された。）。</p>
23. 12. 20	<p>不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。</p> <p>現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。</p> <p>したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようとする金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 24 年 9 月 12 日に公布された（同法の該当部分は平成 25 年 9 月 6 日から施行された。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
25. 3. 29	<p>信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。</p> <p>このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。</p> <p>したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成 25 年 9 月 2 日施行）。</p>
26. 4. 18	<p>集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）のうち適格機関投資家等（1名以上の適格機関投資家及び 49 名以下の適格機関投資家以外の者）を出資者とするもの（いわゆる「プロ向けファンド」）の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 <p>など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。</p> <p>また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 27 年 6 月 3 日に公布、平成 28 年 3 月 1 日から施行された。</p>

3-8 市場のグローバル化への対応状況

1 市場のグローバル化への対応に向けたの取組み

海外証券規制当局

○海外当局による摘発事例

海外当局 発表日 発表した 海外当局	被処分者(処分) の従業員(制裁金)	銘柄名 内部者取引	違反行為 内部者取引
H16.10.21 シガホール MAS	シガホール政 府投資公社 の従業員(制裁金)	株三井住友 ファナンシャル グループ	
H18.8.1 英國FSA	英國ヘンジファンドの GLG Partners LP及びそ の元従業員(制裁金)	株三井住友 ファナンシャル グループ	内部者取引
H18.12.13 香港SFC	クレディスイス(香港)リ ミテッドのトレーダー(懲 戒処分)	生友鋳金属 工業㈱	内部者取引
H23.9.15 香港SFC	香港の投資運営会社の オアンスベネジメント LLC及びその最高経営 責任者(警告处分、制裁 金)	株日本航空	相場操縦 不正行為

(注)上記は証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例である。

○海外規制当局等が主催する国際会議等への参加 ・証券監視委の幹部が国際シンポジウムに参加、講演 を実施

・当局間の協力関係の維持・強化や当面の証券市場を
巡る諸問題について、海外証券規制当局と意見交換を
実施

意見交換・人材交流等

IOSCO

(International
Organization of
Securities Commissions,
証券監督者
国際機構、
昭和49年発足)

証券規制の国際的な調和や
規制当局間の相互協力を目
指して活動する国際的機関。
各国・地域から210機関が加
盟(平成28年3月末現在)。証
券監視委は、平成5年10月に
準会員資格として加盟。

国際的な議論 への参画

IOSCO多国間MOU及び二国間MOU を通じた法執行上必要な情報の交換

金融庁は平成20年2月にIOSCO多国間MOU
に署名。その他、7つの証券規制当局と二国
間MOUを締結。

グローバルに活動する金融機関 海外自主規制機関 国際的な業界団体

(注)IOSCO多国間MOU: Multilateral Memorandum of Understanding (平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み)

証券取引等監視委員会

第8期活動方針 「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」 ○クロスボーダー事案の摘発事例(平成27年度)

告発日	嫌疑者	違反行為
H27.6.2	会社役員	内部者取引
H27.6.15 H27.7.3	石山Gateway Holdings株及び同社役員	偽計及び虚偽有価証券報告書提出
H27.10.23	オリンパス株の協力者	虚偽有価証券報告書提出に係る帮助

○市場のグローバル化への体制整備 らの職員受入れ・短期研修への参加

・国際・情報総括官(次長級)の設置
・国際車両審査官、国際専門調査官等の国際担当職員の配置
・クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取
引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室の設置

○海外規制当局への事務局職員派遣及び海外規制当局か らの職員受入れ・短期研修への参加

・海外規制当局の中・長期派遣
・海外規制当局等が主催する短期研修への参加
・事務局職員がアジアの海外当局に対し、調査手法のアドバイスを
実施
・事務局職員が研修講師を務め、昨今の証券監視委における活動
状況や、市場監視・検査手法等を紹介
意見交換

3－8－2 市場のグローバル化への対応（一覧表）

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

＜告発＞

告発日 (事件番号※)	嫌疑者	違反行為	連携した 主な海外当局
H21. 4. 27 (119号事件)	ジェイ・ブリッジ(株)役員	内部者取引	シンガポール通貨監督庁 (MAS)
H24. 3. 6、H24. 3. 28 (151、155、156号事件)	オリンパス(株)、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	—
H24. 3. 26 (154号事件)	(株)セラーテムテクノロジー及び同社役員	偽計（架空増資）	—
H24. 7. 9、H24. 7. 30、 H24. 9. 19、H24. 10. 5 (158、160、162、163号事件)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	—
H26. 6. 16 (168号事件)	(株)インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出	—
H27. 3. 24 (173号事件)	会社役員	内部者取引	—
H27. 6. 2 (174号事件)	会社役員	内部者取引	—
H27. 6. 15、H27. 7. 3 (175、176号事件)	石山 Gateway Holdings(株)及び同社役員	偽計及び虚偽有価証券報告書提出	—
H27. 10. 23 (177号事件)	オリンパス(株)の協力者	虚偽有価証券報告書提出に係る帮助	—

（※）事件の概要及び公判の状況については、「附属資料3－6－2 告発事件の概要一覧表」参照

＜課徴金納付命令勧告＞

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H26. 9. 5 (H26. 11. 6)	個人	相場操縦	長期国債先物	シンガポール通貨監督庁 (MAS)
H26. 12. 5 (未定)	Areion Asset Management Company Limited	相場操縦	日東電工(株)	香港証券先物取引委員会 (SFC)
H27. 3. 6 (未定)	Select Vantage Inc.	相場操縦	日本海洋掘削(株)等 合計45銘柄	英国金融行為規制機構 (FCA)
H27. 6. 19 (H27. 7. 30)	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	有価証券報告書等の虚偽記載	(株)アゴーラ・ホスピタリティー・グループ	—
H27. 6. 19 (H27. 10. 8)	個人	内部者取引	(株)極楽湯	台湾金融監督管理委員会 (FSC)
H27. 10. 23 (H28. 3. 17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会(FSC) 韓国金融監督院(FSS)
H28. 1. 29 (H28. 3. 4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・エス	米国証券取引委員会 (SEC)
H28. 3. 4 (未定)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	(株)ミクシィ	オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25. 4. 26 (H25. 4. 26)	MRI INTERNATIONAL, INC	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ・金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ・報告徴取命令に対する虚偽の報告 	米国証券取引委員会 (SEC)

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

申立て日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26. 6. 6 (H26. 6. 23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 UAG (適格機関投資家等特例業務届出者)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H26. 7. 3 (H26. 7. 28)	株式会社 Grant 及びその役員等 3名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 Grant 及びその役員等 3名 (金融商品取引業の登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H26. 9. 12 (H26. 10. 22)	株式会社 ESPLUS 及びその役員 1名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 E S P L U S (金融商品取引業の登録等はない)及びその役員 1名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い ・証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H27. 1. 30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 Money Management Strength (適格機関投資家等特例業務届出者)による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 ・証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表 	米国証券取引委員会 (SEC)

2. 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16. 10. 21	シンガポール通貨監督庁 (MAS)	シンガポール政府投資公社の従業員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18. 8. 1	英国金融サービス機構 (FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員 (制裁金)	(株)三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引
H18. 12. 13	香港証券先物委員会 (SFC)	クレディ・スイス (香港) リミテッドのトレーダー (懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23. 9. 15	香港証券先物委員会 (SFC)	香港の投資運用会社のオアシスマネジメント LLC 及びその最高運用責任者 (戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、不正行為

※ 平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネバダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

3-9 平成27年度 主な講演会等の開催状況
—市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み—

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象: 市場参加者(30件)】			
平成27年	4月3日	先物取引被害全国研究会	証券検査の実施状況と最近の指摘事例
	4月27日	関西生産性本部	インサイダー取引を巡る動向—違反事例の傾向—
	5月12日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	5月22日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月28日	日本投資顧問業協会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	5月29日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月2日	資本市場研究会	証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～
	6月8日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	6月11日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月18日	日本投資顧問業協会	資産運用(金融)を考える
	8月4日	日本証券業協会(東京)	システムリスク(情報セキュリティリスク)管理態勢について ～検査官の視点で～
	9月2日	全国信用組合中央協会	証券検査をめぐる最近の動向 ～登録金融機関業務における内部管理態勢～
	10月5日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月14日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	10月15日	第二種金融商品取引業協会	平成27年度検査基本方針と最近の指摘事例
	10月23日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	11月5日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	11月17日	国際銀行協会	Priorities of SESC's Oversight – in relation to Financial Administration Policy–
	11月19日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点
	12月3日	投資信託協会	サイバーセキュリティを中心とした管理態勢について
	12月16日	日本不動産鑑定士協会連合会	証券検査を巡る最近の動向について
平成28年	1月19日	日本証券業協会(東京)	最近の検査結果から見た主な指摘事項について
	1月22日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月1日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月2日	日本証券経済研究所	証券取引等監視委員会の課題 -「金融行政方針」との関連で-
	2月9日	日本証券業協会(東京)	内部管理態勢整備の留意点
	2月10日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月19日	日本証券業協会(東京)	財務の健全性等に必要なリスク管理態勢
	2月23日	日本証券業協会(東京)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	3月22日	第二種金融商品取引業協会	金融商品取引業者検査を巡る最近の動向について (金融商品取引業者に対する検査を中心に)

	開催日	講演等主催者	テーマ
【対象:自主規制機関等(20件)】			
(取引所)			
平成27年	4月15日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月22日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	6月23日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月5日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月27日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	12月9日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
平成28年	2月24日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成27年	4月16日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月17日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月12日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月18日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月1日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月30日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月20日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	証券保管振替機構	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月8日	日本証券クリアリング機構	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月8日	日本監査役協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月17日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	平成28年	2月18日	日本証券業協会
		3月29日	日本監査役協会
【対象:公認会計士(2件)】			
平成28年	1月27日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
	2月3日	日本公認会計士協会	公認会計士に期待される役割-証券取引等監視委員会の観点から-
【対象:弁護士等(2件)】			
平成27年	10月21日	第一東京弁護士会	証券監視委の業務説明
	12月3日	第二東京弁護士会	金融行政方針と市場監視の課題(証券検査を中心に)
【対象:大学・大学院(3件)】			
平成27年	5月21日	慶應義塾大学	証券市場と日本経済
	9月1日	一橋大学法科大学院	証券監視委の業務説明
	10月23日	一橋大学	コーポレート・ガバナンスと監査の役割-市場参加者にとっての重要性-

3-10 平成27年度 各種広報媒体への寄稿
 －市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日	媒 体	テー マ
平成27年	5月25日	日本証券業協会HP 証券業報
	10月26日	日本証券業協会HP 証券業報
平成27年	4月1日	発行市場に対する市場監視について ～第三者割当増資及びIPOを巡る最近の動向～
	4月15日	平成27年度の証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	4月30日	最近の課徴金納付命令勧告の概要について(27年1～3月分)
	5月13日	平成26年度における開示規制違反に関する課徴金納付命令勧告の状況について
	5月27日	大航海時代と「ハコ企業」
	6月10日	平成26年度における国際取引等調査に基づく課徴金納付命令勧告事案について
	7月1日	「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について
	7月29日	平成26年度の証券検査の状況について
	8月12日	最近の課徴金納付命令勧告の概要について(27年4～7月分)
	8月26日	最近の開示検査で把握された事案の傾向について
	9月9日	最近の証券取引等監視委員会による告発状況について
	9月30日	金融行政方針における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化
	10月7日	平成26年度における情報受付及び取引審査等の実績について
	10月21日	金融商品取引業者等に対する証券検査における指摘事例集について
	11月4日	最近の課徴金納付命令勧告の概要について(27年8～10月分)
	11月18日	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
	12月9日	証券取引等監視委員会の近畿財務局・日本取引所での開催
	12月16日	最近の証券取引等監視委員会による告発状況について(27年9月～12月上旬)
平成28年	1月13日	最近の資本市場における当局の課題について
	1月20日	証券検査における最近の主な勧告・指摘について
	2月24日	アーツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	3月3日	最近の取引調査に基づく勧告について
	3月24日	最近の取引調査に基づく勧告について

掲載日		媒 体	テー マ
平成27年	4月6日	週刊金融財政事情	無登録業者等に対する金商法192条申立ての実施状況報告
	12月14日		市場監視における課徴金制度の活用
平成28年	2月15日		金融商品取引法における課徴金納付命令勧告事案の傾向
平成27年	10月25日	旬刊商事法務	海外事業展開とインサイダー取引—未然防止策を中心として—
平成28年	3月25日		インサイダー取引規制における「情報伝達・取引推奨規制」の適用
平成27年	12月1日 (12月号)	月刊監査研究	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成28年	1月1日 (1月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	1月1日 (1月号)	会計・監査ジャーナル	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	2月1日 (2月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	1月4日	週刊経営財務	開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	2月25日 (2月号)	月刊監査役	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	3月25日 (3月号)		開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成27年	12月25日 (1月号)	月刊日本行政	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
平成28年	2月10日	旬刊経理情報	開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成27年	11月20日 (11月号)	日本取締役協会 Board Room Review	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について
平成28年	3月20日 (3月号)		不公正取引に関する課徴金事例集の公表について

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日	媒 体	テー マ
平成27年	4月1日	最近の不公正取引事案に係る課徴金納付命令勧告について
	5月1日	平成26年度における開示規制違反に関する課徴金納付命令勧告の状況について
	6月1日	平成26年度の犯則事件の告発状況と捜査機関との連携について
	7月1日	「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について
	8月3日	平成26年度の情報受付及び取引審査の実績について
	9月1日	平成26年度の証券検査の状況について
	10月1日	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
	11月2日	最近の不公正取引事案(国際取引等調査結果に基づくもの)に係る課徴金納付命令勧告について
	12月1日	開示規制違反に係る課徴金事例集について
平成28年	1月4日	最近の犯則事件の告発状況(平成27年4月～12月)について
	2月22日	アーツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	3月1日	最近の取引調査に基づく勧告について
	3月22日	最近の取引調査に基づく勧告について
	3月30日	最近の取引調査に基づく勧告について

一般投資家等からの情報の受付について

～皆様からの情報提供が、市場を守ります！～

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

〔提供いただきたい情報の例〕

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報 など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先 など)
- ・上場会社の内部統制の問題 など

金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題 など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定 など) など

その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集め など)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループ など) など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気づきの情報がありましたら、こちらまでお寄せください。

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話：0570-00-3581(ナビダイヤル)

※一部のIP電話等からは03-3581-9909(情報提供窓口直通)

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

年金運用ホットラインでの情報受付について

～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕

・投資一任業者における疑わしい運用等の情報

(例) 相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合

・年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報

(例) 年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合

・年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報

(例) 誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合

(例) 年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合

(例) 運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合

・契約や説明を遵守しない運用に関する情報

(例) 実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合

(例) 運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合

(例) 投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報提供窓口で受け付けております。）。
- ・情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
- ・特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

○直通電話：03-3506-6627

○電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩する事がないよう、セキュリティーには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等は行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介しております。

(参考1) 匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報提供窓口で歓迎します。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

○直通電話：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※一部のIP電話等は03-3581-9909

○FAX：03-5251-2136

○インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

(参考2) 公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、労働者が公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

○直通電話：03-3581-9854

○FAX：03-5251-2198

○インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会(以下「当委員会」という。)では、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等)の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

《公益通報窓口で受け付ける通報について》

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であること。
(当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。)
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報提供窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者でない場合などには、情報提供窓口に情報提供をお願いいたします。

(証券取引等監視委員会情報提供窓口)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口

電話番号: 0570-00-3581(ナビダイヤル)

※一部のIP電話等は03-3581-9909

FAX: 03-5251-2136

《公益通報にあたってのご注意》

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的な事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させて頂きます。

3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。
4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報提供窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。
5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

«通報及び相談窓口について»

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuhoh.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

受付時間 午前9時30分～午後6時15分まで

平成 25 年 10 月 24 日
平成 27 年 3 月 23 日更新
証券取引等監視委員会

～証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての最近の事例～

- 金融庁・証券取引等監視委員会では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているところですが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられています。

○証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。
○証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。A という機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。
○未公開株の購入に当たり、B 社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。
○未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅捜索する」といった内容の電話を受けた。
○C 社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「C 社は安全な会社である」旨の電話を受けた。
(注) 未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

- また、上記の未公開株に関する電話のほか、証券取引等監視委員会の職員を名乗る者から、会社の社員名簿を郵送で提出してほしいといった内容の電話を受けた（直接訪問して証票の提示や調査の根拠法令等の説明等は行っていない）、といった情報が寄せられています（平成 27 年 3 月 23 日追記）。
- 証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行なうことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供をお願いいたします。

＜証券取引等監視委員会 情報提供窓口＞

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※一部のIP電話等からは03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

インターネットによる情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>